

第三章 戸長役場と千歳村の行財政

第一節 郡区町村制と戸長役場

明治政府は、大小区制の下、町村統治を行っていたが、旧和人の名主が副戸長や村用係を務め、依然村落共同体の性格を保持していた。彼らは村民総代として村の首長で、その選出主体は村民集会であった。全国的にも区戸長と町方、村方の間に対立が生じ「人民の利害」を反映できず、そのため区町村会への要求が各地で起きた。

大小区制の下で町村人民の惣集会・寄合は公の機関としての機能は否認されてきたが、なお事実上、町村の議決機関であり、区戸長との対立はまぬがれないものになっており、政府は新しい制度の改革が余儀なくされていた（鈴江英一「明治初期北海道における町村統治制度の形成 一」）。

明治十一年（一八七八）年七月二十二日、太政官布告をもって明治政府は「郡区町村編制法」、「府県会規則」、「地方税規則」の三新法を制定した。郡に郡長、区に区長、町村には戸長が置かれるようになった。さらに十三年四月には「区長村会法」の成立を見た。

「郡区町村編制法」により大小区制は廃止となり、郡、町村制の復活となったが、町村は行政区画であると同時に自治団体となった。「地方税規則」はこれまで各地でばらばらであった府県税、民費など諸税を地方税とし、区町村費については町村協議費として地方税より分離させたのである。また、「区町村会法」は町村議決機関に法的保護を与えることよって公共的性格を明確にさせ、町村財政の統制を図ろうとするものであった（堀江敏夫「郡区町村制の編成」）。これはその後の日本の地方行政制度の基礎となるものである。

しかし、太政官は地方三新法のうち開拓使管内へは「郡区町村編制法」のみの施行を許可し、「府県会規則」、「地方税法」の適用は見送られた。十二年七月二十三日、開拓使は「郡区町村編制法」により、道内の大小区を廃し、郡区町村を編制した。

従来の区戸長を廃止し、九〇郡区八二六町村が設定された。人口の多い札幌・函館両区役所の外、石狩・室蘭・勇払・浦河などの一九郡役所、一三六の戸長役場を設けることとし、翌十三年に開庁した。

胆振国では室蘭・虻田・有珠・幌別の四郡の郡役所を室蘭に、苫小牧には勇払外五郡（白老・千歳・沙流・新冠・静内）の郡役所を置き、さらにもその下に、勇払郡には樽前村外一五ヶ村戸長役場を、白老郡に敷生村外二ヶ村戸長役場、千歳郡千歳村外五ヶ村戸長役場、沙流郡佐留太村外一七ヶ村戸長役場、静内郡は現在の静内にしもげはう下下方外一五ヶ村と、新冠郡大狩部村外一〇ヶ村の戸長役場が置かれた。

こうして町村の行政は、開拓使から任命された戸長・副戸長と町村の資産家から選挙で選ばれた総代人が当たる戸長役場制度が確立した。

郡は行政区画であり、郡長は官吏で開拓使本支庁長官の下にあって「法律命令ヲ郡内ニ施行シ一部ノ事務ヲ総理ス」る開拓使の末端機関であった。郡長の下には補助機関として郡書記を置いていた（鈴江「明治初期北海道における町村統治制度の形成 一」）。郡長には一八項目の処分条項と四八項目におよぶ特別委任条項が付加されていた。

勇払外五郡郡役所

明治十三年三月一日、勇払外五郡郡役所は開庁されることになった。開拓使は、十三年二月、郡区役所の開設日を次のとおり定め布達した。

達甲第九号

当庁管内郡区役所本年三月一日ヨリ開庁候条此旨布達候事

札幌本庁

明治十三年二月九日 開拓使大書記官 調所広丈（部下達書録達申）。

同年二月十三日、開拓使は、郡長・郡書記を発令した。勇払外五郡郡長は山崎清躬が発令されたが札幌区長との兼務であった。同郡役所の専任書記として小原惣次郎が発令されている。

開設当時の勇払外五郡郡役所について開拓使年報に次のようにある。

勇払郡役所ハ明治十三年三月一日ノ開庁ニシテ郡長並書記等多クハ札幌区役所ヨリ兼テ其専任スルモノ書記老名戸長五名村用係五名雇式名総計拾三名トス然シテ開庁以来事務最モ繁劇ナリト雖モ設置日尚浅ク将来増減ノ如何ヲ予知スル能葉サルナリ今姑ク本年六月三十日ノ現員を掲クル左ノ如シ

開庁当時は専任書記一名と郡雇がいただけであった。開拓使の諸布達、郡役所としての管内諸達の周知、引継書類の整理、郡役所の処分心得による名称の変更などが主な仕事だった。

十三年四月一日、郡長山崎清躬と勇払郡旧副区長諏訪数馬との事務引継ぎが行われた。翌十四年勇払外五郡郡長として

開拓使八等属 服部尚春、任開拓使勇払白老千歳沙流新冠静内郡長、
月俸金三拾円給与候事

明治十四年一月四日 （札幌県官吏履歴書 服部尚春）

の発令があり、郡役所もようやく軌道に乗ることになる。

勇払外五郡役所は当初旧区務所を使用していたが、十四年九月には郡役所を苫小牧村に新築している。

千歳郡各村戸長役場の設置

札幌区長兼石狩ほか一三郡長の山崎清躬は各郡区の「戸長人選書」を同二月二十五日次のように提出していた。

達甲第十三号

当管下町村戸長別紙ノ通配置候條此旨布達候事

札幌本庁

明治十三年二月九日

開拓大書記官 調所広丈

(別紙)

白老郡

各村

右へ戸長一人

勇払郡

各村

右へ戸長一人

各町村戸長の「事務扱所ハ戸長役場ト称スヘキ」（開拓使達・第一四号）と、戸長の執務場所を「戸長役場」と呼称することとなり、行政上北海道庁（本庁）一郡役所・区役所一町村戸長役場の機構が系列化された。

千歳郡は、千歳村、蘭越村、烏柵舞村、長都村、漁村、島松村の六つの村の戸長役場が千歳村に置かれた。戸長役場は、明治三十三年以降町村の状況により順次施行される一・二級町村制がほぼ全道に及ぶ大正期末まで残存し続けた。

同年七月、開拓使により「戸長職務概目」が定められ、戸長の職務が明確化された。三新法当初の戸長は民選とすることで、地方に一定の自治を認めたが、北海道においてはすべて官選によるものであった。

第十四号 本支庁

郡長以下職制別紙ノ通相定候条此旨相達候事

明治十二年七月二十三日

開拓長官 黒田 清隆

別紙

① 布告布達ヲ町村内ニ示ス事

- ② 地租及諸税ヲ取纏上納スル事
 - ③ 戸籍ノ事
 - ④ 徴兵下調ノ事
 - ⑤ 地所建物船舶質入書入並売買ニ奥書加印ノ事
 - ⑥ 地券台帳ノ事
 - ⑦ 迷子捨児及行旅病人変死人其他事変アルトキハ警察官ニ報知ノ事
 - ⑧ 天災又ハ非常ノ難ニ遭目下窮迫者ヲ具状スル事
 - ⑨ 孝子節婦其他篤行者ヲ具状スル事
 - ⑩ 町村ノ幼童就学勧誘ノ事
 - ⑪ 町村内ノ人民印影簿ヲ整置スル事
 - ⑫ 諸帳簿保存管守ノ事
 - ⑬ 河港道路堤防橋梁其他修繕保存スヘキ物ニ就キ利害ヲ具状スル事
- 右ノ外本支庁長官又ハ郡区長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令ニ依リ従事スヘキ事
- 其他町村限り道路橋梁木用悪水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ以テ支弁スル事
件ヲ幹理スルハ此ニ掲ル所ノ限ニアラス

(大蔵省『開拓使布令類聚』上編)

全道戸長の職務体系がはじめて統一され、全道各地いづれにおいても統一した事務処理が行われることになった。

戸長の職務の中心は国や開拓使などの委託事務であり、町村が住民のために行う独自の業務は但し書きのなかに触れられているに過ぎなかった。

さらに同年十一月十九日には「本年第十四号達ニ付処分方左ノ件々相心得ヘシ」(開拓使本使達第二十二号 明治十二年)と戸長職務概目による処分心得について次のように通達した。

(略)

- 一、各町村戸長事務扱所ハ戸長役場ト称スヘシ但戸長役場ハ其町村ノ便宜ニ依リ私宅ニ於テ事務ヲ取扱モ妨ケナシ
- 一、戸長役場ニ於テ地所建物船舶等質入書入並売買等公証ノ節奥書加印ハ戸長実印ヲ用ヒ割印ハ役所ノ印ヲ用フヘシ但右ノ場合ニ於テ町村戸長ニテ自分所有ノ地所建物船舶等質入書入及売買セントスル時ハ戸長次席ノ役ヲ勤メルモノ筆生等ニ取扱ハセ公証ノ割印ハ戸長役場ノ印ヲ用ヒ其由ヲ割印帳ニ登録シ置ヘシ
- 一、戸長役場ノ印ハ方一寸ト定其管理スル町村名ヲ列記シ該郡役所ニテ調製付与ノ上印影可届出但管理スル町村数多ナル者ハ一郡内町村ヲ束テ一、二、三ノ称ヲ付シ何郡第何組戸長役場印ト彫刻スルモ妨ケナシ
- 一、戸長ニ付随スル筆生又ハ手伝人等ヲ雇時ハ郡区長ノ許可ヲ得戸長ニ於テ申付ル者トス
- 一、戸長病氣忌引又ハ旅行等ニテ不動ノ節ハ筆生又ハ手伝人ヲ以其職務ヲ取扱ハシムルヲ得ヘシ筆生等ヲ置サルケ所ハ隣村戸長ヲシテ取扱シムルモ妨ナシ

(大蔵省『開拓使布令類聚』上編)

戸長役場時代の財政は、戸長や書記など吏員の給料、旅費、雑費、役場維持費等については道庁(札幌県)が地方費(地方税)から支出したが、それ以外の会議費、教育費、衛生費、土木費など町村固有の支出は区町村協議費として、戸長が管轄する各町村が負担するものとされてきた(『新共和町史』)。

これに対する収入は、他県から移住して三年未満のものを除き、居住するものについて住民への戸数割による賦課や地方費からの補助金、寄付金、町村財産から生じた収入などが充てられた。この町村費(協議費)の予算や決算、住民への賦課など戸長からの諮問に対し、協議・議決すること

とが総代人の最も重要な職務だった。

初代戸長 石山専蔵

明治十一年（一八七八）年七月に出された郡区町村編成法に伴い、十二年十月十五日、従前の大小区に付随する戸長、副戸長は廃止となった。これより先に、郡や諸村を統括する郡長、戸長の職制が七月二十三日に定められた（『新札幌市史』第二巻通史二）。翌十三年三月一日、千歳郡千歳村に初めて戸長役場が開設され、戸長が置かれることになった。

新戸長任命に先立つ人選について、道立文書館に所蔵されている「戸長進退録」には、次のような郡長山崎清躬からの上申があったことが残っている。

戸長人選書

旧総代

札幌市街東創成町以東 綱島 右源太

右戸長 月給八円

旧副戸長

月給七円

札幌市街西創成川以西 中川 和吉

右戸長月給八円

旧総代

千歳郡各村 石山 専蔵

右戸長月給七円

旧総代

勇払郡各村 碓谷仁三郎

右戸長月給九円

白老郡各村 旧副戸長

右戸長月給 円 村田 松蔵

（後略）

いずれも副戸長、総代が戸長に任命され、二月二十八日付で右の各戸長が発令となった（『増補』）。石山専蔵はそのまま拝命したが、碓谷仁三郎は勇払郡各村戸長を引き受けなかった。戸長人選に当たり、従来の総代や行政経験者を、本人の内諾を得ずに発令したため、勇払郡各村戸長は一月遅れ、四月六日白老郡の村田松蔵が転じて勇払郡各村戸長になり、白老郡戸長の後任は旧漁場持野口又蔵が任命された。村田は室蘭郡副戸長を勤めたことがあった。

新任の各戸長は履歴明細短冊を提出しているが、石山専蔵のは次のようである。

明治八年十月四日千歳郡副総代拜命月俸金三円

同十年十月廿九日千歳郡総代拜命月俸金五円

明治十三年二月二十八日千歳郡各村戸長被為命但月俸金七円同三月三日拜命

開拓使胆振国千歳郡各村戸長准等外三等

開拓使胆振国千歳郡廿五番地平民

石山 専蔵

弘化元年申辰三月生

小印

大印

この明細短冊の記述から、二月二十八日付けの辞令がいったん苫小牧村の勇払郡役所まで送られ、実際に専蔵が辞令を受け取ったのが三月三日であったことが察せられる。

初代戸長となった石山専蔵はどのような人物であったか。石山専蔵は、弘化元（一八四四）年、松前町福山生府町六三番地で商業を営んでいた石山與市、とりの長男として生まれた。幼少の頃から栖原家と並び称される松前の豪商伊達林右衛門のもとで奉公している（写真3-1）。



写真3-1 初代戸長 石山専蔵

伊達家は、寛政五（一七九三）年、福山に店を開き、漁業、回船を業とする。寛政十一年、幕府が蝦夷島を直轄してから重用され、文化七（一八一〇）年、樺太の漁場請負人となる。文化十一年、蝦夷地の事に出精勤勞せし功を以て、松前河原町に屋敷地四六〇坪を賜っている。

伊達家は福山有数の豪商となり、天保十二（一八四一）年、択捉島の漁場請負人になる。弘化二（一八四五）年、浜益、増毛に新たな漁場を拓き、後に増毛―浜益山道及び濃昼―厚田山道を開いている。

石山専蔵は、数年を経て伊達家の家政改革で漁場を一時栖原家に託したのを機に伊達家を辞し、福山の豪商山田文右衛門に仕える。明治四年頃、二〇代後半単身千歳の会所に来て、地元支配人を任される。

山田文右衛門が漁場持として勇払・苫小牧・千歳の各駅通を一手に掌握していたが、山口安五郎が文右衛門に代る現地の責任者であった。八年、文右衛門が北海道における経営の一切から手を引くことになり、千歳村駅通はこれまでの現地支配人である石山専蔵に委譲されることにいたっている。

山田文右衛門儀駅通取扱差免候ニ付千年勇払両郡駅ニ左之者共ニ取扱申付
可然哉辞令案并方法書取調相伺候也

明治八年四月七日

辞令案

植田 甚蔵

当分苫小牧駅通取扱申付之事

但為御手当壹ヶ月金六円宛被下候事

明治八年四月七日 民事局

当分勇払村前同断 西川 健助

但前同断

当分千歳村同断 石山 専蔵

但前同断

当分嶋松村前同断 山口 安五郎

但前同断

（萬覚留）

石山は、千歳村駅通取扱人になり一ヶ月六円の手当が支給された。これには駅通運営の経費が含まれており、『開拓使事業報告第四編』によると、明治八（一八七五）年の千歳駅通の経費は本来五拾四円であった。これはこの引継ぎには山田文右衛門が樺太へ漁場拡大した際の開拓使への借金が残されており、後任の取扱人たちは駅通とその付属品を引継代価として報酬の中から年賦返済することが条件となっていたためである（『恵庭市史』）。

その後、八年に千歳郡の副総代となった石山専蔵は、駅通取扱人を辞める。九年に駅通取扱人を仁保耕雲に引き継ぐ。だが、一年しか続かず、十年には帳場であった高野正造が引き受けている。石山専蔵が戸長となった十三年、「専蔵は四月になって駅通を高野正造から引き継ぐはめになり」（増補）とあるように再度駅通取扱人になっている。石山が「近來内事難止事情出来」を理由に辞任を願ったのは十三年十月である。この駅通取扱人に転任した事情が戸長辞任の理由であろう。

二十五年頃、専蔵は稚内に移住している。『北海禁酒会雑誌 護国之楯』第四二号（明治二十五年十月二十四日）に

千歳部会二十五年中運動一斑

八月総会を兼ね部長石山専蔵氏宗谷郡へ転任に付き其送別会を会員山口氏方に開きとある。

二代目戸長 秦一明

石山専蔵の辞任に伴い、秦一明が二代目千歳郡各村戸長に任命されるのが明治十三年十月二十八日のことである。

その添書としての勇払外五郡郡長山崎清躬の十月二十日付け上申書は同時に後任に秦一明を推している。

明治十三年十月廿八日

千歳郡各村戸長拜命

月俸金七円

(朱書) 十四年六月二日准等外二等月俸八円

(右記の下端に)

開拓使胆振国千歳郡各村戸長准等外三等

開拓使胆振国千歳郡千歳村拾九番地同居

渡島国亀田郡鍛冶村五十一番地平民秦一明印

文政十一年二月生

秦一明について、その事跡は定かではなかった。しかし、長見義三や千歳小学校『開校百年記念誌 足あと百年 未来につづく』の編さんに携わった三好憲彦らの調査によって秦一明が箱館戦争で活躍した官軍の函衛隊隊長秦斗鬼三と同一人物だったことが突き止められた(三好憲彦「秦さんのこと」)。

秦一明は十三年四月に小樽で退官する。五三歳である。伝えに依れば彼は漁村に移り住む。この頃千歳郡漁村は、千歳の戸長役場の管轄下であった。漁村で旅宿をしていた塩谷栄作の妻かねは秦一明の二女であった。栄

作は元函衛隊々員であり、かつて一明の部下であった。支笏湖の丸駒温泉を最初に経営したと言われ、この温泉の名も彼の屋号である円の中に駒の字をいれたマル駒からきている。

翌十四年の明治天皇巡幸の宿泊所(行在所)が千歳村と決まり、戸長役場は巡幸関係の事務が忙しくなっていた。しかも石山は郵便局の仕事も抱えていた。石山は、開拓使、税関などで行政実務の経験が豊富で、人物も確かな秦一明こそ戸長には適任と考え、職を辞したと考えられる(長見義三「千歳開基の頃・秦一明」)。

十八年「札幌県履歴書」にある一明自筆の履歴書に戸長就任以前の部分が記されている(「北海道所蔵公文書件名目録三」〇八六一七)。

これによると、秦斗鬼三は文久十一年、伊予国新居郡檜木村(現愛媛県西条市)に生まれ、明治元年から二年にかけ官軍の新兵隊長として箱館戦争に従軍している。元年十月、榎本軍の来襲を受け清水谷知事に随行して青森へ渡海。翌二年四月には榎本軍討伐のため上磯泉沢に渡り、矢不來、七重、亀田などに転戦した。戦後、函衛隊隊長、開拓使少主典。四年、「斗鬼三」を「一明」に改名した。

六年、一明の属した砲兵隊は開拓使から陸軍省に移管換えになり、陸軍砲兵部隊となった。この年、爾志郡熊石村近傍の漁民が開拓使による新税制に反対し強訴、江差・福山の漁民にも波及し、暴徒化した福山紛擾を起こしているが、一明はこの鎮圧に出動している。

翌年二月五日、依願免本官。六年あまりにわたった軍務生活に終わりを告げた。八年、函館税関に奉職(大監吏申付)、十三年四月二十六日に「依願免本官」している。この時、一明五二歳。千歳村二代目戸長に就任する六ヵ月前のことである。

明治天皇巡幸

明治十五年の開拓使十カ年計画が終了するに先立つ十四年、その間の業績を明治天皇の高覧に供するため、黒田清隆長官は巡幸を内請していた。その二、三年前から天皇宿泊所に充てるため豊平館の建設など準備を進めていた。一行の供奉に北白川宮能久親王、有栖川宮熾仁親王、大隈・大木・黒田参議、徳大寺宮内卿などがあたり、十四年七月三十日東京を出発、八月二十九日青森から小樽に向ったが、荒天のため入港が遅れた。小樽御視察は取りやめとなり、三十日夜列車で札幌に到着し、行在所の豊平館に入った。

翌三十一日、最初に開拓使本庁を視察し黒田長官から北海道開拓事業の説明を受けた後、蒸気木挽場、製粉場などを巡覧し、さらに紡織所、麦酒製造所を経て、苗穂・札幌村で農業作業、勸業試験場で実況を視察している。九月一日には真駒内牧場に向かい、ついで山鼻村で屯田兵農業従事の状態、山鼻学校、札幌農学校で生徒の理化学の実験などを視察している。

天皇は二日に札幌を出発し、千歳で一泊した後、白老、室蘭に向かい函館から青森に向け離道する予定であった。宿泊所となった千歳では、御巡幸を迎えるに先立つて八月五日、各村の世話方が決められた。

千歳郡島松村 鈴木 善吉
 漁村 村上芳三郎
 千歳村 三海 安治
 本間 熊吉

千歳駅お泊り行在所は、新保鉄蔵宅東南に新しく官設され、渡り廊下で新保宅と連絡されていた

巡行当時、戸長役場は、戸長の秦一明と小使のアイヌ民族の鳥井志有四

郎の二人であった。巡幸一行は約八〇〇人、馬匹数一〇〇頭を一寒村千歳に迎えることは大事件であったことは容易に想像できる。開拓使は巡幸道筋の道路、橋梁の整備を期し、途中村落の資料集めに苦労している。

当時の千歳村の村勢を十四年六月二十日、戸長秦一明は次のように報告している。

御宿泊所

千歳村地形景色

千歳村ハ山林溪間ノ平地形ニシテ西北ニ街道ヲ通シ西南ヨリ出テ東北ニ流ル、川アリ此ノ川源ハ周囲十八里湖水ナリ北ノ湖水ノ西北ニ温泉アリ古来ヨリ旧土人ノ病有ル者ハ是レニ浴シテ必ズ治ス当時ハ近国ノ郡村民来テ湯治スルモノ多シ又川産物ハ鮭鱒夥多ナレドモ禁止中ナリ其他芹ワサビノ類多シ凍中ニ収穫ス紫根アレ共取ルモノナシ由緒アル名所古跡ハナシ

同村戸数人口

一 戸数 四拾八軒 内 壱戸村社 二戸明家

一 人口 二百八人 内 男百二十一人 女 八十七人

同村耕地反別

一 耕地 七丁余

同村牛馬頭数

一 牛 無之

一 馬 二百壹頭 内 牝百十六頭 牡八十五頭

同村陸川出産物

一 川産物 無之

陸産物	一	陸産物							
椎茸	五百斤								
蕎麦	壱石								
大豆	八石								
蜀黍	二石								
小豆	壱石								
馬鈴薯	九石								
蘿蔔	六千本								
南瓜	二百顆								
麻	七十ノ目								
狐	二十頭								
狼	二頭								
熊	十頭								
獺	二十頭								
		同村道路橋梁大小破修繕調							
一 道路損所	無之								
一 橋梁	大小破二ヶ所								
		漁村千歳間二字ホン長都大破一ヶ所							
		千歳村橋							
		小破一ヶ所							
駅名	人足馬	乗鞍							荷馬車
胆振国千歳郡	五拾人	六十疋	乗鞍	ナシ					壱輛
島松村同駅	五拾人	六十疋	乗鞍	六十背					三輛
同国 同郡	五拾人	六十疋	乗鞍	六十背					
千歳村千歳駅	五拾人	六十疋	乗鞍	六十背					

右之通相違無之候也

十四年六月廿日

秦 一 明

秦は、同年六月頃より巡幸の諸準備打ち合わせのため勇払郡役所に度々出張している。

開拓使は、巡幸関係施設について次のような指示をしている。

胆振国千歳郡

千歳駅 御泊 新保 鉄蔵

一 御坐所并御湯殿御廁共モジ張障子立入ノ事

一 玉座新キ建繼総テ絵図面ノ通御湯殿御廁共同断

一 外構板塀御門一ヶ所両開ニ出来ノ事

一 二階上座敷三間共造作向取付尺建具共仕足入ノ事

一 物置繩結ニテ屋根薄柳葺ニテ出来其他行在所有合セノ物置所用ノ事

開拓使は吏員を派遣し、順路の宿場に品々を用意した。漁村と千歳村は重松卓弥が担当した。

千歳駅御泊

重松 卓弥

(朱書)

(朱書)

器械通送分 数 据付品 数

小燭台 百三十九本 笹折 千弍百

上等布団 十四組 蠟燭 三百本

同茶器 五組 手桶 弍十

下等夜具 四拾五組 柄杓 弍十

立枕 百拾四人前 風呂桶 三十

蚊帳 九拾三張 マッチ 八タース

フランケット 拾七枚 草履 三十六疋

ブリキタライ 百ヶ 氷 弍百斤

蠟燭立	八十本	砂糖	三升
茶盆	四十		
灰吹	四十		
茶碗	五百		
土瓶	五十		

右の表中「器械通送分」とあるのは、次の御宿泊所、白老に輸送するものであった。据付品は後に千歳で払い下げたものであり、この一部は千歳郡各村戸長役場が用意したものであった。

分宿予定表によると、新保鉄蔵四拾人、石井作造五拾人、笠井忠三郎三拾人、永井孫市十人、新保清次郎十人、三海安治十五人と、それぞれが宿泊とその賄いを引き受けるようになっていた。

民家に分宿した以外の下級供奉員用の仮設宿舎がママチ川手前の道の両側に建てられた。

『御巡幸謹誌』によると、九月二日は晴天であった。

九月二日(晴)

四時二十分御泊行在所同郡千歳駅新保鉄蔵宅御着警部六名、巡查四十名

行在所及駅

内外ヲ警護ス。(略)

当日、秦戸長、石山専蔵らと、アイヌ系の人々合わせて六〇人ほどが、学田の坂(現在の国道36号の北栄の坂)下に正坐^{せいざ}して巡幸を迎えた。

九月三日

新保鉄蔵へ御泊行在所御用相勤メシニヨリ金三円下賜アリ 午前七時御發
警御先導及御行列供奉警部巡查ノ警衛等昨日ノ如シ

三日は、行在所から美々に向かう新保向かいの坂の上で見送りをした。明治天皇は、苦小牧を経て白老行在所に入っている。四日には幌別を経

由して室蘭に入り、翌五日には迅鯨艦に乗り、噴火湾を航行して森港に上陸している(『新北海道史』第三巻通説二)。

鳥井志有四郎は、後の昭和五年、巡幸五〇周年記念に、「報恩碑」を蘭越に建てたが、そのとき、志有四郎は七七歳だった。

戸長役場の役割

三県時代に入り、勇払外五郡役所は札幌県に属し、札幌県令の下におかれた。しかし、郡区役所以下の行政機関は廃使置県となっても、郡区長職制、委任条項などの変化はなく、開拓使制定のとおりだった。

明治十五年三月には勇払外五郡役所は郡長の下に庶務科、租税科、出納科、戸籍科の四科を置き、それぞれの郡書記、郡雇をこれにあて事務を行っており、郡長一名、郡書記四名、郡雇三名で計八名の郡役職員がいた。

千歳郡各村戸長役場へは勇払郡役所吏員が事務連絡のため出張した。十五年三月二十日現在の勇払郡役所の事務担当者は次の文書のとおりである。

郡書記以下事務分掌之件

郡書記齊藤皓、同菅野義実庶務科二、同高田徳司租税科兼出納科二、同三橋直昌庶務科兼戸籍科二、三月廿日文掌ヲ定ム

郡雇金須保之助出納科兼租税科二、同長島馬三郎、同碓谷仁三郎庶務科二、

三月廿日分掌ヲ定ム

右之通

(札幌県『札幌県治類典』郡町村関係 明治十五年)

同郡の記録によれば、郡書記三橋直昌は郡務につき同年十二月一日千歳郡へ出張、翌二日に帰庁。翌十六年にも三橋は三月十日から十二日まで、また三月十七日から十九日まで千歳出張、郡書記大脇欣二も、同年三月三十一日までと、また別に翌四月二十七日から二十八日まで千歳に出張して

いる。

さらに十七年になると、勇払外五郡郡役所に学務科、勸業科の二科を増やし、新しい制度として丈量員（測量技師）を一名置き、六科一員、六戸長となり、人員も一三名と大幅な増員となった（堀江敏夫『郡区町村制』の編成）。

郡書記は、請願諸届などを、出張先の戸長役場で受け取っているらしく、十六年二月中、勇払郡役所の取扱事務のうち、千歳郡関係の処分済みの件はつぎのとおりであった。

- 一 他郡役所へ照会 壹件
- 一 車馬往来停止 壹件
- 一 娼妓廃業届 壹件
- 一 御売廃業届 貳件
- 一 酒造機械開絨封願 八件
- 一 酒類造石検査願 貳拾件
- 一 牛馬売買廃業届 壹件
- 一 仲買商営業願 壹件
- 一 炭焼営業願 三件
- 一 酒類醸造廃業届 壹件
- 一 小売商廃業届 壹件
- 一 有害鳥獣獲殺届 壹件

十九年に三県一局は廃止となり、三県は再び統合されて北海道庁となった（『増補』）。函館、根室に両支庁を設置したが、三県時代と異なるところがなく、同年十二月に官制改正を行い、両支庁を廃した。

二十年六月には勇払外五郡役所において沙流、新冠、静内の日高三郡は浦川外十郡役所に移され、勇払郡役所は勇払、白老、千歳の三郡だけを管

轄する勇払外二郡役所となった。

二代目戸長の死

戸長秦一明は、明治十七年八月一日、病重く、札幌病院に運ばれ入院したが、一週後の同月八日（千歳第一霊園にある墓碑では九日）そこで息を引き取った。現役のままの戸長の死去により、後任選任が難航した。

当時、勇払外五郡長の服部尚春は札幌にあり、その代理の大脇書記が札幌県令あてに、戸長印章そのほかの重要諸帳簿取調べのために御用係佐藤辰之助に千歳出張を命じ、また戸長後任が決まるまで、千歳郡各村戸長役場の事務は勇払郡役所が執ると報告している。しかしこれに対し、札幌県令調所広丈は、郡役所の干渉すべき限りでないと指令したが、当時千歳郡各村戸長役場には「用係又は筆生」が居なかった。大脇勇払郡書記は郡書記用係のうちから兼務させてはどうかがつている。

札幌県小寺庶務課長は、同年八月十六日、大脇書記に、さしあたり郡役所雇などから用係、筆生の勤まる者を選び任命して差支えがなく、また専任、兼務を論ぜず、戸長適任者があれば上申するよう回答した。しかし、郡区吏のうちから選ぶときは、郡書記に限り用係兼務にはなれないとし、また用係筆生は本来戸長推薦の者を郡長が任命するのであるが、戸長欠員ときは、次の太政官通達のように郡長が直接任命して差し支えがない旨、申し添えていた。

第四拾壹号 府県 沖繩県ヲ除ク

戸長ハ府知事県令之ヲ撰任ス但町村人民ヲシテ三人乃至五人ヲ選挙セシメ府知事県令其中ニ就テ撰任スルコトヲ得ヘシ此旨相達候事

明治十七年五月七日

十七年八月八日、戸長欠員の間、石山専蔵が千歳郡各村村用係を命じら

太政大臣三条 實美

れている。

村用係の在職期間は、新保家に保存されていた専蔵自筆の次の書き損じ文書により、一明の死から十七年十月三十一日の間であることが分かる。

仕出

一金式十銭

但シ明治十七年十月分筆墨料

右仕出候也

千歳郡各村々用係

十七年十月三十一日

石山 専蔵

千歳郡長服尚

宛名の服部尚春の「部」の字を抜かして書いたことに気づき「春」の字を書きかけて、この文書を捨て、書き改めたらしい（『増補』）。

三代目戸長 太尾長祥

秦一明の死後、三代目戸長に静内郡各村戸長太尾長祥が任命されたのは明治十七年十一月十二日と考えられる。それは太尾の後任として静内郡各村戸長に勇払郡役所の雇原条新次郎が採用されたのがこの日であったからである（『増補』）。

明治十六年当時の総代人および総代人の審議する千歳郡の各村連合協議費について次の表がある。

表3-1のうち「内免除」は戸数割による協議費の負担免除を意味するものである。当時医療について千歳は苫小牧の勇払公立病院の担当地域内であったことがうかがえ、千歳小学校が苫小牧の分校であったことが知られる。また、戸長役場の庁舎建設を計画していたこともうかがえる。

十六年八月、郡総代人本間熊吉、塩谷栄作の任期が切れ改選されることになっていったが、実際には翌十七年一月まで「段々事故有之」ということ

表3-1 千歳郡漁島松都蘭越村連合協議費
郡 総 代

任 期	人 口	戸 数	費 目
十六年 八月迄	四百四十人	百五十戸	勇払公立病院 苫小牧学校 千歳分校 村 社
十七年 八月迄	内男二百四十五人 内女百九十五人		
十八年 八月迄	職業		
十九年 八月迄	年 齢		
二十年 八月迄	族		
二十一年 八月迄	内免除		
二十二年 八月迄	内免除		
二十三年 八月迄	姓名		
二十四年 八月迄			
二十五年 八月迄			
二十六年 八月迄			
二十七年 八月迄			
二十八年 八月迄			
二十九年 八月迄			
三十年 八月迄			
三十一年 八月迄			
三十二年 八月迄			
三十三年 八月迄			
三十四年 八月迄			
三十五年 八月迄			
三十六年 八月迄			
三十七年 八月迄			
三十八年 八月迄			
三十九年 八月迄			
四十年 八月迄			
四十一年 八月迄			
四十二年 八月迄			
四十三年 八月迄			
四十四年 八月迄			
四十五年 八月迄			
四十六年 八月迄			
四十七年 八月迄			
四十八年 八月迄			
四十九年 八月迄			
五十年 八月迄			
五十一年 八月迄			
五十二年 八月迄			
五十三年 八月迄			
五十四年 八月迄			
五十五年 八月迄			
五十六年 八月迄			
五十七年 八月迄			
五十八年 八月迄			
五十九年 八月迄			
六十年 八月迄			
六十一年 八月迄			
六十二年 八月迄			
六十三年 八月迄			
六十四年 八月迄			
六十五年 八月迄			
六十六年 八月迄			
六十七年 八月迄			
六十八年 八月迄			
六十九年 八月迄			
七十年 八月迄			
七十一年 八月迄			
七十二年 八月迄			
七十三年 八月迄			
七十四年 八月迄			
七十五年 八月迄			
七十六年 八月迄			
七十七年 八月迄			
七十八年 八月迄			
七十九年 八月迄			
八十年 八月迄			
八十一年 八月迄			
八十二年 八月迄			
八十三年 八月迄			
八十四年 八月迄			
八十五年 八月迄			
八十六年 八月迄			
八十七年 八月迄			
八十八年 八月迄			
八十九年 八月迄			
九十年 八月迄			
九十一年 八月迄			
九十二年 八月迄			
九十三年 八月迄			
九十四年 八月迄			
九十五年 八月迄			
九十六年 八月迄			
九十七年 八月迄			
九十八年 八月迄			
九十九年 八月迄			
一百年 八月迄			

で改選が延び、選挙の結果次のとおりとなった。

千歳郡総代

富山県越中国上新川郡鹿島町平民

千歳郡千歳村廿六番地 寄留

前期当撰現今在住

千歳郡千歳村二番地平民

本期当撰

同郡島松村五番地平民

前期当撰現今在住

鶴谷 新次郎

しかし、郡区総代人と町村総代人とが重複し、町村総代人から選出された郡区総代人は自治的な協議の基盤がなく、行政上の貢献も期待薄とあつて、同年六月、郡区総代人は廃止された。

千歳郡各村の総代人活動の具体的記録は乏しいが、その集会についての

郡長報告がある。

総代人集合之義ニ付上申

郡内千歳郡各村十八年度協議費予算調整之為本月三十日総代人集合為相開
候条比段上申仕候也

明治十八年六月廿六日

勇弘外五郡戸長 服部 尚春

札幌県令 調所広丈代理

札幌県書記官佐藤秀顕殿

この年の郡内各村総代人改選の結果は次の戸長届けのとおりである。
今般部内集合ノ上村総代人撰挙法ニ依リ改撰仕則被撰挙人別紙之通高点ニ
有之候間此段御届仕候也

千歳郡各村

明治十八年十一月二日

戸長 太尾 長祥

札幌県令調所広丈殿

胆振国千歳郡千歳村外三ヶ村

総代人

千歳村長都村蘭越村

千歳郡千歳村七十五番地平民

烏柵舞村四ヶ村総代人

永沢 才平

漁村嶋松村

千歳郡漁村八番地平民

二ヶ村総代人

塩谷 栄作

同郡島松村七番地平民

同上

鈴木 善吉

(増補)

五代目戸長 三木勉

三木勉は、明治二十年六月一日、千歳郡各村戸長に任命されている。千歳郡各村戸長就任以前の官歴は、明治九年四月、札幌神社祢宜となり、その年十一月、開拓使用掛(准判任官)月俸一〇円兼務、十二年十一月、開

拓使十等属、十三年二月十三日、浦河他一〇郡郡書記になり、十四年三月には月俸十八円に昇給している。

十九年一月、豊平村戸長になり、二十年四月二十九日退任、同年六月一日千歳郡各村戸長になっている(増補)。

十六年二月に室蘭警察署の勇弘分署が設置された。この分署は六郡(勇弘・白老・千歳・沙流・新冠・静内)を管轄区としていた。

二十年六月十四日、三木は「勇弘警察署千歳分署長ヲ命ス」の辞令を受けている(『新室蘭市史』)。これは二十年一月、庁令第二号をもって警察署の設置基準は『各郡区所在地に警察署を設置し其の管轄区域は郡区役所の管轄区域と同じ』と定められ、一方、警察分署については戸長役場との管轄を同一とする「二戸長役場分署主義」が採用されたためである(『北海道警察史』)。

三木は、村政に熱心であったが、千歳小学校の経営にも協力した。小高い丘に故郷仙台の地名にちなんで青葉山と命名している。

明治二十年八月十九日の三木の報告では、

千歳村 七二戸 三二七人
長都村 九戸 四四人
漁村 六八戸 三四九人
島松村 二九戸 一五一人

(高倉新一郎「紋龜函館江差巡回紀行」)

これに蘭越、烏柵舞二村があげられていないが、漁村は入植者のため戸数において千歳村に迫り、人口では千歳を追い越した。同様に島松村も著しい戸数人口の増加である。

三木は千歳郡各村戸長として約四年八ヵ月間在籍した。

三木の事跡を振り返ってみると、明治四年、仙台藩の支藩、白石藩では

家臣七〇〇人余りが食べるのもやっとという生活を送っていた。北海道開拓に乗り出すと知った藩では集団移住を出願、同年九月、政府から許可が出た。こうして道内に渡った藩士が開いたのが、いまの白石区と手稲地区であり、四年、四七戸（二四一人）を率いて上手稲に入植したりリーダーに三四歳の三木勉がいた。和漢の学に通じていた三木は入植の翌年、自宅（上手稲三四）に「時習塾」の看板を掲げ、弟の菅野格らとともに子弟の教育を始めている（『札幌百年の人びと』）。

三木はその後、二十五年、五四歳で上京、東京で没した。

村勢

明治十九年、アメリカのメイン州バックスポーツふ化場でサケの親魚の蓄養、稚魚の飼育などふ化法を学んだ伊藤一隆は、帰朝後北海道庁の初代水産課長としてふ化場の建設を手がける。人工ふ化場は、湧水豊富などころでなければならなかったが、二十一年秋、一隆は烏柵舞村字ルエンの地に湧水を発見し、この地にふ化場を建設する。初年度には三〇〇万粒を採卵し、二月には予定通り太平洋側の六河川に建てた簡単ふ化場に送り込んでいる（秋庭鉄之『千歳―さけ・ますふ化事業創設の記録』）。

二十年九月十五日、総代人の改選が行われ、新保鉄蔵が新任の三木勉戸長から当選通知を受けている。二十三年追分に転出するまで総代人であったと考えられる。

室蘭・岩見沢間の鉄道の工事に先立ち測量に当たっていた道庁官吏が追分と札幌を往来する途中、千歳の新保旅館や美々の井上旅館に泊まっていた。新保鉄蔵は、懇意になった測量士松井某からこれから敷設される鉄道沿線の将来性を聞き、札幌本道の駅場としての美々、千歳などの衰微が迫っていることを知り、アヒラ村に土地貸付を願い出、二十三年頃一〇万坪が許された。

鉄蔵は、美々鹿肉缶詰製造所の建物の払下げを受け、その一棟を追分に移し、旅人宿を開業し、千歳の旅館は甥の福治に譲った。鉄道工事は同年から着工され、二十五年には室蘭・岩見沢間が完通し、八月一日追分停車場が開業され、夕張線の分岐点となり、鉄道従業員、商人などが多数入り込んだ（河野常吉『胆振国』）。

二十四年から植民地区画測量が始められ、長都原野、千歳原野が調査され、開墾可能な土地は千歳に一四〇〇町歩、長都に二〇〇〇町歩が見込まれている（『北海道殖民地撰定報文』）。「区画地貸出後ボツ／＼移住者アリ、次第二戸口ヲ増加セリ」（河野『胆振国』）。

同年十月、千歳分署は札幌警察署の所管となり、翌年七月、札幌警察署千歳巡查駐在所ができ、戸長の兼任はなくなった。

ある種の営業願は、郡長名で千歳郡各村戸長役場が許可の権限を与えているらしく、札幌外九郡長林悦郎は千歳郡各村戸長役場に次の訓令を発している。

訓第一八号

千歳郡各村戸長役場

当庁ノ許可ヲ受クベキ地方税ニ係ル諸営業願ハ本年一月一日以後本郡長ノ名儀ヲ以テ其役場ニ於テ取扱フヘシ

但シ許可シカタキ事由アルモノハ稟議ノ上取扱フヘシ

明治二十六年六月五日

札幌外九郡長 林悦郎

増川兵蔵は、二十六年六月十三日に七代目戸長になった。札幌外九郡長林悦郎は千歳各村戸長増川兵蔵に次の訓令を発している。

訓第四五号

千歳郡各村戸長 増川兵蔵

表3-2 歴代戸長

戸長	就任年月日	氏名
初代	明治13年3月1日	石山 専蔵
2代	明治13年10月25日	秦 一明
3代	明治17年11月22日	太尾 長祥
4代	明治19年3月2日	下宮 良平
5代	明治20年6月1日	三木 勉
6代	明治25年2月8日	常葉 隆久
7代	明治26年6月13日	増川 兵蔵
8代	明治30年5月20日	岩田 秀雄
9代	明治31年7月29日	橘 莞爾
10代	明治35年4月20日	岩田外喜男
11代	明治36年4月10日	福士 武美
12代	明治37年4月20日	中川種次郎
13代	明治37年6月1日	深田猪七郎
14代	明治45年5月27日	国谷清之助
15代	大正2年12月24日	川村 隆吾
16代	大正3年5月30日	間山 俊助

国縣道及里道ハ毎年少ナクモ春秋二回以上適宜受持丁場ヲ定メ雜草ヲ拂其
 他掃除スヘシ其方法ハ戸長ニ於テ総代人会ノ評決ヲ經郡長ノ認可ヲ受クヘシ
 明治二十八年八月八日
 札幌外九郡長 林悦郎
 増川戸長在職中の二十八年十一月十五日付け漁村の山森丹宮ほか一三名
 による漁川からの用水開鑿御許容願に奥印している。また同様に千歳川か
 ら石山七三郎ほか七名による用水溝自費開鑿願に奥印申達している(『市
 史』)。増川戸長時代はようやく入植者たちが開拓地に定着し、開田のため
 共同の用水路を開削する機運にいたり、初期の村づくりが進められた。
 従来の町村費および町有財産の取扱方について一定の成文規程がなく、
 各地取扱いがまちまちで監督上差支えがありとし、札幌外九郡長林悦郎は
 二十六年九月十八日これに関し規定が設けられるまでの暫定措置として取
 扱心得を千歳村各村戸長に訓令した。全二三条から成り、地方自治体の戸
 長、総代人の任務や町村立小学校の経費などについて規定されている。
 歴代の戸長は表3-2のとおりである。

参考文献

- 鈴江英一「明治初期北海道における町村統治制度の形成」『新しい道史』四四
 一九七一年／堀江敏夫「郡区町村制の編制」『苫小牧市史』上巻 一九七五年／中
 館寛隆「戸長役場時代の行政」『新共和町史』二〇〇七年／中村康文「郵便の始ま
 り」『志古津』八号 二〇〇八年／護国之楯雜誌社『千歳部落二十五年中運動一般』
 第四拾二号 一八九二年／三好憲彦「秦さんのこと」『秦一明を讃える会記念誌』
 一九八九年／長見義三「千歳開基の頃・秦一明」『千歳市民文芸』七号 千歳市民
 文芸の会 一九七九年／『新北海道史』第三卷通説二 一九七一年／札幌市史編
 さん委員会『札幌百年の人びと』一九六八年／『新室蘭市史』第四卷 一九八七
 年／高倉新一郎「紋龜函館江差巡回紀行」『新しい道史』十四 北海道 一九六
 六年／『苫小牧町史』一九四〇年／北岡善作『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』一
 九三五年／秋庭鉄之『千歳一さけ・ますふ化事業創設の記録』北海道さけ・ます
 友の会 一九八〇年／河野常吉聞書『胆振国』一九二二年／北海道『北海道殖民
 地選定報文』一九〇八年／桑原真人他『北海道の歴史』二〇〇八年

第二節 千歳村の行財政

札幌郡外四郡の中の千歳郡

明治二十二年当時の千歳郡は千歳村、蘭越村、烏柵舞村、長都村、漁村及び島松村から成っていた。

表3-3 明治22年度札幌外四郡町村予算状況

収 入		(単位：円)				
科 目	札幌郡	石狩郡	厚田郡	浜益郡	千歳郡	計
地租割	300.110	63.154	20.894	-	-	384.158
戸別割	1,057.097	338.814	54.321	206.707	101.400	1,758.339
営業割	140.521	298.345	488.741	206.707	-	1,134.314
教育費雑入	1,557.530	248.400	127.000	167.572	75.390	2,175.892
衛生及び病院費雑入	415.000	1,405.000	949.711	228.000	240.000	3,237.711
繰越高	73.447	128.798	30.289	62.990	11.610	307.134
合 計	3,543.705	2,482.511	1,670.956	871.976	428.400	8,997.548

支 出		(単位：円)				
科 目	札幌郡	石狩郡	厚田郡	浜益郡	千歳郡	計
会議費	-	11.400	41.700	14.300	1.500	68.900
教育費	3,030.767	812.150	488.283	357.200	138.900	4,827.300
衛生及び病院費	434.000	1,576.400	1,140.973	402.000	288.000	3,841.373
土木費	73.828	36.000	-	-	-	109.828
警備費	5.110	46.561	-	98.476	-	150.147
合 計	3,543.705	2,482.511	1,670.956	871.976	428.400	8,997.548

註 『明治22年札幌石狩厚田濱益千歳郡役所統計概表』より。

千歳郡の概要は次のとおりである。戸数は三〇二戸、人口は一二五七人であり、地籍の記録によると官有地では戸長役場が一三〇〇坪、牧牛場が一五八万二九一七坪七合二勺、鮭人工孵化場が一〇五五坪八合四勺、合計が一五八万五二七二坪五合六勺で、民有地では田が二町六畝八歩、畑が四九町六畝九歩、宅地が七町三反六畝九歩、郷村社地が三

畝一二歩、墳墓地が二反二畝二四歩、合計が五八町九反二畝五歩であった。

明治二十二年に千歳郡は札幌郡外四郡役所の管轄下となり、現在の石狩支庁管内に属したが、人口規模や町村費の予算額は最も小さかった。

札幌郡外四郡の中で最も人口が多かったのは札幌郡で二万一〇〇〇人余りであるが、それに石狩郡、浜益郡、厚田郡が続き、千歳郡の人口は一二五七人であり、札幌郡の六割程度、浜益郡、厚田郡の半分程度に過ぎなかった。

また、郡内の町村費予算額については千歳郡は約四二八円であったが、札幌郡の一二割、厚田郡の四分の一、浜益郡の二分の一程度の規模であった。

郡内の税・財政の状況

明治時代において国税と地方税の区別が明確になったのは明治八（一八七五）年であり、明治の初めにできた様々な国税が廃止となり、雑税の整理も行われた。

明治十一年には、府県会規則により府県が独自に地方税を課税・徴収することが認められ、地方税規則により地租附加税、営業税・雑種税、戸数割が地方税とされた。しかし、開拓使管内へは府県会規則、地方税法適用は見送られている。

その後、明治二十一年の市制町村制、二十三年の府県制・郡制によって税制度も整備されたことで、地方税はそれまでの道府県税に加えて市町村税も正式な租税制度として認識された。しかし、当時の地方税は道府県税を意味し、市町村税は戸別に市税・町村税と呼称され、市町村費収入科目の一つとして捉えられていた。また、市町村税の大部分は国税や道府県税の附加税であり、明治の地方財政が税制において中央集権的な様相を呈していた。

表3-4 千歳郡千歳外三村収支予算表

(単位 円)

区 分		41年度	42年度	43年度	44年度	
入	雑収入	生徒授業料	116.600	-	-	-
		過年度村費収入	30.000	50.000	100.000	120.000
		行旅病死入費弁償金	20.000	20.000	70.000	70.000
		村費滞納処分費弁償金	10.000	10.000	10.000	10.000
		基本財産支消	210.000	-	-	-
		不用品払下代	-	375.000	-	-
	計	386.600	455.000	180.000	200.000	
	地方費補助	前年度繰越金	415.000	151.000	500.000	200.000
		教育補助	120.000	120.000	140.000	125.000
		村医費補助	120.000	120.000	140.000	120.000
		伝染病予防費補助	19.830	21.160	23.000	14.600
		学校新築補助	495.000	-	-	-
	計	754.830	261.160	303.000	259.600	
	寄付金	教育費寄付	30.000	20.000	-	-
		学校新築費寄付	-	-	-	350.000
計	30.000	20.000	-	350.000		
村費賦課額	地価割	6.954	6.954	11.317	9.854	
	地方税営業割	26.400	30.400	41.650	38.100	
	地方税雑種税割	191.700	165.000	165.000	164.300	
	国税営業税割	6.000	9.000	23.208	23.208	
	所得税割	25.440	39.000	38.046	38.646	
	戸別割	2,200.160	2,474.816	2,571.912	3,008.960	
	反別割	870.917	1,028.403	1,149.954	1,161.607	
	炭竈割	240.000	240.000	180.000	180.000	
計	3,567.571	3,993.573	4,181.087	4,624.675		
夫役	夫役	82.000	82.000	100.000	100.000	
入 計		5,326.001	4,962.733	5,264.087	5,734.275	
出 (経常部)	会議費	雑給	12.000	12.000	15.500	22.000
		需用費	5.000	3.250	3.000	9.500
	計	17.000	15.250	18.500	31.500	
	土木費	道路橋梁費	212.000	167.000	325.000	590.000
		俸給	1,440.000	1,512.000	1,548.000	1,632.000
	教育費	雑給	164.600	213.200	225.100	246.550
		需用費	652.390	827.255	962.160	838.050
		実業実習費	58.300	42.700	61.800	61.800
		修繕費	70.000	70.000	105.000	210.000
		学校衛生費	24.500	24.500	24.500	24.500
		教育補助費	-	-	37.000	37.800
	計	2,409.790	2,689.655	2,963.560	3,050.700	
	衛生費	種痘費	23.500	23.500	44.000	44.000
		伝染病予防費	11.000	15.000	25.000	25.000
		トラホーム予防費	15.000	15.000	15.000	15.000
計	49.500	53.500	84.000	84.000		
衛生補助費	衛生組合補助費	10.000	10.000	-	-	
村医費	給料	360.000	384.000	384.000	384.000	
	雑給	36.000	12.000	12.000	12.000	
計	396.000	396.000	396.000	396.000		
勸業費	試作費	23.000	9.000	7.000	7.000	
	産業費	41.500	22.500	29.500	47.500	
	害虫予防及び撰種費	-	6.000	10.000	10.000	
計	64.500	37.500	46.500	64.500		
勸業補助費	村農会補助費	134.478	136.123	182.039	198.856	
	産牛馬組合補助	-	54.800	-	40.000	
計	134.478	190.923	182.039	238.856		
諸税及び負担	諸税	0.780	0.780	33.840	38.270	
財産管理費	財産管理費	5.000	-	-	-	
村費取扱費	徴収費	88.900	110.900	218.300	335.000	
雑支出	財産管理費	-	23.000	15.000	15.000	
	吏員住宅料	12.000	24.000	-	-	
	行旅病死入費繰替費	20.000	20.000	70.000	70.000	
	村費滞納処分繰替費	10.000	10.000	10.000	10.000	
	村是調査費	10.000	-	20.000	20.000	
	指導標建設費	5.000	-	10.000	5.000	
	諸給与	18.000	26.000	35.000	27.000	
	過年度支出	-	2.000	10.000	15.000	
計	75.000	105.000	170.000	162.000		
公債費	公債利子	-	-	49.500	-	
予備費	予備費	25.053	49.825	56.848	65.449	
経常部 計		3,488.001	3,826.333	4,544.087	5,056.275	
支出 (臨時部)	教育費	校舍新築費	1,650.000	898.400	-	510.000
		附属建物新築費	-	-	220.000	-
		需用費	95.000	-	-	-
		修繕費	-	-	90.000	-
	計	1,745.000	1,043.400	310.000	678.000	
寄付金	寄付金	93.000	93.000	-	-	
特別会計繰入金	特別会計繰入金	-	-	410.000	-	
臨時部 計		1,838.000	1,136.400	720.000	678.000	
支 出 計		5,326.001	4,962.733	5,264.087	5,734.275	

註(1) 『明治42年千歳外三村収支予算表』より作成。

(2) 原資料の収入計が内訳の合計と一致しないが、そのままとした。

千歳郡の明治二十二年度予算では村費収入が四二八円四〇銭で、内訳は戸別割一〇一円四〇銭、教育費雑入七五円三九銭、衛生及病院費雑入二四〇円、繰越高一円六一銭。同支出内訳は会議費一円五〇銭、教育費一三八円九〇銭、衛生及病院費二八八円であり、札幌郡などに見られる土木費や警備費の予算は計上されていなかった。

千歳村外三ヶ村の財政状況

明治三十年に島松村と漁村が合併し恵庭村となって独立した後、千歳村外三ヶ村の明治四十一年度から四十四年度の収支予算の状況については表3-4のとおりである。

各年度の収支予算総額については明治四十一年度は五三二六円一厘、四十二年度は四九六二円七三銭三厘、四十三年度は五二六四円八銭七厘、四

十四年度は五七三四円二七銭五厘であつた。総体の予算規模が著しく拡大している状況ではなかつたものの、収入予算では村費賦課額が年に一〇割程度の伸びを示す中で、支出予算のうち經常部については、年に一五割程度の伸びとなり予算規模を堅調に押し上げた。

四十一年度と四十四年度を比較すると、収入予算の特徴としては、村費賦課額が約三五八円から四六二五円、収入予算総額の六七割から八一割を占めていた。また、村費賦課額の六〇割余りが戸別割であり、約二二〇〇円から三〇〇九円となり、三年間で三六割、各年平均では一二割余りの伸びを示した。

支出予算の大きな特徴としては、經常部・臨時部ともに教育費が四十三年で約三二七四円から四十一年で約四一五五円と最も多額であり、支出予算総額の六〇割から八〇割程度を占めるほど突出していた。

教育費の中では、訓導・准訓導・代用教員に係る俸給が一四四〇円から一六三二円と最も多額であり、教育費（經常部）の五〇割以上を占め、予算額は年々増加した。俸給に次いで多額なのは備品費・消耗費などの需用費であり、約六五二円から九六二円であつた。

また、教育費（臨時部）では校舎の新築・増築や附属建物の新築が続いていたが、千歳尋常小学校校舎新築で明治四十一年度で一六五〇円、明治四十二年度で八九八円余りの予算が計上された。

支出予算に関するその他の特徴としては、教育費に次いで多額なのは村医費や土木費であるが、村医費では村医給料など三九六円の予算が計上され、また、道路・橋梁の修繕費を計上した土木費は二二二円から五九〇円と年々増加している。

また、明治四十四年度には、特別会計を設置し、灌漑溝開削に係る予算額二七五九円七六銭を計上した。

明治四十四年十月十一日に千歳村と蘭越村の一部灌漑溝開削に付き特別会計を設定する件について、次のとおり評決書を惣代人会へ提出したとされている。

評決書

千歳村蘭越村ノ一部灌漑溝開鑿ニ付

特別会計設定ノ件

第一条 千歳村蘭越村ノ一部灌漑溝開鑿ニ関シ特別会計ヲ設ケ其收支ハ他ノ

会計ト区分シ特別会計トス

第二条 左ノ収入ヲ以テ歳入トス

一 灌漑区域特別税反別割

二 公債費

三 加入金

四 村費補助

五 夫役

第三条 左ノ支出ヲ以テ歳出トス

但惣代人会ノ評決ヲ経テ予備費ヲ設ルコトヲ得

一 土工費

二 公債利子

三 公債償還

附則

第四条 本則ハ明治四十四年度ヨリ施行ス

右提出候也

明治四十四年十月十一日

千歳郡千歳外三村戸長 深田猪七郎

税制度

村の収入予算の大部分である村税賦課額のうち国税や北海道税の付加税が多くを占め、反別割など独立税に当たるものが一〇分の一程度であった。また、村税賦課額の六〇割余りが北海道税付加税の戸数割であり、明治四十一年度の予算額は約二二〇〇円であるが、本税（八五二円九五銭）の約二・九倍もの付加税が四九三戸の住民にかけられていたことになる。

こうした状況は明治時代の地方税制の構造から、全国的傾向であったものと推測できる。明治四十四年度における地方税のうち独立税と付加税の割合が、府県税では同程度であるのに対して、市町村税では付加税の割合が極めて高く、特に町村税においては、九九・二割が付加税であった。（高寄昇三『明治地方税の構造』）

付加税の特徴としては、国税や府県税額を基準に賦課することから賦課費用が少なく、課税論拠についても説明が容易であったものと考えられる。

また、戸数割については、課税標準・制限がなかったことが特徴的であるが、このことによって国税等付加税が主体の地方税法系にありながらも、地方による課税権の余地が戸数割において残されていた。しかし、このように応能とは無関係に各戸に課税される戸数割が地方税の主要税目であったことが当時の税制の特徴である。

参考文献

札幌区役所『明治二十二年札幌石狩厚田浜益千歳郡役所統計概表』一八九一年／『新撰北海道史』第四巻通説三 一九三七年／北海道庁『北海道史附録管轄略譜年表統計表』一九一八年／千歳町『千歳外三村収支予算表』一九〇九年／丸山高満『日本地方税史』一九八五年 ぎょうせい／高寄昇三『地方財政の歴史第九十二回』

〔明治地方税の構造〕（地方財務二〇〇八年十二月号）二〇〇八年

第三節 幕末・明治初期の都市構造

幕末の都市構造 橋梁・道路

江戸時代安政の頃、蝦夷地は漁業以外にほとんど産業がなかったため、開削された道路も橋梁もなく、海岸沿いの自然路があるだけで極めて不便な状況であった。そんな中、東西の海岸を連絡する交通路の内、とりわけ重要であったのは、石狩と勇払を結ぶ川を利用した丸木舟による舟運であった。また、石狩川やその支流の千歳川沿岸は、鮭など豊富な天産によって、アイヌの部落が多く点在し、人々の往来・出入りも多かった。

勇払から舟で勇払川をのぼり、勇払沼を経由して美々に上陸、石狩へと向かうため、千歳川へと乗り換える二里の陸路に千歳はあった。「千歳越」と呼ばれた美々・千歳間の陸路について『北海道道路誌』（大正十四年刊行）では、「文化年間開鑿せる千歳越、千歳ヒ、間は山田屋文右衛門の開く所なりしか其後文右衛門は勇佛場所請負人となり千歳も同場所内にありて従来多額の鮭を産せり是れ蝦夷地に於て荷馬車を使用せる嚆矢にして特筆すへき事件たり弘化の頃は千歳に馬匹二十七、八頭、車二十挺許ありしと云ふ」とある。

その後、松前藩への復讐を経て、安政二（一八五五）年の再直轄から蝦夷地の積極的な経営に乗り出した幕府は、産業の拡張やロシアに対する軍事上の目的から、安政四年、箱館奉行が各場所請負人へ水路に依らない陸路の開削を命じる。舟による往来は、労費が多い上に冬は川が凍結して航行できなくなってしまうからであった。

この陸路開削は、銭函から発寒、札幌を経て千歳に至るもので、銭函・星置間は小樽場所の恵比須屋半兵衛が、星置・島松間を石狩場所の阿部屋伝次郎が、そして島松・千歳間を勇払場所の山田文右衛門がそれぞれ担当

した。新道は幅二間をもつて標準とされ、同年五月に完成、後の「札幌本道」のもととなる。

当時の箱館奉行は、砲台場である台場の普請や役宅の建築などに多くの経費がかかり、道路開削にはほとんど官費は投入されず、各場所請負人が自らの負担により行なったものであった。これに対し箱館奉行は、場所請負人の功績を幕府に上申し、幕府から褒賞として、恵比須屋半兵衛は銀七枚、阿部屋伝次郎と山田文右衛門は銀三枚を賜っている。

幕末の千歳付近の様子について、弘化三（一八四六）年の松浦武四郎『再航蝦夷日誌』では、「カマカに番屋、蔵、弁天社」、「千歳川会所前には古い船板を渡した橋」、「ママツ川に土橋」など、建物や橋などの整備が描かれている。

明治初期の都市構造 橋梁・道路

明治元（一八六八）年の千歳の状況が、明治天皇巡幸のための状況報告に次のように記載されている。

會所 壹棟アリ外板蔵八棟アリ当時千歳村駅通所ハ是レナリ

神社 辨天社、龍神社トモ千歳村ニアリ山田文右エ門ノ建立ナリ

また、明治五年当時の駅通取扱人山口安五郎の報告に千歳郡内の橋の状況が示されている（『市史』）。

証

字イヨマイ橋	長サ	三間三尺	巾	三間
同ヲサツ橋	長サ	四間四尺	巾	二間四尺五寸
同ホンヲサツ橋	長サ	二間四尺	巾	三間四尺五寸
同ホンヲサツ橋	長サ	三間四尺	巾	二間三尺
同ユカンボウシ橋	長サ	三間壹尺八寸	巾	三間〇五寸
同トエソウ橋	長サ	式間〇五寸	巾	三間〇五寸

同イサリ橋	長サ 拾六間	巾 式間式尺五寸
	但北之方大痛有	
同モイサリ橋	長サ 六間	巾 二間三尺
	但西之分痛有	
同ヘケレヘ橋	長サ 壹間四尺	巾 三間
同ロリマ、フ橋	長サ 式間	巾 三間
同シユマ、フ橋	長サ 五間	巾 式間二尺
	但西之方大痛有	
同千歳橋	長サ 式拾間三尺	巾 式間三尺五寸
同マ、チ橋	長サ 六間壹尺	巾 式間三尺
同フシコヒ、橋	長サ 式間	巾 式間三尺
右書面之通御座候	以上	

明治五年

九月十日

千歳郡取扱人

山田文右衛門代

山口安五郎

札幌本道が開通した明治六年の十一月、太政官布告第三六四号により海陸合計七里五町（二七九・四^キ）の里程が定められ、千歳は、函館、中島郷、嶺下、森村、室蘭港、幌別、白老、苫小牧、札幌とともに宿駅の一つとなる。二年に場所請負人制度は廃止されていたが、元場所請負人が駅通取扱人を務めた。『千歳外三ヶ村沿革史』（明治三十九年）に「明治六年十二月開拓使ニ於テ千歳村ニ驛通所ヲ新設シ官馬ヲ貸與シ補助金を下附セラル」と補助金と官馬の貸与や払い下げを受けたとある。

開拓使千歳出張所は札幌本道建設時に、それまで仮橋の状態であった千歳橋を本格的な木橋にしている。その後の資料をみると、『開拓使事業報

告第二編 土木・橋梁』では、千歳橋は十四年十月に着工、十一月に竣工し、板橋を新架している。長さ二二間、幅二・三間であった。『明治二十二年札幌石狩厚田浜益千歳郡役所統計概表』にも千歳橋が長さ二二間、幅二間半として記載されている。また、十七年発行の『北海道志』（巻之九）には長都土橋が長さ五間幅二間三尺と記載されている。

また、『勇払往復』第三号によると、六年秋、開拓使はイザリ川の休息所と美々の休泊所とを新築し、美々休泊所は宿泊もできる造りとなっていたとある。同年、新保鉄蔵が千歳村で最初に旅泊所の営業を始める。戸長役場が開庁した十三年には、新保旅館のほか笠井忠三郎、川合新助が旅人宿業を営み、宿泊料は一泊二〇銭から二五銭であったという（『躍進千歳』）。さらに、『殖民公報』によると四十一年の千歳駅通の宿泊料は上一円、中八〇銭、下五〇銭であった。

十二年四月、開拓使は工業局内に陸運改良係を設置し、銭函と小樽に派出所を置き、夏季は馬車、冬季は馬ソリを使用して札幌と手宮間の運輸営業を始めた。しかし「十三年十一月札幌小樽間鉄道成ルヲ以テ同所運輸ノ事業ヲ止メ更ニ之ヲ札幌室蘭間ニ施ス是ヨリ先キ工業局ニ於テ橇車及荷馬車ヲ模造シテ人民ニ売ル請求スル者甚多シ十一年ヨリ十五年二月ニ至ル迄乗馬車三荷馬車二百二十九乗橇車十四荷橇車二百八十四ニ至ル」（『北海道志卷之二十九』）とあるように、札幌・小樽間の鉄道開業を機に翌十四年十月、札幌室蘭間に移され、苫小牧、幌別、室蘭に派出所、島松、美々、白老に継立所を設置し、運賃を表3-5のように定め、直営の運輸を開始した。しかし、十七年六月に廃止され、以後民営となった（『北海道道路史』）。

入植当時の移動手段について、昭和二十四（一九四九）年九月に開町七〇年を記念した古老の座談会において、明治十七（一八八四）年に移住してきた廣重定次郎が、「私共は山口県の第一次移民として来たのですが其

表3-5 札幌～室蘭間の運賃（開拓使事業報告第四編より）

科目	区間		札幌	幌 松	島 美	松 々	美 々	苦 小	小 老	白 幌	老 別	幌 室	別 蘭	合 計
	大 人		51.9銭	53.5銭	44.5銭	50.4銭	61.6銭	45.2銭	307.1銭					
乗 客	10歳未満 3歳以上		26.1銭	26.8銭	22.3銭	25.2銭	30.6銭	26.6銭	153.6銭					
	25貫目		46.7銭	48.1銭	40.0銭	45.4銭	55.4銭	40.7銭	276.3銭					
貨 物	荷馬車	2頭牽	233.7銭	240.6銭	200.1銭	226.8銭	277.0銭	203.3銭	1381.5銭					
		1頭牽	140.2銭	144.3銭	120.0銭	136.1銭	166.2銭	122.0銭	828.8銭					
	乗櫓1輛		173.1銭	178.2銭	168.0銭	205.2銭	150.2銭	150.6銭	1025.3銭					
	荷櫓1輛		168.3銭	173.2銭	144.1銭	163.3銭	199.5銭	146.5銭	994.9銭					
	乗馬車	2頭牽	札幌～苫小牧 7円50銭			札幌～室蘭 15円00銭								
		1頭牽	同 上 5円01銭			同 上 10円02銭								

けてひたすら歩いて移動していた。商売の仕入れなど多くの荷物を運ぶ場合は、積載量も多く安価な江戸時代から続く川船を使った輸送が道路や鉄道が整備されてからも利用されていた。

千歳川の航行

明治後半から、千歳では薪炭業が大きな産業となり、その輸送手段として川船輸送が活用されるようになる。生産された薪炭は川船により千歳川

の頃は小樽へ上陸してテケク札幌まで歩き、銭函で一泊、札幌へ来て一泊、廣島の輪厚で一泊して四日目に千歳へついたものです。札幌から千歳までは明治十四年に明治天皇の御巡幸があり立派な道路が出来ていたが原始林の大木が両側にうっそうとしてトンネルの様であり、特に昼尚暗くして雨が降っても傘がいらないと云う状態であった」（『躍進千歳』）と話しており、馬や馬車の運賃は決して安くはなく、役人の調査や物資の運搬など以外、人々は何日もか

を下って江別に出荷されていた。江別は、明治十五年に札幌・幌内間に鉄道が開通し、川船と鉄道が交わる物流拠点となっていた。江別を中心として千歳川や石狩川沿岸の村とを往復し、江別に集荷された農産物や木炭、木材などは鉄道に積み変えられ、札幌や小樽へと運ばれる。一方、札幌や小樽から鉄道によって運ばれてきた砂糖、酒、反物、醤油、縄などの日用雑貨等は江別経由で石狩や千歳方面の各村へと川船により運ばれていたのである。また、開拓地への入植者の移入手段としての役割も大きかった。

江別から千歳方面への船運について、『新江別市史』で、「実現にはいたらなかったが、この繁忙を見込んで、三十一年六月、石狩川漕運（株）が江別―千歳間の定期航路開設の試航を行う」とあり、北海道毎日新聞（明治三十一年六月十一日）でも次のように報じられている。

千歳・馬追の両原野は近来大に移民増加し、従って日用品も多く要し、其他貨物の運送頗る頻繁なるものにあるに、千歳川冬期汽船の休航後引続き此程まで休航なし居たるため、同原野の貨物運搬上非常の困難を感じ居たるが、去る六日、石狩漕運株式會社に於て所有汽船空知丸の初航を試み、（中略）今後は月に何回と定期航行をなし、両原野住民の貨物運搬上の便を計る事になせりと云ふが、当日の汽船の航行を見て両原野住民は老若男女を問はず川の左右岸に屏立して、大に歓迎したりと云ふ。

この内容から、試航以前に江別と千歳間で汽船が航行していたことがわかる。さらに同年七月二日の記事では、

石狩河漕運株式會社は千歳川航運の途を開かんため、客月六日汽船空知丸を以て該川の試運を遂げたるに、其結果良好なりしといふ。今其詳細を記さん、空知丸は午前十一時に札幌郡江別村の定繫所を解纜し、午後六時、千歳郡漁太に着す、此の航程凡そ九里。翌七日午前六時、同川上流字長都に向け出帆し、四十分間にて達す、此航程凡一里半、少時碇泊の後、午前七時三

十分帰航に就く。(中略) 以上の視察に依れば、屈曲部に堆積する三、四ヶ所の流木を除去せば、減水の期と雖ども航運上少しも差閘なからん。又た積載貨物は現今僅少なれども、沿岸の三大殖民地中幌向運河、夕張川、馬追運河等、何れも千歳川の上流にありて航運に適し、現に数十石積の淀川船を以て該殖民地需要品の供給に応じ、又た秋収農産の搬出季には江別川口に殆ど百有余の小舟を輻輳せしむる程なれば、本航路の開通と共に航運の駿速又時季過つの患なし。

石狩運漕株式會社は、明治三十(一八九七)年に石狩川汽船運送店が解散する際、汽船や帆船、小廻り船などを譲り受け、同年八月に設立された。しかし三十二年、前年九月の大洪水の影響などから解散に追い込まれ、同年九月組織を改編し石狩川汽船合資會社が設立、石狩川の本支流で舟運事業を展開する。特に、石狩く江別、江別く月形、月形く札的内の三航路は、三十五年、北海道庁より「命令航路」に指定された。「命令航路」とは国庫補助金を受け、運航者、運航区間や寄港地、運行回数、使用船舶を指定する航路である。同社は、長船と呼ばれる小廻り船もあり、三十三年現在、江別・対雁・篠津に船長五間未満一五隻、三間未満八五隻を持っていた。これらの小船は石狩川を、上流は月形・浦臼、下流は石狩・幌向・広島・長都・千歳などに不定期運行した。この年の船による江別への移入貨物の数量は次の通りである(『増補』)。

- 千歳・漁方面から 二二万六〇〇〇貫(木炭)
- 美唄・月形方面から 一万六五〇〇石(雜穀)
- 石狩方面から 六二〇〇石(雜貨)

明治末から大正にかけて、江別から江別川(千歳川)方面の川船運賃は、定められた大きさの貨物一個につき、表3-6(『増補』)のとおりであった。

表3-6 江別から千歳方面の川船運賃表(貨物一個あたり)

地名	賃金(厘)	地名	賃金(厘)
早苗別	三〇	古川	一二〇
カマ倉	六〇	第三	一〇〇
舞鶴橋	二二五	上の月	四五
千歳橋	二〇〇	広島渡場	九〇
第五閘門	二二〇	幌向運河大道橋	七五
長沼運河第二川門	一一〇	長都沼	一五〇
第二	九〇	ヲルイカ	一五〇
下の月	四〇	マルキン橋	一三〇
滝下	一四〇	長沼市街	一三〇
夕張太	八〇	幌向運河第一閘門	五五
ハンシヨク場	一三〇	漁太	一〇〇
ケノフチ	一五〇	ネシコシ	一五〇
青葉学校	二二五	夕張川藤田渡	一一〇

下りの木炭類の運賃は、千歳・根志越・長都沼からは、四月から八月まで一俵八錢、八月以降五割増、ただし船荷の陸上げは荷主持であった。

これらの汽船のほか、個人経営の川船があった。千歳に來た川船は、通称阿川船といわれ、長さ六間、幅一間、深さ二尺二寸から二尺三寸ほどあり、中心に五間ほどの帆柱が立っていた。後尾の部分に二三人が寝泊まりできる小屋があり、その中は炊事ができるようにも設備されていた。子べりとも歩みとも称されたこの船べりは幅約八寸余りあった。いわゆる手こぎ船で、漕ぎ手は約二〇尺程の竿の先を川底に差し、竿の頭を肩の下に当てて押し、船先から船尾に向けて船べりを歩いて船を進めた。もう一人が船尾で楫を操った。帆は船よりも大きく、追い風のときは帆を張って進み、ときには江別から千歳まで一日で遡上することができた。

また、阿川船のほかに長船もあった。これには楫がなく、幅狭い櫂で楫

をとった。阿川船よりも長かったが幅は狭く、阿川船が木炭一〇貫俵を三〇〇俵は積めたが、長船は二五〇俵くらいであった。これらの会社や個人の川船が千歳川を上下し、千歳村の製炭の最盛期であった第一次大戦のころには、西越採卵場の上手にあった「金谷湾洞の土場」の船着場などには四〇五隻の川船が木炭を積み込んでいた。

大正九（一九二〇）年に新潟から江別に移住し川船運送業を営んでいた浅見次八（昭和十六年まで営業し千歳へ転居）の長男恒松によると、「千歳からは炭、マキ、江別からは生活物資として、米、みそ、焼酎…、焼酎が多かったネ。私が船やっていたときは千歳の商店としては、やまさんフジヤ、まるさん渡部、まるしん吉田、関さんの四軒しかなかった。みんな百貨店だった。江別の荒物雑貨屋さんから、注文したものを仕入れて、帰りは炭を一〇貫俵で二五〇俵、二トか二ト半くらいかな運んだ。その時江別には六艘、石狩に二艘、茨戸に一艘。石狩には主に薪を積んでいた。これは主に厚田、浜益、小樽に。石狩の船は大きかった。私どもの船は二五〇俵で石狩のは三〇〇俵は積めた」（『千歳川』の座談会より）という。

『えべつ百話・上』（藤倉徹夫）では、「ネソコシ橋の下流右岸に江別の四業者（①備後商店、②松生商店、③近藤商店、志田商店）の共同倉庫と土場があり、そこから半日かけて船に積む。一回に約二〇〇俵、一俵は一〇貫程であった」とある。

川船が登ってくる時、荷が軽いと、帆を下ろしても根志越橋をくぐる事ができず、水をくみ入れて水船にして喫水線を下げて通り、そこで水をくみ出して捨てた。この作業には一時間以上もかかった。これとは逆に、帰りは船は、積荷の重さで喫水線が下がり、船底が川床につかえる箇所があった。そのため、川船は一度に全部の荷を運ばず、まず木炭なら一〇〇俵を運んで長都大橋の下の岸に置き、もう一度残りを運んで来て、さきの木炭

をそれに積み加えて江別まで下った。江別と千歳間を往復するには一回一週間から一〇日を要し、月に約三回往復した。

大正の終わりごろには、川船は江別の浅見、近藤、松尾、五十嵐、志田、備後、石狩の神田、萱野、茨戸などの持船があった。石狩からの川船は、月に二回か二回半千歳との間を往復していた。当時の千歳川は蛇行しており、江別まで三〇キロほどのところ、川筋のままでは四〇キロくらいあった。根志越から六キロ下流、釜加から約二キロくらい上流に「沼口」があり、祝梅沼と長都沼との間を抜けて下った。

取引先は、江別の備後廻藏、石狩の泉薪炭店などであった。江別には当時豪商が多く、千歳での製炭業者の金主となり仕込みを続けてくれた者もあった。

大正六年秋、小樽の帆立漁の川崎船八隻ほどが、勇払方面に出漁し、帰りに千歳を通ったことがあった。

漁を終えてから海が荒れた。千歳越えをすれば千歳川・江別川・石狩川を経て石狩に出られることを知り、農家の協力を得て美々から千歳まで船を馬車で運んだ。二台の馬車を結びつけて四輪車とし、

二日がかりで千歳まで運んだという。千歳橋の下手に船を下ろした。これほどの船がそろったのは珍しいということで各船に帆を上げてもらい記念写真を撮った（写真3-2）。船は根志越橋をくぐ



写真3-2 小樽の帆立漁船団の千歳越え（千歳橋付近）。

るためにまた帆を下ろし、木炭を積んで千歳川を下り、小樽に帰ることができた。

大正十五年八月、北海道鉄道札幌線が開通し千歳駅が開業するが、その後も川船は利用される。理由の一つに運賃の差があった。

木炭一俵(一〇貫^キ約三七・五^キ)について、『北海道鐵道各驛要覽』(大正十四年札幌鐵道局)の商品の運賃表により、幌内鐵道の江別〜札幌間を考えると、距離「二五哩迄」・重量「百斤迄」は五五錢。これに表3-6の千歳〜江別間の二〇錢を加え、川船利用で札幌まで出荷するのに七五錢となる。これに比べて、北海道鐵道開業時の北海タイムスの記事に、貨物運賃は「省線の七割増」とあることから、前出の『北海道鐵道各驛要覽』の商品運賃表で千歳〜苗穂間では「五十哩迄」・「百斤迄」で八〇錢。この「七割増」で一円三六錢となり、北海道鐵道札幌線に比べて川船の利用はかなり低廉であったと考えられる。

また、北岡体一の「五〇年前の千歳と千歳飛行場の発祥」(『千歳ロータリークラブ会報』(昭和五十年四月)所収)によると「半数くらいの舟はその後(鐵道開通後)引用者も続けていた」という。また、陸路での輸送について、「馬車や馬ソリは積載量が五〇〇^キ位で川舟の二〇分の一位しか積めない。その上時速は三^キ、札幌まで一五時間以上はかかっていた」と記され、川船は、冬季間以外は経済的効率的にも優れた運搬手段であった。

しかし、北海道鐵道開通により、千歳・恵庭・広島の商域を失い始め、昭和五(一九三〇)年、夕張鐵道の開通では長沼・幌向方面、十年には札幌線開通となり、当別・新篠津・月形・北村方面の顧客をも失って衰微した。川船が千歳橋たもとの③渡部の船着場まで登ってきたのは、十一年頃までであったと言われる。その後しだいに千歳川の水量が減じ、川船の漕上の上限が「金谷の土場」、「土谷の土場」と下がり、昭和十五年ごろには、

千歳川が更に浅くなったため根志越橋をくぐることが難しくなり、この下手の「関の土場」から上流には来なくなった。

引用・参考文献

大蔵省『開拓使事業報告第二編』、『開拓使事業報告第四編』一八八五年／北海道庁『北海道殖民地撰定報文』一八九一年／同『北海道殖民地撰定第二報文』一八九七年／同『北海道道路誌』一九二五年／札幌区役所『明治二十二年札幌石狩厚田濱益千歳郡役所統計概表』一八九一年／開拓使『北海道志(上)』卷之九、二十九 一九七三年／藪内於菟太郎『蝦夷全地／東蝦夷地ユウフツ御場所龜絵図』一八五八年頃／奥山秀樹、横谷貞夫『北海道道路史I行政・計画編』北海道道路史調査会 一九九〇年／千歳村『三ヶ村沿革史』一九〇六年／渡部栄蔵『趣味のチトセ郷土史』千歳毎日新聞 一九五四年／清水修『郷土史ケヌフチ物語』泉郷集落連合会 一九九二年／札幌鐵道局『北海道鐵道各驛要覽』一九二五年／北海道開発局石狩川開発建設部『石狩川舟運史』二〇〇三年／千歳の自然保護協会『千歳川』一九九三年／藤倉徹夫『えべつ百話・上』二〇〇六年／北岡体一『五〇年前の千歳と千歳飛行場の発祥』『千歳ロータリークラブ会報』一九七五年／『新江別市史』二〇〇五年

第四節 郵便業務のはじまり

郵便路線の開設

明治四（一八七二）年三月一日、後に「郵便の父」と呼ばれる前島密の発議により、東京大阪間で官営の郵便事業が開始された。

同年十二月、初めての郵便規則が施行され、翌年七月には一気に全国展開される。開拓使札幌本庁民事局にも駅通局が置かれ、七月一日に函館郵便役所が開設されたことにより、北海道の郵便は駅通から独立することになった。三ヵ月後の十月一日、次のように函館郵便役所から西回りと東回りに、二二カ所に郵便取扱所が開設される。千歳村は東回りに含まれた。

・西回り 函館→久遠間
大野・有川・知内・福島・吉岡・福山・江良町・石崎・江差・三ツ谷・熊石・久遠

・東回り 函館→室蘭經由→小樽間
森・（渡海）・室蘭・幌別・白老・勇払・千歳・札幌・銭函・小樽

森→山越内間 山越内
このうち、函館は一等局、札幌が二等、森が四等、千歳を含むその他は五等局とされた。

開拓使は東回りの郵便線路開設にあたり、住民に次のとおり布告した。

今般郵便御取設ニ付札幌ヨリ千歳越室蘭渡海ヲ経函館迄当月朔日ヨリ発行ニ付テハ函館并東京諸国へ各郡平民ニ至迄公私状共差出候分ハ大藏省郵便規則ノ通り賃銭相副札幌郵便取扱所へ可差出郵便切手張付夫々届方取計候依日割書相副令布告候条小前末々ニ至迄不洩様可觸爾者也

申十月朔日

開拓使

函館以北東西郵便往復日割

一 函館ヨリ室蘭渡海経 石狩国札幌郡迄

毎月六回三八ノ日午後六字出発ノ支

一 石狩国札幌ヨリ 室蘭渡海経函館迄 毎月六回一六ノ日午前第□字出発

但後志国小樽港ヨリ 銭函ヲ経札幌迄 毎月六回五ノ日 往復ノ支

一 函館ヨリ福山江指ヲ経 後志国久遠郡迄 毎月三回三ノ日第六字出発

右ノ通相定当月朔日ヨリ東西地共発行ノ支

壬申十月朔日

（部類抄追録）

毎月、函館・福山間は六往復、福山・久遠間は三往復、森・室蘭經由・札幌間、札幌・小樽間、森・山越内間はいずれも六往復として運行が開始された。この後も、さらに奥地へと拡張されていき、九年一月には全道を一周する郵便線路が完成した。

千歳郵便取扱所

五年十月一日に設置された千歳郵便取扱所の初代取扱役には石山専蔵が就任し、受持ち区域は千歳郡一円の七二戸であった。当時は地元の取扱役の責任において郵便通送が運行され、開拓使駅通寮から次のとおり里程によつて算出された手当が支給されていた。

一 札幌郡ヨリ千歳通 拾壹里壹丁 渡辺 仙助

此賃銭五拾五銭壹厘三毛

但壹里ニ付五銭宛 一時三里行之割 時間三時七ト

一 千歳郡ヨリ勇払通 七里 石山 仙蔵

此賃銭三拾五銭

但壹里ニ付前同断 一時三里行之割 時間二時間三分三厘三毛

一 勇払郡ヨリ白老通 八里廿七丁 植田 甚蔵

此賃銭四拾三銭七厘五毛

但老里ニ付前同断 一時三里行之割 時間式時七ト

一 白老郡より幌別通 六里三拾三丁 野口 又蔵

此賃錢三拾四錢五厘八毛

但老里ニ付前同断 一時三里行之割 時間二時老ト老厘

一 幌別郡より室蘭通 四里三拾丁 松谷 金弥

此賃錢二拾四錢老厘六毛

但老里ニ付前同断 一時三里行之割 時間一時四分三厘

一 室蘭郡より森村通 拾里渡海 高橋徳兵衛

此賃錢老円

但老里ニ付拾錢宛 一時三里行之割 時間三時三分三厘三毛

(「郵便上往来」札幌・森間抜粋)

千歳・勇払間の郵便取扱では、一里につき五錢、七里で三五錢の賃錢であつたことがわかる。「一時三里行」とは、一時に三里の通行を義務づけたものであり(『北海道宿駅(駅通)制の研究 中巻』)、「一時」は昔の時間区分で現在の二時間に相当する。

制度上は駅通から分離独立することになるが、人足や馬など運送手段が備わっていたことなどから、当時は駅通が郵便の取扱も兼ねることが多かった。石山は駅通用の人馬をすでに所有し、駅通取扱人として駅費を含めた手当(明治八年、月六円)も受けているため、郵便の運営が可能だつたと思われる。

河野常吉手記『胆振国』の中の新保福治談で、「石山ハ会所ノ倉庫ヲ川向ニ移シ郵便局ヲ引受ケ局長トナル」とあるが、その場所は不明である。

また、郵便行囊(郵袋)などの必要物品について、千歳郵便取扱所ほか二二の取扱所が開設する直前の明治五(一八七二)年九月に次のような文書が函館郵便役所から出されている。

記

一 郵便御用行李 式荷

但棟式出添 上覆相油式

ツ

一 同行囊 十八 外二錢函

小樽行 同六ツ

一 錠 五ツ

但鍵四ツ此記 札幌勇払

室蘭森村江 老ツ宛

右之通り候

壬申九月十九日

郵便役所

札幌郵便御用取扱人

渡辺仙助



写真3-3 郵便局前の石山専蔵(右端)と家族 ※郵便標札と郵便箱と思われるものが掛けられている。

駅通寮から函館郵便役所へ送られた必要物品は、東回りの取扱所あての分は、札幌郵便取扱所経由で各取扱所に送付されている。

郵便通送使用する行李は上りと下りで二個、行囊一八は、九つの取扱所に二個ずつ(小樽と錢函は三個ずつ)、五つの錠と鍵は行李開閉指定の取扱所(札幌、勇払、室蘭、森)四カ所に配備されたものと考えられる。

宇川隆雄著『北海道郵便創業史話』は、錠の「もう一個は始発の小樽と思われる」としている。また、明治五(一八七二)年九月二十五日、郵便箱、郵便葛籠、郵便標札、郵便提灯も札幌郵便取扱所経由で各取扱所に配布されたという。

明治十五年、開拓使が廃止され、郵便局は札幌、函館、根室の駅通区に

(「郵便上往来」)

統一され、郵便事業は地方庁から分離し、農商務省郵便局の管下に置かれた。その後、十八年になりはじめて通信省という独立した一省に統合され、駅通・電信・燈台などの業務を扱うようになり郵便事業が確立する。

二十五年八月十日、千歳郵便局は三等郵便局に昇格し、局長には新保鉄蔵が任命された。

郵便局長は、新保鉄蔵の後、三十一年に成川長廣、三十三年に成川潤太郎と引き継がれ、そして、三十七年から昭和二十六（一九五二）年までの四七年間、中川種次郎が務めることとなる。

千歳郵便局は、北海道庁の統計書や勸業年報によると明治十九年の郵便取扱数は発信二六八八通、着信三四五九通であったが、翌二十一年には発信一万三六〇通、着信四三三一通、さらに二十九年では、発信が三万二九九〇通、着信が一万七二一四通と急激に増加していく。

また、その内訳について『明治二十二年札幌石狩厚田濱益千歳郡役所統計概表』によると、集信（書状三四六九、免税二一六、新聞紙二五、書籍二、見本一）、配達（村内三四八七、村外三三八五、書留一四五、自局到達三〇五）となっている。

二十七年には郵便ポストが一カ所から四カ所に増設。また同年に切手売捌所を二カ所設置、二十八年には四カ所に増設された。二十九年にはいずれも五カ所となっている。

また、二十九年七月一日からは、為替、貯金業務の取扱を始め、十一月には小包郵便物の取扱開始、三十年の小包取扱数は発信五個、着信九一個となっている。

室蘭線の開通により郵便輸送は鉄道が利用され、最寄り駅から千歳へと一旦通送されてから配達されるようになった。二十八年一月十六日に、千歳・早来間郵便路線が開設され、早来駅で郵便の受渡しが行われるように

なるが、四十二年三月二十六日に廃止。代わって千歳・追分間に新たに郵便路線を開設、追分局を通して郵便物の受渡しを行うという経緯を辿る。

大正期の郵便事業

その後、大正十五（一九二六）年八月、北海道鐵道札幌線の開通により千歳・追分間の郵便路線が廃止され、札幌・苫小牧間鐵道郵便路線が開設、千歳駅において郵便の受渡しを行うようになった。

鐵道開通により支笏湖への客足が増加し、湖畔への定住者も多くなると郵便に不便を感じる者も多くなり、昭和二（一九二七）年六月、第一發電所水溜のところ支笏湖郵便取扱所が設置され、郵便・為替・貯金のみの事務を行っていた。しかし依然として郵便物は輕便鐵道によって苫小牧から運ばれていた。その後十一年九月に湖畔へ局舎を新築し移転した。また、千歳鉦山の操業とともに、十三年二月に美笛郵便局が開設されている。

ケヌフチ地区では、追分郵便局から配達されていたが、三年八月に胆振嶮淵郵便取扱所が開設され、郵便・為替・貯金のみの事務を行った。

引用・参考文献

- 大蔵省『開拓使事業報告第四編』一八八五年／札幌区役所『明治二十二年札幌石狩厚田濱益千歳郡役所統計概表』一八九一年／札幌支庁『札幌支庁管内要覽』／福井卓治『北海道郵政百年史資料』一九七二年／宇川隆雄『北海道宿駅（駅通）制の研究―中巻―（明治前期編）』一九九二年／同『北海道郵便創業史』一九九八年／奥山秀樹、横山貞夫『北海道道路史Ⅰ行政・計画編』北海道道路史調査会 一九九〇年／『新北海道史』第三卷・通説二 一九七一年／『函館市史』通説編第二卷 一九九〇年／千歳村『三ヶ村沿革史』一九〇六年

第五節 草創期の暮らし

第一項 開村草創の戸口と千歳

明治元（一八六八）年の「北海道建使以前戸数人口増減並海陸産物収税沿革調」によれば千歳村、蘭越村、烏柵舞村、長都村、恵庭村、島松村の六カ村で会所が老棟、住人は「山田文右衛門雇人ニテ土人使役ノ為会所ニ同居寄留五人アリ」、戸数は「六ヶ所ニテ一二七戸アリ人口不詳」とある。和人は永住者ではなく、寄留の五人だった。

この五人は、山田文右衛門の雇人で千歳川会所に同居していた。その役割は会所取扱人、旅客の食事のための料理人、アイヌとの交易を扱う帳役、駅馬の世話を指揮する馬追頭、それに通詞などであった。内陸部の重要な漁場にある会所としては最少の人員配置であり、実際の作業はアイヌの人々に依存していた。

二年開拓使設置当時の千歳の場所請負人は、勇払場所として榊富右衛門名儀となっている。榊富右衛門は元の請負人山田文右衛門の女婿であったから、山田一族の中でも文右衛門に最も近い一人だった。

二年に高知藩の支配下になると、翌三年、高知から千歳川とママチ川の両岸に入植し田畑地として開墾するが、四年に高知藩から開拓使の所管へと戻ると、皆故国へと帰ってしまう。

四年八月、高知藩の支配から開拓使の管下に入ると千歳の漁場持は石山専蔵と山口安五郎の両名になっている。石山は、これ以前に単身千歳の会所に来て、千歳の支配地を任されたとされる。

山口安五郎は五年、恵庭村の茂漁橋付近に来住する。六年六月、島松沢（島松川右岸）に駅通が設けられるが、取扱人は山田文右衛門の名儀であったが、初めは植田禮助、八年四月からは山口安五郎が扱っている。同九年

十二月、小樽新富町の鶴谷新次郎に譲渡している。同年六月、島松沢に郵便局が設置され、山口安五郎が取扱人になっている。

明治五（一八七二）年、高知藩から開拓使に提出された「勇払・千歳郡両郡引継文書」（北海道文書館所蔵）の「永住人別雇人別書上」に「千年郡会所 永住人」として「山岡第三郎 申 四十四才」及びその家族（妻その四十才・娘きん十才）の名前が記載されている。

山岡第三郎は、四年から五年頃、札幌開府に伴って渡道し、永住人として千歳に住んだと思われる、東京牛込出身の山岡芳三郎と同一人物と思われる。芳三郎はのち八年に漁村の土地三〇〇〇坪の借用を願っている。この前後に漁村に移ったといわれる。芳三郎は蘭越（当時烏柵舞村）ペサに畑地一町四反五畝余をもっていたが、三十二年八月十一日千歳郡漁村三番地村上藤介から所有権登記があり次の付箋が土地登記済通知書に付けられている。

本地ハ村上芳三郎の所有ナリ

芳三郎家督相続人村上藤介ノ名義ニテ所有権ヲ申請シタルモノナリ

これが千歳市に現存する札幌区裁判所からの最も古い土地登記済通知書である（「増補」）。

明治六年に北海道を巡った林頭三の『北海紀行』に次のようにある。

勇払ヨリ千歳ニ至ル間山路或ハ砂地ニシテ農耕ヲナスニ適宜ノ地ナシ。午後二時十五分千歳へ着ス。此日日中暑気熾ニシテ春來未タ之ナキ暑度ナリ

千歳會所 山田文右衛門

役邸 二軒 出稼家 十二軒 土人家 二十七軒

産物 鮭 三千石 熊 鹿

千歳ノ河ハ會所ノ端レニアリ水源七里許ニシテ「シコツ」沼ヨリ出ツ、此河秋味ノ漁業盛ニシテ毎歳夥多ノ魚ヲ得、然レ共塩ニ乏シクシテ常ニ漁リ尽

ス事能ハス。此地山中ニシテ海邊ヲ離ル、七里許ト云共斯ノ如キ河産物アリ、河幅大凡二十四間、此開拓使ヨリ橋梁ヲ掛渡シテ従来ノ假橋ヲ除ケリ、此邊開墾ヲナス二十分ノ地ナシ

千歳は昔から漁と狩りに恵まれていた。千歳川の鮭漁はほかから出稼ぎに来、また、鹿猟は官設の鹿肉缶詰所が設置されるほどであったが、農耕には適さない土地であり、開拓移民が入植するまでほとんどは鮭漁による収入で生活していた。

新保鉄蔵は南部下北郡田名部の出身で一四歳で渡道、以後漁場の番人、料理人などをし、明治四年同郷人を頼って千歳に来て、会所の料理人になった。六年（七年説もあり）には家を建て独立して旅館業を始めた。鉄蔵の甥、新保福治によれば

明治五年千歳ニ入レリ。南部ヨリ直ニ叔父ヲタヨリテ来ル、時ニ会所、倉庫三棟、鮭塩切小屋一棟、土人使役小屋一棟アリ、弁天社一棟アリ、弁天ヲ主トシ八幡稲荷外ニ柱ヲ祭ル、明治二十二年頃稲荷一柱トシ弁天ヲカマカニ移ス 六年鉄蔵家ヲ建ツ八年ヨリ旅人宿出願六年ヨリ人ヲ宿セシム、夫ヨリボツノ人來ル。新保福治ハ叔父ノ家ヲ引受ケタリ、山口安五郎、西村藤九郎、等家ヲ建ツ。鹿は金ノ揚ル第一ナリ、貂、熊、獺、鮭は一本三錢カ五錢ニテ金ハ揚ラス。豆腐モ三錢ナリ

とある（河野『胆振国』）。

当時駅通は運搬が主な仕事であり、駄送した。駅通ばかりでは手が廻らず、鉄蔵は若者を雇って運搬もさせた。

『躍進千歳の姿』によると、戸長役場開庁当時の住民として、戸長秦一明のほか、馬追渡世に岩本力松、旅人宿業に永井彌市・新保鉄蔵・笠井忠三郎、馬車営業に石山専蔵、職業不明が三海彌平・浜本佐吉・本間熊吉・石井作蔵・石井貞蔵が挙げられている。

また、河野常吉の手記『胆振国』の新保福治談では、明治十四年の明治天皇行幸時の千歳の住民が次のように挙げられている。

御巡幸ノ時千歳住民

神保福治（宿屋）

高田長次郎（会所馬追頭） 自分ハ駅通馬追頭ナリ別ニ子ニ馬追業ヲナサシム

岩本力松（馬追）

駅通（会所跡） 石山専蔵

戸長役場（会所向ヒ）

川ヲ越テ

山口安五郎（会所ノ帳場）

西村藤五郎（会所勤メ）

本間熊吉（行商）

三海彌平（アイヌ交易） モト料理ヲ神保ニ習ヒ会所勤メ後アイヌ交易

本間万吉（アイヌ交易）

アイヌ交易とは、アイヌの人々が必要とする酒や麴と、熊や鹿の皮などと交換するものである。

石山七三郎によれば「和人が十三戸、アイヌ十三戸住セリ」とあり、このほかに和人が四戸あったことになる。明治天皇巡幸の際の分宿予定表には石井作造、笠井忠三郎、永井孫市、新保清次郎、三海安治等の名が記されている。明治の初め、会所を中心にわずかばかりあった集落が、十四年の明治天皇の御巡行時には千歳川を越えて札幌寄りにアイヌ交易や行商などに携わる人が家を建て集落が広がっていった。彼らは札幌本道を往来する旅行者及び流通のための旅宿、駅通、アイヌの人々相手にシカの角・皮やサケなどの交易、人・荷の駄送など運送を生業として生計をたてていた。

都市としてまことにささやかな出発であった。そこには、人々を社会的に結束させ、歴史的に展開していく契機はまだ見られない。しかし、交通の要衝としての現在の千歳の特徴をおぼるげながら示唆していると言えよう。

第二項 職業構成

明治十七（一八八四）年十二月『札幌縣管轄千歳郡戸籍簿全』によると（十八・十九年の転入者も書き加えられている）、千歳村には、旅人宿営業・新保鉄蔵、馬車営業・石山専蔵、馬追渡世・岩本力松、日雇渡世は高野正蔵、山口たけ（山口安五郎の長女）、秦まさき（二代目戸長秦一明の妻）、山戸勘六、山本万吉、役場用係勤務・濱本佐吉、小売営業・新井田弥市、職業未記入で三海弥平、長岡民之助、永井孫市、永澤八百惣らが記載され、ほかに山口県から移住してきた多くの農業入植者が掲載されている。また、烏柵舞村に日雇渡世・水間竹治の名がある。

これら当時の住民の職業をみると、馬を使った運送や通行、宿業が多い。千歳は、函館から開拓本拠地・札幌に通ずる札幌本道の沿線であったため人の往来が多く、人馬の継立てや休泊所が利用されていた。特に駅通での運送や郵便物の運送業務には多くの人員が必要であったと思われることから無記入や日雇渡世の人たちも、駅通などでの運送関連や旅館で働いていたのではないかと推定される。新保旅館も若い人を雇い自前の馬を使って駅通と同様の業務を行っていたとされている。

十七年に、長岡源治兵衛が率いる山口県からの集団移民が現在の本町・東雲町付近に入植した頃、七軒ほどの民家以外には、役場、駐在所、学校などで、商店は無く、札幌まで一泊かけて買物に行かなくてはならなかった。このころ新井田弥市は、店舗を持たない便利屋のような商売を始めた

人で、千歳でご用を聞き、札幌まで出かけ調達してくる。これが千歳の商業の始まりといわれている。その後、川合新助が十八年に移住してきて宿屋を始めるが、その後二十二年頃に①川合商店を開いたといわれる。二十六年には渡部寮蔵が佐渡から来て②渡部商店を始める。

山口からの入植者たちは、昼でも暗い密林を切り倒し開墾するが、麦や稲黍、粟、馬鈴薯など自家食料程度の収穫しか得られず、唯一の収入源は薪ぐらいという苦しい状況から、ほとんどの者は他の土地へ移ってしま

う。その後は、二十七年から殖民地の貸下げによりネシコシ、オルイカ、ケヌフチに入植者が入り、開墾が進められた。また、二十九年になるとシーケヌフチ（現東丘地区）にも入植者が開拓を始める。

三十八年に移住してきた渡部栄蔵は、移住当時「村にあったものは、巡查一人の派出所と、吏員六、七名の村役場と、係員一名の御用地分担区の住所、それに学校と郵便局も電信電話はなく郵便物だけ取り扱っておりました。商店は川井商店（今の吉田商店）、渡部商店の二軒切りで、室蘭街道の道筋に三六戸の和人の家が川を挟んで両側にあり、たいいていの家の人たちは山で炭を焼き、木炭で暮らしを立てておりました」と振り返る（渡部栄蔵『千歳郷土史』）。

また吉田信一は、「旅館を除けば、ほとんどの家は原始林を切っては炭を作っていました。父の吉田貞はこの木炭を馬車や馬ソリに積んで札幌まで売りに出たものです。朝八時に出発しても札幌に着くのは夕方。翌朝に米や日用雑貨、反物を仕入れて戻ってきました。二日がかりです」（「ちとせ百年」⑨）という。

第三項 住宅事情と衣生活

住居

開町七〇年記念「古老の座談会」（昭和二十四年）で、明治十七（一八八四）年に移住してきた廣重定次郎は、「市街地の家は桎屋で農家は全部草家であった。当時の移民は貨車にのせられて来てすぐ自分で小屋を建てて木が邪魔になるので山として積み上げて燃した」と話す。十三年に移住してきた笠井ユキは、「その当時は三間半に二間の家で一戸十円程で建つた」と当時の住宅事情について話している（『躍進千歳』）。

戸長役場が設置されたころ、室蘭街道沿い千歳橋周辺の市街地には、駅通、駐在分署などの公共施設のほか、小学校兼役場兼戸長宅や新保旅館など一〇軒ほどの家があったといわれる。それらは桎葺き屋根や草葺き屋根の家で、壁はよくても粗壁（つなぎにわらなどを入れた土を塗っただけの壁）に板を張り付けた程度のものであったと思われる。

本州からの開拓入植者たちは、いわゆる「掘つ建て小屋」や「拌み小屋」といわれる一時しのぎの粗末な家を建てた。左右から柱を斜めに立て、葦や笹などの草木で屋根を葺き、壁を囲った。「拌み小屋」とは、その形状から呼ばれたものだ。もちろん暖房も水の設備もなかった。

住宅として建て直すのは、定住の見通しがつくような収穫の安定が必要であったが、明治十七年に山口県から移住してきた多くの開拓民にとって、開拓初期にはそれはほとんど叶わなかった。

衣服

開拓移住者の衣生活は、故国で着ていた衣服のまま厳冬の地で生活していくのは困難であったことから、防寒とともに苛酷な開墾作業に耐えられる機能性を備えた衣服が求められた。明治三十四年の『殖民公報』に開拓当時の衣服について次のような記事がある。

北海道住民の衣服

本道人民は昔時重にムチリと称する筒袖の衣服を着せしか其後諸府県より移住するもの増加し其移民は皆一通りの衣服を携へ来りて当分の内は郷国の風をなせしも実用にはムチリの方便利なるを以て多くは漸次之に改めたり、唯都会地は次第に華美に傾きムチリを廃し却て廣袖の衣類を用ゆるに至れり、洋服は府県に比すれば一般に多く行はる、アイヌ昔時アツシ及鹿皮を着せしもアツシを製する手数多きと鹿皮の減したるとにより概ね木綿服を用ゆることとなり今日アツシを織る部落は著しく減少せり

（『殖民公報』第四号）

松前藩時代からムジリといわれる袖が筒状になった働きやすい衣服が、北海道では一般的となっていた。ムジリは近世の松前の漁民やニシン漁場の人々が、仕事着兼防寒着として古くから使用されてきたものであり、刺子（布を重ね合わせて、一面に一針抜きに細かく縫ったもの）となっているものが多く、防寒とともに、丈夫であることから開墾の作業で身を守る効果もあったと思われる。ムジリの下には股引や脚絆、手には手甲（布や革で作りの、手の甲を覆うもの）やボッコ手袋を付け、頭には手ぬぐいか三角風呂敷の被りもの、というのが開拓農民の一般的な服装であった。

履き物は、草履や草鞋わらじ、ゲタ、開墾足袋が一般的で、開墾足袋は古布を何枚も重ね、底や甲の部分は糸で細かく刺して丈夫にした足袋であるが、なかには底に板を張り、笹の切り口などから足を守るよう工夫したのもあった。冬は滑りにくく暖かいツマゴやわら靴をはいた。ツマゴとは草鞋の前の部分を覆ったわら製の短靴で、わら靴はわら製の長靴のような履き物だった。

これらの履き物は各家庭で作られ、草鞋やツマゴ作りには男性が夜なべをし、開墾足袋作りは冬期間の女性の仕事だった。苛酷な開墾作業により

草鞋は一日に一足、開拓足袋は一夏に三、四足必要だったとも言われ、家族分を作製、修繕するのは大変な作業だったと思われる。

その他の防寒着として毛布類も使われた。特に明治初期に軍隊用毛布として輸入された毛布は、赤地に黒い筋が入っているものが多かったことから、「赤ゲット」（英国製毛布の商品名「ブランケット」に由来）と呼ばれ、東北・北海道にも普及し、農漁村部を廻る行商などから購入された。そのまま羽織るほか、上着や脚絆、手袋などに加工することもあった。

明治後期から大正期について、前述の「古老の座談会」で、当時の町長山崎友吉（明治三十年移住）は、移住当時の服装について、「着物はチャンチャンコでそれにモモヒキをはきモンペンなどはいていた。はき物はわらじや、鮭の皮でつくった「ケリ」を使用していた。上等の家ではズツクの裏づきで陣羽織の様なものを着ていた」と話している。「ケリ」とは、アイヌの人々の特徴的な履き物で、鮭や鱒の皮を綴じて作られていた。丈夫で軽く水も入らず、わらを入れると保温性も高くなることから、特に冬の履き物として機能性に優れていた。

第四項 食生活

北海道は魚類や山菜は豊富であった。特に千歳川は古くから鮭漁が盛んで生活の糧となっていたが、本州に比べ米作の普及が遅く、農耕に適さない火山灰地での食生活はどのようなものだったのだろうか。

明治天皇巡幸の際の状況取調書によると、当時の陸産物として穀物は、椎茸、蕎麦、大豆、蜀黍、小豆、馬鈴薯、蘿蔔（大根）、南瓜があげられている。

主食は麦、稲黍、粟、馬鈴薯などで、米の流入はあったとしても、特別の日か、麦などに混ぜて食べるくらいであった。副食として山野に自生す

る山菜があり、フキ、ワラビ、ゼンマイ、ウド、ミツバ、ワラビ、タケノコなど。また川からは鮭のほかにも、ヤマベ、イワナ、ウグイ、アメマスなどを捕っていたと思われる。また、多く生息していた鹿も食料となった。開拓地では、まず蕎麦や粟を植えて主食を確保したといわれる。

前述の「古老の座談会」で、当時の山崎町長が開拓当時について、「主に鮭の干したのに筋子をまぜてウバ百合や澱粉質の百合の根などをまぜて雑水として主食としていたし、あわやいもなども主食で稼ぎ人は皆かゆを食って仕事をしていたのだ」と述べており、限られた食材で工夫していたことがうかがえる。

本州からの移住民にとって、北海道で冬を越すということは命がけであった。積雪によって陸の孤島となることも考えられ、野菜などの貯蔵は欠かせない冬支度であった。貯蔵方法については、比較的温暖な道南地方では、松前藩の時代から家の床下や土間に掘った内室に貯蔵するのが伝統的な方法であった。しかし他地域の多くは土中貯蔵であった。畑に穴を掘り、穴の底に菅などの枯草を敷き、その上に大根などの野菜を入れ、穴の四方を菅などで覆い、さらに野菜の上に木の皮を置いて土をかけ、その上を木の皮や雑草で覆うという方法である。

その他に最も多くとられた方法は、塩蔵による貯蔵である。塩蔵による食物の貯蔵は古くからの保存法であり、夏の高湿多湿による腐敗を防ぐとともに、冬に食物が凍結しても解かすと食べられるという利点を持っていた。塩蔵による保存法には、大量の塩を使用する塩漬けと、発酵を伴う漬物があるが、冬季の野菜類の不足を補う方法としては漬物が有効な方法であり、近世から広く行われている。しかし、稲作の定着が遅れた北海道では糠の入手が困難であった。稲作農業の普及によって主食とする米はもとより、糠や藁の大量使用が可能となり、たくあん漬けや越年野菜類の貯蔵

など冬の生活を大きく変えたのである。

また、山菜類の塩蔵による貯蔵も冬の保存食として重要なものであった。野菜類の大量貯蔵が難しい北海道では、どの時代でも山菜類を利用してきた。野菜類や山菜類の乾燥保存も古くから行われてきた方法であり、特にワラビ、ゼンマイ、コゴミ、ヨモギなど山菜類の保存が多い。乾燥保存の山菜類は水で戻すのに時間がかかり、柔らかさも味も塩蔵の山菜に及ばない。

しかし、明治六（一八七三）年の林頭三編『北海紀行』の中で、千歳について、「秋味ノ漁業盛ニシテ毎歳夥多ノ魚ヲ得然レトモ塩ニ乏シクシテ」とあるように塩の確保は難しかったようで、山菜類も乾燥保存が多かったであろう。

砂糖や醤油も札幌から仕入れたものを購入していたと思われるが、味噌はそれぞれの家で造ることが多かった。北海道で初めて味噌製造を行ったのは、江差の商人鈴鹿甚右衛門という人物である。醤油製造所が札幌の篠路に作られたのは明治四年。そこではまもなく味噌も造り始めた。

千歳小学校開校百年記念誌の卒業生座談会で、千正寺の高塚憲正住職が、高塚家の元が酒屋だったらしいとの話をしている。座談会の席上では酒とはドロクだったのではないかということだったが、詳しいことはわからないままとなった。

引用・参考文献

河野常吉『胆振国』一九二二年／千歳村『千歳の状勢』一九一九年／林頭三編『北海紀行』三編 一八七三年／北海道庁『殖民公報』第四号 一九〇一年／千歳小学校『清流八十年』（開校八十周年記念誌）一九五八年／北海道『北海道の衣食と住まい』北の生活文庫 五 一九九七年／渡部栄蔵『千歳郷土史』一九五五年（推

定）／「ちとせ百年」⑨『北海道新聞』一九七九年二月二十四日

第六節 アイヌ民族の諸相

第一項 北海道開拓とアイヌ民族

一・北海道庁設置と「北海道旧土人保護法」の制定
北海道庁と開拓政策の転換

明治三十二年三月二日、「北海道旧土人保護法」という名称の法律が制定・公布され、四月一日から施行された。この法律名の「旧土人」とは近・現代におけるアイヌ民族を指す明治政府の公式用語であり、文字通りに解釈すればこの法律は「北海道に暮らすアイヌ民族を保護する法律」という意味になる。しかし、本当にそのような内容の法律だったのかどうか、この点に触れる前に、なぜこのような法律が制定されたのかその背景を簡単に述べておこう。

明治二年の開拓使設置以来、明治政府のアイヌ民族に対する政策は一貫して和人への同化を求めるものだった。このような開拓使のアイヌ政策について詳しく触れる余裕はないが、明治十九年の北海道庁設置と共に北海道の開拓政策に関する大幅な見直しが行われ、直接保護政策から間接保護政策へと転換した。この間接保護政策の中心は、内地資本の北海道への投資によって開拓を進めようとする点にあった。

開拓とアイヌの強制移住

また、この時期には内地からの北海道移民が増加する傾向にあり、道庁はこれらの北海道移民に適切な開墾地を提供するために殖民地選定事業を開始した。だがこの選定事業は、先住のアイヌ民族にとってはその生活圏が狭められ、生活する場所を追われることを意味していた。一例を上げると、明治二十二年に奈良県十津川村の住民六〇〇戸・二四八〇人が同年八月の大洪水によって北海道へ移住し、翌二十三年六月に樺戸郡トック原野

に入植して新十津川村（現在の新十津川町）が形成されている。この十津川移民の入植地は道庁の殖民地地区画制度によって選定・区画された最初の移民といわれるが、その際に石狩川の沿岸で暮らしていたアイヌは一カ所に集められたうえ、十津川移民入植地の近傍に三二区画のアイヌ地が設けられた。そして、浦臼や雨竜・伏古のアイヌもここに集められ、二六戸が入植した。だが土地環境の問題もあって明治四十二年に村内の別の地域に移転し、大正八年には一四戸・七六人に減少している（『新十津川町史』）。

このようなアイヌ地移転の事例を明治二十七年の場合でみると、上川原野のアイヌは近文原野に土地割渡しを受け、天塩川沿岸では名寄盆地のアイヌを内淵に集住させるなど、道内各地で進行していた。このような中で北海道庁は、同年三月二日、胆振国千歳郡にある千歳原野の「旧土人保護地存置方ノ件」を「本庁決議」した。

千歳原野の「旧土人保護地」存置

千歳原野ハ旧土人部落ノ存在セシ処ニシテ現今居住スルモノ三十余戸アリ、彼等従来生活ノ途ヲ案スルニ多クハ原野ノ天産物ニ寄食シ、稀ニ労働シテ賃金ヲ得又ハ恣ニ農漁ヲナスモノアリト雖モ未タ所有地又ハ貸下許可地ノアルナシ、今ヤ同原野ヲ開放シテ貸下ヲナシ数多移民ノ来住シテ開墾ニ従事スルトキハ恣ニ農漁ヲ営ム能ハス、天産物亦尽キテ忽チ活路ヲ失スルニ至ラン、然レトモ土地ノ貸下ヲナシ農耕ニ従事セシメンカ、彼等朦朧未タ生計ノ何物タルヤヲ辨セス、数項ノ土地猶一碗ノ酒料ニ換フルヲ厭ハス、終ニ奸悪者ノ為メ横奪セラレ、再ヒ途方ニ彷徨スルニ至ラン、故ニ原野貸下ニ先タチ一戸一万五千坪以内ノ見込ヲ以テ現住戸数ニ相当スル地積ヲ控除シ、明治十年十二月十五日開拓使第十五号達北海道地券発行條例第十六條ニ準シ特ニ土人保護地トシテ官有地第三種ノ儘存置致度仰裁決候也

但 御裁可ノ上ハ他ノ原野ニ於テ同類ノモノ有之トキハ本文同様取扱可然

哉

(北海道庁拓殖部『拓殖法規』大正四年)

この「本庁決議」の趣旨は、千歳原野のアイヌ三十余戸は未だに「所有地又ハ貸下許可地」を持たないまま、「原野ノ天然物ニ寄食シ」た生活を送っている。しかし、今後和人移民の同原野への移住・開墾により「活路ヲ失スル」可能性があると、千歳原野の開放に先だつて、予め彼らに一戸当たり一万五〇〇〇坪以内の土地を現住戸数分だけ「控除」すべきであるというものである。

その際、アイヌは「朦昧未タ生計ノ何物タルヤヲ辨セス、数項ノ土地猶一碗ノ酒料ニ換フルヲ厭ハス、終ニ奸悪者ノ為メ強奪セラレ再ヒ途方ニ彷徨スルニ至ラン」ことも考えられるとして、明治十年の「北海道地券発行条例」第一六条の規定に準じ、特に「土人保護地」として官有地第三種のまま「存置」することを決定している。

この「土人保護地」の一角に当たるのがカマカ(釜加)地区である。カマカの給与地には、明治三十八年〜三十九年頃にマオイコタンから移転したアイヌが入地している。カマカに給与地を貰った人々で開墾に従事しなかつた者は、土地を貸したり二束三文で売り払ったりして、自分たちは川で鮭を捕ったり、あるいは山でシイタケなどを採って生活していた。その後、宮尾舜治第一六代道庁長官の時代(大正十年五月二十七日〜十二年九月二十九日)になって、「存置」状態にあつた千歳原野の給与地のうち、カマカの土地についてはアイヌの手に戻された。カマカの入地者と区画配置を示すと図3-1のようなになる(笹木義友「千歳周辺におけるアイヌ集落の移動」アイヌ系古老よりの聴取)。

これらの事例が示すように、明治二十年代に入ってから開拓の進展は、先住のアイヌ民族の世界を危機的な状況に追い込んでいった。このこ

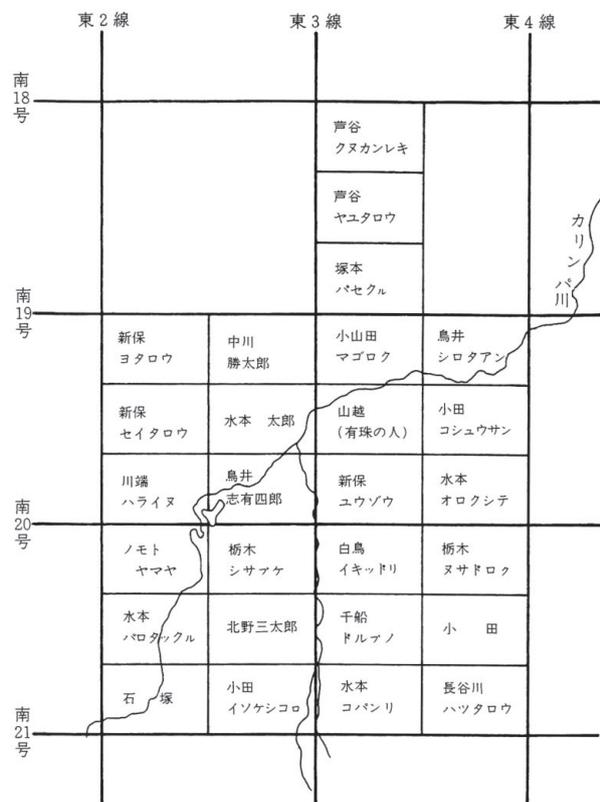


図3-1 カマカコタン (笹木義友「千歳周辺におけるアイヌ集落の移動」より)

とから、二十年代後半になると北海道のアイヌ民族保護の問題が帝国議会で取りあげられるようになった。

第五議會の場合

まず、明治二十六(一八九三)年十一月の第五回議會において、埼玉県から選出された立憲改進黨の加藤政之助議員が「北海道土人保護法案」を衆議院に提出した。加藤は埼玉県の有志が設立した北海道拓殖組合による利別原野の開墾事業に関係したことがあり、北海道と全く無縁の人物ではなかつた。加藤が提出した法案は帝國議會におけるアイヌ問題に関する最初のものであり、全九条からなっている。この法案はまず道庁長官に対し「管内在住ノ土人ヲシテ土地ヲ開墾シ農業ニ就カシメムコト」に務めるべきことを求めており(第一条)、農業を希望するアイヌには、できるだけ

居住地の近くに一戸あたり六〇〇〇坪から一万五〇〇〇坪の未墾地を付与することとした(第二条)。付与された土地は、「正当ノ相続人」に譲り、あるいは子弟に分与する場合を除いて「向三十年間売買譲与」が禁止されるなど(第四条)、第五条までは勸農に関する規定であった。第六条と第七条は教育問題について、そして第八条と第九条は衛生と医療に関する規定だった。この法案は審査特別委員会で修正を加えられたが、結局本会議で否決されている。

第八議會の場合

加藤のアイヌ保護法案の提出から二年後、明治二十八年二月の第八回議會でも三重県から選出された自由党の鈴木充美議員外五名が「北海道土人ニ関スル質問」四カ条及び「北海道土人保護法案」を衆議院に提出した。質問書の内容は、日高・十勝方面におけるアイヌ共有財産の役人による不正処分に関するものを中心であった。また、鈴木らが提出した法案の内容は、北海道のアイヌで「既ニ土地ヲ開墾シタル者ハ其ノ土地ノ所有權ヲ取得」することができ(第一条)、面積は一戸当たり一万五〇〇〇坪が上限だった(第二条)。加藤案と異なるのは、これ以外にも更に「普通土地貸下規則ニ依リ土地ノ貸下ヲ出願スルコト」が可能だったことである(第三条)。この「普通土地貸下規則」とは明治十九年に制定された「北海道土地私下規則」を指しており、この規則では一人一〇万坪を上限に官有未開地の貸し下げが認められていた。

したがって、もしこの法案が成立していれば、一人のアイヌが最大一五〇〇〇坪の官有未開地の処分を受けることが可能だった。だが、狩猟民族としての生活が基本であり、開墾労働に熟達しているとは言い難いアイヌ民族が、第五条に規定されているように一五年間でこのような面積の開墾が可能であったかどうかという点は疑問が残る。また、道庁長官は「土

人ノ土地開墾共有金保存ノ方法、教育ノ保護奨励及衛生等ニ関スル特別取締規則」を設けて内務大臣の認可を受けることとなっており(第六条)、加藤案にあった教育・衛生面での保護を含めて新たに「特別取締規則」を設けることになっている。しかし、この法案も衆議院の審査特別委員会に付託されたままで会期が終わり、廃案となってしまう(小川正人「第五、八回帝國議會『北海道土人保護法案』審査特別委員会會議録」)。

さらに明治二十七年頃、道庁は「北海道旧土人保護規則案」を独自に準備し、内務省に上申ししたが、同省はこの案に冷淡だった。ちなみに道庁の保護案は、農耕の奨励と医療・衛生面の保護を謳っている点はこれまでの保護案と共通しているが、教育面については「北海道旧土人ニシテ部落ヲ為シ特ニ小学校ノ必要アルトキハ之ヲ設クルコトヲ得」(第五条)と独自の構想を打ちだしている。そして、同条の附則として、これら農耕・医療・教育に要する経費は「旧土人共有財産ノ収益ヲ以其費用ニ充テ其不足アルトキニアラサレハ国库ヨリ支弁セス」と規定されており、この点からアイヌ共有財産の管理権は道庁長官が持つことになっている(第六条)。

第一三議會と保護法の再提案

以上のように明治二十年代後半にはさまざまなアイヌ保護法案が提起されたが、それらが遂に実現することはなかった。その後、日清戦争を挟んで明治三十一年十二月、今度は政府によって「北海道旧土人保護法案」が第一三回議會に提案された。このアイヌ保護法案は翌三十二年二月九日に開かれた北海道旧土人保護法案特別委員会で審議されているが、次のような条文から始まっている。

第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

(『帝國議會貴族院委員會會議録』十一)

すなわち「北海道旧土人」で現に「農業ニ従事スル者」あるいは「従事セムト欲スル者」に一戸当たり一万五〇〇〇坪以内の土地を無償下付するというものである（第一条）。条文の最後の「得」は法律用語として独自の意味があり、行政側がそのようにしても良いがそのような措置をしなくても構わない、という意味が含まれている。したがって、この第一条の意味は、アイヌに土地を「無償下付」することができるという程度の意味であつて、アイヌに対する給与地の強制的な割当を意図したものではない。仮にアイヌに給与地の強制的な割当を行おうとする国家的な意志があれば、「無償下付スヘシ」とか「無償下付セシムヘシ」といった表現になる筈である。

下付された土地は「旧土人給与地」などと呼ばれたが、相続以外に譲渡することは禁止された。さらに質権・抵当権・地上権・永小作権・地役権・留置権・先取特権といった物権としての所有権の移動に関する制限が課されていた（第二条）。これらを含めて第四条までは勸農政策に関する規定であり、第五条と第六条は医療に関する規定、そして第七条と第九条は教育に関する規定だった。この政府提案によるアイヌ保護法案は明治二十年代に提起されたアイヌ法案の諸要素を取り入れたものといえるが、そのために必要とする財源は次の第八条に示されている。

第八条 第四条乃至第七条ニ要スル費用ハ北海道旧土人共有財産ノ収益ヲ以テ之ニ充ツ、若シ不足アルトキハ国庫ヨリ之ヲ支出ス

要するに、経済的に貧しいアイヌに対しては農具代及び種子・薬価代・埋葬料・授業料などを支給するというのだが、その財源はまず「旧土人共有財産」と呼ばれるものの運用益から支出し、不足する場合に初めて国庫から支出するのである。その一方で、最初から政府がその費用を支出しようとしたのが「北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所」に設置予定の小学校

だった。

第九条 北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得。

ここに言う「小学校」が「土人学校」などとも呼ばれたアイヌ子弟専用の小学校である。学齢児童がおおむね三〇名以上いる「土人部落」に対し、七年間で二一校を新設する計画だった。しかし、最初の建設計画と実際の設置箇所とは齟齬のあることが指摘されている（小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』）。

二・千歳のアイヌ学校設立問題

橋戸長の請願

千歳村でも、この時期に地元側からアイヌ学校設立の動きがあつた。すなわち「千歳郡千歳外三村戸長橋完爾氏より部内長都村及千歳村字ケヌフチの両処に土人学校設立の義請願あり、札幌支庁に於て実際の状況を調査」、予算的には教員人件費と学校建設費を合わせて六六八円を要する次のような計画であつた（『北海道毎日新聞』明治三十二年八月二日）。

金百六十八円 但し旧土人小学校二か所、准訓導二人、月給一人十二円、本年九月より開校するものと見なし、明治三十三年三月まで七か月の支出分
金五百円 但し旧土人小学校二か所新築費並びに諸器械料
合計金六百六十八円

また、橋戸長の提出した「請願」書には、次のように述べられている。

当部内には旧土人七十戸あり、多くは千歳村並長都村に部落を為し開墾其他事業を営み生活なし居候、当部内は他の土人部落と異にして遠くは文政年度以前より能く和人に接し、就中国道線の要街に当れるか故維新後鉄道布設以前に於て室蘭札幌間の旅客悉く当部内を通行せしを以て、旅人宿其他商家俄然軒を聯ね自然一村を形造せるか故、其和人との交際一層頻繁なるに随

ひ彼等素より教育なく無知蒙昧可憐の愚民にして、其初めは和人に籠絡せられたりと雖も、爾来却て奸計譎詐を習得し、天然朴直純良の美質を失ひ、地を拂て先却し為す事法網に罹る者夥多あり、今日迄教育の何たるも知らず、単に奸計譎詐の悪風に感染したるの致す処なり、今に之か慣習を芟除し天然純良の美質を喚起するの策を講せずんば、彼等は遂に言に忍ひざる獐悪のものに変化し、復た如何とも為すべからずと深く憂慮に堪へず、然るに今般法律第二十七條を以て旧土人保護法發布せられ、其第九条に旧土人の部落を為したる者には国庫の費用を以て小学校を設立する事を得るとあり、試に隆渥なる後主意にして誰れか感激せざらんや、思に旧土人部落に於ては学校の必要は独り当村のみならずべしと雖、当村は前陳の如く一層和人との交際頻繁なるか故次第に奸悪の風を助長するは他の土人部落と大に其趣を異にせり是を以て小学校設立も亦急をせ要ざるを得ず、亦和人との交際頻繁なるか為土人の児童にして大概和語を解せざるものなし、故に今小学校を設立せるに於ては、其の成績上大に見るべきものあらん、是れ亦た他の部落と異なる所なり、然れば別紙（別紙略す）二十年四月庁令第十八号に依り小学校許可調査事項書相添へ此段上請候條、何卒事實御洞察特に御裁可相成而して本年度に於て前記金六百六十八円支出相成度云々

〔北海道毎日新聞〕明治三十二年八月二日

橘戸長の請願書は、その原因は和人側との接触に起因するといいながら、近年までの千歳アイヌについて「爾来却て奸計譎詐を習得し、天然朴直純良の美質を失ひ、地を拂て先却し為す事法網に罹る者夥多あり」などと差別的な印象を述べている。そして、今後も和人との交流が頻繁になるにつれ、彼らが「奸悪の風を助長する」であろう点が他のアイヌコタンとは大いに異なるので、学校の早急な開校が必要だという。ここには、アイヌ民族に対する教育を単なる同化政策の一環として行おうとする意図が明

白にうかがえる。アイヌ児童の学力向上という視点は二の次だった。

この記事の文面からみると、請願書を受け付けた札幌支庁は現地調査を行ったようであるが、なぜ認可されなかったのかその理由については明らかではない（第三章第一四節第二項「教育を参照」）。なお、文中の「法律第二十七條」とはもちろん法律第二十七号の間違いである。

制定後の保護法

以上のように、アイヌ民族に対する農耕の強制とアイヌ教育を柱として明治三十二年三月二日に制定、四月一日から施行された「北海道旧土人保護法」は、その後、大正・昭和の各時代を経て幾度かの修正を受けながら存続し、平成九年に「アイヌ文化振興法」（略称）の制定を受けて廃止されるまで、近現代のアイヌ社会を律する唯一の法律だった。しかし、アイヌ給与地に対する所有権の極端な制限は最初からアイヌ民族の反発を買い、アイヌ学校も和人児童からの分離教育であるとの評価を受けるなど、この法律がアイヌ民族の「保護」に値するか否かについては当時から評価が分かれていた。

なお、この「北海道旧土人保護法」にはモデルがあり、それは明治二十一年にアメリカで制定された先住民族保護法としての「ドーズ法」であった。

この日米における二つの法律は、アイヌ民族とアメリカ先住民に対し土地の給与を通して農耕民化させるという点で共通していた。しかし、「旧土人保護法」がアイヌの農耕希望者に一戸当たりという家単位で土地を給与しようとしたのに対し、「ドーズ法」は個人を単位として強制的に土地を割り与えるなど、日本とアメリカの国情を反映しての相違点もあった。

第二項 千歳地方のアイヌ民族

一・明治初年の千歳アイヌ

『北行日記』の千歳アイヌ

最初に、明治初期の千歳アイヌの状況について触れておこう。明治三年九月、高知藩が支配する千歳地方を旅行した米沢藩士の宮島幹『北行日記』に次のような記述がある。

九月十三日 晴

辰ノ刻過馬ニテ札幌ヲ出立ス（中略）漸ク島松ニ至ル、川アリ拾四五間馬ニテ渡ル、渡レハ是ヨリ東胆振国千歳郡高知藩支配所ナリ、空家式軒アリ、一兩年前迄ハ住居セシ由ナレ共、今ハ石狩へ転住セシ由、土人耆人留守居ス、此所ニテ昼餉ス、汁モナシ、湯ヲ貫ヒ相用キ、札幌ヨリ七里、是ヨリハ平坦ニシテ路至テ宜シク、茅原或ハ深林所々ニアリ、二里斗ニシテ「ムイサリ」土人小屋三軒アリ、熊ノ子鷲ヲ養フ、又行二斗ニシテ平坦ナル壱里斗芦原アリ、此所ニ牛五六十疋ヲ牧ス、川ヲ渡ル事数度、此辺川々尽ク砂川故、三四尺ノ小川迄鮭登リ込獵スル由ナリ、従是北方ニイサリフト「ヲサツフト」云所々ニ土人小屋多分有之由、三里斗ニシテ漸ク千歳ニ至ル、入口川アリ巾五六十間橋アリ、渡レハ会所一軒、倉々等多分アリ、此辺土人小屋二三十軒、人数惣斗七八十人斗有之ヨシ、

（宮島幹『北行日記』北海道立図書館北方資料室所蔵）

これが、宮島の見た千歳地方のアイヌコタンの状況だった。そして、この九月十三日がたまたま「ラムシャ」と呼ばれる儀式を行う日に当たっていたことから、次のような興味深い記述もある。

今日ハラムシャト云フテ、年々壱兩度ツ、土人ヲ集メ法律ヲ読聞カセ、後酒宴ヲナスヨシニテ大勢庭前へ集リ席ヲ敷渡シ酒宴ヲナス、夜中ニ至リ「メノコ」子供等迄寄集リ酒宴シ、酔ニ乗シ歌ヲ謡ヒ躍ヲナス、誠妙ナリ、或ハ

角力等モアリ、是等ハ格別ノ違ヒモナシ、終夜至テ賑々シ、

（同右）

もっとも、宮島の見物したオムシャとは、近世・松前藩時代における商場知行制下の本来のオムシャではなく、場所請負制に移行した段階での和人によるアイヌ民族を支配する儀式と化したオムシャであった。そのことは、「土人ヲ集メ法律ヲ読聞カセ」という記述から読み取ることができる。

千歳アイヌの統計的実態

こうした千歳アイヌの実態について、もう少し統計的な考察を試みたい。明治二年から三十年までの千歳郡におけるアイヌ戸口の推移を示すと表3-7のようになる。この表でまず戸数の推移をみると、明治二年〜三年までの三九戸が翌四年には七九戸と倍増し、あるいは六年には七二戸から八七戸に増加するなど、この間の数字の連続性にはやや疑問が残る。しかし、その後は明治十五年以降、二十年代にかけて六〇戸から七〇戸代という比較的安定した傾向を示している。また人口の推移では、同じく明治

表3-7 千歳郡のアイヌ戸口

年次	戸数	人員	戸数	人員
明治元年				
明治2年	39	223		
明治3年	39	260		
明治4年	79	412	64	275
明治5年	72	421	59	259
明治6年	87	285	59	265
明治7年	63	260		
明治8年	64	254		
明治9年	70	224		
明治10年	73	223		
明治11年	71	238		
明治12年	65	255		
明治13年	59	246		
明治14年	61	234		
明治15年	75	285		
明治16年	75	268		
明治17年	76	268		
明治18年	76	269		
明治19年	75	265		
明治20年	74	267		
明治21年	58	280		
明治22年	61	286		
明治23年	59	292		
明治24年	59	294		
明治25年	59	288		
明治26年				
明治27年				
明治28年				
明治29年	74	296		
明治30年	70	289		

註(1) 明治2年〜14年までは大蔵省編『開拓使事業報告』第1編、15年〜30年までは『北海道庁統計書』により作成。

(2) 明治4〜6年は『千歳市史』による。

表3-8 明治初期の千歳郡アイヌと農耕地（地域別）

村名	明治4年				明治5年				畑反別
	戸数	人口			戸数	人口			
		男	女	計		男	女	計	
ヒビ村	5	9	7	16					
千年川会所前	25	49	48	97	25	49	48	97	38反
ヒルサッタリ村	1	3	3	6	1	3	3	6	2反
ランコウシ村	5	13	9	22	5	13	9	22	5反7畝
ヘサ村	5	15	12	27	5	15	12	27	8反6畝
ユウナイ村	2	5	7	12	2	5	7	12	3反5畝
ルエン村	1	4	1	5	1	4	1	5	2反3畝
フェラフ村	4	14	8	22	4	14	8	22	8反
ラサツ村	9	23	12	35	9	23	12	35	16反
イサリ村	4	8	7	15	4	8	7	15	10反5畝
イサリフト村	3	11	7	18	3	11	7	18	6反8畝
合計	64	154	121	275	59	145	114	259	10町1反4畝

註(1) 『千歳市史』による。

(2) 「千年川会所前」は、明治5年の原史料では「千歳郡居住」となっている。

年に六四戸・二七五人、翌五年には五九戸・二五九人ものアイヌの人びとが居住していた。この数字は表3-7とは少しばかり食い違いがあるが、この表で戸口が最も多い地域は明治四年～五年を通じて「千年川会所前」となっている千歳村（明治五年の原史料では「千歳郡居住」と記載）であり、二五戸・九七人前後だった。この数字は宮島の日記の記述とほぼ一致する。それに次ぐのはランコ（ウ）シ村・ヘサ村・フェラ（フ）村であり、最少はヒルサッタリ村とルエン村の一戸・六人と同

四年から五年の四〇〇人台を除いて六年以降は終始二〇〇人台を維持している。このように、明治初年からの約三〇年というこの期間全体を通してみれば、千歳郡のアイヌ戸口は六五戸・二七〇人台というのが平均的な値であった。

ところで『千歳市史』には、「明治四年人別帳」と明治五年の「千歳郡土人開墾地并家数調査」（『勇払千年両郡引継書類』所収）という二種類の史料が紹介されているが、表3-8はこれらの史料から作成した千歳郡アイヌの地域別戸口である。この表にみられるように、千歳川を中心にして四年に六四戸・二七五人、翌五年には五九戸・二五九人ものアイヌの人びとが居住していた。この数字は表3-7とは少しばかり食い違いがあるが、この表で戸口が最も多い地域は明治四年～五年を通じて「千年川会所前」となっている千歳村（明治五年の原史料では「千歳郡居住」と記載）であり、二五戸・九七人前後だった。この数字は宮島の日記の記述とほぼ一致する。それに次ぐのはランコ（ウ）シ村・ヘサ村・フェラ（フ）村であり、最少はヒルサッタリ村とルエン村の一戸・六人と同

五人である。この表で興味深いのは、どのコタンでも畑反別が記載されている点である。明治五年の場合でみると合計一〇町一反四畝歩の畑反別となり、一戸当たり一反七畝程度の畑地を所有している。このように、千歳アイヌは比較的早くから農耕を営んでいたようである。

なお、この表3-8におけるコタンの位置関係について、前記の「明治四年人別帳」及び明治五年の「千歳郡土人開墾地并家数調査」では次のように記されている。すなわち千歳（川）村は勇払会所から七里、ヒルサ（ツ）タリ村は千歳村から一三町、ランコ（ウ）シ村よりも七町ほど千歳よりの集落であり、ランコシ村はヒルサッタリ村から七町、ヘサ村はランコ（ウ）シ村から七町支笏湖寄りにある。またユウナイ村はヘサ村から一里二二町川上に、ルエン村はユウナイ村よりも更に一八町支笏湖寄り、そしてフェラ（フ）村はルエン村から一里半川上に位置している。

だが実際のこれらコタンの分布状況は、千歳川の下流か

五人である。この表で興味深いのは、どのコタンでも畑反別が記載されている点である。明治五年の場合でみると合計一〇町一反四畝歩の畑反別となり、一戸当たり一反七畝程度の畑地を所有している。このように、千歳アイヌは比較的早くから農耕を営んでいたようである。

なお、この表3-8におけるコタンの位置関係について、前記の「明治四年人別帳」及び明治五年の「千歳郡土人開墾地并家数調査」では次のように記されている。すなわち千歳（川）村は勇払会所から七里、ヒルサ（ツ）タリ村は千歳村から一三町、ランコ（ウ）シ村よりも七町ほど千歳よりの集落であり、ランコシ村はヒルサッタリ村から七町、ヘサ村はランコ（ウ）シ村から七町支笏湖寄りにある。またユウナイ村はヘサ村から一里二二町川上に、ルエン村はユウナイ村よりも更に一八町支笏湖寄り、そしてフェラ（フ）村はルエン村から一里半川上に位置している。

だが実際のこれらコタンの分布状況は、千歳川の下流か



図3-2 アイヌコタンの位置

ら上流に向かつて、千歳川会所を起点に、ヒルサツタリ・ランコシ・ヘサルエン・ユウナイ・フェラフの順に位置していると考えられ(図3-12)、前記の史料が記載するルエンとユウナイの位置関係にはやや疑問がある。最後のイサリフト村・イサリ村の二村は、いずれも現在の恵庭市に属する地域である。

アイヌコタンの行政

これらアイヌコタンの行政についてみると、まず明治五年五月になって千歳に開拓使出張所が設置され、等外一等附属の藤田武三が詰合に任命された。さらに、開拓使本庁の指示により戸長・副戸長の人選が行われた。当時の千歳地方は出稼ぎ漁民が多い割には永住人が少なかったため、勇払・千歳・白老の三郡については同年九月二十一日、漁場持山田文右衛門の代人である植田甚蔵が副戸長に任命された。しかし、副戸長の担当範囲は白老他二郡にまたがって広範囲なだけでなく、この地方にはアイヌ民族のコタンも多いことから、副戸長を補佐するためこれら三郡のアイヌコタンに伍長を置くことになった。すなわち、同年十月付けで勇払郡詰の細川権中主典と白老郡詰の金成権少主典の連名による「勇払外二郡伍長ヲ被置候儀ニ付奉候書付」が作成された。この伺書は札幌本庁を経て十一月に黒田開拓次官に提出されてその決裁を得ているが、この中に次のような一節がある。

一、勇払・千歳・白老郡共従来役土人と唱、惣乙名脇乙名惣小使並小使等之數役有之候、自ラ風俗号ヲ異ニシ到底和人と一轍例ニ不置候処、右ハ全、漁会所ニ而漁業ニ使役仕候為ニ申付置候役義ニ而其名不正、其権不重、其号令シ置候而モ讒ニ漁場中ニ被行候而已ニ而、平時部下之制服ニ於而聊モ行届不申候間、自今室蘭郡之例ニ倣ヒ惣乙名已下之役号ヲ廢シ、其村之地勢之遠近、人戸之多寡ニ從最寄之地江人物精撰、伍長ヲ被置追々和人同轍之御取扱

相成候而者如何ニ可有之哉

(開拓使札幌本庁『東京往復 五号 明治五年申冬十一月』)

この史料の意味であるが、勇払・白老・千歳地方のアイヌコタンにはこれまで「役土人」と呼ばれる役職が設けられていたが、これは漁会所においてアイヌを漁業に使役するために置かれた役職に過ぎない。その「号令」の行使も漁場内に限られ、平時には不行き届きである。今後は室蘭郡の例に倣ってこれらの役職を廃止し、コタンの地形や戸数の多寡に応じて適切な人物を選んで伍長職に任命するべきである、といった内容であろう。この伺に基づいて伍長の配置が実現したのは翌六年五月一日のことである。

白老郡の永住人伍長には小原藤嘉が任命されたが、千歳郡は和人の永住人が少なかったため伍長は置かれなかった。またアイヌの伍長に関しては、明治四年現在、千歳郡の各コタンに次の八名の「役土人」が置かれていた(『市史』)。

シハシランクル、ソウクル(千年川会所前)、ヌカルコウク(ランコウシ村)、カハリヒロ(ヘサ村)、シ子ウシテ(フェラフ村)、ハウエサマ(ヲサツ村)、ホアングル(イサリ村)、クトシラム(イサリフト村)

これらの役土人は翌五年になると左記のようになり、同一人物が務めているのはランコウシ村・フェラク村・ヲサツ村・イサリ村・イサリフト村のみで、千年川会所前の場合はシハランクルとソウクルからキシケに交代し、ソウクルはヘサ村に移っている(『千歳郡役土人年中給料行事調査』、『勇払千年両郡引継書類』所収)。

キシケ(千年川会所前)、ヌカルワウク(ランコウシ村)、カハリヒセ、ソウクル(ヘサ村)、シネウシテ(フェラフ村)、ハウエサマ(ヲサツ村)、ホアングル(イサリ村)、クトシラン(イサリフト村)

アイヌ伍長の人選

開拓使は明治五年十一月に勇払外二郡のアイヌ伍長について人選し、勇払郡二五カ村（二二五戸・八七六人）に七人、千歳郡一〇カ村（五九戸・二六五人）に五人の伍長を配置する「勇払外二郡伍長人員給料見込調」を作成した。ちなみに伍長の年俸は一人三円だった（前掲史料）。これらの伍長は千歳郡の場合、千歳村とヒルサツタリ村（二六戸・一〇三人）に二人、ヲサツ村・イサリフト村・イサリ村（二六戸・六七人）に一人、ランコウシ村（五戸・二九人）に一人、ヘサ村・ユウナイ村・ルエン村・フェラフ村（二二戸・六六人）に一人の配置予定で、明治四年の役土人などを参考にしながら地域や家系なども考慮して選ばれ、翌六年春になって任命されたがその具体的な人名は不明だという（『増補』、『恵庭市史』）。

この点について、明治八年七月二十五日付けで「千年伍長土人」他のメンバーが「千年郡千歳漁太両川秋味漁業」の経営に関する開拓使民事局宛ての請願文書を提出しているが（『恵庭市史』）、そこには「イカシトンハ」、「トロフヌ」、「ギシケ」、「リシケ」、「レンカレ」という五名の「千年伍長土人」の名前が記されている。これを前掲「明治四年人別帳」と照合してみると、「リシケ」以外は「トルフヌ」・「キシケ」（千年川会所前）、「エカシトンハ」（ランコウシ村）、「レンカレ」（ヲサツ村）という名前と一致する。「リシケ」は恐らくヘサ村・ユウナイ村・ルエン村・フェラフ村から選ばれた伍長と思われるが該当する人名が見当たらない。ともあれ、「キシケ」を除いて明治四、五年時点の役土人とは全く別の人物が伍長に選ばれていることだけは確かである。なお、明治七年から永住人伍長は副総代、アイヌ伍長は土人総代と改称された。

また、アイヌコタンの再編成も行われている。明治六年八月、勇払詰の黒沢傳之丞大主典は松本十郎大判官他に「勇払外二郡地形見置之儀ニ付奉

候書付」を提出し、次のように述べている。

当郡外二郡之儀ハ詰合之者等未其地勢景況ヲ詳ニセス、既ニ先般地誌提要取調之儀御下命相成ト雖共、其微詳ヲ不可陳述、村邑或ハ所名ト雖土人ノ方言ヲ以部落ヲ成シ、一戸二戸挙家ヲ為スト雖モ、和人ノ踵跡ヲ隔絶シ、山沢広野深林ニ至テハ、其物産生ルコト雖人敢テ之ヲ知ナシ、況土人不在ノ場所ニ於テヤ（下略）

（『千歳市史』による）

この結果、千歳郡では、ヒルサツタリ村が千歳村に、ヘサ村がランコウシ村に、ユウナイ村・ルエン村・フェラフ村がヲサクモマキ（ウサクマイ）村に、漁太（イサリフト）村が漁利（イサリ）村にそれぞれ合併され、元の一〇カ村が千歳村・蘭越村・烏柵舞村・長都村・漁村・島松村の六カ村に再編成された。

千歳アイヌの鮭漁問題

千歳アイヌの生業の中心は、いうまでもなく千歳川に依存する鮭漁であった。しかし、明治九年八月二十八日、開拓使は次のような布達を出し、テス網の使用と「夜中ノ鮭漁」を禁止する方向に乗り出した。

鮭漁中テス網ヲ以川漁ヲ張切候儀ハ、上流漁業ノ妨ケタルハ勿論漁苗減耗ノ大害ニ有之、既ニ一般差止置候処、根室支庁管下ハ未タ更正無之趣ニ付、自今テス網張並夜中ノ鮭漁ハ一切禁止

（大蔵省編『開拓使事業報告附録 布令類聚』上編）

これは、テス網の使用が開拓使根室支庁管内で依然として行われていることに対する禁止措置を命じたものであり、その理由としては「上流漁業ノ妨」と「漁苗減耗ノ大害」になるからというものだった。開拓使の同様の方針は既に明治六年十月三日の達により、豊平川・発寒川・篠路川において「川中へ杭木取立張網致、俗ニウライ網ト唱へ候者ハ嚴禁トス」とい

う措置がなされていた（大蔵省編、前掲書八五四頁）。明治九年のテス網禁止はもちろん千歳川流域のみを対象としたものではなく、全道の河川を対象とした最初のものであった。テス網はアイヌ語の「テシ」に由来する用語で、一般に「川の流れを遮るように木を柵状に組み、遡上するサケの行方を阻んで捕獲する漁法」であった。テス網やウライ網の使用者はアイヌ民族に限られたものではなかったが、千歳アイヌを始めとする全道のアイヌ民族に対する影響は深刻だった（山田伸一「千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族」）。

しかし、その後も開拓使は鮭鱒漁の更なる規制に乗り出し、明治十一年十月二十日には「鮭鱒河漁ノ義ハ自今曳網ノ外都テ差止候、尤曳網タリトモ夜中及支川ニ於テハ一切相成ラス」と布達した（大蔵省編、前掲書）。このような開拓使による一連の鮭鱒漁の規制は、その資源保護を目的としたものとはいえ、とりわけ支川での鮭漁を禁止した明治十一年の布達が千歳アイヌや近隣の和人に与えた影響は大きかった。十四年六月、千歳村の新保鉄蔵他一一名の連名で調所広丈開拓大書記官宛てに「千歳郡千歳川鮭鱒漁業ノ件」に関する請願書を提出しているが、その中で新保等は「当郡千歳川ノ儀ハ支川ニ付鮭鱒漁業ノ儀ヲ明治十一年御禁止被仰出候処、実ニ当郡民ノ儀ハ農事ニ従事スルモ地味粗悪ニシテ日用之野菜ヲ収穫スルノ外無也、依テ当地ニ居住スルモノ十ノ八九ハ右ニ魚之漁業而已ヲ目途ト致シ候故、禁魚ノ御沙汰后ハ実ニ困難申計モ無之」とその生活の困窮状況を述べている。そして、鮭鱒資源保護の必要性に触れる中で「網漁ト鈎取漁ノ差別」に言及し、明治十四年十月から翌年二月までの五ヵ月間に限って後者、すなわち鈎漁のみの許可を求めている（『市史』）。

内村鑑三の「復命書」

だが、こうした開拓使の規制方針によって最も大きな影響を受けたのが

アイヌ民族であったことは改めて述べるまでもない。開拓使廃止直後の明治十五年九月、札幌県勸業課は支川での鮭密漁取締のために六名の監守人を雇い入れて豊平川・発寒川・琴似川方面に派遣したが、千歳川方面については、同年十一月十四日から二十一日にかけて勸業課御用係の内村鑑三と同課雇十河定道を派遣した。内村は帰札後の十二月七日付けで調所県令宛ての「復命書」を提出したが、この中で彼は千歳川流域における鮭の生態と鮭漁の実態について詳しく報告しており、札幌県をして「サケ全面禁漁の見直しに踏み込む内容」（山田伸一「前掲論文」という画期的な意義を有するものとなった。以下に「復命書」の一節を掲げよう。

水面ハ官ノ所有ニシテ、何人ニ関セス最初ニ出願セシモノニ許可スヘキハ当然ノ理ナレトモ、小官ノ特ニ願フ所ハ、之ヲ千歳郡民ニ貸与アラシコトヲ希望ス。元来千歳郡ノ地タル、漁スルニ海ナク、耕スルニ圃少ク、若シ業ヲ河漁ニ営ムニアラサルヨリハ、他ニ生ヲ立ツルニ道ナシ。現ニ千歳ノ如キ、皆ナ河漁ヲ目途トシテ移住セシヲ以テ、禁漁以来日々ニ寂寞タル景況ナリ。和人ハ他ニ方向ヲ転スルヲ得ルモ、旧土人ニ至テハ、昔時ヨリ鮭ヲ以テ其常食トナシタレハ、之カ捕獲ヲ禁セハ、殆ント饑餓ニ赴カサルヲ得ス。諺ニ曰ク、饑餓ハ法規ヲ知ラスト。彼土人モ亦然リ。官若シ漁ヲ禁セハ、餓スルカ法ヲ犯スカノニ途アルノミ。已ニ聞ク、昨年川上ヤングウシ村辺ニテ捕漁セシ魚ハ、少クトモ九万尾ノ多キニ至リシナラント。此密漁ハ犯則ニシテ、悪ムヘシト雖モ、情実又憐ムヘキアリ。依テ彼等饑餓ノ民ヲ救フノ法、他ナシ。彼等ニ千歳川ノ漁ヲ許シ、以テ家計ヲ立テシムルニアリ。

〔札幌県治類典〕明治十七年自一月至三月

この中で内村は「和人ハ他ニ方向ヲ転スルヲ得ルモ、旧土人ニ至テハ、昔時ヨリ鮭ヲ以テ其常食トナシタレハ、之カ捕獲ヲ禁セハ、殆ント饑餓ニ赴カサルヲ得ス」と述べて、アイヌ民族に対して鮭漁を認めることが彼等

を飢餓から救う唯一の途であると指摘する。しかし、札幌県がこうした内村の意見に耳を貸すことはなく、翌十六年に彼は札幌県を辞任している。その後の札幌県の姿勢は「監守設置による取締の徹底によって、全面禁漁の実現」(山田伸一、前掲論文)を図る方向に向かうのである。

千歳アイヌと狩猟

札幌県時代の千歳郡アイヌについて、阿部正己編『札幌県旧土人沿革調査』(阿部正己編『アイヌ史資料集』第二期第四卷所収)では次のように報告されている。

一、千歳郡は総戸数六十六戸、千歳川に沿ふて住し、同川より鮭を漁りて常食とし、又之れを貯へり。又熊を多く捕る。近時余暇あるを以て蔬菜を耕作せり。

鮭の蕃殖を計らん為め、千歳川の漁獲を禁じてより漸く食物の欠乏を訴ふるに至しも、猶鹹、やまべ等の漁獲あるを以て、十六年中の如きは勇払、沙流二郡の如き飢餓を見ず。

この報告によると、千歳アイヌの生活を支えるものとして、鮭漁の他に蔬菜の栽培や「熊を多く捕る」ことが指摘されている。この点に関連して、明治二年の千歳地方の海陸産物を記した「北海道建使前后戸数人口増減並海陸産物取税沿革調」(「明治十四年御巡行当時ニ於ケル状況取調書」)によれば、川鮭・鱒中心の「川産之部」に次ぐ「陸産之部」には次のような産物が列挙されている。なお、この史料は明治十四年の明治天皇巡幸に際してまとめられたものである。

- 鹿猟 土人百二十七戸ニテ千五百頭
- 全皮 同断 凡千五百枚
- 全角 同断 凡八百
- 熊皮 同断 凡四拾枚

全胆 同断 凡三拾程

但 前記ノ分ニテ壹ヶ年冥加金貳拾五円納不納不詳

鷲羽 ナシ

このように、千歳川の鮭鱒漁などと並んで鹿・熊を中心とした狩猟の成果も千歳アイヌの生業の一部を構成していたのである。とはいえ、明治初年までと明治十年代以降とは狩猟行為の意義やそれを取りまく環境が次第に変わろうとしていた。明治初年の段階では、熊皮や熊肝は鹿皮などと共に一定の商品価値を持つものとされていたが、明治十年代以降になると、熊や狼の棲息すること自体が北海道への移住・開拓の上で一種の阻害要因とみなされるようになってきたのである。

開拓使の捕殺奨励

このことから、開拓使は明治十年九月二十二日に次のような布達(甲第四二号)を出している。

熊狼ハ人民耕作及牛馬ニ損害ヲ為ス事少カラサルニ付、自今該獸ヲ獲ル者ヘ為手当一匹金二円ツ、支給候事、右ヲ獲ル者ハ其両耳ヲ添其筋へ届出ヘシ

(大蔵省編『開拓使事業報告附録 布令類聚』上編)

この布達は、翌十一年三月の甲第一四号布達により、捕獲奨励金が狼一頭に付き金七円、熊一頭に付き金五円及び皮肉の支給となり、捕獲した獣の四肢を携え、その射殺場所などを認めた上で戸長の証明を受けて其の筋へ差し出すこととした。この布達は、十五年七月に札幌県甲第八三号布達に受け継がれ、狼一〇円、熊五円に変更された。更に北海道庁時代の明治十九年五月十四日、乙第一二号布達として改正の上、六月一日に施行された。

熊狼ヲ殺獲シタル者ヘハ手当トシテ熊ハ金三円、狼ハ金拾円給与候条、熊ハ四掌、狼ハ頭骨四掌及其尾ヲ全備シタル毛皮ヲ添へ殺獲ノ場所ヲ詳記シ戸長

二・明治二十年代の千歳アイヌ 千歳村アイヌの状況

明治二十年代における千歳アイヌの姿は、北海道庁が実施した殖民地選定事業の報告書である北海道庁第二部『北海道殖民地撰定報文』（明治二十四年）の中に紹介されている。例えば千歳原野に関する報告の中では、千歳アイヌについて次のように記されている。

千歳川沿岸ノ土人ハ男女合セテ式百四拾人、戸数七十二シテ千歳、長都、蘭越、烏柵舞ノ各村ニ存在セリ、其土人ハ農業ヲナスモノ少ク、僅ニ住家ノ近辺ニ馬鈴薯、粟、稗等ノ耕作地ヲ見ルノミ、其他ハ専ラ漁獵ヲ以テ生活セリ。

（句読点の一部は引用者）

ここで述べられているのは、千歳地方のアイヌは千歳の他に長都・蘭越・烏柵舞の各地区に分散して生活していること、住居周辺での馬鈴薯・粟・稗等の農耕を行う他は生業の中心は依然として漁撈である、ということであった。このような状況は、千歳周辺の厚真原野や鶴川原野のアイヌとはやや異なっていた。先の選定報文は、厚真村のアイヌについて「本村旧土人ハ性質順良ニシテ農耕ニ精通シ糊口ニ窮スルコトナシト云フ」と記し、鶴川村のアイヌに関しても「土人等官ノ保護ヲ得テ農業伝習セシヲ以テ当今充分ノ収穫ヲ得ルト云フ、従来水草ヲ追テ移転シ漁獵ヲ以テ生活セシモ、本道ノ開進ニ従ヒ天然ノ衣食漸ク減耗セルカ故ニ農業ニ因ラスンハ亦他ノ道ナキヲ悟ルニ至レリ」と述べている。つまり、厚真や鶴川のアイヌは、ある程度農業指導を受けてそれに習熟し、農業の必要性を認識しているのだという。三県時代までの千歳アイヌに関する報告は、彼等が農業にもそれなりに習熟していたというイメージがあるが、ここではやや異なった一面が指摘されている。

明治二十四年の千歳アイヌ

また、明治二十四年八月十三日付けの『北海道毎日新聞』に「千歳村近傍アイヌの状況」と題する記事が掲載されているので、以下に紹介しよう。

同地方のアイヌ村は大略四部に分かれ、千歳村中央にして夫れより千歳川を遡る殆ど二里、烏柵舞村といひ即ち鮭漁人工孵化場の設ある所にして字プエラツプ、字ルイン地方に十二戸あり、蘭越村字ビナヤ、字ランコシ地方に九戸あり、千歳村字ビルシャツタリ、字ニシコウシ地方に二十三戸あり、千歳川の下流長部村字オサツ地方に十三戸あり、今其生計の度如何を見るに食料は所謂ウバユリと粟にして蕎麦、玉蜀黍等総べて自家耕作物にて往々米を食ふもなり、其他鮭鱒の孵化場に順次使役され其報酬として配與さる、ものを食するが故に、昨冬の如き収穫少なき時は食料に不足を告げ、目下中以下は大抵一日二食にして併も粟の薄粥を啜り飢渴を凌ぎ居れり、去れど時々測量人夫、角流し、伐木等に雇はれ、幸ひ餓死するに至らず、全地へ先年道庁より種豚を貸下られしが、近來は大に其数を増加し毎戸十頭位を所有し居れど放牧中熊害に罹るもの多しといふ。

この記事は、千歳アイヌの生活と生業について述べたものであるが、生計の中心はウバユリと粟を中心とした畑作農業に置かれているように見える。それと共に、千歳アイヌがコタンの生活から切り離され、様々な労働に従事しつつあることも記されている。そのきっかけは、北海道庁の初代水産課長となった伊藤一隆の尽力によって、明治二十一年に千歳郡烏柵舞村字ルエンの官有地に開設された千歳鮭漁人工孵化場での労働だった。

「星座」と千歳アイヌ

札幌農学校の卒業生で後に作家となる有島武郎は、大正十一年に叢文閣から刊行された『有島武郎著作集』第十四輯に「星座」と題する小説を発

表しているが、明治三十三年頃を時代設定とするこの小説の中で、彼は孵化場で働くアイヌの姿を次のように描いている。

（主人公の星野清逸が引用者）裏庭のすぐ先きを流れてゐる千歳川の上流をすかして見ると、五町程の所に火影が木叢の間を見え隠れしてゐた。瀬切りをして水車がかけてあつて、川を登つて来る鮭がそれにすくひ上げられるのだ。孵化場の所員に指揮されてアイヌ達が今夜も夜通し作業をやつてゐるのに違ひない。シムキというアイヌだつた。その老人が樺炬火をかざして、その握り方で光力を加減しながら、川の上に半身を乗り出すやうな身構へで、鱭や尾を水から上に出しながら、眞黒に競り合つて鮭の昇つて来る具合を見つめてゐた……

〔有島武郎全集〕第五卷

この場面に登場する「シムキ」という年老いたアイヌは実在する千歳アイヌの「シムシカトク」と同一人物である可能性が高いとも言われるが（井上勝生「札幌農学校植民学と有島武郎」、ここには、千歳川を遡上する鮭を自由に捕獲することができたかつてのアイヌ民族の姿を見出すことはできず、アメリカから輸入されたいわゆる「インディアン水車」のために使役されているアイヌが存在するのみだつた。その他にも、「時々測量人夫、角流し、伐木等」の作業に雇われており、アイヌ民族が賃労働者化するこゝとによって生計を維持していることを示している。そして、明治三十二年三月に制定された「北海道旧土人保護法」は、こうした傾向をより一層強めてゆく側面を持っていた。

三、北海禁酒会千歳部会の活動とアイヌ民族

北海禁酒会の設立

明治二十年代の札幌におけるキリスト教の伝導活動は必ずしも活発とはいえなかつたが、社会活動には見るべきものがあり、その好例が禁酒運動

であつた。明治二十年十一月十四日に設立された札幌禁酒会は同年北海禁酒会と改称し、初代会頭に伊藤一隆が就任しているが、この北海禁酒会を中心とする禁酒運動は、キリスト教徒以外の人びとをも巻き込んだ一種の市民運動として発展した。同会の第一回総会は二十一年一月に札幌基督教會堂で開催され、約二六〇人が参加した。このように同会は「禁酒矯風」を設立の目的とし、同年六月から機関紙『護国之楯』を発刊したほか、アイヌ民族にも活動の手を広げていった（『新札幌市史』第二卷・通史二）。

北海禁酒会が「アイヌ矯風部」の設立を表明したのは明治二十四年七月三十一日のことである（なお、バチエラー「アイヌ物語」〔『護国之楯』第三十七号〕によれば、明治二十四年七月二十九日となっている）。この日、札幌区南三条西六丁目の札幌基督教會堂で同会の臨時演説会が開かれ、「世界漫遊者オー、シー、ペヴァン」の講演に続いて「アイヌの探求者」として高名なジョン・バチエラーが巧みな日本語で「飲酒の害」をうったえた。とりわけ、その悪影響を受けているのはアイヌ民族であり、「彼等が今日の墮落を来せるは飲酒に原因」があるとして、自らも会員となつて彼らに「禁酒主義の注入」の必要性を述べた。最後に伊藤会頭が「アイヌ矯風部」の創設と担当委員として大島正健、須佐木邦造、バチエラーの三名を選ぶことを表明し、彼らに依頼してあつた「アイヌ矯風部規則」が公表された。

アイヌ矯風部設立の主旨と規則

まず「アイヌ矯風部設立の主旨」では、「本道の先住種族」であるアイヌ民族が開拓使の設置以来、開拓の進展によつて次第にその数を減じていることを指摘し、次のように述べている。

道庁先に土人授産の方法を設け、之を扶助するの道を立つると雖ども此等の事は単に官庁に一任し置くべきものに非ず、本道に住するものは悉く土人保護に意を注ぐべきを以て当然なりとす、然り而して彼土人を導き野蠻の陋習

を去りて秩序ある独立の生計を営ましめんとするに当ては先其第一着として彼等を墮落に陥らしむ処の最大強敵たる飲酒の習慣より救ひ出さ、るべからず、若し彼等をして飲酒を禁せしむること無りせば縦令百方を尽すと雖ども悉く徒勞に属するは最も明白なる事実なりとす、本会か特に土人向て禁酒運動を試みるとせしや日久し、今回特に一部局を本会内に設けて専ら土人に禁酒主義を實行せしめ其風俗陋習を矯正せんことを期し、之をアイヌ矯風部と称す

〔北海道毎日新聞〕明治二十四年七月三十一日

この「主旨」に続く「北海禁酒会アイヌ矯風部規則」の具体的な内容は次のようなものだった。

北海禁酒会アイヌ矯風部規則

第一條 名称

本部をアイヌ矯風部と称す

第二條 目的

本部は本会規則第二条に基きアイヌに禁酒主義を實行せしめ其改良を図るを以て目的とす

第三條 前条の目的を達するか為め漸次左の方法を實行す

第一 アイヌの各部落に遊説員を派遣すること

第二 アイヌに関する事項を講演し又は建白請願等をなすこと

第三 アイヌの子弟の教育に禁酒の主義を注入すること

第四 アイヌの口碑言語及風俗等に関する記事を護国之楯に登録すること

第四條 会頭の指名により本部に三名の委員を置く

第五條 本部の事務は本会事務所内に於て取扱ふ

〔北海道毎日新聞〕前掲紙より

アイヌ矯風部の担当委員三名の一人はバチエラーだったが、同年九月三

十日付けの『北海道毎日新聞』に「北海禁酒会外人を雇聘せんとす」と題する記事が掲載されている。

此度同会にてはアイヌ矯風部担当並にアイヌ語研究の爲め向三ヶ年間月俸五十円を以て英国人ジョン・バチエラー氏を雇入る、事となし、去廿五日付を以て居留地外僑居並に函館より当区迄の旅行免状下付の義を同会より外務大臣に出願したる由なるが、来月十日頃には許可になるべく、許可の上は夫人同伴直ちに來札さるべき手筈にて、着札の上は大にアイヌの爲めに尽力さる、積りなりと

この記事によると、バチエラーは以後三年間を五〇円という月給でこの委員職を引き受けたことになる。バチエラー夫妻が実際に外務省の許可を得たのは十一月中旬であり、函館から札幌に転居して禁酒運動に取り組むのは翌二十五年一月のことである（『護国之楯』第三十五号）。また、明治二十五年一月十四日に開かれた北海禁酒会の第五回総会の状況は次のようであった。

本会第五回総会は預期の如く一月十四日南三条なる会堂に於て開きたり（中略）入口の見付には北海禁酒会第五回総会と大書し（中略）此日集る者八十名許り、千歳部会より部長石山専蔵及鴨川済の二氏も懇、出会せられたり、廳て定刻午後六時を報しければ各着席、初めに伊藤会頭は議長席に起ち開会を報じ、書記須々木邦造氏は昨一ヶ年間の会計（載せて報告欄内に在り）庶務運動等のことより各部会の状況を報告す、其略に曰く、

明治廿四年中入会員 合計二百四十一人、

但 甲会員十九人、乙会員百六十五人、丙会員五十七人

全 除名 合計八十四人

外に転会者三人、死亡者五人、以上九十二人

全年末現在総員一千百九十四人

〔護国之楯〕第三十六号)

これらの会員のうち、甲会員は会費が一カ年で金一円、乙会員は同金六〇銭、丙会員は同金一〇銭、但し入会時に金一二銭を納入する者であった。また、明治二十四年度の禁酒会の「事功」として、六月に「十三部門ヲ定メ各委員ヲ置キ各事ノ取調ニ従ハシム」こと、七月に「アイヌ矯風部ヲ創設ス」といったことが挙げられている。

北海禁酒会の活動はその後も続けられたが、明治三十八年以降一時的に停滞し、大正期に入って札幌禁酒会として再建された〔新札幌市史〕第三卷・通説三)。

北海禁酒会千歳部会の設立

北海禁酒会千歳部会の設立は、明治二十四年七月三十一日、イギリス人冒険家ヘヴァンとバチエラーが千歳小学校で演説を行ったことを契機としている。ヘヴァンとバチエラーは七月三十一日に札幌を出発し、同日夜に千歳郡千歳小学校で演説会を開いた。バチエラーは日本語で演説し、アイヌに対してはアイヌ語を以て次のような演説を行った。

(アイヌが)今日の生活上風俗上見るに忍びざる有様に陥りつつあるは、全く飲酒に原因せるよしを縷述し、又た奸商原がアイヌを使役し物品を売買するにも先づ酒を以て心思を混乱する杯の如きは最も悪むべく、又此の弊に陥ることの最も憐むべき事杯話したるに、アイヌも落涙して感じたれとも此夜は俄かの事にて本邦人は六十人許も集りたれど、肝腎のアイヌの僅々十人許なりしは遺憾なりき、扱て同地は其八分通りは北海禁酒会員にして既に今八日を期し其の部会の発会式を挙行する筈なるが、アイヌの酋長鳥井志右四郎は疾くに会員となり、今回此コタン(村落)の青年輩を駆て一運動するの計画なりといふ(下略)。

〔北海道毎日新聞〕明治二十四年八月八日)

北海禁酒会千歳部会の発会式は八月八日に千歳村「山二旅店」で行われ

〔北海道毎日新聞〕明治二十四年八月十三日)、支部長には千歳郡各村初代戸長を務めた石山専蔵が就任した。三一人の部会員のうちアイヌ会員は鳥井志右(有)四郎ほか五人だった。この千歳部会の組織化に当たっては、北海禁酒会会頭で北海道庁水産課長の伊藤一隆、千歳鮭漁人工孵化場の藤村信吉初代場長(北海禁酒会理事、のちに伊藤一隆が函館に移転すると会頭に就任)、同孵化場技師児玉亥吉(同会員)らの影響が大きかった。

石山専蔵の部会報告

ところで、明治二十四年十二月七日付けの石山専蔵千歳部会長による近況報告が残されている(〔護国之楯〕第三十五号)。

拜啓 当地会員は漸々増加致候に付章標拾個程御送附被下度、又別紙誓約書二葉差上候御領収相成度……土人会員は何れも能く正しく禁酒し居れり、当村市中は大略会員にして会員外の者は僅々四五家のみ、先づ全村禁酒家と云ふも可なり、近頃は二三の土人其他旅人の外酔歩飄々たるを見ず、当地にて従来送別の時は宴会催し無益に飲酒に費すを常例とせしか、今般右の弊を矯正し送別の節は旅費の一助として饒別を贈る事となし、此度当地戸長の帰省の節即ち之れを実行致候、尚追々弊習を矯正する事に向つて会員一同尽力仕居候。

この報告によれば、アイヌ会員は「何れも能く正しく禁酒し居れり」という状況にあった。

千歳部会の活動

千歳部会の明治二十四年の具体的な活動に関しては、翌二十五年一月の「千歳通信」(〔護国之楯〕第三十六号)に詳しい。

(前略)余輩は先に報して曰く本村今日の有様を以て進まば兩三年を出ずして全村純然たる禁酒村を成立すべしと、而して今や全村の四分の三は禁酒

家にして、吾人の最も憂慮する所の旧土人も亦着々矯風を賛成するに至れるは大に喜ぶべく、又本部会員の尽力を以て矯正したるものは

第一 新年々賀の礼廻りを廃し、一所に相会して賀辞を述ぶること

第二 転地送別の最には従来の宴会を廃し、之に代ふるに幾分の饒別を呈すること

其他当部会設置以来の矯風上所功を挙げれば

第一 村民の争論を見聞きせざること

第二 家内の不和少なきこと

第三 旅人を除くの外酔歩踏跟たるを見ざる

第四 集会の席にて器具を破損することなきこと

右等は本村建立以来の醜体を一洗したるものにして、実に禁酒の功と云ふべし

千歳部会の会員は全部で三一名(和人二六名、アイヌ五名)だったが、この内で甲が四名、乙が一九名、丙が三名となっており、アイヌ会員は五名全員が乙会員だった。また、明治二十五年の活動については、「千歳部会二十五年中運動一斑」(『護国之楯』第四十四号)に詳しく報告されている。

二月 臨時会を千歳小学校に開き演説および幻燈会を催し、併せて北海音楽

会員を招き音楽会をも開き公衆の傍聴を許したり、弁士は藤村理事、英人

パチエラー、竹内種太郎、アイヌ人パロピタの諸氏なり、来会ハ岩井副会

頭を始め神保理学士其他聴衆二百余名、当村創設以来未曾有の盛会なり

き。

五月 小集会を会員中村武次郎氏の宅に開く、会する者会員十六名、部会将

来の協議をなし散会せり。

八月 総会を兼ね部長石山専蔵氏宗谷郡へ転任に付き其送別会を会員山口氏方に開き、貯金の協議、役員の変更をなしたり、部長転任に付き後任者を

推挙せんとせしに差向き相当の人物見当らざるを以て、当分取締役員をして部会事務を処理せしめんとの説出て之れに決し、更に取締役員の改選を行ひしに千歳村鈴木新之丞、小笹久吉の二名、烏柵舞村に児玉亥八、字ネシコシ長都村に旧土人鳥井志右四郎の諸氏当選せり。

ここでも指摘されているが、石山部会長は明治二十五年八月に宗谷郡稚内へ転出したが後任の支部長が直ぐに決まらず、当分の間取締役員が部会事務を行うことにした。そして、取締役の改選を行った結果、千歳村の鈴木新之丞と千歳小学校訓導の小笹久吉、烏柵舞村の千歳鮭鱒孵化場技師児玉亥吉(児玉該八は誤り)、ネシコシ・長都村のアイヌ鳥井志右四郎が当選した。同年中の会員は二四名で、この期の入会者はアイヌが二名、転地による退会者が四名だった。とりわけ、石山部会長と「アイヌ人禁酒に對して尽力」した中村武次郎の移転に伴う退会は千歳部会にとって痛手となった。そのことも関係していたのか会員数は前年に較べて七名も減少した。鳥井志右(有)四郎は、明治十四年の明治天皇行幸の際、千歳郡各村戸長役場の小使として奉迎した人物である。なお、これ以降の千歳部会の活動については、『護国之楯』が残されていないために不明である。

参考文献

『帝國議會貴族院委員會會議錄』十一 臨川書店 一九九五年／大蔵省編『開拓使事業報告附録 布令類聚』上編 一八八五年(北海道出版企画センターより一九八一年に復刻)／北海道庁『北海道殖民地撰定報文』北海道庁第二部 一八九一年(北海道出版企画センターより一九八六年に復刻)／宮島幹『北行日記』北海道立図書館北方資料室所蔵 一八七〇年／開拓使『勇払千年両郡引継書類』北海道立図書館所蔵 一八七二年／同『東京往復 五号 明治五壬申冬十一月』北海道立図書館所蔵 一八七二年／札幌県勸業課農務係『札幌県公文録 鳥獸獵』北

北海道立文書館所蔵 一八八二・八三年／札幌県勸業課『札幌県治類典 鳥獸類』北海道立文書館所蔵 一八八三〜八六年／北海道庁記録課編『北海道庁布令全書』一八八六年／北海道庁拓殖部『拓殖法規』一九一五年／北海道庁『北海道旧土人保護沿革史』一九三四年／阿部正己編『札幌県旧土人沿革調査』河野本道編『アイヌ史料集 第二期』第四卷 北海道出版企画センター 一九八三年／高倉新一郎『新版 アイヌ政策史』三一書房 一九七二年／俵浩三『北海道の自然保護』北海道大学図書刊行会 一九七九年／小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会 一九九七年／田辺安一編『お雇い農業教師 エドウィン・ダン・ヒッジとエゾオオカミ』北海道酪農協会 二〇〇八年／笹木義友「千歳周辺におけるアイヌ集落の移動―アイヌ系古老よりの聴取―」『北海道開拓記念館調査報告』第十五号 一九七八年／加藤規子「北海道三県一局時代の対アイヌ政策とその実状」『北大史学』第二十号 一九八〇年／小川正人「第五、八回帝国議会『北海道土人保護法案』審査特別委員会会議録」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第八号 二〇〇二年／山田伸一「千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族」『北海道開拓記念館研究紀要』第三十二号 二〇〇四年／井上勝生「札幌農学校植民学と有島武郎」有島武郎研究会『有島武郎研究』第十一号 二〇〇八年（後、北海道大学文書館『北海道大学文書館年報』第四号 二〇〇九年に再録）／『北海道毎日新聞』関連記事／北海禁酒会『護国之楯』関連記事／『札幌市史』第二卷・通史二 一九九一年／『新札幌市史』第三卷・通説三 一九九四年／『新十津川町史』一九六六年

第七節 産業

第一項 農業

一・北海道庁の設置と開拓の進行

北海道庁の設置

明治十九（一八八六）年一月、函館・札幌・根室の三県と農商務省北海道事業管理局が廃止され、新たに北海道庁が設置された。これより先の明治十八年十二月二十二日、明治維新以後の政治と行政を担ってきた太政官制度が廃止され、内閣総理大臣以下宮内・外務・内務・大蔵・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・通信の各大臣を置き、これら的大臣で内閣を組織する内閣制度が創設された。そして同日、内閣総理大臣伊藤博文以下の諸大臣が任命され、第一次伊藤内閣が成立したのである。

このような中央政府自体の全面的な行政機構の改革は、北海道の行政機構のあり方にも大きな影響を与えた。すなわち明治十五年二月八日の開拓使廃止後、北海道には地方行政機関としての札幌・函館・根室の三県が置かれた。さらに、翌十六年一月二十九日には農商務省北海道事業管理局が置かれ、開拓使廃止後は各省に分割されていた各種官営事業の連絡・調整を行うことになった。いわゆる「三県一局」と呼ばれる体制である。

だが、地方行政機関としての三県と中央政府の機関である一局の並立は、開拓事業の停滞を招いたとして多くの批判を受ける結果となった。明治十七年に北海道と千島方面を巡視した参事院議官安場保和は「北海道殖民ノ措置ヲ改正スルノ議」を提出し、この中で「凡北海道ハ内地ト其制ヲ殊ニスルコトヲ得」という立場から「北海道函館外二県ヲ廃シ、更ニ北海道殖民局ヲ置ク」ことを提案した（清野謙次『北海紀聞』）。さらに、翌十八年七月から十月にかけて参議伊藤博文の命を受けた太政官大書記官金子堅

太郎が道内を巡視し、帰京後に「北海道三県巡視復命書」（北海道庁『新撰北海道史』第六巻史料二）を提出している。この中で金子は「北海道三県ノ政務、及び管理局ノ事業ヲ巡視スルニ、到底県庁及ビ管理局ハ之ヲ廃止シテ、更ニ殖民局ヲ設置スルニアラザレバ、該道拓地殖民ノ大業、決シテ望ム可カラザルノ状況ニアリ」と述べ、三県一局体制のすみやかな廃止と「殖民局」の新設を提言している。

これらの提言を受けて、明治十九年一月二十六日、函館・札幌・根室の三県と農商務省北海道事業管理局が廃止され、新たに北海道庁が設置された。安場や金子の意見は「北海道殖民局」の設置だったが、実際には「北海道庁」として実現したのである。そして、初代道庁長官には高知県出身の岩村通俊が就任した。道庁設置の理由について、政府の布告は「北海道ハ土地荒漠住民希少ニシテ、富庶ノ事業未タ普ク辺隅ニ及フコト能ハス、今全土ニ通シテ拓地殖民ノ実業ヲ挙クルカ為ニ、従前置ク所ノ各庁分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル」と述べている（北海道『新北海道史』第四巻通説三）。

新設された北海道庁は、基本的には地方行政官庁だったが、内閣総理大臣の指揮監督に属し（府県の知事は内務大臣の指揮監督下に置かれていた）、北海道の拓地殖民に関する一切の事務を統括するだけでなく、屯田兵と集治監に関する業務を管轄するという特別の権限を持っていた。この点からみて、道庁は単なる地方行政機関ではなく、開拓使には及ばないにしても、かつての三県と一局を折衷する機能を併せ持っていた機関といえよう。

北海道庁の機構と地方組織

明治十九年三月一日に開庁した北海道庁は、本庁に長官附・庶務課・租税課・勸業課・土木課・会計課のほか、警察本署・集治監・炭礦鉄道事務

所・紋警製糖所・農学校の各課が、また函館・根室の両支庁には庶務課・租税課・勸業課・会計課と警察本署が置かれた。しかし、これは暫定的なもので、同年十二月二十八日の勅令で「北海道庁官制」が公布され、第一部・第二部・第三部・第四部からなる道庁組織が成立した。この他、函館に北海道庁長官函館出張所を設けて外交事務の処理を行った。

二十二年三月には、第三部を第二部に併合して第四部を第三部と改称し三部制となった。その後、二十三年七月の改正で、道庁は特別の権限を持つとはいえない地方官庁であるという理由で内閣総理大臣から内務大臣の指揮監督下に属することになった。翌二十四年七月の官制改革により、長官・書記官・警部長・財務長・参事官以下を置くと共に、庁務が長官官房・内務部・警察部・財務部・監獄署に分けられた。二十九年には、「北海道鉄道施設法」の公布により、新たに臨時北海道鉄道施設部が設置された。そして、三十年十一月二日の官制改革では、長官官房・内務部・殖民部・財務部・警察部・鉄道部・土木部・監獄署の一房・六部・一署の組織となり、これが以後の道庁組織の原型となった。

出先機関としては、前記の北海道庁長官函館出張所の他、函館支庁と根室支庁が置かれたが、これは三県時代にそれぞれ県庁が置かれていたことへの配慮であろう。しかし、函館出張所は二十三年六月に廃止され、函館・根室の二支庁も岩村長官の方針で十九年十二月に一旦廃止されたが、明治三十年の安場保和長官時代に再び支庁制度として復活する。

勇払郡役所と千歳郡

これより先、明治十二年の「郡区町村編成法」によって翌十三年三月から全道的に郡区役所が設置され、開拓使札幌本庁管内には十郡区役所が置かれた。千歳郡は当時胆振国に属し、胆振国は山越・虻田・有珠・室蘭・白老・勇払・幌別・千歳の八郡で構成されていたが、このうち室蘭・虻

田・有珠・幌別の四郡を管轄する室蘭郡役所が室蘭に、勇払・白老・千歳・沙流・新冠・静内の六郡（沙流郡以下は日高国）を管轄する勇払郡役所が苫小牧にそれぞれ置かれていた。

道庁時代になって、二十年六月、沙流・新冠・静内の三郡が勇払郡役所から外れて浦河郡役所の管轄となり、二十二年一月二十九日には、勇払・白老の二郡が室蘭郡役所に移管された。更に千歳郡は石狩郡・厚田郡・浜益郡を統括する石狩外二郡役所（郡役所は石狩親船町）と合併して札幌外四郡役所（同、札幌区南二条西五丁目）の管轄となり（『北海道毎日新聞』明治二十二年二月三十日）、この結果、勇払郡役所は廃止となった。

その後の千歳郡の帰属状況を見ると、二十四年になって、空知外一郡役所（空知郡と夕張郡を管轄、空知郡市来知村）と樺戸外二郡役所（樺戸・雨竜・上川の三郡を管轄、樺戸郡月形村）と併せて札幌外九郡役所（同、札幌区南二条西五丁目、明治二十五年からは札幌区大通西四丁目）の管轄に入った。しかし、二十九年になって再び札幌外四郡役所（同、札幌区大通西四丁目）と夕張外四郡役所（同、空知郡岩見沢村）に分離し、千歳郡は前者の管轄となった。

三十年十月、勅令を以て全道の郡役所はすべて廃止され、その所在地には新たに支庁と警察署が設けられて行政事務と警察事務の分離が図られた（『新撰北海道史』第四巻通説三）。支庁は道内に一九支庁が設置されたが、千歳郡は、札幌区・札幌郡・石狩郡・厚田郡・浜益郡と共に札幌支庁の管轄となった。明治三十二年十月、「北海道区制」の施行によって札幌区が札幌支庁の管轄から外れ、大正十一年八月には石狩支庁と改称した。支庁はその後再編・統合され、大正期以後は現行の一四支庁となっている（『北海道行政沿革資料』下）。

北海道庁の開拓政策

初代長官に就任した岩村通俊は、明治二十年五月、全道の郡区長を集めて自らの施政方針を述べている。その要点は、「北海道ハ創開ノ地ナレバ、内地同一ノ制度ニ依ラズ、簡易便捷ナル方法ヲ以テ統治シ、務メテ拓地興産ノ実業ヲ挙グルヲ必要トス」（岩村長官施政方針演説書）、前掲『新撰北海道史』第六巻）という表現によく示されている。この演説で強調されている「内地同一ノ制度ニ依ラズ」とは、三県時代という行政機構に対する批判である。すなわち北海道は「創開ノ地」であるから、必ずしも内地と同一の制度に拠る必要はない。さまざまな制度をできるだけ「単純簡易ノ構造」とし、「殖民地適当ノ政治」の実現を通じて、拓殖の成果を速やかに実現するべきだという。

岩村長官の政策は極めて多岐に亘っているが、それらを列挙すれば次のようになる。

- ① 函館、根室両支庁を廃止する
- ② 郡区長が警察署長を兼務する
- ③ 小学校教育のレベルを引き下げる
- ④ 官営諸事業の民間払い下げ
- ⑤ 水産税の軽減と出港税の廃止
- ⑥ 官貸金徴収の棄捐処分
- ⑦ 全道地理の測量
- ⑧ 殖民地の選定
- ⑨ 産鉱地の測量
- ⑩ 港湾の修築と燈台の建設
- ⑪ 道路の開鑿
- ⑫ 移住手引草の編集

- ⑬ 農工業の奨励
- ⑭ 水産物製造品の改良と販路の拡張
- ⑮ 共有山林の設置
- ⑯ 墓地の取締
- ⑰ 馬匹の改良
- ⑱ 駅通・旅店の整備

この岩村長官による政策の根幹は、先にも触れたが、北海道庁の行政改革を積極的に実施し、その浮いた経費を開拓の成果が挙がるような方面に投入しようというものだった。①から⑥までの政策はいずれも行政改革に絡んだものである。それと共に、⑦から⑨の政策では、とりわけ⑧の殖民地の選定事業が注目すべきものであり、⑫の移住手引草の編集とも関係していた。片山敬次『岩村通俊伝』の表現を借りるならば、前者は「既設事業の改廃」を中心とした消極的事業であり、後者は「従来の事業の拡張並に新しく起した事業」を中心とする積極的事業である。

このような岩村長官の政策は、従来の「直接保護」政策に対して「間接保護」政策と呼ばれ、「内地資本」の北海道への投資を前提にして開拓事業を進めようというものである。以後の北海道開拓事業は、道庁が専ら殖民地（開墾地）の選定や鉄道・道路・通信といったインフラの整備を手掛け、内陸の開発は華族・政商・地主などの内地資本によって進められることになる。

殖民地の選定事業

岩村道政における間接保護政策の中心に位置するのが、北海道の膨大な国有未開地処分に関する新たな規則の制定と殖民地選定事業の実施である。まず道庁設置直後の同年六月、開拓使が明治五年に制定した「地所規則」・「北海道土地売貸規則」に代わる「北海道土地払下規則」が閣令第十

六号によって制定された。この規則第二条の「土地払下ノ面積ハ一人十萬坪ヲ限リトス、但盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ特ニ其払下ヲ為スコトアルヘシ」という「但」以下の例外規定を根拠として、内地資本に対する国有未開地の払い下げが活発に行われるようになる。

また、農業開拓の担い手となる北海道移民が増加することに対応して、殖民地の選定事業が広く行われるようになった。殖民地とは、道庁があらかじめ調査した開墾予定地・開墾適地のことである。明治十九年から全道の大原野を中心に実施され、二十九年までに一一万七七一町歩を調査した。まず殖民地を樹林地・草原・高丘・湿地・泥炭地・その他などに分類し、次いで殖民地毎に地理・面積・土性・植物・排水・用水・運輸・氣候・アイヌの状況を調査し、選定基準として直ちに開墾できる土地、排水後耕耘に適する土地、牧畜適地、大改良を要する土地などに分類した。しかしこの基準では不備があるため二十九年、農牧に適する土地、地積五〇万坪以上の土地、傾度二〇度以下の土地、海面上二〇〇呎以下の土地という基準を追加した。

選定調査の結果は、明治二十四年に北海道庁殖民課編『北海道殖民地撰定報文』として公開され、二十九年に第二報文、三十年に第三報文が刊行された。だが、選定された土地がすべて区画測設の対象となつたわけではない。十九年から一一年間に選定された土地に対し、二十二年から二十九年までに区画されたのは四万九一五八区画・二六万〇四三四町歩であるから、選定地の約二三割程度であった。選定事業は戦後の昭和二十一年まで実施され、選定総面積は約四〇〇万町歩に及んでいるが、この内殖民地区画施設がなされたのは十九年度までに約一二〇万町歩だった。区画地の設定は全体の約三〇割程度ということになるのか。

殖民地区画と開拓農村

選定された殖民地は、内地資本による農場の開設や屯田兵村の新設、移民の入植地に利用されたが、移民に対しては適切な面積に分割して提供する必要があった。移住者一戸当たりの経営規模は、初期の屯田兵に対する給与地が五〇〇坪からその後一万坪に増やされたように、明治十一年以降は一万坪が標準とされた。しかし、道庁時代に入って一万五〇〇坪(五町歩、五鈔)となり(小画)、これが農家としての再生産が可能な一戸当たりの標準的な経営面積とされたのである。何故この面積になったのか明確な理由はないが、農家の経営規模として一万坪では不足し、農耕馬の導入によってより広い面積の開墾が可能になったので、五割り増しの一万五〇〇坪になったのではないかと推測されている(高倉新一郎『北海道拓殖史』)。

殖民地の区画割りは次のような手順で行われた。まず基線を設け、これと直角に交わる基号線を引く。これに並行して三〇〇間毎に基盤目状に区画道路を引き、この直角に交わる道路で区切られた三〇〇間四方の一区画(中画、地積九万坪)を間口一〇〇間・奥行一五〇間の小画(地積一五〇〇坪、五町歩)六個に分割した。この小画が前述した開拓農家一戸分の経営面積となり、中画を九倍したものを大画(九〇〇間四方、地積八一万坪)と称したのである。区画施設の完了後は殖民地毎に「殖民地区画図」と呼ばれる地図が作成され、北海道庁の発行する『土地処分案内』という冊子を通じて開墾希望者に情報提供が行われた。この土地処分システムの優れた点は、図面上での土地処分が可能となったことである。また、従来見られた重複しての土地処分も見られなくなった。個々の殖民地の払い下げが完了すると、更とその周辺に区画を増設することも行われた。このようにして、碁盤目状に規則正しく配列された五町歩の小画に農家一戸

が入植するという北海道独特の散居制農村集落が誕生した。そして、区画地の中心には市街地・番外地と呼ばれる空間が設けられ、商業施設や役場・学校・警察などの公共施設が配置された。

この殖民地区画制度の特徴は、小画を最小単位とする人為的な農村社会の形成を視野に入れていたことだろう。道庁は明治二十九年五月に「殖民地選定及区画施設規程」を定めているが、これによれば区画地の設定にあたっては、小画三〇〇坪から五〇〇坪とそれに要する耕宅地などの予定地をもって一村と仮定し、その境界は自然の山川で区切り、それがなければ、には予定道路で区切ることとした。さらに区画施設の設計にあたっては、道路と排水暗渠用地・保存林(風防林・風致林・水源涵養林などに区分)・市街地(三〇〇坪乃至一〇〇〇坪、一戸当たりの面積は間口六間×奥行一四間の八四坪以下)・官庁・学校と病院・神社と寺院・公園と遊園地・墓地と火葬場・町村共有地・薪炭林と草刈場・アイヌ開墾地などをあらかじめ設けることとしたのである。

千歳地方の殖民地選定事業

胆振国に属する千歳郡の最初の殖民地選定調査が行われたのは、明治十九年後半のことであった。当時北海道庁で殖民地選定主任の地位にあった内田滯は次のように述べている。「明治十九年滯殖民地選定主任ノ命ヲ奉シ其八月下旬ヲ以テ十河定道君ト共ニ初メテ此調査ニ着手ス時已ニ晩秋ニ際シ僅ニ石狩国空知、夕張ノ二郡、胆振国千歳、勇払ノ原野ヲ跋涉シ積雪ノ為メ十二月二至リ帰庁ス」(北海道庁殖民課編『北海道殖民地撰定報文』緒言)。

この調査を担当した内田は高知県出身の札幌農学校第一期生であり、開拓使の採用したお雇い外国人の一人としてマサチューセッツ農科大学から赴任した教頭のクラークから「土佐ボーイ」と可愛がられたことで知られ

ている。農学校卒業後の内田は開拓使御用掛として日高・十勝方面の内陸調査を行った。道庁時代には殖民地の選定調査に従事したが、明治二十七年に妹背牛で内田農場を開設し、三十一年には松平農場経営のため鷹栖に移っている。そして四十年には上川管内選出の北海道会議員となり、「学者として、事務家として、行政官として、実業家として、多大の功績と、多大の経験とを有せる」人物と高く評価されている（小倉道敏『新道会議員全』）。

さて、十九年の調査では、千歳郡のうち島松原野、「イザリ」原野、「ヲサツ」原野、千歳原野の四原野が対象となっているが、「千歳勇払郡ノ原野ハ札幌ヨリ函館及根室ニ通スル道路ノ左右ニ横リテ、土地多クハ火山灰ヲ以テ蔽ヘリ」という状況だった。しかし、調査した面積は火山灰地を除き「凡テ耕耘ニ適スル処ノミ」としたため、土地全体の面積に較べて「少許」だった。

次に各原野の概況を紹介しておこう。これらの四原野のうち現在の千歳市域にあたるのは、長都原野と千歳原野である。なお、報告書の原文は『千歳市史』に紹介されている。以後の千歳地方の殖民地選定事業は、二十六年に千歳原野の区画測設が行われ、翌二十七年、ケヌフチ原野の選定調査が実施されて終了した。

島松原野 島松は漁山に連なる山脈に源を持つ島松川の溪間にあつて、島松川は漁川よりも小さいため、その沿岸で耕作に適した土地は極めて少ない。島松原野の面積は六〇万坪で、うち二〇万坪は島松川左岸の小山林地、四〇万坪が丘陵である。土性は漁川の沿岸と大同小異で「凝灰石ノ粉礫シタルモノ」から成立している。植物は密林にしてドスナラ、アカダモ、ヤチダモ、ハンノキなどが生え、樹下には専ら雑草が繁茂している。近傍の山谷には、カシワやナラが生えており、それを二、三〇戸の移民が

この数年間薪炭材料として利用しているが、まだ余裕がある。飲料水などの用水は川水を利用、また運輸のための道路としては「島松駅ノ阪上ニ向テ直線ニ連絡スル」道路があり、水運は島松川を下って江別から鉄道を利用できる。この原野の移民については、次のように記されている。

島松川ノ下流ニ支川アリ「ワツ」ト云フ、其沿岸ニ広島県ヨリ移住シタル農民二十五戸アリ、土質ノ上層ハ新沖積層ニシテ耕地ニ適セリト雖ドモ下層ハ噴火土ナルカ故ニ、要スルニ好地ト云ヒ難シ、然レトモ最モ勤勉ナル移民ハ多分ノ收穫ヲ得ルコトアリト云ヘリ。

（前掲『北海道殖民地撰定報文』、以下同様）

この広島県の移民とは、いうまでもなく明治十七年に広島県から現在の北広島市に移住した和田郁次郎の率いる広島団体である。

漁原野 漁川は恵庭山脈中の漁山から流れ出して千歳川に注いでいる。この漁川の沿岸で耕地に適するところは「札幌本道ヨリ下流」しかないが、そこにはすでに山口県の移民四一戸が移住している。更にその下流沿岸には四〇間から一五〇間の細長い耕地に適した土地があり、その面積は六〇万坪である。この土地は「農業適当ノ地」である。土性は「農業適当ノ好地」と言うことはできないが、漁川に沿って下流の川口に至るに従い良好となる。植物は平野部では「榭樹ノミ」、「沿川ノ地」はアカダモ、ヤチダモ、柳の類が生長している。また、先住の移民については「目今山口県移民ノ開墾地、殊ニ札幌本道ニ接シタル所ハ耕地トシテ望ヲ属スヘキ処ニ非ラサルナリ」という。

長都原野 漁川の右岸と長都沼との間の「重ニ茅ヲ生シタル地所ニ百万坪許」であるが、土地の表面は「噴火灰」で、その堆積層は「凡ソ八寸乃至二尺ノ間」である。土地全体が「稍湿地」であるが、排水した場合には牧場として利用することも可能である。これを現漁村の牧場と比較した場

合、その土質は「却テ優レルモ劣ルコト」はない。

千歳原野 千歳原野の東には馬追、幌内山、西には野幌山脈があり、降雨の際にはその山間から流出する諸川に水が漲つてこの付近の土地は水で蔽われる。千歳川はこれらの「卑湿ノ土地」を通過するため、その沿岸には「唯大湿地アルノミ」である。ただし、耕作に適する土地は、夕張川より下流の左岸「シユブンベツ」及び「サイノベ」の間で幅八〇間から二〇〇間の土地があるだけである。その他は「概シテ樹木ヲ生セサル泥炭地ナリ」。また、千歳川上流から夕張太までの沿岸は、すべて樽前山の「噴火粗炭」で蔽われ、その堆積層の深さは二、三尺もあつて「農業上目下無用ノ所」である。しかし、将来的に農耕地が不足した場合には、これらの土地を耕作地に改良することもできよう。

千歳原野の面積は一四〇万坪であつて、この内の七〇万坪が江別川左岸の平野樹林地に、同じく七〇万坪が同川右岸の平野樹林地に広がり、これらの土地は「概シテ耕耘適当ノ地」である。しかし、総面積一四〇万坪の内約六分の一は「稍々腐朽シタル泥炭ニシテ土質ハ下等」であるが、排水と深耕によつて改良することができる。

千歳川の沿岸の土地は常に水害の危険性があり、地元のアイヌの話では、五、六年あるいは一〇年に一回の割合で水害を被つてゐる。それ以外にも、春先の雪解けの時期や大雨によつて水量が多少増加することがある。とりわけ夕張太、島松太、漁太の沿岸近傍は「土地甚々卑湿」のため、もしも石狩川の川水が滞留して千歳川が注ぎ込むことを妨げるときには、たちまち沿岸の原野は「一面ノ沼湖」と化してしまふことがある。

用水は、長都沼の上流は「噴火灰ヲ以テ濾過シ甚々清澄ナルモ下流ハ沼水及汚水ト混合スルヲ以テ自ら赤濁」し、飲用水としては不適當である。「千歳橋ヨリ右岸」には、明治十七年に山口県から入植した三一戸の移民

の開墾地がある。その土地の「上層ハ三寸ノ沖積土ニシテ壹尺乃至貳尺許ノ噴火灰」であるが、農民達は多くの肥料を用いるために「相応ノ收穫」を得ている。また、千歳川沿岸の千歳・長都・蘭越・烏柵舞の四村には七〇戸・二四〇人のアイヌが生活しているが、彼等は「農業ヲナスモノ少ク僅ニ住家ノ近辺ニ馬鈴薯、粟、稗等ノ耕作地ヲ見ルノミ、其他は専ラ漁獵ヲ以テ生活セリ」という状況である。

千歳原野の区画測設

その後、明治二十六年に北海道庁の技手三名、事業手一七名が七月中旬から十一月にかけて千歳・月寒・軽川・花畔・生振・当別・篠津の各原野の調査と区画測設を行った。この内、千歳原野については「胆振国千歳郡千歳原野区画地」(『北海道庁第八回勸業年報 明治二十六年』)の中で詳しく報告されている。それによれば、原野の区画総数は一〇〇一区画、総面積は一五三四万六九三八坪五合、既成道路延長は二八四五間、区画線の総延長は一四万六六一四間三尺だった。以下、地理、気候、土性、植物、動物、用水、水害、運輸、市邑・移民・農業の各事項についてそれぞれ報告がなされているが、地理は次のように述べられている。

地理

本原野ハ島松、漁、長都、千歳ノ各村ニ跨リ、札幌、室蘭間道路ニ沿ヒ東北ニ横ル広袤数里ノ地トス、本原野東北ハ千歳川ニ限ラル、西南ハ札幌、室蘭間ノ道路ニ接シ、北西ハ島松、千歳両川ニ包圍セラル、樹木アリ草原アリ、樹林ハ乾地多ク草原ハ湿地多シ、地勢札幌、室蘭間道路附近ハ丘陵起伏シ、溪沢出入シテ清流西ヨリ東ニ下リ、千歳川ニ注ケリ、而シテ島牧ノ如キハ丘陵ノ高サ海面ヨリ百二十余尺トス、

また、最後の市邑・移民・農業については次のように記載されている。

市邑、移民、農業

市邑ハ島松、漁、千歳三駅ニシテ数戸乃至数十戸ヲ有シ、千歳ハ戸長役場所在地トス」移民ハ札幌室蘭間国道沿測、漁川沿岸、漁太、島松川沿岸、及「ル、マッペ」「ベケルベ」等各所ニ小部落ヲ見ル、耕地ハ一町乃至三町歩ヲ耕シ、島松川沿岸ハ水田ヲ開ケリ、千歳、漁ニ村農家ハ盛ニ牧豚シ、冬季数旬ノ外ハ放牧スルヲ常トス、

なお千歳原野の区画地の内、「耕地ニ貸下ベキ区画地積」は、次のような規模だった（月寒外六原野区画測設一覽、前掲『北海道庁第八回勸業年報』）。

一万五千坪	七〇四区画	一〇五六〇〇〇坪
一万五千坪未満一万坪以上	一九三区画	二五五五八四三坪
一万坪未満六千坪以上	三四区画	二六五三六二坪
六千坪未満	七一区画	二二二一五二坪
計	一〇〇一区画	一三六〇三三七坪

この数字では区画数の合計は一〇〇二区画となる筈だが、この点はともかくとして区画全体の七〇割が一万五〇〇〇坪の標準的な面積であり、約一九割が一万坪から一万五〇〇〇坪の間で、この両者を合わせると九〇割に達する。しかし、六〇〇〇坪未満という区画も七割程度存在した（図3-13）。

「ケヌプチ」原野

明治二十七年、北海道庁の神、浜田の二事業手が石狩国一円及び胆振国千歳郡ケヌプチ原野など併せて七原野の選定と測量を実施し、千歳地方に關してはこの明治二十七年の調査を以て殖民地選定事業は終わった。このケヌプチ原野については、北海道庁『北海道庁第九回勸業年報 明治二十七年』に掲載されたものが北海道庁内務部殖民課『北海道殖民地撰定第二報文』（明治三十年）に転載され、次のように報告されている。

まず同原野の地理であるが、石狩・胆振両国境界の低山をその源とし、

途中で支流のコムカラベツなどと合流しながら馬追沼に流れ込むケヌプチ川兩岸の「狭長ノ地」である。その地勢は、ケヌプチプトの一面「馬追、長都ノ二沼ニ臨ミ、開ケテ馬追原野ニ連」なる「一望開濶」の地で、周囲は低山で囲まれ「中間相距ル広キハ三百間狭キハ僅ニ四五十間」に過ぎず、いずれも千歳村に属している。その面積は、平地が八万八六〇〇坪、湿地が八万五六六〇坪、高丘地が一四万八〇四〇坪、あわせて一八九万二三〇〇坪である。土性は、「本原野ノ土壤ハ一般ニ薄ク地味良好ナラスト雖、低地ハ概シテ水田トナシ、高地ハ拓キテ宅地又ハ畑地ト為サハ農家經濟ノ道立チ一家ノ生計ヲ営ムニ足ラン」とある。植物は、高丘は一般に樺・榎といった潤葉樹が密生しているが、低地は疎らで、すずたけ・はぎ・かやといった下草の類が多い。ケヌプチ河畔にはニレ・ヤチダモ・ハシドイなどが生長し、湿地は「一般ニ穀斗科植物ノ矮林」である。動物には、キツネ・ウサギ、エゾ雷鳥が多く、原野の西方にある馬追沼と長都沼にはカモ・オシドリが、秋には雁・白鳥の類が群集する。ケヌプチ川に棲息する魚類は極めて少なく、「稍多キモノハうぐい」である。

用水は、ケヌプチ川の水は「溷濁シテ飲用ニ適」せず、支流の水も余り良好ではないので、「良水」を得ようとすれば井戸を掘る以外にはない。問題は水害であり、「融雪ノ期ハ川水其量ヲ増シ、平常水ヨリ大凡四尺以上ニ達」し、「河畔ノ地ハ多ク氾濫ノ害」を受けるために、「家屋建築ハ宜ク高地ヲ撰ハサルヘカラス」という。運輸では、千歳村から角田村に至る道路が「ケヌプチプト」を通過しているので、馬車運輸の便がある。また、「室蘭鉄道線路」がこの原野の「上流ノ地」を走っているので、将来的に「ケヌプチプト」からこの線路を開鑿すれば大凡二里半ばかりで「運搬ノ便」が図られる。この附近では、水田農業を営む農家も多く見られ、最後に市邑との関係では、「ケヌプチプト」から千歳村まで三里、由仁村に至

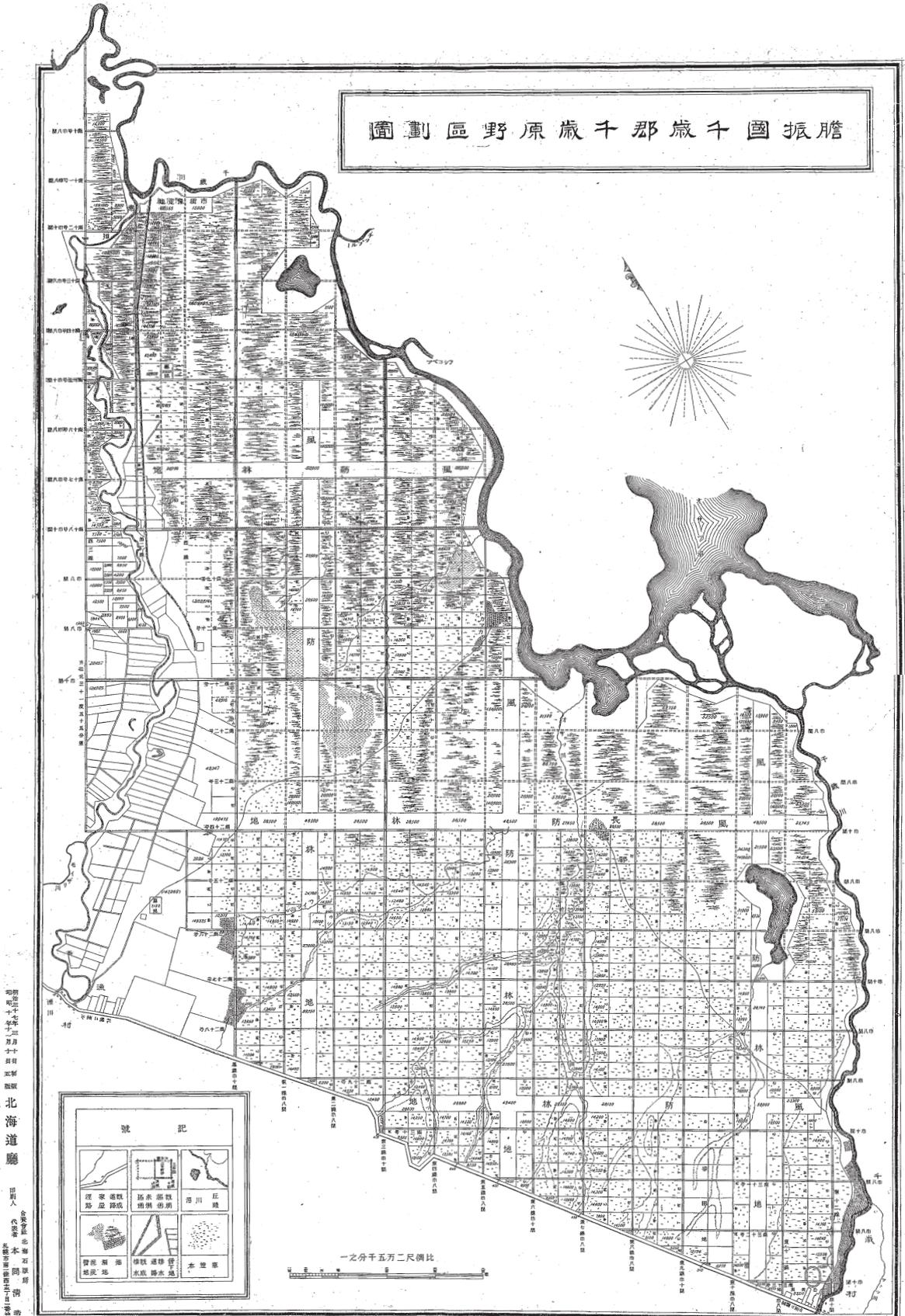


图 3-3 胆振国千歳郡千歳原野区画図

るまで三里半、追分停車場に至るまで大凡三里という位置関係にあるので、「需要供給ノ道尤モ利アリ」という。

なお、千歳地方に関係した殖民地画図は、現在「胆振千歳郡千歳原野区画図」（明治三十七年三月十日印刷、北海道庁）のほか、原図に明治二十七年の入植者名を記入し、恵庭郷土資料館が所蔵するものと「胆振千歳郡上千歳殖民地画図」（明治四十五年三月十日印刷、北海石版所）の三点が確認されている。

土地の貸し下げ処分

北海道庁『新撰北海道』第六巻史料二には「北海道国有未開地大地積貸下貸付表」という史料が収録されており、この中に次の三種類のデータが含まれている。

- (1) 「北海道国有未開地十萬坪以上貸下地表」（明治二十四年十一月調べ）
- (2) 「北海道国有未開地五十萬坪以上貸下地表」（明治三十年三月末現在）
- (3) 「北海道国有未開地大地積貸下現在表」（明治三十六年十月末現在）

これらの史料によって、近代北海道における大地積処分の状況が一目瞭然となる。

周知のように北海道庁時代の国有未開地処分は、明治十九年に公布された「北海道土地払下規則」と三十年に公布された「北海道国有未開地処分法」によって実施された。前者は、一人当たり一〇万坪までという払い下げ面積の上限はあったが（第二条）、この条文には「盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ、其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ特ニ其払下ヲ為スコトアルヘシ」という例外規定があり、この条件を満たす場合には一〇万坪を超える土地処分が可能だった。貸し下げ期間は原則として一〇

年以内であり、全部成功の後に素地代価として一〇〇〇坪一円で売却、その翌年から一〇年後でなければ地租・地方税は課税されなかった。

いま、明治二十四年十一月に道庁が調査した前記の(1)「北海道国有未開地十萬坪以上貸下地表」から、千歳郡千歳村の貸付状況を抜き出してみると表3-11のようになっていいる。当時の千歳村は三十年六月に分離した恵庭村（正式には漁外一箇村戸長役場）や長沼村の領域を含んでいたから、この表で今日の千歳市域に当たるのは「マウサリ」以下であろう。

この表から読み取れることは、出願者全員が一〇万坪という「北海道土地払下規則」に定める例外規定の最少面積の出願であることだろう。同時期の空知地方では、二十二年十二月に三条実美らの華族組合北海道農場が雨竜郡一帯に一億五〇〇〇万坪（五万町歩）という広大な土地貸し下げを受けている事例と比較すれば、極めて禁欲的にもみえるが、千歳地方には、石狩・空知・上川地方のように広大な殖民地が存在しなかったことも関係しているであろう。なお、三十年現在で一〇〇万坪以上の貸し下げを受けた者は、五七名に達したという（前掲「北海道国有未開地大地積貸下貸付表」の解題）。

千歳村に直接関係する土地貸し下げでは、まず二十二年十一月十六日、新保鉄蔵（千歳郡千歳村）が三十一年十二月まで九年間の期限で千歳村マウサリに牧場目的で一〇万坪の貸し下げをうけ、同じく同日、新保秀之助（千歳郡千歳村）が三十年十二月まで八年間の期限で千歳村ボンガニに牧場目的で一〇万坪の貸し下げを受けている。二十三年七月十四日には、次の三名がいずれも千歳村で三十三年十二月まで一〇年間の期限で一〇万坪の土地処分を受けている。池川彌久治（空知郡若見沢村）は「林耕」目的、伊藤清（札幌区南四条西八丁目）は「原耕」目的、伊藤復平（札幌区南四条西八丁目）は「林耕」目的での貸し下げであるが、伊藤清と伊藤復平は

表3-11 北海道国有未開地10万坪以上貸し下げ地表（千歳郡千歳村関係）

字名	目的地目	面積(坪)	年数	処分年月日	期限	氏名(在籍)
マヲヒ	耕	10万	10	明治20年10月19日	明治30年12月	下国皎三(札幌郡月寒村)
マヲヒ	耕	10万	10	明治20年10月19日	明治30年12月	古川浩平(群馬県南勢多郡清王子村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	湧谷市助(札幌郡雁来村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	森田吉之助(札幌郡札幌村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	浅野長之進(札幌郡篠路村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	谷口幸右衛門(和歌山県有田郡徳田村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	多田源蔵(石川県河北郡笠島村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	伊藤栄蔵(宮城県遠田郡上郡村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	平井幸七(札幌郡雁来村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	照井謙吉(札幌郡雁来村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	百々之英(宮城県遠田郡)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	菊地音次(札幌郡篠路村)
漁太	耕	10万	10	明治21年2月4日	明治31年6月	小関閃馬(札幌区北6条西5丁目)
馬追	耕	10万	8	明治21年12月3日	明治29年12月	伊藤久平(札幌区南3条西4丁目)
馬追	耕	10万	8	明治21年12月3日	明治29年12月	中川佐吉(新潟県三島郡脇ノ町村)
馬追	耕	10万	8	明治21年12月3日	明治29年12月	佐藤孝次郎(札幌区南3条西4丁目)
マウサリ	牧場	10万	9	明治22年11月16日	明治31年12月	新保鉄蔵(千歳郡千歳村)
ボンガニ	牧場	10万	8	明治22年11月16日	明治30年12月	新保秀之助(千歳郡千歳村)
	林耕	10万	10	明治23年7月14日	明治33年12月	池川彌久治(空知郡岩見沢村)
	原耕	10万	10	明治23年7月14日	明治33年12月	伊藤清(札幌区南4条西8丁目)
	林耕	10万	10	明治23年7月14日	明治33年12月	伊藤復平(札幌区南4条西8丁目)

註 北海道庁『新撰北海道史』第6巻史料2(1937年)より作成。

同じ住所なので親族である可能性が高い。

以上の土地貸し下げを受けた者のうち、千歳で最も著名な存在の新保鉄蔵は陸奥の出身であるが一四歳で渡道した。新保の功績と生涯について、『躍進千歳の姿』では次のように紹介されている。

氏は弘化二年七月十五日青森県下北郡大畑町に生れ、明治四年千歳村に移住する。同六年より旅人宿業を営む、これ本町旅館業の始なり。又同時に石山専蔵の後をうけて郵便の取扱をなし、明治二十五年には千歳郵便局長を拝命した。温厚篤実なる氏は村民の信望篤く選ばれて総代人となり又千歳郡官林看守等をつとむ。明治十四年九月二日明治天皇北海道御巡幸に際して御宿所としての光榮に浴し、金一封として五拾円を下賜せられた。又氏は公共心に富み率先自費を投じて橋梁の架設、電信、電話の架設を始め幾多の公共施設に偉大なる貢献をなし、北海道庁長官を始め其の功績を讃えられ表彰を受けたる事故拳に違がない。大正八年九月十四日輝しい業績を残し永折す。

新保は明治十七年一月、二十年九月、二十二年八月の三度にわたって千歳郡総代に選ばれるなど千歳の有力者となったが、明治二十三年追分に転出した。しかし、その後再び千歳に戻っている。新保秀之助は鉄蔵の養子で、鉄蔵が追分駅前に開いた旅館の経営にあたった(『市史』、『増補』)。

前記(2)の史料も、同じく「北海道土地払下規則」での例外規定による土地処分を受けた者を示しているが、千歳郡関係では次の四例が記載されている。

- ① 中山久蔵(石狩国札幌郡広島村)が島松村ルマップに「牧場」目的で土地五〇万坪の貸付(成功期間…明治二十八年一月から明治三十七年十二月まで)
- ② 岩瀬庄右衛門(渡島国松山郡江差切石町、当時石狩国札幌区南一条西四丁目)が千歳原野に「耕地」目的で土地五一万九五〇〇坪の貸付

(成功期間：明治三十一年から三十七年)

- ③ 久慈勘吉(石狩国札幌区南一条西四丁目)が千歳原野に「耕地」目的で土地七四万坪の貸付(成功期間：明治三十一年から三十八年)
- ④ 前田武平(新潟県北蒲原郡堀越町大谷地)が千歳原野に「耕地」目的で土地六三万八〇〇坪の貸付(成功期間：明治三十一年から三十八年)

この中で、最初の中山久蔵は広島村の開拓者としてあまりにも有名である。岩瀬庄右衛門は江差商人であり、切石町で味噌醬油・水産商を営んでいた。明治二十二年に設立された運輸会社江運社の取締役を務め(『江差町史』第六卷通説二)、二十年代の北海道議会開設運動では、江差の中心メンバーの一人として活躍した(船津功『北海道議会開設運動の研究』)。久慈勘吉は、天保十二(二八四二)年に現在の岩手県九戸郡野田村に生まれた。明治初年札幌に移住し、十年に初めて小荒物屋を開き、白米販売などにも手を染めて業務を拡張したが二十五年の火災で全焼した。しかし、再起に向けて尽力し、三十二年札幌区に「北海道区制」が施行された際には区会議員に当選している(札幌市教育委員会文化資料室編『新聞と人名録にみる明治の札幌』)。

「北海道国有未開地処分法」下の土地処分

「北海道土地払下規則」は明治三十年に廃止され、三月三十日に「北海道国有未開地処分法」が制定、四月一日から施行された。この法律の本質は、第三条の開墾・牧畜・植樹に供する土地は「無償ニテ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ付与スヘシ」という条文に最も良く示されている。これまでの無償貸与・有償付与という国有未開地処分の条件は大きく変更され、無償貸与・無償付与になったのである。土地貸与面積の上限も、一人一〇万坪から大幅に引き上げられた。たとえば開墾地(農場)として利用する場

合は一人一五〇万坪まで、牧畜(牧場)は一人二五〇万坪まで、植樹地(山林)は一人二〇〇万坪まで可能となり、会社または組合組織で出願する場合にはこの二倍まで認められた。すなわち農場が三〇〇万坪まで、牧場が五〇〇万坪まで、山林が四〇〇万坪まで可能となったのである。これによって、明治中期以降の北海道では華族・政商などによる大土地所有の形成が急激に進んだが、千歳地方ではどのようなようであったのだろうか。

表3-12は、前記(3)史料に基づいた明治三十六年現在の千歳村における北海道国有未開地大地積貸付の現状を示したものである。この時期には恵庭村は既に千歳村から分離しているので、この表に登場する人物は千歳村での土地貸し下げ者と考えられる。この中で最も著名な人物は千歳村在住の関喜左衛門だろう。関について前掲『躍進千歳の姿』は次のように記している。

氏は嘉永二年一月一日福井県吉田郡川合村に生る。明治二十七年千歳村宇ネシコシに移住し、同地の草分として農業に従事し剣淵について同地に水稲を作付し辛苦艱難を経て大なる効果をあげ水田耕作の基をなしたり、又氏は誠実德行にして特に農業の改良発達研鑽工夫を重ねて大なる貢献をなし、部落内の信望篤く率先根志越水利組合を設立して組合長に推され選ばれて総代人、村会議員、初代農業会副会長を歴任し村治に尽すいし明治二十九年には根志越神社を建立、千歳千正寺を建立して寺号公称の許可をうけ初代の檀家総代となり本町躍進発展の上に偉大なる足跡を残されたり、大正六年十一月二十五日六十九才にして天寿を全うせられたり。

このように関は明治二十七年に越前団体の一員として千歳村ネシコシに入植し、団体自体は解体したが、彼は後の四十一年、北海道庁が模範的開拓者を紹介する意図で刊行した『移住者成蹟調査』第二篇にも取り上げられ、大正四(一九一五)年の二級町村制施行に伴う村会議員選挙では一〇

表3-12 北海道国有未開地大地積貸付現在表（千歳郡千歳村関係）

村名	字名	目的地目	坪数	成功期間	氏名	住所
千歳村	千歳	牧	1984339	明治34-43	町野清平	後志国小樽区稲穂町
蘭越村		畑	804900	明治35-44	加藤忠吉	栃木県下都賀郡生井村
千歳村	シユクバイ	牧	402959	明治35-44	茨城正収	石狩国札幌郡札幌村
千歳村		畑	468520	明治35-42	小野沢富吉	群馬県多野郡小野村
千歳村	チイカイ及びオリイカ	牧	764618	明治36-45	茨城正収	石狩国札幌郡札幌村
千歳村	ママチ及びシクバイ	牧	508490	明治36-45	関 喜左衛門外2名	胆振国千歳郡千歳村
千歳村		畑	890000	明治36-45	吉野周太郎	福島県信夫郡野田村
千歳村		畑	600000	明治36-45	土居金十郎外3名	胆振国千歳郡島松村
千歳村		畑	600000	明治36-45	福本安次郎外3名	胆振国千歳郡島松村
千歳村		畑	300000	明治36-44	藤岡勢造	富山県西礪波郡荒川村
長都村	オサツ	畑	450000	明治36-45	鈴木豊三郎	石狩国札幌郡白石村
千歳村	ママチ	牧	969663	明治37-46	喜多島慶次郎外1名	札幌区南1条西2丁目
千歳村	ケヌチ	畑	607090	明治37-46	岩崎来次郎	群馬県佐波郡玉村町
千歳村	オリイカ	牧	947720	明治37-45	村山コト	石狩国石狩郡石狩町
千歳村	オリイカ	牧	989500	明治37-45	田口 活	後志国小樽区港町
千歳村	オリイカ	牧	949400	明治37-45	中島房蔵	石狩国石狩郡石狩町
千歳村	シーケヌチ	牧	979796	明治37-46	阿部猪五郎	胆振国虻田郡倶知安村
千歳村	シーケヌチ	牧	668304	明治37-46	藤倉亀吉	胆振国虻田郡真狩村

註(1) 北海道庁『新撰北海道史』第6巻史料2（1937年）より作成。

(2) この表は明治30年に制定された「北海道国有未開地処分法」第3条による30万坪（100町歩）以上の無償貸付地を示す。

(3) 明治36年10月31日現在。

名の村会議員の一人に当選している（『市史』）。

この他では、約一九九万坪という大地積の払い下げを受けている町野清平（小樽区稲穂町）は、『小樽市史』第二巻に掲載された「小樽区内重立たる商店及営業者」（明治二十六年）の「海産商」の部にある「港町甘番地 町野清太郎」と何等かの関わりがありそうだが、両者の住所が異なるので無関係かも知れない。むしろ、もう一人の小樽人田口活（小樽区港町）の方が、『小樽市史』に掲載されたりリストで「海陸産委託販売商」の「港町三番地 田口樸太郎」との繋がりを連想させる。

茨城正収（札幌村）は、後に北海道教育界の有力者となる人物である。彼は福井・鯖江藩の士族出身で、明治十二年に東京師範学校中等師範科を卒業後、愛知・岡山・鹿児島などで教職に従事し、十八年六月、札幌師範学校一等教諭となった。翌十九年の北海道師範学校開校時には校長心得となり（月俸五十五円）、教職員の整備や創立時の諸事をこなしている。二十四年には北海道教育会の創立に参画し、評議員・副会長として活躍した（『北海道教育大学札幌分校百年記念誌』）。佐藤昌介などの場合も同様であるが、教職身分の者がこのように国有未開地処分に関わりを持っている点が理解し難い。

島松村の土居金十郎と福本安次（二）郎は、いずれも山口県団体の一員として明治十九年七月二十八日この地に移住した（『恵庭市史』）。移住当時の彼等の願地は一万坪だったので、より広大な開墾地を求めたのかも知れない。

鈴木豊三郎（白石村）は、明治二年東京府南足立郡江北村に生まれ、十五年に父佐兵衛に伴われて札幌に移住した。十七年、父親が白石村北郷で煉瓦製造工場を創設した際にその手伝いを行い、二十三年父の死去と共に家業を継いで煉瓦の改良と事業の拡張に努め、室蘭外数カ所に分工場を設

けた。三十八年には樺太民政署の委託を受けて同島に渡り、在来のロシア式暖炉の改良に尽くした。こうした社業のかたわら、白石村会議員、徴兵参事員などの公職を務め、久保兵太郎と共に「本道斯業界の巨頭」となった（前掲『新聞と人名録にみる明治の札幌』、『白石村誌』）。また、村山コトと中島房蔵という二名の石狩町在住者が名を連ねているが、兩人ともに明治中期の石狩町で漁業や商業を営んでいる。村山コト（石狩親船町南二十番地）は船場町字下テイネー、同町上テイネー、弁天町字川口、弁天町字大網にそれぞれ鮭漁場を所有し、中島房蔵（港本町）は呉服・太物・荒物・雑貨商として有名であり（「江別石狩厚田名家紹介表」明治三十五年頃、『石狩町誌』中巻一）、明治二十四年当時は親船町外九町三村総代人会議の常議員を務めている。

阿部猪五郎（倶知安村）は、安政五（一八五八）年に阿波国板野郡大津村大字長江新田村に生まれ、明治三年に叔父の阿部興人の私塾に入つて漢学を修めた。二十年渡道して、従弟となる阿部宇之八の経営する北海道毎日新聞社に入社、二十五年には叔父の滝本五郎の経営する札幌郡篠路村の興産社農場の管理人として勤務したが、二十九年になり倶知安原野に国有未開地一八万坪の払い下げを受け、三十年九月、移住して開拓に取り組んだ。三十二年には倶知安村総代人、三十三年には倶知安村初代農会長、また三十九年四月の二級町村制施行に際しては村会議員に当選し、大正八年には北海道会議員にも当選するなど、その政治的手腕は大いに評価された。その後、昭和十三年十一月に八〇歳で死去した（『倶知安町史』）。この表の最後に掲載された藤倉亀吉（真狩村）は愛媛県人で、明治三十一年九月、倶知安村から真狩村の北八線五十番地に移住して商業を営み、倶知安方面から物資を輸入して地元村民に利便を与えた。三十九年、村会議員に当選して公事に尽くすところ大いにあったが、「家事上郷里ニ引上げ再度

壮警村ニ帰道シ現ニ同地有数ノ資産家」となった（『真狩村史』）。しかし、藤倉はその後再び壮警村から真狩村に戻っているようである。

なお、この表の意味は、あくまでも出願した人物が道庁に提出した事業計画に従つて無償で貸与された土地であり、計画期間内に開拓に成功したか否かはまた別の問題でもある。たとえば藤倉亀吉については、次のような史料が残されている。

未開地付与願

胆振国千歳郡千歳村字シーケヌチ

一 貸付地式百式拾式町七段六畝式拾四歩

但 明治参拾六年拾月式拾四日指令第四四七号ヲ以テ貸付許可ヲ受ケタルモノ

右ハ今般予定ノ通り成功致候間付与相成度此段相願候也

大正式年七月廿八日

胆振国虻田郡真狩村

字真狩別北八線五拾番地

藤倉亀吉

札幌区北参条東四丁目番外地

右代理人 阿部宇之八 印

北海道庁長官 中村純九郎殿

（北海道立図書館北方資料室所蔵「阿部家文書 阿部宇之八関係書類その

一）

この代理申請に対して北海道庁札幌支庁は、大正二年十一月十一日付けで「一、本願地ハ其成功付与程度ニ達セザルヲ以テ願書返付ス」と回答している。要するに藤倉の開拓は不十分だったということであろう。なお、

藤倉の代理人となつた阿部宇之八は、明治・大正期の札幌における政界・実業界の要人としてあまりにも有名であり、とりわけ言論人としては、『北海道毎日新聞』や『北海タイムス』の経営に関わつて大きな足跡を残している。大正二年の阿部は、七月十四日札幌区長に当選し、その後札幌区教育会長に就任している（『阿部宇之八伝』）。阿部がなぜ藤倉の代理人となつたのかその詳しい経過は不明だが、倶知安村の阿部猪五郎が阿部宇之八と親戚関係にあつたことと関係があるように思われる。藤倉も倶知安村在住の時期があるので、彼は阿部猪五郎とおそらく面識があつたのであろう。いずれにしても、阿部の経歴から判断するとやや違和感の残る代理業務である。

二、移住政策と移民

近代の北海道移民政策

近代の北海道では、先住のアイヌ民族が狩猟・採集を中心とする人びとであり、また、和人口もごく少数に留まっていたことから、開拓の労働力として「内地」から大量の移民を受入れることが必要だつた。これらの移民は、開拓使時代に典型的だつた土族移民や屯田兵（土族屯田）を筆頭にして、明治十年代になると会社・組合組織の移民が顕著となり、明治十九年の北海道庁時代に入ると、内地農村における農民層の分解が進行したこともあつて、次第に一般の農業目的の移民が増加するようになる。

このように北海道移民といっても時期的にさまざまなタイプがみられるが、これらの移民に対しては、開拓使・三県時代を通して、移住者に対する渡航費や移住後の住宅・農具・食糧等を給与する保護移民政策が採用されてきた。しかし、道庁時代に入ると、政府の財政事情とより効率的な移民政策の実現を求めて、このような保護移民政策は全面的に廃止されることになった。そのことは、「岩村長官施政方針演説書」において、「移住民

ヲ奨励保護スルノ道多シト雖モ、渡航費ヲ給与シテ、内地無頼ノ徒ヲ召募シ、北海道ヲ以テ貧民ノ淵藪ト為ス如キハ、策ノ宜シキ者ニ非ズ。是レ、昨年政府ニ上請シテ、渡航規則廃止ノ廃令アリタル所以ナリ」（北海道庁『新撰北海道史』第六巻）と述べられている通りである。

ただし、移民保護政策が例外的に行われたケースとして、大水害によつて明治二十二年に奈良県十津川村から空知のトック（徳久）原野に移住した十津川団体（六〇〇戸・三六九一人）、同じく水害のために四十一・四十二年の両年にわたり胆振地方に移住した山梨団体（四〇七戸・一九五六人）の場合がある。十津川団体には約一七万円の補助金が与えられ、移住に要する旅費・家具の支給、移住地の道路整備・排水・住宅・井戸掘り、馬の購入費等に使用された。また山梨団体には約一五万円の補助金が与えられ、移住旅費・食費・家具・農具・種子等に支出された。

以上の特別なケースを除いて、道庁時代になると一般の自作目的の移民には、出発地から北海道までの汽車・汽船賃等の旅費に関する割引制度が設けられ、また一戸当り一万五〇〇〇坪（五町歩）の開墾地が貸付されたものの、自費による移住・開墾が原則とされた。この自費移住を基本とした移民政策は、明治二十年代から大正十年代までの北海道移民の最盛期を通じて一貫して取られた政策である。この時代は、しばしば指摘されているように、府県の農村における農民層分解の進行と農村過剰人口の形成という事態を背景にして、これらの農村地帯から東京・大阪といった大都市や北海道という新しい開拓地に向けて大量の人口移動がみられたのである。

だが北海道移民のピークは、北海道庁が「開道五十年」を祝つて盛大な式典を実施した大正七年の翌年にあたる八年の九万一千四百六十五人であり、これを境として北海道への移民は減少傾向に転じた。このような状況を憂慮

した北海道庁は、大正十三年七月、『北海道移民ノ現状及其保護奨励方策概要』を作成し、道庁の移民政策の見直しを主張した。

『北海道移民ノ現状及其保護奨励方策概要』の指摘

同書は、大正期に入つて北海道移民の減少傾向が続いている原因として次の諸点をあげている。

- ① 第一次世界大戦の終了後、日本経済はその反動不況に陥つたこと。とりわけ北海道産の澱粉・青豌豆・菜豆・亜麻製品等は、大戦中海外輸出が大幅に伸びて農産物価格が上昇し、北海道農業の発展は目覚ましいものがあり、これとともに北海道移民の増加も著しいものがあった。しかし、大戦の終了後「是等ノ農産物ノ価格低落シ、交通機関不備ナル為メ運搬費ニ多クヲ要シ農家ノ収入減少」がみられたこと、
- ② 世界大戦終了後、前述のように日本経済は不況に陥つたが、「商工業ノ如キハ比較的急減ノ打撃ヲ蒙ラスシテ、都会ニ於ケル労働費ノ如キハ低落セサルガ為メ労働ニ堪ユルモノハ農村ヲ捨テテ都会ニ集注スルノ趨勢ヲ呈」するとともに、大戦中の好景気の影響を受けて「民心一般ニ荒廢シテ浮華輕佻移住ノ如キ堅固ノ信念ト不拔ノ忍耐ヲ要スル事業」は嫌われたこと、
- ③ 府県では、北海道移民の宣伝を行なつて移民勧誘に一役買つていますが、市町村当局や地主層は小作人等の労働力が欠乏することを恐れて「渡道者ヲ抑止スル傾向」がみられること、
- ④ 北海道の開拓農村は、面積が広大であるにもかかわらず人口が比較的少ないため「町村住民ノ税金其他ノ負担過重」なこと、
- ⑤ 北海道の開拓地の神社・寺院・学校・医療機関・道路・橋梁等の諸施設は府県に比較してやや不十分であることは事実だが、この点を「誇大ニ宣伝セラレタル為メ移住心ヲ阻止」していること、

⑥ 移住起業者に対する産業資金供給のルートが不十分なため、常に資金の欠乏に苦しむケースが多く、また一般的に高金利であることから、「起業成功ノ際ハ貸付地ハ人手ニ渡リ既往ノ苦心ノ甲斐ナキ場合」が多いこと、

北海道庁は、以上のような理由が複合的に作用して北海道への移住民が減少したと指摘すると共に、今後の北海道における移民収容見込を北海道の農家戸数の現状から約一二万戸と試算する。この内、六万戸は自然増加するものと見なせば、府県から移住させることができるのは残りの六万戸である。そして、毎年三〇〇〇戸が移住するとすれば、今後二〇年間で六万戸の移民を収容できると予測している。

では、これらの移民に対してどのような保護と奨励を行なうべきか。同書で指摘されていることは、道庁時代初期の移民に対する間接保護政策は、必ずしも「独立自営的」移住者の増加には結びつかなかったが、国有未開の大地積処分を受けた内地資本が払下げを受けた殖民地に対する積極的な投資を行い、その下で多くの開墾小作に従事する移民が来道した。しかし、優良な国有未開地の減少と共に内地資本の投資意欲が衰え、それにつれて小作移民の入り地も減少してきた。したがって、これまでのような内地資本に委ねる「放任主義」のままでは、開拓事業の達成という所期の目的を実現することは困難であるという。このことから、今後は北海道移民政策も、「道庁直接ノ事業トナシ移住者ニ相当保護ヲ加へ、彼等ヲシテ生業ニ就キ其ノ堵ニ安ンスルコトヲ得セシムヘキ方策」を立てる必要があるという。さらにこの頃から、内地の農村過剰人口は日露戦争後に日本が獲得した樺太・朝鮮等の国外の植民地に向かうようになり、その傾向は昭和期に入つても衰えることはなかった。このような状況は道庁の危機意識をより一層強めた。

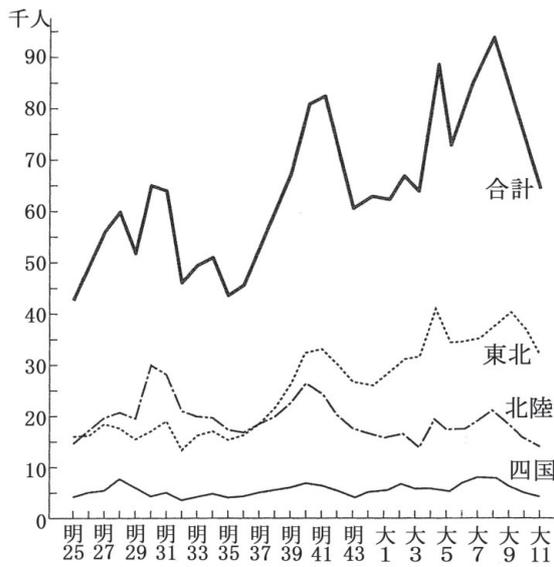


図3-4 北海道移民の地方別増減

北海道移民の統計的概観と出身地域
日本国内の人口移動が活発となり、首都の東京や経済的発展の目覚ましい大阪周辺への人口流入が顕著になるのは、明治維新以後のことだった。東京や大阪への人口流入は、それ以外の地域から人

こうした北海道庁側の事情に一種の追い風となったのが、大正十二年九月一日の関東大震災である。震災直後の同年十月、内務省社会局は、罹災民の中で四三〇戸の北海道移住者に対して一戸当り三〇〇円の移住補助費を支給することを決定した(翌十三年二月、四五〇戸に増加)。この政策は、震災による罹災者の保護という社会政策的な側面に止まらず、人口問題と食糧問題の解決を北海道開拓政策の中に見出そうという政府の方針も意図されていた。この移民事業の実施機関は北海道庁であり、移住者の資格を審査したうえで移住を許可し、指定した特定地を貸し付けて補助金を交付することにした。これらの移民は、一般の補助を受けない移民(自由移民とも呼ばれた)と区別して「補助移民」もしくは「許可移民」と呼ばれたが、この公費補助を受けた移民制度は、後に昭和二年からの北海道第二期拓殖計画においても、北海道庁による許可移民事業として継承されている。

口が流出することを意味する。明治二十年代に入って人口の流動化現象が全国的に拡大するなかで、東京や大阪に次いで多くの流入人口を「移民」として受け入れた地域が北海道である。すなわち明治二十年代に入ると内地府県から北海道への移民が増加するようになり、大正十年頃までの約三〇年間はいわば「北海道移住の時代」であった。

明治十九年から大正十一年までの三七年間における北海道移民の総数は五五万一六五〇戸・二〇一万四六〇三人に達し、これらの人々が近代の北海道開拓の担い手となったのである。いま、北海道移民に関する統計基準が変更され、従来「転籍者」のみから「寄留者」を合算するようになった明治二十五年から大正十年までの三〇年間における移住の全体的傾向を送出地方別に示すと、図3-4のようになります。みられるように移民の増減傾向には三つのピークがあり、日清戦争後の明治三十年を第一のピークとし、日露戦争後の四十一年

表3-13 北海道移民の主要送出府県

I 明治27~31		II 明治38~42		III 大正4~8	
1 石川	8,695戸	1 富山	9,126戸	1 青森	11,079戸
2 富山	7,351	2 新潟	8,419	2 宮城	11,056
3 新潟	6,756	3 宮城	7,705	3 秋田	10,268
4 青森	5,988	4 石川	6,846	4 新潟	9,223
5 福井	5,629	5 青森	6,692	5 岩手	7,473
6 秋田	4,804	6 秋田	6,433	6 山形	6,959
1~6計	39,223	1~6計	45,221	1~6計	56,058
7 岩手	3,229	7 岩手	5,157	7 福島	6,686
8 香川	3,023	8 山形	5,003	8 富山	6,370
9 山形	2,630	9 福島	5,002	9 石川	5,473
10 徳島	2,448	10 福井	4,121	10 東京	3,332
11 宮城	1,947	11 岐阜	3,377	11 岐阜	2,830
12 愛媛	1,824	12 徳島	3,103	12 福井	2,752
1~12計	54,324	1~12計	70,984	1~12計	82,501
全国	72,994	全国	94,758	全国	113,602
上位6県の比重	53.7%	上位6県の比重	47.7%	上位6県の比重	49.3%
上位12県の比重	74.5%	上位12県の比重	74.9%	上位12県の比重	73.5%

註(1) 永井秀夫「北海道移住と府県の状況」(北海道史編集所『新しい道史』第19号、1966年)より。

(2) 原表の数字を一部訂正

がこれに続く第二のピークを形成し、最後は第一次世界大戦後の大正八年である。また、それぞれのピーク時に移民を送り出した府県別の数字を示すと石川県・富山県・青森県の順となっており(表3-13)、移民の送出地域が次第に北上していることを示している。

この三〇年間における移民の合計は一八八万七七〇六人であるが、地方別にみると東北地方が七六万七六二人(全体の四〇・三割)で最も多く、次いで北陸地方が五六万一七〇三人(同二九・七割)、そして四国地方は一四万四一八六六人(七・六割)となっており、この三地区で全体の七七・六割という高い比率を示している。北海道移民の主要な送出基盤は東北地方と北陸地方を中心として、それに四国地方が加わっていたのである。

移住の時期と形態

移住時期の推移をみると、明治二十年代末期には北陸地方や四国地方からの移民が多かったが、三十年代後期になると北陸地方にかわって東北地方の移民が多数を占めるようになる。その分岐点は三十八年であるが、この時期の東北各県では三十五年の凶作によって飢饉に見舞われ、県庁がその対策として北海道移住を奨励したと日露戦後の経済不況が重なったためである。四十三年には五万八九〇五人にまで減少するが、基本的には従来の傾向を持続したまま大正期に向けて移民が増加してゆき、大正八年の九万一四六五人を最後に減少傾向となっている。以後、戦後開拓の一期を除いて北海道移民が増加に転ずることはなかった。

移住の形態をみると、同時期の西日本に多かった海外移民の場合、男性労働力中心の出稼ぎ的な移民で回帰型の移住であったのに対し、北海道移民は最初から開拓を目的とする農業移民が多かったことから、開墾労働力の確保を前提とした単独の挙家移住が多かった。北海道庁は、単独の移住よりも団体移住の方がより効果が上がるとして明治二十五年に「団結移住

者取扱ニ関スル件」を府県に通達し、三十年には拓務省が「北海道移住民規則」を制定し、団体移住の場合には移住地の貸付などで優遇措置を講じた。こうした団体移民の入植地や屯田兵村は、単独移民が入植する場合の前進基地としての役割を果たした。移民は最初、気候が比較的温暖な道南の「旧開地」や石狩地方に入植したが、これらの地域が限界に達すると道央から道東・道北方面に向かった。ただし、移民が最初の入植地にそのまま定住する事例は少なく、道内で再移住を繰り返した後に定着することも多かったのである。したがって道内の農村は大正期まで流動的で不安定な状況が続き、村落構造が安定的となるのは昭和期以降のことであった。

最後にこうした北海道移民の流入は、道内人口の着実な増加と耕地面積の増大となって現れた。人口面からみると、道庁設置後の明治二十年十二月の全道人口は三二万一一八八人だったが、三十年には七八万六二一人、四十年には一三九万七九人、大正六年には二〇八万八四五人と遂に二〇〇万人を超えている。その翌年の同七年、北海道は開拓使設置から五〇年目という節目の年を迎え、道庁は「開道五十年」の盛大な式典を行うのである。

千歳地方への移民

千歳原野の区画地貸し下げの開始は明治二十七年一月のことである。同年一月二十三日、千歳原野を含む一二原野の区画地払い下げに関する北海道庁告示第三号が出され、さらに同日付で次のような北海道庁告示第四号が出されている。

北海道庁告示第四号

本年一月当庁告示第三号区画地貸下二付テハ明治二十六年三月当庁令第五号北海道土地払下規則施行手続ニ依ルノ外尚左ノ通心得ヘシ

明治二十七年一月二十三日

北海道庁長官 北垣国道

- 一 当庁ニ於テ各原野貸下願書受理期限及土地引渡期限ハ別表ノ通 但願書受理期限内ト雖出願者ノ数区画数ニ満チタルトキハ願書受理セス
- 二 貸下地積ハ一戸ニ付一區画即チ壹万五千坪又ハ一万五千坪以内トス若シ數区画ノ貸下ヲ必要トスル者アルトキハ詮議ノ上特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

(略)

- 三 貸下ヲ受ケントスル区画地ノ撰定方ハ殖民課出張員ノ指揮ニ従フヘシ
- 四 貸下ヲ出願シタル者ハ該地殖民課出張員ニ於テ本人ヲ召喚シ其経歴及成效ノ目的等ヲ陳述セシムヘシ
- 但當庁ニ於テ貸下ノ指令ヲ得テ土地受取ノ為メ実地ニ出頭スル者ハ此限ニアラス
- 五 殖民課出張員ニ於テ起業方法確實ト認ムル者ニシテ直ニ移住^マ者ヲ望ム者アルトキハ假ニ土地ノ引渡ヲ為スコトアルヘシ
- 六 前項土地假引渡ノ後三十日以内ニ小屋掛及開墾^マニ著手セサル者ハ土地假引渡ノ効ヲ失フモノトス
- 七 團結移住ニ係ル出願者ハ本庁ニ於テ定メタル團結移住手續ニ依リ取扱ヲ為スヘシ

区画地貸下期限表

原野名	願書受理期限	土地引渡期限
千歳原野	明治二十七年二月	明治二十七年三月十一日依り四月十日迄
月寒原野	全上	全上
近文原野	全年三月中	全年四月十五日ヨリ五月十四日迄
雨紛原野	全上	全上

(以下略)

これらの告示のように、千歳原野を先頭にして月寒原野、近文原野、雨紛原野の他、四月以降は軽川原野、花畔原野、当別原野、生振原野、篠津原野、奈江原野、九月以降は幌向原野、馬追原野の各原野が開放されることになった。

なお、千歳原野の開放にあたって北海道庁は、同年三月二日、「千歳原野ハ旧土人部落ノ存在セシ処ニシテ現今居住スルモノ三十余戸アリ」として、彼等の生活を守るために「原野貸下ニ先タチ一戸一万五千坪以内ノ見込ヲ以テ現住戸数ニ相当スル地積ヲ控除」して「土人保護地」とし、「官有地第三種ノ儘存置」することを本庁決議している（北海道庁拓殖部『拓殖法規』）。

では千歳原野の区画地貸し下げの実態はどのようであったのだろうか。同年二月六日の『北海道毎日新聞』は、「千歳原野亦た満員せんとす」の見出しで次のように報じた。

月寒原野区画地の貸下出願者満員したることは兼て報道する如くなるが、全原野と同時に貸下事務を開始したる千歳原野区画地の貸下希望者も亦た頗る多くして、去る三日までに受理したる願書のみにも殆ど満員するに至れりと、又た該原野の出願者は多くは全地最寄に現住するものにて着実の移住民多数を占め居る由なり。

その後、二月二十七日の同紙は「千歳原野満願となる」として、二月十二日正午をもって七〇〇区画すべてが貸し下げの申込みで一杯となったにも関わらず、その後も「続々出願するもの」が多数いたがすべて脚下されたと報じている。この記事が正しいとすれば、受付を開始してわずか二週間で七〇〇区画すべての申込みが限度に達したことになり、同原野の人氣が極めて高かったことが窺われる。ただし、北海道庁内務部「明治二十八

表3-14 千歳原野の区画地貸し下げ者(明治28年)

原籍	人数	比率
北海道	174	80.9
青森	3	
岩手	3	
山形	1	
新潟	3	
石川	8	
富山	5	
福井	9	
岐阜	2	
兵庫	1	
広島	2	
山口	1	
徳島	3	
合計	215	100

なっている。

この結果を見ると、明治二十八年の場合は全体の八〇・九割が北海道在住者で占められており、「該原野の出願者は多くは全地最寄に現住するものにて」という前年二月六日の『北海道毎日新聞』の記事を裏付けている。

また、福井・石川・富山の北陸勢の申込者が目に付く。しかし、この数字が前年の出願者で直ちに「満員」になったという報道とどのように関係しているかはいま一つ明らかではない。千歳原野全体の区画数は一〇〇二区画であるから、それを二十七年に第一次分として七〇〇区画貸し下げ、翌二十八年に第二次分として二一五区画貸し下げたとも解釈できるが、そうすると八七区画が残っている計算になる。これは第三次分ということであるのか。

明治二十七年の貸し下げ受付時の状況が、翌二十八年三月、北海道庁が刊行した『北海道殖民図解』の冒頭で「土地貸下之景 千歳原野ニ於ケル実況」及び「移民小屋掛ケ之景」と題して紹介されている。前者の図の説明によると、千歳原野の土地貸し下げは次のようであった(図3-15)。

本図ハ明治二十七年春季融雪ニ先チ胆振国千歳郡千歳原野殖民課員出張所ニ於テ移民群集土地ノ割渡ヲ受ル所ノ実景ヲ示ス、該原野ハ札幌ノ南東七里ニアリ、吏員二名、人夫三名ニテ原野中ニ天幕式個ヲ張り一ヲ事務所一ヲ出

年殖民地地区画地貸下人原籍別表」(明治二十九年七月二十三日発行)によれば、千歳原野の貸し下げ者の道府県別状況は表3-14のようにな

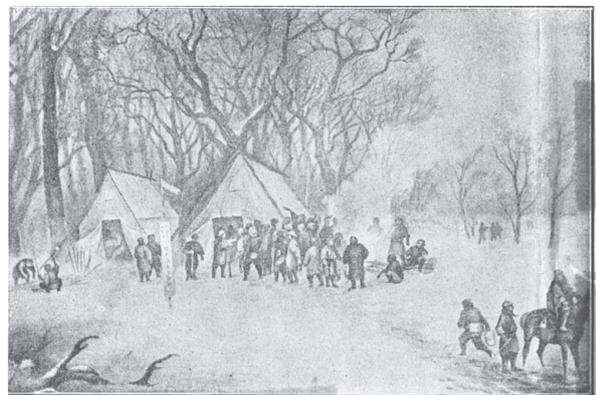


図3-5 千歳村の移民(『北海道殖民図解』に掲載された「移民小屋掛ケ之景」及び「土地貸下ノ景」)

願人控所ニ宛テ、日々凡三十名ヲ召喚シ調査ノ上貸下クヘキ土地ヲ案内シテ引渡シ、直ニ開墾ニ着手セシメタルモノ、単独移民百八十八、団結移民二組(六十二人)トス

この殖民地の貸し下げによって、これまで官林だったネシコシ、オルイカ、ケヌフチの各地区に単独移民一八八名と団体移民二組とが入地した。「越前移住者」と呼ばれた関喜左衛門の率いる福井県人九戸が入植したのもこの時であるが、この団体は大正十一年には二戸に減少した。明治二十九年には、ケヌフチ川の上流のシーケヌフチ地区にも入植者があって開拓が進められた。

ちなみに、一戸四名(大人二名、老幼二名)が自費により北海道へ移住した場合の一年間の必要経費は概算して次のような額だった(北海道庁内務部殖民課『第一北海道土地処分案内』。米価で換算すると、おおむね現在

の四一万七〇〇〇円程度になろうか。

家屋 一八四三二銭

家具 八四六二銭

食料 五三六五五銭五厘

農具 二二四五一銭

合計 一〇三円一〇銭五厘

関喜左衛門と森井平兵衛

この明治二十年代における千歳村への移民の代表的な存在が、明治二十七年に福井県吉田郡河合村から千歳村字ネシコシに集団移住した関喜左衛門と二十九年頃に千歳村字ケヌフチに入植した森井平兵衛である。

まず千歳原野開放の年に移住した関喜左衛門は、郷里福井県において「世々農を業とし、多少の土地を所有し相当の生計を営みたれとも後失敗して土地を失ひ」、種々の職業を転々とする中で、このような状況を打開するために「断然移住の志」を起こした。たまたま北海道に移住した同郷人の成功談を聞く機会があり、そのアドバイスもあつて団体移住を計画したのである。しかし、以下に記すようにその開墾は困難を極めた。

即ち郷党六十余戸団体移住の議成り喜左衛門亦其の一員に加はり、明治二十六年現住地の予定存置を願ひ翌二十七年早春許可を得たり、喜左衛門等乃ち同年四月を以て渡道し暫く足を札幌郡広島村に止め、五月を以て吏員の踏検を受け各戸土地の割渡を受けたり、然るに現地に入りて其の状態を一見するや非常なる湿地にして満目丈余の蘆あるのみ、試に之を踏めは泥濘膝を没する状態にして到底開墾の見込なきを以て六十余戸の内三十七戸の同志は直ちに素志を棄て或は郷に帰り或は離散するに至り、残余の二十五戸亦躊躇決せざるの色あり、村吏の叱責を受け又喜左衛門の誓て成功の目途ありと主張せるに動き漸く此等二十五戸は各其の貸付地に入れるも、元より斯くの如

き泥炭湿地を改良すること容易ならざるに加へ、後年屢風水害を蒙りたるか為め数年ならずして離散し去るもの多く、今日に於ては喜左衛門外二戸残留するのみにて全然団体の実を止めざるに至れり、

(北海道庁第五部『移住者成績調査』第二篇)

関の開墾への飽くことのない努力はこの逆境の中から始まる。彼は水田稲作の実現を確信して灌漑用水溝の掘削に取りかかり、入植した明治二十七年中に水田の試験栽培を開始する。そして、翌二十八年には開墾地積が水田八反歩、畑三反歩となり、この内水田、畑各三反歩の作付けを行い、水田からは反収二石の収穫があつた。その後も三十一年の石狩川大水害や冷害に襲われ、三十六年には自宅が全焼する等の災難に見舞われたが、彼はこれらの困難に挫けることなく、四十年現在、関が墾成付与を受けた土地は水田五万余坪、畑四〇〇〇坪であつた(前掲書)。

一方、森井平兵衛は富山県中新川郡中加積村の小作農だつたが、このままでは将来への展望を見出せないとして、明治二十四年十二月に家産を整理して「漫然渡道」した。そして、様々の職業を遍歴した結果、「予て熟練せる農業を営むに若かず」との結論に達し、札幌郡新琴似において小作人となつた。その後、二十九年に笠原喜助の経営する農場小作者監督人として現在地、すなわち千歳村字ケヌフチに転住したのである。この農場は他人が開墾に着手したが、成墾地四町歩を除いて成功の目途が立たないまま中途売却されたものだった。農場の大部分は一面の深い蘆原で排水路の開墾も困難を極めたが、既墾地四町歩は小作人七戸に配当し、別に一戸あたり一町歩の未墾地を割当てた。自らは一町五反歩の未墾地の開墾に着手し、三十年にはすべて開墾した。以後、森井は豊富な自家労働を活用して未墾地を次々に開墾しては付与され、四十年現在の所有地は水田約二〇町歩、畑八反歩であつた(前掲『移住者成績調査』第二篇)。

この『移住者成績調査』に取り上げられた関や森井は別格かも知れないが、千歳原野で一般の移民が一万五〇〇〇坪の小画一区画を経営した場合の収支決算のモデルケースが『明治三十八年 胆振国殖民地調査書 附属小農経営法』（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「北海道資料パンフレット」）の中で「胆振国千歳郡千歳原野未開地一万五千坪開墾収支計算」として紹介されている。

「胆振国千歳郡千歳原野未開地一万五千坪開墾収支計算」

この場合、その前提として次のような条件があった。

- ① 農場の場所は千歳原野の漁川附近とする
- ② 未開地の三分の二は四等地（砂質壤土若しくは之に一寸内外の火山灰で蔽われているが、平低地では直ちに開墾可能な土地）、三分の一は五等地（稍乾湿に偏するも灌漑排水を施せば容易に水田となる地）とする
- ③ 家族は壮年の男女二人、老幼の男女三人の計五人として、一家一日の労働力を二人と仮定する
- ④ 原野には四月中旬に入植してまず家屋建築などに従事し、五月一日より開墾に着手する、次年度からは四月中旬から十一月中旬までを開墾及び耕作期間とし、残りの期間は伐木及び農産物製造その他副業に従事するものとする
- ⑤ 開墾耕作の方法・労力耕作物の種類は、おおむね千歳地方の状況に倣い、最初は自家食用作物、次に販売用作物を耕作する、開墾が進んで行くに従って水田化し、四年間で開墾を完了させる、この四年間に開墾した土地は人力によって耕さなければならぬので、さらに一年間を加えた五年間で完全に成墾するものとする

この収支計算の詳しい内訳を紹介することは省くが、「初年度に於て六拾五円六拾壹銭七厘の駄損を生ずるも次年よりは漸次利益を見、四、五年

度に至りては一ケ年六拾円内外の純益あるを見るべし、尚ほ五年以後の経営時代に進めば水田其他作物の増収あるを以て更に其純益を増加すべきは炳かなるも、本農は交通及び灌漑排水の便あり、地味亦大分四等に位するの地、若し其等便益を欠き地味劣る所に於ては自ら然ある能はざるなり」というのが一つの結論だった。尤もこの計算は、「五ケ年継続して資金の如き其の使用年限により各年の消却として見積りたる」場合である。

明治二十年代後期を起点として、以上のように本格化した千歳村の開拓について、『千歳外三ヶ村沿革史』は「殖民ノ歴史及開墾」の項で次のように述べている。

（明治）二十七年二月千歳川ヨリ嶋松川マテ国道以北則チ千歳、長都、漁、嶋松ニ属スル千歳原野殖民区画地ノ貸下ヲ為セルヨリ著シク増加シ、次チ千歳川ノ以東千歳村字子シコシ、字オレイカ、字ケヌフチ官林ノ解除アリ移民誘導ニ依リ一層戸口増殖シ今日ノ村形ヲ為セリ

開拓農民・入植状況

本項では人口統計を中心に扱う。

明治二十五年から大正八年にかけての千歳郡への入植者は、表3-15のように推移している。第一のピークは明治三十年、第二のピークは四十年から大正初年にかけてであり、年代の節目に多くの人が入植している。入植者を職業別にみると、ほとんどが農業従事者であった。雑業従事者がそれに次ぐが、特に大正初年に多く入植している。

明治十五年から大正六年にかけての千歳郡の人口の推移は、表3-16および表3-17のようになっている。同表により、現在の千歳市域（千歳村・長都村・烏柵舞村・蘭越村）の人口が判明する。明治十五、六年の時点では、千歳市域の人口は恵庭市域（漁村・島松村）の人口を上回っていた。二十年になると両者の人口は逆転している。十六年についてはアイヌ人口

表3-15 入植者(千歳郡)

	戸	人口			職業別									
		男	女	計	農業		商業		工業		雑業		不詳	
					戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
明20	49	112	110	222	49	222								
22	3	9	4	13	3	13								
24	3	7	9	16	1	8	1	2			1	6		
25	18			78	15	71	1	3	1	3			1	1
26	48			219										
27	69			238										
28	58	177	88	205	54	201			1	1	3	3		
29	66	140	123	203	58	239			1	10	2	5	5	9
30	144	322	294	616	143	614	1	2						
31	83	193	163	356	83	356								
32	30	82	85	167	30	167								
33	51	138	121	259	51	259								
34	39	74	59	133	39	133								
35	60	138	102	240	59	234			1	5		1		
36	46	58	44	102	41	93					2	6	3	3
37	42	73	51	124	30	97	1	2	1	2	5	8	5	15
38	62	98	74	172	58	166					3	3	1	3
39	91	158	121	279	78	255	1	1	1	6	11	17		
40	110	234	214	448	102	420	1	3			7	25		
41	120	237	209	446	119	438					1	8		
42	78	147	94	241	75	234					2	6	1	1
43	88	188	138	326	86	318			1	7	1	1		
44	47	91	90	181	42	173	3	3			2	5		
大1	94	177	159	336	60	240	1	4			32	91	1	1
2	77	136	124	260	51	219			1	1	23	37	2	3
3	57	131	100	231	40	168	1	3	5	11	9	47	2	2
4	69	104	92	196	56	180	1	1			6	8	6	7
5	23	41	38	79	17	70	1	3			3	4	2	2
6	17	25	32	57	16	54					1	3		
7	39	68	57	125	34	113	1	1			2	9	2	2
8	54	109	85	194	42	164	2	10	4	13	1	2	5	5

(注) 北海道庁『北海道来往住者戸口表』各年より作成。

が判明するが、千歳市域ではアイヌ人口が和人人口を大きく上回っていた。二十年になると、千歳村では和人人口がアイヌ人口を上回ったものと推測される(表3-18)。

明治二十年代前半、人口の伸びは一進一退を繰り返した。特に二十五年の人口減は、室蘭―岩見沢間の鉄道開通の影響を裏づけるものとして注目される。二十四年と比べると、千歳村は七三人、島松村では六四人の減少をみている。両村ともに人口の二割が減少している。明治十六年時点のアイヌ人口一〇八人を用い千歳村の和人人口を二七二人とし離村者をすべて和人と仮定すると、千歳村では和人の三割が減ったこととなる。ただ両村以外の村では影響はなく、漁村では反対に人口が増加した。

同降、この格差は長い間継続することになる。恵庭市域のなかでは、漁村が先行したが、次に島松村が漁村を上回っていった。三十九年両村が合併して恵庭村となる前に、千歳村も漁村の人口を上回った。

千歳市域の人口は、二十九年一〇〇人、三十五年二〇〇人、四十三年三〇〇人、大正元年四〇〇〇人を突破した。地区別にみる

表3-16 千歳郡人口(明15~16)

年	村名	本籍				寄留				合計				
		戸	人	男	女	戸	人	男	女	戸	人	男	女	
明15	千歳村	36	141	73	68	13	33	18	15	49	174	91	83	
	長都村	9	43	22	21					9	43	22	21	
	烏柵舞村	14	42	24	18					14	42	24	18	
	蘭越村	11	47	24	23	1	5	1	4	12	52	25	27	
	小計	70	273	143	130	14	38	19	19	84	311	162	149	
	漁村	11	48	25	23	16	47	30	17	27	95	55	40	
	島松村	3	13	8	5	1	2	1	1	4	15	9	6	
小計	14	61	33	28	17	49	31	18	31	110	64	46		
計	84	334	176	158	31	87	50	37	115	421	226	195		
明16	村名	和人				アイヌ				合計				
		本籍	寄留	計	男	女	計	戸	男	女	戸	人	男	女
明16	千歳村	7	5	22	29	18	49	28	58	50	50	155	87	68
	長都村							9	22	21	9	43	22	21
	烏柵舞村	1		1	1		1	13	24	18	14	43	25	18
	蘭越村		1	1	1	4	5	11	23	21	12	49	24	25
	小計	8	6	24	31	22	55	61	127	110	85	290	158	132
	漁村	4	15	19	34	25	59	5	11	11	24	81	45	36
	島松村	3	1	4	8	7	15				4	15	8	7
小計	7	16	23	42	32	74	5	11	11	28	96	53	43	
計	15	32	47	91	94	145	66	138	121	113	495	229	266	

註(1) 『北海道旧郡役所取調書類』より作成。

(2) 明16の合計は合わないが、原典のまま記載した。

た。同年以降、この格差は長い間継続することになる。恵庭市域のなかでは、漁村が先行したが、次に島松村が漁村を上回っていった。三十九年両村が合併して恵庭村となる前に、千歳村も漁村の人口を上回った。

千歳市域の人口は、二十九年一〇〇人、三十五年二〇〇人、四十三年三〇〇人、大正元年四〇〇〇人を突破した。地区別にみる

同降、この格差は長い間継続することになる。恵庭市域のなかでは、漁村が先行したが、次に島松村が漁村を上回っていった。三十九年両村が合併して恵庭村となる前に、千歳村も漁村の人口を上回った。

千歳市域の人口は、二十九年一〇〇人、三十五年二〇〇人、四十三年三〇〇人、大正元年四〇〇〇人を突破した。地区別にみる

同降、この格差は長い間継続することになる。恵庭市域のなかでは、漁村が先行したが、次に島松村が漁村を上回っていった。三十九年両村が合併して恵庭村となる前に、千歳村も漁村の人口を上回った。

表3-17 千歳郡戸口(明20~大6)

年	村名	現住者			戸数	年	村名	現住者			戸数	年	村名	現住者			戸数
		男	女	計				男	女	計				男	女	計	
明20	千歳村			334	64	明27	千歳村			421	104	明33	千歳村	638	552	1,190	281
	長都村			45	16		長都村			52	12		長都村	124	184	308	59
	烏柵舞村			60	14		烏柵舞村			82	24		烏柵舞村	40	33	73	16
	蘭越村			55	12		蘭越村			60	13		蘭越村	37	31	68	13
	小計			494	106		小計			615	153		小計	839	800	1,639	369
	漁村			547	110		漁村			971	303		漁村	828	777	1,605	389
	島松村			147	30		島松村			759	164		島松村	1,030	872	1,902	473
	小計			694	140	小計			1,730	467	小計	1,858	1,649	3,507	862		
	計			1,188	246	計			2,345	620	計	2,697	2,449	5,146	1,231		
明21	千歳村	153	141	294	70	明28	千歳村			601	115	明34	千歳村	746	787	1,533	293
	長都村	22	22	44	12		長都村			53	12		長都村	180	141	321	65
	烏柵舞村	28	29	57	14		烏柵舞村			85	12		烏柵舞村	37	31	68	19
	蘭越村	29	28	57	14		蘭越村			60	12		蘭越村	40	36	76	15
	小計	232	220	452	112		小計			799	151		小計	1,003	995	1,998	392
	漁村	240	227	467	92		漁村			1,361	190		漁村	679	709	1,388	267
	島松村	125	115	240	50		島松村			911	120		島松村	843	731	1,574	297
	小計	365	342	707	142	小計			2,272	310	小計	1,522	1,440	2,962	564		
	計	597	562	1,159	254	計			3,071	461	計	2,525	2,435	4,960	956		
明24	千歳村					明29	千歳村			871	193	明35	千歳村	893	820	1,713	289
	長都村						長都村			121	21		長都村	191	147	338	65
	烏柵舞村						烏柵舞村			95	19		烏柵舞村	35	28	63	19
	蘭越村						蘭越村			63	12		蘭越村	40	36	76	15
	小計						小計			1,150	245		小計	1,159	1,031	2,190	388
	漁村						漁村			1,547	391		漁村	875	816	1,691	265
	島松村						島松村			1,140	253		島松村	1,000	935	1,935	308
	小計					小計			2,687	644	小計	1,875	1,751	3,626	573		
	計					計			3,837	889	計	3,034	2,782	5,816	961		
明25	千歳村			380	99	明30	千歳村			1,201	236	明36	千歳村	878	814	1,692	276
	長都村			53	14		長都村			230	26		長都村	184	141	325	64
	烏柵舞村			73	18		烏柵舞村			90	13		烏柵舞村	32	28	60	14
	蘭越村			58	14		蘭越村			77	12		蘭越村	41	33	74	16
	小計			564	145		小計			1,598	287		小計	1,135	1,016	2,151	370
	漁村			474	95		漁村			1,552	275		漁村	881	843	1,724	264
	島松村			317	63		島松村			1,565	271		島松村	1,029	955	1,984	312
	小計			791	158	小計			3,117	546	小計	1,910	1,798	3,708	576		
	計			1,356	303	計			4,715	833	計	3,045	2,814	5,859	946		
明26	千歳村			307	91	明31	千歳村	681	602	1,283	305	明37	千歳村	884	869	1,753	314
	長都村			50	13		長都村	150	108	258	56		長都村	192	148	340	64
	烏柵舞村			66	18		烏柵舞村	38	33	71	17		烏柵舞村	33	32	65	16
	蘭越村			59	14		蘭越村	32	26	58	16		蘭越村	41	35	76	15
	小計			482	136		小計	901	769	1,670	394		小計	1,150	1,084	2,234	409
	漁村			500	110		漁村	829	789	1,618	356		漁村	895	846	1,741	280
	島松村			253	60		島松村	950	792	1,742	372		島松村	1,054	949	2,003	309
	小計			753	170	小計	1,779	1,581	3,360	728	小計	1,949	1,795	3,744	589		
	計			1,235	306	計	2,680	2,350	5,030	1,122	計	3,099	2,879	5,978	998		
明27	千歳村			298	94	明32	千歳村	639	582	1,221	290	明38	千歳村	986	919	1,905	351
	長都村			52	12		長都村	192	137	329	59		長都村	202	163	365	76
	烏柵舞村			87	24		烏柵舞村	39	32	71	14		烏柵舞村	39	38	77	16
	蘭越村			57	13		蘭越村	36	31	67	12		蘭越村	40	37	77	12
	小計			494	143		小計	906	782	1,688	375		小計	1,267	1,158	2,424	455
	漁村			761	238		漁村	933	893	1,826	470		漁村	890	885	1,775	286
	島松村			452	98		島松村	1,152	962	2,114	546		島松村	993	980	1,973	310
	小計			1,213	336	小計	2,085	1,855	3,940	1,016	小計	1,883	1,865	3,748	596		
	計			1,707	479	計	2,991	2,637	5,628	1,391	計	3,150	3,023	6,172	1,051		

年	村名	現住者			戸数	年	村名	現住者			戸数	年	村名	現住者			戸数
		男	女	計				男	女	計				男	女	計	
明39	千歳村	977	941	1,918	372	明43	千歳村	1,464	1,297	2,761	421	大3	千歳村	1,781	1,614	3,395	486
	長都村	196	152	348	72		長都村	418	338	756	141		長都村	493	406	899	119
	烏柵舞村	40	36	76	15		烏柵舞村	38	36	74	22		烏柵舞村	153	117	270	78
	蘭越村	33	36	69	11		蘭越村	50	49	99	19		蘭越村	82	78	160	33
	小計	1,246	1,165	2,411	470		小計	1,970	1,720	3,690	603		小計	2,509	2,215	4,724	716
	恵庭村	2,078	3,287	5,365	651		恵庭村	2,682	2,588	5,270	871		恵庭村	3,059	2,878	5,937	999
計	3,324	4,452	7,776	1,121	計	4,938	4,598	9,536	1,654	計	5,568	5,093	10,661	1,715			
明40	千歳村	1,120	1,042	2,162	354	明44	千歳村	1,509	1,301	2,810	434	大4	千歳村	2,074	1,857	3,931	778
	長都村	241	197	438	78		長都村	434	359	793	158		恵庭村	3,292	3,112	6,404	1,010
	烏柵舞村	48	41	89	16		烏柵舞村	66	56	122	31		計	5,366	4,969	10,335	1,788
	蘭越村	39	39	78	16		蘭越村	45	48	93	19		計	5,366	4,969	10,335	1,788
	小計	1,448	1,319	2,767	464		小計	2,054	1,764	3,818	642		計	5,366	4,969	10,335	1,788
	恵庭村	2,048	1,953	4,001	729		恵庭村	2,812	2,772	5,584	940		計	5,366	4,969	10,335	1,788
計	3,496	3,272	6,768	1,193	計	4,866	4,536	9,396	1,582	計	5,366	4,969	10,335	1,788			
明41	千歳村	884	869	1,753	314	大1	千歳村	1,534	1,361	2,895	438	大5	千歳村	1,896	1,799	3,695	735
	長都村	192	148	340	64		長都村	473	409	882	167		恵庭村	3,367	3,173	6,540	995
	烏柵舞村	33	32	65	16		烏柵舞村	104	82	186	42		計	5,263	4,972	10,235	1,730
	蘭越村	41	35	76	15		蘭越村	50	46	96	20		計	5,263	4,972	10,235	1,730
	小計	1,150	1,084	2,234	409		小計	2,161	1,898	4,059	667		計	5,263	4,972	10,235	1,730
	恵庭村	2,398	2,347	4,745	803		恵庭村	2,917	2,681	5,598	1,006		計	5,263	4,972	10,235	1,730
計	3,548	3,431	6,988	1,212	計	5,078	4,579	9,657	1,673	計	5,263	4,972	10,235	1,730			
明42	千歳村	986	919	1,905	351	大2	千歳村	1,596	1,440	3,036	468	大6	千歳村	2,178	2,064	4,242	812
	長都村	202	163	365	76		長都村	459	397	856	185		恵庭村	3,411	3,187	6,598	1,088
	烏柵舞村	39	38	77	16		烏柵舞村	126	103	229	114		計	5,589	5,251	10,840	1,900
	蘭越村	40	37	77	12		蘭越村	75	70	145	16		計	5,589	5,251	10,840	1,900
	小計	1,267	1,158	2,424	455		小計	2,256	2,010	4,266	783		計	5,589	5,251	10,840	1,900
	恵庭村	2,590	2,460	5,050	811		恵庭村	3,390	3,219	6,609	1,010		計	5,589	5,251	10,840	1,900
計	3,857	3,618	7,474	1,266	計	5,646	5,229	10,875	1,793	計	5,589	5,251	10,840	1,900			

註(1) 北海道庁『北海道戸口表』各年より作成。

(2) 合計数の合わない箇所もあるが、原典のまま記載した。ただし明らかな誤りは訂正した。

表3-18 アイヌ人口(千歳郡・明2~大6)

年	戸数	男	女	計	年	戸数	男	女	計
明2	39	138	85	223	明27				
3	39	136	124	260	28				
4	79	231	181	412	29	74	165	131	296
5	72	225	196	421	30	70	162	127	289
6	87	142	143	285	31				
7	63	142	118	260	32				
8	64	138	116	254	33				
9	70	121	103	224	34				
10	73	120	103	223	35	58	141	119	262
11	71	129	109	238	36	55	132	107	239
12	65	135	120	255	37	58	131	110	241
13	59	132	114	246	38	43	143	130	273
14	61	127	107	234	39	46	138	118	256
15	75	153	136	289	40	65	143	130	273
16	75	144	124	268	41	59	146	134	280
17	76	147	121	268	42	64	162	147	309
18	76	142	127	269	43	68	143	137	280
19	75	141	124	265	44	68	143	137	280
20	74	140	127	267	45	9	150	145	295
21	58	144	136	280	大2	65	137	133	270
22	61	148	138	286	3	68	152	143	295
23	59	153	139	292	4	71	159	171	330
24	59	155	139	294	5	73	160	167	327
25	59	155	133	288	6	69	153	161	314
26					7	69	153	147	300

註(1) 開拓使『北海道志』巻之一、『北海道庁統計書』、『北海道戸口表』より作成。

(2) 明35は合計数が合わないが、原典のまま記載した。

と、人口の半数以上は千歳村が占めている。烏柵舞村は二十八年までは千歳村に次いでいたが、二十九年以降、長都村がその位置に取って代わった。蘭越村の人口は他と比べると増加数は小さい。

大正四年には四村が合併し千歳村となり、二級町村制が施行された。九年には、一〇〇〇戸・五〇〇〇人に達し順調に発展していたが、大正八年頃に作成された『千歳村ノ状勢』は、「発達ヲ見ルニ至レルモ猶ホ之レヲ他ノ町村ニ比スルニ其遅々トシテ進マサルコト寧ロ自ラ驚カサルヲ得ス是レ畢竟全村ノ地質澆角ナル火山灰ナルコト重ナル原因ナリト雖トモ一面交通機関ノ備ハラサルコトモ亦有力ナル原因ナラズトセズ」と、「地質」と「交通機関」の問題により他町村より発展が遅いと自己分析していた。実

際、千歳村の人口は明治四十二年で、札幌支庁管内一六町村中一五番目、大正八年で二番目であった（『北海道庁札幌支庁治一覽』、札幌支庁『札幌支庁管内要覽』）。

石狩地方（札幌区および札幌支庁）のほとんどの町村は、分村ではなく、町村合併によって再編が進んだ（分村は、広島および新篠津の二カ村のみ）。すなわち明治二十四（一八九一）年には、札幌区のほか五六町村あったが、三十八年までに二七町村、四十三年までに一九町村、大正四（一九一五）年までに一六町村に再編成された。このように町村数が三割未満となる一方で、人口総数は三倍強、一町村平均では一〇・五倍強になっている。すなわち、明治二十四年、五六町村の人口総数は、三万六七五二人、各町村は最小二六人（生振）から最多四二〇人（江別）の間に分布し、一町村平均は六五六・三人であった。千歳村は三八〇人、千歳市域では五六四人で、いずれも平均以下であった。大正四年になると、一六町村の人口総数は二万五七五人となり、最小二九六〇人（新篠津）、最多一万七四八七人（江別）、一町村平均は六九一〇・九人となった。千歳村は三九三一人で、この時点においても平均以下であった。

大正四年の行政区画で石狩地方の区町村の人口および戸数を組み替え、明治三十三年の人口および戸数を一〇〇とし、その推移を眺めてみると、表3-19のようになる。

それによると、人口の伸び幅は千歳村が最大であり、札幌区を上回っていることがわかる。すなわち、各町村は一般的に、明治二十年から三十三年にかけて大きく人口を伸ばした一方で、三十三年から大正四年にかけては、そのペースを落とす傾向にあった。なかには篠路村、白石村、石狩町のように人口を減少させた町村もあった。ところが、千歳村は、明治三十三年以降もそれ以前に迫るペースで人口を増加させているのである。恵庭

表3-19 現住人口・戸数（石狩地方・指数）

		明20	明24	明28	明33	明38	明43	大4
札幌村	人口	34	57	82	100	77	96	108
	戸数	59	63	91	100	103	95	104
篠路村	人口	13	55	90	100	76	67	65
	戸数	23	62	102	100	81	63	57
琴似村	人口	55	75	94	100	107	154	124
	戸数	79	101	107	100	115	148	149
手稲村	人口	50	72	96	100	91	127	161
	戸数	71	98	105	100	85	100	117
藻岩村	人口	70	82	89	100	155	94	100
	戸数	59	68	74	100	137	80	82
豊平村	人口	65	80	75	100	124	87	149
	戸数	65	100	97	100	108	92	114
白石村	人口	47	41	77	100	66	78	91
	戸数	37	72	139	100	90	85	99
広島村	人口				100	95	110	115
	戸数				100	69	74	68
江別村	人口	34	51	84	100	97	158	186
	戸数	31	45	76	100	74	111	114
石狩町	人口	17	17	24	100	71	63	79
	戸数	29	53	131	100	69	59	61
新篠津村	人口				100	82	101	124
	戸数				100	80	100	119
当別村	人口	13	15	43	100	100	156	161
	戸数	11	14	68	100	92	106	123
厚田村	人口	36	41	69	100	145	112	121
	戸数	57	51	100	100	145	120	127
浜益村	人口	55	50	70	100	121	111	108
	戸数	40	83	102	100	112	124	116
恵庭村	人口	20	23	65	100	107	150	183
	戸数	16	18	36	100	69	101	117
千歳村	人口	30	34	49	100	148	225	240
	戸数	29	39	41	100	123	163	211
札幌区	人口	29	56	60	100	132	193	181
	戸数	44	75	63	100	119	195	217

註 黒崎八洲次良「1887～1915年の北海道石狩地方諸区町村の人口と戸数について」『人文論究』67,1999.3,12頁表3による。なお恵庭、千歳については、北海道庁『北海道戸口表』明20で補った。

村や江別村も三十三年以降の伸び幅が大きい。同様に戸数の推移をみると、伸び幅が最大であるのは札幌区であったが、千歳村もほぼそれに並んでいる。恵庭村や江別村では人口の伸びに對して戸数の伸びが小さいが、千歳村は人口、戸数ともに大きく増加したことがわかる。

参考文献

北海道庁『北海道殖民地撰定報文』一八九一年／同『北海道殖民地撰定第二報文』一八九七年／同『北海道庁第八回勸業年報 明治二十六年』／同『北海道庁第九回勸業年報 明治二十七年』／同『第一北海道土地処分案内』一八九五年／同『移住者成績調査』第二篇 一九〇八年／同『拓殖法規』一九一五年／同『北海道行

『政治革資料』下 一九六〇年／同『新北海道史』第四卷通説三 一九七三年／金子堅太郎『北海道三県巡視復命書』（『新撰北海道史』第六卷史料二）一九三七年／『白石村誌』一九四〇年／『俱知安町史』一九五一年／『小樽市史』第二卷 一九六三年／『真狩村史』一九六五年／『恵庭市史』一九七九年／『江差町史』第六卷通説二 一九八三年／『石狩町誌』中巻一 一九八五年／小倉道敏『新道会議員 全』一九〇七年／清野謙次『北海紀聞』一九三一年／片山敬次『岩村通俊伝』一九三三年／同『阿部宇之八伝』一九三三年／高倉新一郎『北海道拓殖史』柏葉書院 一九四七年／札幌市教育委員会文化資料室『新聞と人名録にみる明治の札幌』一九八五年／北海道教育大学札幌分校『北海道教育大学札幌分校百年記念誌』一九八七年／船津功『北海道議会開設運動の研究』北海道大学図書刊行会 一九九二年／千歳村『千歳外三ヶ村沿革史』一九〇六年／『北海道毎日新聞』関係記事／『北海道庁札幌支庁庁治一覽』一九一〇年／『札幌支庁管内要覽』一九二二年／北海道庁殖民部『胆振国小作契約書』一九九七年

三、開墾と村落の動向（草創期の村落形成）

明治時代の農村部は、千歳川流域の千歳村と長都川流域の長都村（オサツ・カマカ）に分かれていた。千歳村には千歳川より取水の水田地帯の末広や、ママチ川より取水のネシコシがあり、更にシユクバイ、オリイカ、キウスと続き、東部地区にはケネフチ、コムカラ、ホロカ、タツウシナイ、シーケヌフチ、南部地区にアウサリなどのそれぞれ特徴ある集落が形成された。

長都村の開拓

上長都・長都・中長都・釜加地域は昭和の初期まで長都村と呼ばれていた。中長都地域は昭和初期に旧長都北部・釜加第一を分離して出来た集落である。

かつて長都村と漁村との村界はカリンバ川沿いに西一線南二六号付近までの三角形で漁村に食い込み、逆にカリンバ川下流の東側（下釜加地域）は漁村に編入されていた。明治三十一年に東三線を村界とすることにより両村の地籍もほぼ均等に分割された（『恵庭市史』）

そのため当時の下釜加地域の記述がほとんど見当たらない。

（一）オサツ（長都）地域への入植

今から一五〇年程前の「オサツ」（長都）は楓や柏の生い茂る鬱蒼とした樹林地帯で、アイヌの人たちが九戸ほど、ささやかに鮭漁をしていた程度だったと玉虫左太夫が『入北記』に記している。

勇払と石狩を結ぶ交通手段として千歳川（シコツ川）は非常に重要な位置を占めていた。その支流オサツ川、カリンバ川の流域に大きな舟着き土場があり、トテム川（沼）、オサツ川、イヨマイ川、ユカンボシ川、カリンバ川の周辺にアイヌの人々が住みついていた。

文化十（一八一三）年、松前藩の漁太場所を請け負った山田文右衛門がカマカ・オサツ・千歳間に刈り分け道を作った。これを後に「オサツ道」と呼ばれ後世まで使われることになった。当時は獣道で道幅は馬がやっと通れる程であり、湿地を避けて出来るだけ高いところを踏み分けていた。号線に沿って使われていたのは東三線、東五線、南二四号などで、明治二十四年、オサツ原野の測量完了後もほとんど手をつけられずにいた。

しかし、この時の号線道路、防風林の確保が後世に大きな役割を果たすことになる。

長都村への本格的な入植は殖民地選定事業（夕張原野・ケヌプチ原野・長都（オサツ）原野・千歳原野の区画測量）が終了してからで、明治二十五年の橋本芳（由）太郎、二十六年の難波力蔵などが最初である。

入植当初の生活は、専ら炭焼に頼った。炭焼の傍ら、越冬食糧を賄うた

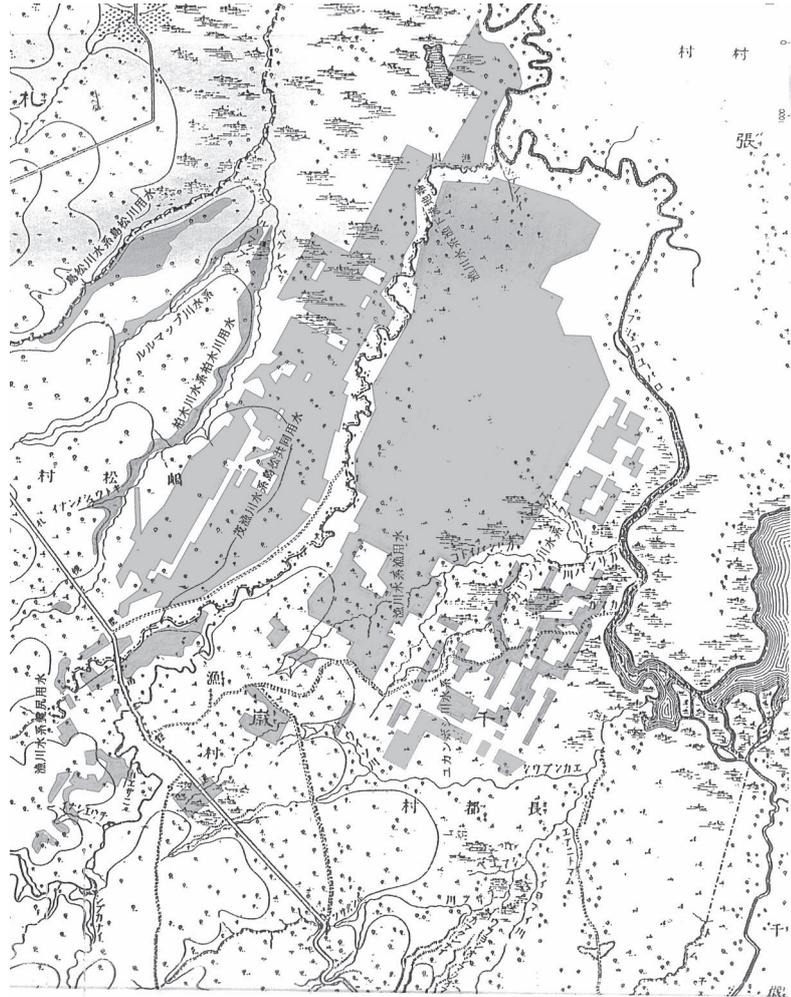


図3-6 明治30~40年代のユカボシ川・カリンバ川水系と水田の分布図（網掛部分が水田）

めに蕎麦、麦、粟、馬鈴薯、大小豆などが栽培された。
 木炭、雑穀類はオサツ川、千歳川を経て、江別・石狩に帆掛け船で運ばれ換金された。
 この地域での稲作は、明治三十三年頃ユカボシ川・長都川の流域で始められた。当時の収量は反当り二〜三俵と少なかったが、他作物に比べて水害・湿害に強い主食糧であった。

入植当時の畑作は火山灰地で冠水被害など気候に左右されやすく、蕎

麦、麦、馬鈴薯等を蒔き付けしても、収量は極めて少ないため自家用の越冬食糧の範囲に止まった。
 地方の低い土地を肥沃化しようと努めたのは戸田甚吉（戸田菊次の父）である。甚吉は明治三十七年、雌牛一頭を購入飼育する。

明治三十〜四十年代の長都村、漁村、島松村の水田分布を図3-6に表す。図3-7は大正初期の道路と入植者の略図である。

長都への入植者一覧（「長都酪農組合五〇年史」より作成）

入植者	入植年	出身県	入植者	入植年	出身県
橋本 芳太郎	明25	広島県	難波 力蔵	明26	広島県
長谷川栄次郎	明28	広島県	佐藤 豊太	明28	山形県
土谷 弥之進	明29	山口県	木谷亀次郎	明29	石川県
戸田 甚吉	明29	山口県	藤本 惣吉	明29	山口県
井上 鶴吉	明29	山口県	山本 亀松	明31	広島県
神出 甚太郎	明32	広島県	下野 三三吉	明35	石川県
高木 作太郎	明36	愛媛県	高橋 音吉	明44	石川県
萱場	明39	小学校教諭	宮沢右衛門	明40	新潟県
安澤 作次	明40	新潟県	高橋清三郎	明40	新潟県
山岸 勝太郎	明40	石川県	鈴木 友吉	明41	新潟県
福本 吉三郎	明41	広島県	比原 長太郎	明42	広島県
神出 智	明42	広島県	谷山 藤平	明44	小学校教諭

（二）カマカ（釜加）地域への入植

この地域も古くからアイヌの人々が住んでいて鮭漁をしていた。和人が

前田 ここ（新保清次郎のところ）に社を建てたのがどうしてもわからない。場所はわかるが年代さ。俺のところはここへは大正十年だけど最初は明治二十二年にフシコベツ（今の舞鶴）で、まず新保に草鞋を脱いだ。二週間ぐらい新保にお世話になってフシコベツに小屋を造って移った。しかし社のことは聞いていない。

森（秀） 清次郎は岩手の人で、清太郎は息子。

森（由） 秋味を主に狩猟していたものと聞いていたが、あれは木材業だったんだな。傍らに大木を切って枕木をとり千歳川から江別に流していた。秋味も捕っていたけど、監視がきつくなりこれ以上の秋味捕りは見通しがないと言うことで、当時まだまだ沢山大木のあった島松沢に移ることを決意し、ここに見切りをつけた。

間 沢 アイヌのようで髭が生えていた。

森（由） 明治三十八年に今の釜加神社の所へ持って（移転）来ている。

向こう（島松沢）に行く一、二年前に、新保が相撲を我が身一人で華（花）を出して盛大にやっている。それを一回見に行った。

前田 そのとき、長岡源次兵衛、滝川弥兵衛等二〇人ぐらい来ていたという。俺のところの爺（前田歳近）さんが、新保に呼ばれて、こういう訳で今度神様を勧請するので、ここへ来てくれと言われて、こっちで千歳の有志を迎える段取りをしていた。

森（秀） 長谷川の婆やがな、俺の前の家、新保の前にあった時、あの建物が出来るのに二年もかかって建てたと言うんだ。柱は皆手挽きだった。窓なんかこんな格子戸が入れてあった。そして蔵があって大水がついたときに、浮かしてここまで押して来て置いたっていうんだ。あの時分に火山灰を固めたコンクリートだって言うんだ。その頃ここに瀧野と由良というのがあった。由良カイモン。

森（由） その頃、杉原、中村、由良、星野、川本というのもあったな。とにかく野林さんが入ったときには、杉山・田坂さんしかシャモはいなかった。あとは全部アイヌだった。

前田 とにかく大親分であつたらしい。

森（秀） 千歳神社から本尊さんを持ってくるぐらいだから。

間 沢 したけど千歳神社に祀っておる神様をこんなところへ持って来れたもんだ。なんぼ新保さんでもあつちにも偉い人が沢山おつたのに。何かあつたんだろうね。

前田 いや、それは神主が懐が困っていたのでしよう。

あの頃神主さんは溝口さんだった。何年も秋に借りていて、二月に戻す時に、二打（二四本の塩引き）をつけて、また借りては戻すのが、五、六年続いた。そして面倒だから一本尊は俺が守ると言うことになったんではないか。だけどあれは二つの神様なんだよな。郷社と

釜加への入植者一覧（長都酪農組合五〇年史）

入植者	入植年	出身県	入植地
野林 良蔵	明27	福井県	
田坂 種次郎	明27	岩手県	
杉山 茂平	明27	岩手県	
山形 与三八	明28	福井県	
木谷 源七	明29	石川県	
大宮 間右衛門	明31	富山県	坂野吉太郎跡地
坂井 平右衛門	明32	石川県	
栃木 ヌサトクル	明38	北海道	
千舟 トロフヌ	明39	北海道	ネシコシから明20代にハイタナイ（幌内）へ移住し再入植
橋本 梅太郎	明40	徳島県	新保清次郎跡地
中川 力松	明40	石川県	
長沢 秀太郎	明40	富山県	奥田兵太郎跡地
森 美代蔵	明40	徳島県	
坪田 幸次郎	明42	富山県	
川島 圭吾	明44	富山県	杉本七郎跡地

しては早くに認定になっているが、道の神社の監査を受けるときには二つなければ通らないわけさ。それで(千歳神社の)溝口宮司は持っていったわけ。

森(秀) ゴトのキヨシ(後藤 清)さんがさ、「この神さん、弁天さんていつてたけど、おらがみたときは、大黒さんしかなかったぞ」って言うんだ。やっぱり何かするときに神主が持つていくんでないか。(以下略)

新保清次郎が自宅敷地に御堂を造り千歳神社から、鮭の守り神として弁財天を預かり祀っていたのは、明治二十五・六年頃から現在の釜加神社の地に移した三十八年までの約十数年間である。移転後も餅撒きや相撲大会を全て自費で振る舞っていた。当時は長都村、漁村、島松村にも祭りらしい催しはほとんど無く、大変なにぎわいであったと語られている(カマカの古老の話)。

千歳村の開拓

(一) 末広地域への入植

千歳市街の中央を流れる千歳川の北側と、北西に連なる小高い丘に囲まれた形が扇子に似ていることから「末広」と呼ばれるようになった。

以前は北東部が子スコシ、北部を千歳村番外地もしくは東○線南○号と言っていた。子スコシは、西越採卵場付近で遺跡がたくさん残っている。

この地域への入植の始まりは、十七年山口県から移住の廣重兵蔵と息子彦十郎・定次郎・逸太郎と言われている。

その後、木滑英策、国分吉五郎、佐々木兵記の名があげられ、更に、稲川儀作、藤本初八、藤本岩太郎、村中某等々の名がある。いずれも、水田農家で一面森林と原野であったため、木炭づくりも重要な副業として現金収入(生活費)に充てられていた(末広の古老の話)。

西越採卵場 千歳川を遡上する鮭の親魚の捕獲は孵化場前で明治二十八年まで続いたが、下流での密猟者が絶えないことから、北米で使われてい

た水車型の捕魚車を二十九年に千歳神社の所に設置し漁獲を開始した。

しかし、回転が十分でなかったため、下流の西越に移して改良を加え、三十年から子スコシ(西越採卵場)にて操業され、三十三年当時地元で大工をしていた新保清次郎が、この採卵所の建設を請け負い建築することになった。以来末広地域に居住していた廣重彦十郎・逸太郎兄弟と息子兼太郎、紺野慶蔵、国分美作等が採卵場の管理を任されている(カマカの古老の話)。

千歳川を遡上する鮭の保護のために、千歳川から取水する水利権の確保が、非常に困難な時代であった。しかし当時の千歳の水田耕作熱は盛んで、石山七三郎・廣重彦十郎外六名が明治二十八年(二八九五)年、「用水溝開鑿願」を北海道庁長官に提出している。許可を得て用水溝の開鑿をしたが、当時の測量技術の未熟さから水が通らず、取水地(蘭越)で、千歳川を堰き止め嵩を上げて通水した。

その用水路が千歳市街を縦断し、永く「用水路通り」(管理用道路も併設)として親しまれてきた(『市史』)。



写真3-4 採卵風景(右端が廣重逸太郎)
(『北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史』より)



写真3-5 千歳採卵所
(千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録より)

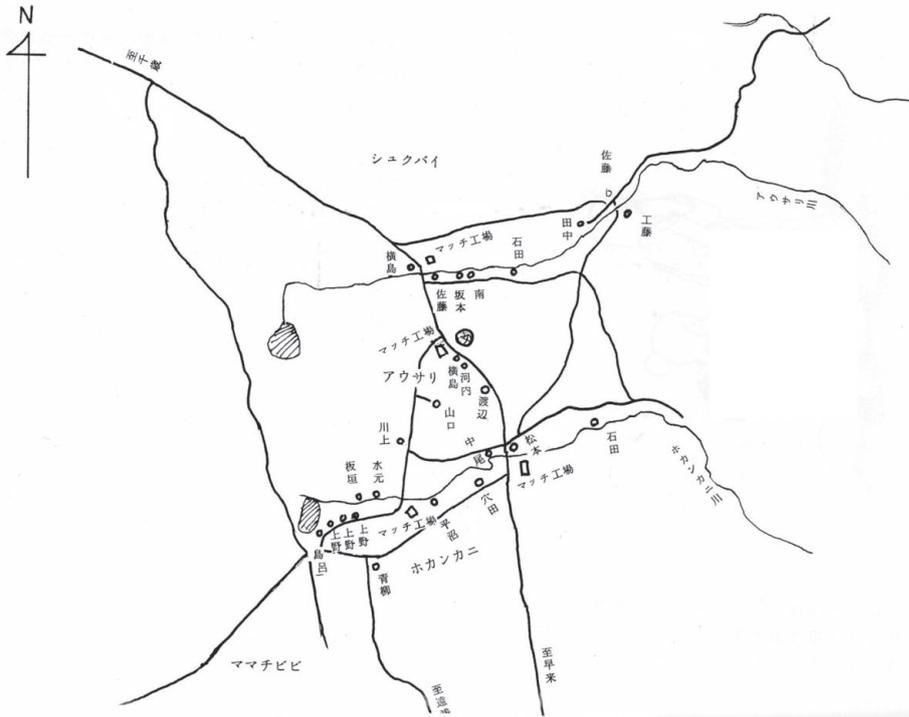


図3-8 明治時代の駒里 (『記念誌 駒里』一部修正)

(二) アウサリ (阿宇佐里) 地域への入植

「美々は、昔、勇払・千歳・札幌を結ぶ交通の要路として開け、文化四(一八〇七)年頃から道路を改修して、車馬の通れるようにした」とある(『駒里開基九〇年史』)。安政元(二八五四)年頃には、樋平越新道(今の豊平越)が造られたとあることから、一五〇年以上前から北海道の交通の要

衝であったことがうかがえる(『同前』)。

当時、千古斧を知らぬ大密林で、熊、鹿が横行し、白鳥、青さぎ、鶴、鷺などが生息していたという。美々川支流のパンケビビ川流域で、一七〇一八世紀アイヌ文化期の船着き場、建物跡などが発見されている。

その頃の産物としては、鹿皮、熊皮、熊胆、鷺の羽などであった。

古老である新藤のお婆さん(明治二十六年生)、穴田のお婆さん(同三十年生)、松本源吾(同二十九年生)、大蔵長藏(同三十八年生)、西条忠光(大正三年生)らの話によると、明治十八年頃、横島徳太郎という人が札幌郡山鼻村から来て国有地の払い下げを受け横島農場を創設したのが入植の始まりのようである。また、同時期に大原力松、田中銀蔵も入地していたようだ。

横島農場の開墾した農地は約六〇町歩で、当時の農耕法は樹を切り倒した後を鋤で表土を耕し、ちょうど座布団を二つ折りにした状態で両側から合わせて畦を作り、この上に作物の種を蒔いた。こうした形跡は今でも散見できる。

当時の集落の様子は、現在の松本家の横を流れるホカンカニ川沿いには、主にアイヌの人たちが住み、武田、中村家の横を流れるアウサリ川に沿っては和人が多く住み着いていた。樽前山の噴火による火山灰が地表を厚く覆っており、地味は悪かった。

マツチ軸木工場と渋液工場 明治の初期は、熊、鹿が多く、その皮の鞣(な)しや缶詰製造も盛んであったが、三十年頃、巨大な樹林地の中にドロの木を使った燐寸の軸の製造工場が造られ、その跡地が今の駒里小中学校の敷地になった。

明治三十五年、東京の桜組合資会社が、この地で産出される柏檜から出るタンニンエキスを製造する製渋工場を早来村に造った。国内最大規模

で、製品は漁網、皮革加工の原料に用いられ、マッチ工場と並び活況を呈していた。また樹木の活用と農業収入を補うための木炭づくりも欠かすことの出来ない産業であった。

マッチ工場は、明治三十年から三十四年頃が最盛期で、原料の枯渇と共に三十九年には閉鎖され、渋液製造も三十五年から四十四年までで終わった。

二十五年に北海道炭礦鉄道が室蘭・岩見沢間に開通し、二十七年に早来駅が出来る、産業経済面での流通に大きな変革をみる事となった。特に経済面に於ける人的交流も日常生活用品の購入もほとんど早来で行われていった。勿論、車馬による交通手段が大半で、フモンケの悪路があっても近い早来に出向くことが多かった。また、千歳へ行くには祝梅地域を通り千歳川淵を上下する船着き場までのルートしかなかった。

神社仏閣 美々の衰退から当時の八幡神社を分神してアウサリ神社を建て、すでにホカンカニ川近くに法華宗の布教堂とホカンカニ神社が建てられていたが、二つの神社があるのはどうかということでは現在地に合祀し、アウサリ神社とし地域の中心となった。地域の宗教はほとんど早来の寺院と関わっていた(『駒里開基九〇周年記念史』)。

(三) 子シコシ (根志越)・シユクバイ (祝梅) 地域への入植

かつて、マオイ沼に注ぐシユクバイ川はユウフツとイシカリの境目といわれていた。明治二十五年の室蘭線開通以前は夕張(長沼・由仁・栗山)郡へは千歳からネシコシ・シユクバイ・キウス・ケヌフチ(後の由仁街道)を経て入村したとされる(『長沼町九〇年史』)。

地域の開発 ネシコシ地域には早くからコタンがありアイヌの居住者が数多くいた。『北海道旧土人保護沿革史』によると七戸三四人である。

明治二十七年に号線によらないネシコシ、オリイカ、ケヌフチの千歳原野

殖民地区画割の完了とともに、ネシコシに入植を依頼した福井県団体(団体長関喜左衛門)が同郷者六〇余戸とともに本道に団体移住し、現地に入地した。しかし、あまりの泥炭湿地で「開墾の見込みなし」との理由で三七戸が即帰郷或いは離散した。残った二五戸も数年中に離農し最後は喜左衛門外二戸となる結果であった。

湿原に入り幾度もの大水害を克服して用水溝を開削し開田した結果、明治四十年には良田は一反歩六俵、平均三俵半にも達し、かなりの蓄えが出来た(『市史』)。後にこの地域もかなり開田し、その水利を安定させるために多く水量をママチ川に求めることとなる。

(四) オリイカ・キウス (中央) 地域への入植

この地域の開拓は、明治二十四年、由仁街道(現国道337号線)開削に始まり、由仁、長沼、栗山へ通じる交通の要衝となる。この道路と安山系を源とする「オリイカ」、「チプニ」、「キウス」の河川流域も、往時は大木がそびえクマイ笹が茂る密林であった。人々は鋸、鎌、鋤で、開墾し、農産物の作付けをしていた。

この地域で最初に名前がでてくるのは、明治二十六年おそらくチプニ川あたりに入植した村田重助、木村寅蔵である。三十年、堀常右衛門が三反一畝、長瀬多八が一反六畝の敷地を寄進した八幡宮乎留神社が、さらに三十三年、関口家の所有地に木白簡易教育所が開設され、この地域が中心となっていた。

由仁街道沿いに関口、堀常右衛門、長瀬多八、亀井、井川、生田らによって水田を耕作していた(大正七年、関口・村田・長瀬・木村らによるチプニ川からの水利権一九町歩取得)。

キウス川付近に鈴木、沢田、田中、秋島久治郎、高橋、富田などがいて水田耕作(大正十二年に秋島久治郎外三二名で三三町歩の水利権を得)を

し「道路の何々さん」と呼ばれていた。

高木悌次郎と千歳牧場 現在の中央地域の南東部丘陵地帯は、明治の初期から国の御料地として位置づけられ、大木の生い茂る原生林であったようである。その後国策により、牧場として開放され（『千歳市史』には八一万坪を未墾地付とある）、滝川彌兵衛による滝川牧場、長沼在住の高木悌次郎・森井平兵衛らによる千歳牧場となった。しかし滝川、森井は火山灰が厚く成功の目処立たずとしてかなりの土地を高木悌次郎に譲渡した。高木はそこに第一・第二・第三の牧場を設置した。折しも明治三十八年、長沼では水田開墾の機運が盛んで長沼と広島に通ずる灌漑溝掘削工事を請け負っていた鈴木六三郎に管理を任せられ、四十〜四十三年にかけて一括譲渡されることとなった。

高木は由仁の先駆者古川浩平に任せ、農場を手伝う傍ら夕張川からの用水路を長沼に引き、認められて長沼村会議員となる。議員から収入役となり三十八年に村長になっている。その間自ら長沼土功組合を設立させ、千歳川上流からの取水計画をいち早く国に申請をし、千歳を縦断している長沼用水路が現存する所以となる。村長退任後は専ら土地改良区設立に翻弄しその功が永く讃えられ今日の穀倉長沼の礎となる（鈴木清子の当時の記録メモおよび『長沼町九十年史』）。

《功労者》

村田重助 明治二十六年広島県より渡道し、廣島村に一時滞留、同年オリイカに転じて水田耕作に成功、後に率先してチブニ川の水利権を取得し、土地改良・耕作技術の会得により、札幌外四郡農会長表彰を受け、村の総代・部落長など多くの公職を歴任した。特にキウス小学校建設には率先私財を投入し実現に寄与し、永く後世に名を残すこととなった。

鈴木六三郎 明治四年福島県会津で生まれ三十八年まで野村銀行会津若

松支店長を務めていたが、時あたかも世界恐慌の煽りの平価切り下げ事件で辞め、妻リヨと共に渡道した。長沼村の村長であった高木悌次郎のもとで灌漑溝工事を請負、翌三十九年同氏所有の千歳村オリイカの牧場管理を任される。

オリイカの牧場は第一・第二・第三とあり「千歳牧場」と言われている。四十年に第一・第二牧場が、四十二年に第三の牧場も完成、成功と同時に高木悌次郎から、悌次郎の妹が明治天皇より戴いたという茶器一組が贈られている（写真3-6）。さらに、その功が認められ、牧場全部を譲り受けることとなり、四十三・四十四年に買い受けと同時に移転登記がなされている。

四十年にキウスに移転後、農業の傍ら林地の管理に当たり農会総代、産業組合長、キウス小学校保護者会長、村会議員などの要職を歴任し、地域の発展に寄与した。

市村権太郎 明治三十二年にオサットウの船着き場に移住、農業に従事

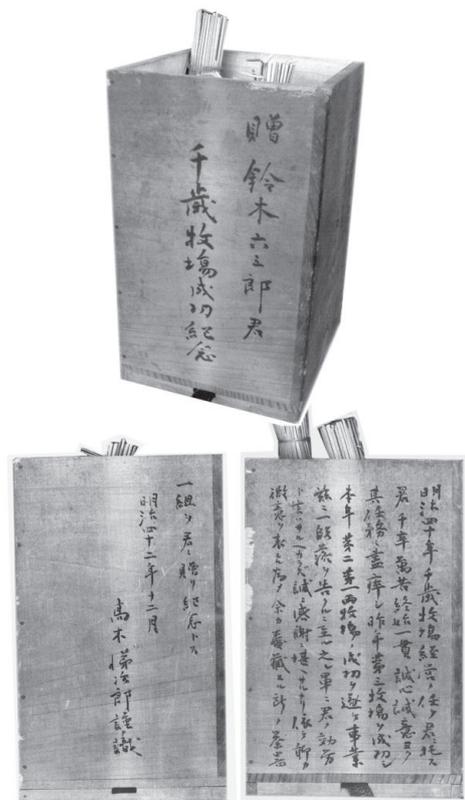


写真3-6 明治天皇からいただいたという茶器が収納されていた木箱

し、開拓改良をなし、オルイカ・キウスの発展に尽力した。傍ら、沼の漁業権を取り、隣にいた末永と協力、鮒・ワカサギの甘露煮佃煮など、地域の漁業産物の振興につとめた。また、地域の人望も厚く、農会代議員、オルイカ灌漑溝組合長、森林防火組合伍長、村会議員なども歴任し、自治発展のために寄与された（『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』）。

（五）ケヌフチ（剣淵）への入植

ケヌフチ川は流量も多くたびたび氾濫を繰り返していた。トビユシナイ川、ポロナイ川は開田のための水利用水として活用された。マオイトー（馬追沼）は、ケヌフチ川の延長で魚介類（鯉、鮒、エビ、烏貝など）の宝庫であった。マオイトーとオサットー（長都沼）をつなぐイカベツ川は勾配が少なく長都沼の水位が上がると逆流する川であった。

ケヌフチ原野への入植は、明治十年代である。二十年、高橋久蔵が初めてこの地に足を入れた頃は丘陵地は原始の密林、マオイトーは、ヨシ・スゲ・アシの大草原であった。二十二年に着工の千歳由仁道路の開通により、本州の経済不況を背景に、進んで新天地を求め往來する人が多くなった。それより先、二十年頃に長沼村開祖吉川鉄之助、角田村栗山の開祖泉鱗太郎も千歳の新保宅経由で、由仁道路（ケヌフチ）を経て入地している。

当然ケヌフチにも入植者が見られるようになった。前述の高橋久蔵を始め、二十二～二十三年頃、野元源蔵、日沢吉雄、片小田英吉（奥村）が入植し、何としてでも自己食糧、米作りを成功させようとの熱意で水田耕作が始まった（『市史』）。さらに、二十七年五月信田太七、同年六月信田喜一、二十八年鈴木尚三郎、三十年五月富田文助、同年小栗経治、三十一年清水市三郎等が入地している（『郷土史ケヌフチ物語』）。

また、『千歳市史』『千歳市農業協同組合史』によると、二十九年坂田清平衛、同年森井平兵衛、三十年以降彦坂与太夫、今井助左衛門、山城鶴次

郎、新伝与次郎などの名がある。

二十六～二十七年頃の入植者は、開田・開畑が中心であったが、冬期間は、生計を立てるために山仕事に従事していた。さらに、造材業・炭焼業に転ずる人も数多くいた。山城鶴次郎もその一人であった。

道路 千歳由仁道路は、明治二十五年の室蘭線開通を目標としての着工であったようである。二十二年に起工し、翌二十三年八月に竣工している。同時に岩見沢・角田道路も開通したので、千歳・岩見沢道路とも言われ主要道路となった。この道路とケヌフチ・トビユシナイ川に架かる橋が、丸太の上に板を敷き詰めた簡単な橋で馬が通るたびにガタガタと言うことからガタンガタン橋と言われていた。

千歳追分道路は、由仁街道からケヌフチ川沿いに追分に向かう道路であったが、当時はひどい湿地帯でも歩ける状態ではなく、現在よりケヌフチ川左岸の山の方の高いところを通っていた。二十八年に一部改修され、また三十六年に再改修されている。

繁殖道路は明治四十年長沼舞鶴（繁殖）から由仁街道までの連絡道路として出来た。この地帯は二十二年道庁令により、鶴の繁殖地として指定され、捕獲を禁止されたところから繁殖と呼ぶようになった。この間にイカベツ川があり、ここに木橋を掛けていたが低地帯であるために毎年補修されている。ここはちょうど、胆振の国と石狩の国との国境であることから今でも国境橋と呼んでいる。

高橋道路はケヌフチ川の西方由仁道路の千歳よりに、北に向かう道路であった。明治二十三年ごろ高橋久蔵がこの地に入地し小屋掛けをした場所に通じる道路で、今でも高橋道路・開拓道路と読んでいる。

船便 イカベツ川は、由仁、三川、栗山への陸路が出来る明治四十年までは山林から切り出した枕木、薪、木炭などが積み込まれ、逆に日用雑

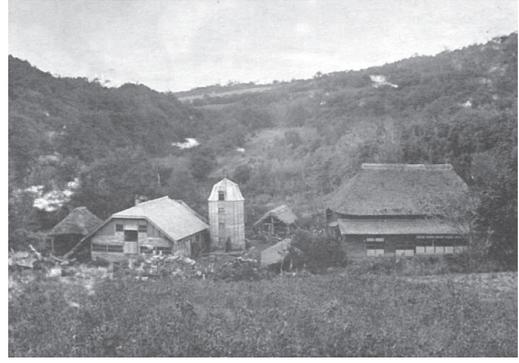


写真3-7 吉川牧場（『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』より）

貨、食料品衣料、農道具などを売りに来る交易船に利用され、マオイトーからイカベツ川・オサットーを経て川舟により江別・札幌に運ばれた。人力によるものも多かったが、帆船やポンポン舟も使われていた。

ケヌフチの開墾 明治二十四年に北海道殖民地選定区画の実施で千歳郡「ケヌフチ」原野の測量が完了し、入植者が急増したが、いたるところに無名川があり、その水を利用して開田を目指した。第一段階はケヌフ

チ川、トブウシユナイ川を中心とする現在の神社周辺地域で、一部はポロナイ流域にも及んでいたようだ。第二段階はホロカ峠にいたる丘陵地帯で、明治四十年頃に長沼の創始者吉川（九又）一族が、吉川牧場を営み開墾している（写真3-7）。

農業水利（用水） 明治二十四年に米を収穫したとされる野元源蔵、最初に入地した高橋久蔵も、畦づくりもままならないことから造田の方法はヤチダモの木を伏せて土をかけた簡単な畦であったようだ。後の改修で根木がたくさん出ている。いずれもトビユシナイ川からの取水である。造田面積が増大するにつれ、大量の取水量を必要とすることから、ケヌフチ川からの取水に迫られていった。水門としては、三十六年、中の水門（神社下）、上の水門（笠原農場・森井平兵衛の管理）、下の水門（当初清水市郎・小栗喜四郎・坂田清兵衛等が幌内奥野沢の沢水を利用して耕作していたが、水量不足で、三十九年頃に松原横に樋門を作り取水）と三水門が出来

たが、泥炭層の地盤に砂の堆積で漏水が激しく維持管理には、大変苦勞したという（『郷土史ケヌフチ物語』）。

参考文献

- 恵庭市『恵庭市史』一九七九年／玉虫左太夫『入北記』一八五七年／千歳市農業協同組合『千歳市農業協同組合史・えぞ地いらいの農耕開拓とその時代背景』一九七七年／同『千歳市農業協同組合史・創立三十周年記念』一九八四年／北海道ふ化放流事業百年史編さん委員会『北海道ふ化放流事業百年史』一九八八年／『記念誌 駒里』（駒里小学校開校七〇周年・駒里開基九〇周年記念）一九七六年／『長沼町九十年史』一九七七年／北岡善作『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』一九三五年／清水修『郷土誌 ケヌフチ物語』一九九二年

東千歳の開拓

美瑛の波打つ丘のように、田畑の美しい丘陵の景色がパッチワーク状に広がる東千歳は、かつては千歳東部地区とよばれ近唐・幌加・竜丑内・新剣淵に分かれていた。昭和二十六年千歳の字名改正が行われ、近唐は協和・幌加は改名せず、竜丑内は新川、新剣淵は東丘となり、東千歳は協和・幌加・新川・東丘の四地区で構成され、現在に至っている。新川への改名は、竜丑内に現在の富山県黒部市新川郡からの入植者が多かったためであろう。

明治二十九（一八九六）年、幌加と竜丑内に来た最初の開拓者は、二十五年に岩見沢・室蘭間に鉄道が敷設されていたので、由仁駅に降り立ち原始林や藪をこいで入植地に入った。当時、幌加や竜丑内から一番近い三川駅はなかった。三川駅ができたのは、翌三十年である。

近唐の入植経路は定かでないが、鉄道の追分駅で下車したか剣淵（現在

の泉郷) 經由の千歳夕張道路・追分道路を歩いて入植した。新剣淵は、福岡佐六が安平村から未開地に入植したのが始まりである。

(一) 幌加・竜丑内

幌加と竜丑内に最初に入植した人たちは、明治二十九年、青森県や福井県、石川県から、合わせて十数戸ほどで来道した。津軽団体、加賀団体というように団体ごとにとまり、掘っ立ての笹小屋に居住し、大変な辛酸をなめた様子が、千歳市立幌加小学校開校六〇周年記念誌「丘陵」に記されている。幌加・竜丑内の教育は、明治三十一年工藤敬助の納屋での寺子屋式教育が始まりといわれ、幌加簡易教育所になったのは、三十三年である。幌加小学校の閉校は、昭和四十六年である。閉校後、幌加小学校・協和小学校・東丘小学校の三校が統合して千歳市立東小学校となった。同記念誌所収の座談会から引用しよう。

記念誌「丘陵」の中の座談会「思い出を語る」(一部修正)

時・昭和三十四年六月八日 所・鮎田学校長宅

出席者・村上善太郎(明治二十五年生まれ)、前田猪三男(明治二十七年生まれ)、今 要作(明治二十九年生まれ)、柴田政二(明治三十九年生まれ)

司会・鮎田憲夫

司会 本日はご多忙のところ定刻お集まりいただきありがとうございます。幌加の昔をしのびたいと思います。部落ができたのはいつ頃だったのですか。この状況は、どなたからでもどうぞ。

今 明治二十九年に内地から入植したんですね。明治二十八年に土地開放がなされたので、旭川及びこの辺りに米作を目的に入植したのです。

村上 私たちが来るより前であった。

今 青森県が若松さんの近辺を中心に、福井県が明石温泉を中心に、石川県が前田さんから中村さんの線あたりに団体ごとに入植したのだそうで

す。

今要作の回顧によると明石温泉は、明治三十九年頃にできたと述べている。明石温泉は、今は廃業して無いが、開湯後は保老加温泉、石神温泉と呼ばれていた。北辰病院長の関場不二彦博士は、明石温泉について鉱泉の食塩泉で飲用なら消化不良や胃腸病に効き目があり、浴用なら各種皮膚病の疾患に効き目があると証明している。

昔の農家には一般的に風呂がなく、近隣の人たちは「止湯」と称して幾らかの料金で、終りの湯に入ったという。幌加の年配者は、明石温泉は斜面を利用した大きな建物で親に連れられて行ったと話している。

村上 昔は、上幌加と下幌加に分かれていた。

学校という名でなく、そのときは簡易教育所で子どもたちの授業料は、私どもが納めたものだ。先生が居られなくなったときがあった。

今 初めは工藤さんの納屋が利用され私などは、おんぶされてもらい見に行つたものだ。その後、明治三十三年九月に新潟尾司氏の納屋に移った。

柴田 翌三十四年、唐牛九右衛門校長を迎えたと聞きますが。

今 唐牛先生を迎えて簡易教育所になった。

村上 大塚孫八先生とおっしゃる方がおられたが、私は習わなかった。

大塚孫八は、慶応三(一八六七)年六月の生まれで、岩見沢村大願簡易教育所・長都簡易教育所(長都の最初の教員)・幌加簡易教育所・近唐簡易教育所・新剣淵尋常小学校で教べんをとった。最後の新剣淵小で病にたおれ、大正九年四月十三日、現職の五三歳で死去した。それから久しくして昭和九年八月、先生の遺徳を偲ぶ幌加の教え子たちにより、幌加墓地に「大塚孫八先生の墓」と刻まれた墓が建立された。教え子たちの浄財による墓の建立は、他に例を見ず、聖職の碑である。

司会 新聞、郵便などはどうでしたか、食料や日用品の購入は。

今 新聞などはなかった。私が、六、七才頃に追分から郵便がきた。

村上 食料品は三川にたく、由仁まで買いに行つたものだ。

前田 三川に出るのに道がなく、木を削り、目印にして歩いたものだ。

今、前田 自力更生という言葉があるが、真に自分で生きているのであって、川魚や塩鱒、みがき鯿、蔬菜もなく、もっぱらフキ、山でウバユリなどを採つてきて食べたものだ。

ウバユリは、オオウバユリのことである。ウバはお婆さんのことで、花盛りの頃に根もとの葉が枯れる様子が「菌のないお婆さん」に似ているため名付けられたという。食用にするところは鱗茎（球根）で、デンプンを多く含む。環境の変化に弱いため、都市近郊では極端に数が減つたので、札幌屯田防風林のように保護に力を入れている所がある。

今 百姓は副業が主なもので、男は山稼ぎをし、拓いた土地を女手で作つたものです。

前田 拓きははじめは、木を焼くのが大変だった。

今 造材のはじまりは、鉄砲の台部にするクルミの木を切り出し、またインジユウで馬車の車の木部を作り、次にマッチの軸木にするドロノキを切り、カシワの木の皮をむいて、洪工場に、そして明治三十三年～三十四年頃に鉄道の枕木としてナラが切り出されるようになった。馬は、入植当時はいなかった。ふよう検査（開墾状況検査）があった。その成績が悪かったら取り上げを食つたものだ。

銃床にするクルミの木をかうところが由仁にあったという。

村上 馬籠は、明治三十三年頃、馬車は、明治三十七年～三十八年頃にあった。私が買ったのは、明治三十八年だった。

柴田 熊は、どうでしたか。

前田 いたいた。あるときなど馬が動かないので、気がついてみたら熊だ。

アツと驚き、大急ぎで逃げて帰つたこともある。今の柴田さん辺りだね。

前田 鹿もいたんだが、姿を見たことはなかった。角はあった。

柴田 開墾当時、角ならたくさんありましたね。

今 娯楽機関はなく、それでも相撲などを楽しんだものだ。盆踊りは唯一の楽しみだった。祭文語り、おかれ節が、どこかの家に来ると皆集まってきたものだ。

開拓時代から戦後まで農村の楽しみは、盆踊りや学校の運動会、神社のお祭りであった。その間はほとんど無いようなものだったが、ときおり、流しの祭文語りがやってきた。祭文があれば、近所の人たちで一夜を楽しんだという。祭文語りは、忠君物語や武勇伝の語りである。料金は志しで、戦前は一人一〇銭ぐらいが相場だったという。

開拓時代の食は、山菜を中心にした食材、雪が吹き込む粗末な家屋、糧を得る方法は、農業生産より木の伐採に頼り、現在とは隔世の過酷な生活環境であった。

(二) 近唐

近唐・協和小学校沿革史によると部落の創世と学校創立について「近唐に最初に入植した人たちは、洪工場の原料に木を切り、樹皮を追分に出していた」、「近唐教育所は、八坪の寺の説教所を部落の人が買い上げ、修繕して教育所にした」、「近唐は、製炭業を主業とし、僅小な農業地帯であったが、千歳線の開通以前は主要都市へ連絡する交通の中継地として繁栄するに至つた」と書いている。

製炭所だが、明治三十六（一九〇三）年に室蘭線の早来に東京から進出した「桜組株式会社」が創業した。製炭所は、カシワの木から単寧を取り、獣のなめし皮を作る液にした。やがてニシン漁などの魚網の染色液にも使用した。桜組は明治末頃まで続いた。

北海道炭礦鉄道による室蘭線の開通は、二十五年で、三川駅ができたのは三十年である。近唐は、主要都市の中継地で繁盛したとあるが、主要都市とは、追分・夕張・由仁などであろう。今の近唐には店もないが、橋本という雑貨屋や茶店、居酒屋があったという。

幼児期から青年期の二四歳まで近唐で過ごした竹島頭一（明治三十五年生まれ、享年九六歳）は、「宇宙の正体」という自叙伝を出版した。この中で「古里の思い出」を書いている。学校行事や部落の様子などが生き生きと描かれている。

大正二年は、稲の花盛りに霜がきて稲は全滅し、エンドウ豆だけは不思議に助かったが、他も全滅だった。部落の役をやっていた人が、私の父に部落長を引き受けてくれと言う。父は自分の名前さえ漢字で書けない文盲で、ダメだと言っても是非ということに頼まれてやることになった。それでも父の弟、竹島宇吉が家において、尋常六年を卒業していたので少しは読み書きができた。まず窮民救済の仕事をやることになった。内地から稲と藁が送られてくる。この品物を三川駅まで八キロの道を取りに行く。父の弟、竹島多作が協力してくれたので助かった。冬は馬櫓、夏は馬車で運んだ。この稲と藁を窮民に三十貫、五十貫と渡し、窮民は縄にして持つてくる。この代金として、ラングウ米と交換するのである。また、山を買収して薪切りをやらせた。三方六といつて六寸三角で長さ二尺の薪を高さ五尺に仕上げ、これもラングウ米と交換するのである。

（中略）

凶作の対策は、縄を作ったり、薪を切ったりして働かなければ、米一粒ももらえない仕組みだった。それでも住民は文句を言う者はいなかった。政府や役場の悪口を言おうものなら、後ろに手が回る時代でもあった。当時は、貧乏を恥として困っていても困った素振りを見せないのが世相人情

であった。

大正二年は、全道的な大凶作に見舞われた年である。翌年の初冬から青エンドウ豆を中心に高騰し、豆成金という農家の好景気が数年続いた。農家にとって、凶作は死活にかかわる大きなできごとであった。

私に山口幸吉という親友がいた。山口は、六年卒業後、手伝いの炭焼きをやっていた。少しずつ貯めた金で「筆しずく」という文壇の美文集を買ってきて毎日持ち歩き暗記するほどになった。この努力には驚かざるをえない。兵隊検査で山口は甲種合格、私は乙種だった。彼は上等兵になって帰ってきた。なにぶん、頭がよいのとよく働く、男ぶりもよく正直だったので当時の大財閥鈴木六三郎の婿養子に迎えられ、鈴木幸吉となったが、「婿養子」は嫌だと言って山口幸吉にもどった。

大正四年、千歳村は、二級町村制度のもと第一回村会議員選挙を実施した。鈴木六三郎、今与太郎（幌加）、井上伊松（幌加）、室沢初次郎（近唐）ら一〇名の議員が誕生した。

その後、山口は、木臼の広大な原野で開拓農業を始めた。ずいぶん苦労したが、開拓に成功した。戦後、人望があるので市会議員に押し上げられ、市政に没頭することになった。病気になるのと聞いたので、立派な玄関、応接間だろうと予想して見舞いに行ったら、実態はバタ屋で乞食同然の様相だった。なりふり構わず全身全霊を傾けたので、連続三期半ばで死んで行った。「近唐は私の古里」であると言った竹島頭一の思い出には、同級生や部落の有力者、近所の人たちの名が数多く出てくる。

（三）新剣淵

新剣淵の開祖は、東丘神社に顕彰碑が建立されている福岡佐六である。福岡佐六の長男が福岡辰吉、福岡辰吉の長男が福岡伊之助である。伊之助の妻セツによると、福岡佐六・辰吉親子が原始林の東丘で開拓の鋤を振

るったのは、幌加に簡易教育所が出来た明治三十三年であった。福岡セツは、東丘老人クラブ記念誌「上シーケヌフチ」に「福岡家の歩み」を書いている。

始祖福岡佐六は、弘化二（一八四五）年、広島県佐伯郡において、平民益田忠蔵の次男として生まれる。幼い頃より武芸を好み、努力して芸州藩に取り立てられ、国本力之進の姓を賜る。明治元（一八六八）年、戊辰戦争の会津追討の功で感謝状を受けた。

東丘会館に感謝状の写真と良家が持つ手鏡の写真が掲示されている。

明治三年、福岡家の婿養子として入籍、六人の子をもうける。志に燃えて家を出、消息が絶えて除籍されるが、明治十四年再入籍となる。明治二十六年、北海道への移住を志し、同郷を頼って手稲村軽川に入植する。明治二十八年、有珠郡壮瞥村に転住する。明治三十年、日清戦争の五円献納の表彰で勇払郡植苗村に移り、さらに安平村字ボンアピラに移住したと思われる。明治三十三年（一九〇〇）年、千歳村字新剣淵の未開地一七五町歩三反程の貸し下げを受け、開墾に着手する。土地は火山灰で地味薄く、森林と笹が繁茂し、熊や狐、狸が出て開墾は困難を極めたが、確固たる信念のもと土地を開墾していった。やがて移住者も増え、組長の責務を負うところとなった。明治三十七年に神社の建立、私費を投じた道路の測量と村理事者との交渉、凶作に対する道庁の救済事業等に協力した。大正四（一九一五）年、福岡佐六は七〇歳の長寿を全うし、波乱に満ちた人生を閉じた。

継いだ辰吉は、佐六にも増して部落の事業に専念し、千歳村会議員になっている。特に、新剣淵小学校の開校に際し、教員に大塚孫八を迎え、自宅の一部や馬舎を提供し建設費を寄付している。その息子の伊之助も村会議員、農業の改良普及、国勢調査員の公務を引き受けている。福岡家三代の土地は勝俣仁作が買い受けて、現在、箱根牧場となっている。

勝俣仁作は、神奈川県箱根に生まれ、二一歳のとき親類を頼り渡満し、五年程、牧夫と牧場の責任者であった。その後、南満州鉄道に就職し、四〇歳まで勤めた。戦後、箱根に引き揚げ、長いこと箱根で牛飼いをしていたが、観光開発と公害問題がはじめて来道を決意した。福岡佐六の青雲の志に感銘し、福岡家の離農地を買い受けて定住した。「上シーケヌフチ」の発行責任者である。この冊子の中で、勝俣仁作は「偉大な先人を偲ぶときがあっても良いと思う。継承した私たちは、惜しめない感謝の念を捧げなければならぬ」と書いている。

国道234号の由仁町三川寄りに、大正末から昭和初期にかけて新剣淵で苦闘した人たちの開拓記念碑「農國基」が建っている。碑文は、次とおりである（句読点と振り仮名は、筆者記入）。

記念碑 「農國基」

第二期北海道拓殖計畫（第二期拓殖計画の開始は、昭和二年である）ニ基キ、自作農創設ニ依ル、民有未墾地開發事業實施セラルルヤ、諸氏選バレテ千歳村シーケヌフチニ入地早々、冷害凶作ニ遭遇シ、剩へ、地力瘠薄（東千歳の丘陵の下には、樽前の火山灰、支笏火山の火山灰が厚く堆積している）ニシテ経営ニ困難ヲ極ム時ニ、砂原元藏氏、北海道廳ヨリ自作農督勵員ヲ委嘱サルルヤ、償還組合ヲ設立シ、献身農民國道ノ昂揚ニ努ム、諸氏能ク和衷協同、萬難ヲ克服シ、以テ其の業蹟ニ、一段ノ充實ヲ躰シ、北海道廳長官ヨリ組合表彰ヲ受クルコト五度ニ及ビ、益々農本固メツツアル、是上皇恩ニ浴シ、下官蔭ト俟チ諸氏ノ拮据経営ニ依ル、茲に建碑ヲ欲シ文ヲ囑サル、仍ツテ其の功績ヲ述ブルコト斯クノ如シ

昭和十六年八月二十六日 北海道廳拓殖部長 小林 誠一 撰

「農國基」の裏面に字句が刻まれている。「督勵員 出生地 鳥取縣氣高郡逢坂村字山宮 明治二十九年渡道」この下に一七名の入地者氏名とその

出身県が記されている。

裏面の督励員とは、砂原元藏のことである。砂原元藏は、明治二十九年、単身北海道に移住（月形らしい）した。一時鳥取県に戻ったが、再度渡道し、上川の当麻村を経て千歳村の幌加に小作として入村、その後、新剣淵で養豚や炭焼き、出稼ぎをしながら土地を所持した。昭和初期、開発資金組合の責任者として、国から資金を借入し、組合員とともに開拓に専心した。農國基は、償還に優秀な成績を上げた記念碑である。

東千歳の原始林に最初に鉄くわを入れた開拓者の入植から一一〇年以上の歳月が過ぎた。その間に、多くの入植者と離農者があつたが、大勢の人たちの艱難辛苦の血と汗の結晶の上に今も東千歳は、農産物の一大生産地となっている。

参考文献・引用

『幌加小学校開校六十周年記念誌 丘陵』一九五九年／竹島顕一『宇宙の正体』一九九六年／勝俣仁作『上シーケヌフチ』東丘白樺会 一九八一年／『近唐・協和小学校沿革史』／北海道教育研究所『北海道教育史地方編二』一九五七年

四・農業生産

水田開発

北海道における米作は、明治以前から幾度も試作がなされていたが、「真に経済的立地」を得たのは、明治二十五（一八九二）年以降とされる。北海道における米の作付面積は、二十年には一七九二町であったが、二十五年には二四三七町、三十年には七七八〇町、三十四年には一万町そして大正四年には五万町を超え、十一年には一〇万町に達した。

明治以前、渡島南部の狭い地域だけで行なわれていた米作は、明治二十

年には石狩地方にまで普及する。その後、石狩地方からほぼ同心円状に広がっていった。三十年までに上川盆地に入り、また胆振、日高方面に亘る。四十年までに名寄、帯広へ、大正六年までに北見、そして昭和二年までに宗谷、標津地域に達した。

このような米作の普及発展の状況は、農期間平均気温と相関関係にあるとされる。明治二十年の進出線は一五℃の線に、明治三十年線は一五℃と一四℃の中間線、明治四十年線は一四℃線、大正七年線は一三℃線にほぼ一致する（野上富士夫・松井秀一「北海道米作立地に関する統計的考察」）。

では千歳村への米作の普及はいつだろうか。『千歳市史』および『増補千歳市史』はともに、明治二十四年を挙げている。その根拠になっているのは、『躍進千歳の姿』の年表における、「明治二十四年 嶮淵に始めて造田が行わる」との記述である。それは、『躍進千歳の姿』所収の座談会における今要作の証言に基づくものであった。

いつの時点をもって「初めて」とし、何ををもって「普及した」とするのは実は難しい問題であるが、さしづめ、北海道産米百万石祝賀会編『北海道ノ米』がしているように、「米作起源」と「水田開発起源」を分けて考える必要がある。同書においては千歳村に関して、「米作起源」を明治十八年、竹山善左衛門によるとし、「水田開発起源」については、以下のように明治二十六年の試作から筆を起している。

明治三十六年（引用者注―文脈からすると二十六年の誤りであろう）字ケヌフチニ於テ高橋久藏森井平兵衛ノ兩人水稲赤毛（移入先不明）二段歩余ヲ試作セシニ之ガ管理其当ヲ得ザル結果遂ニ登熟スルニ至ラザリシモ兩人ハ屈セズ之ガ栽培ニ手段ヲ尽シタル結果翌年僅ニ三斗ノ粗ヲ収穫スルニ至レリ是本村ニ於ケル水田開発ノ起源ニシテ高島太郎及字幌加ニハ今與太郎室澤初次郎等何レモ一二段歩宛栽培セルニ皆相当ノ収穫ヲ得ルニ至レリ超エテ同三

十年ニ八字オルイカニ於テ村田重助本村寅藏字ネシユシニ於テハ開喜左衛門
又三十四年ニ八字長都村ニ於テ佐藤傳四郎戸田甚吉等統々栽培セルヲ以テ一
般其ノ有望ナルヲ認メ現ニ耕作段別五百十町歩アリ尚ホ将来夕張千歳等ノ諸
川ノ改修工事完成ノ暁ハ一千百町歩以上ノ造田ヲ見ルニ至ルベシ

『増補千歳市史』によると高橋らは、島松村の中山久藏から種籾を譲り
受けたとされる。

千歳村の開墾については、勸農協会発行『北海之殖産』の通信委員であつた長岡文蔵が、同誌第六号において「千歳郡千歳村開墾概況」として詳細な報告をしているが、そこでも明治二十六年の「水田開墾」の「従事」が指摘されている。これは同時代の史料として重要視されるべきであろう。同報告によると、明治十七年に山口県より入植した長岡源治兵衛ほか三戸の農業経営は、二十年を過ぎる頃になると、「困難を極め遂ひに離散するの已むを得ざるに至り」、残ったのは僅かに七戸となった。二十七年二月には千歳原野殖民地の貸下が許されたが、それも僅か数区画で、「大に望みを属すべきの地」である千歳川の東、夕張郡に隣接する区域は貸下停止の区域とされてしまった。そこで源治兵衛は道庁に貸下停止解除の嘆願をなし、四月、解除が認められ、七月には、「子シコシに於て水田開墾を目的」とする貸下が許可された。「現今にては子シコシに於て七十余戸の貸下人あり内三十五戸は現住者とす及び同村字ケヌプチ、キウス、オルイカ、牧場等にて百八十余戸の貸下人を生し其現住するもの既に百戸余に達し茲に始めて農村たるの基礎」が開かれた。「就中ケヌプチは明治廿六年中秋田県の人高橋久造、福岡県の人片小田伊吉の両名広島開墾地より転住し創めて水田開墾に従事せし処にして昨年（引用者注一二十七年）四月貸下停止解除の日迄は唯々此の二戸の農家に過ぎざりしが右解停と共に前記の農家を増殖するに至れり加ふるに昨年中より屢々其筋に歎願し源治兵

衛数回道庁に願して熱心に尽力せし結果によりケヌプチ原野も本年四月九日官林区域更正せられ水田開墾の目的を以て二百二十七戸貸下の出願をなし八月許可を得るに至れり」という。

明治三十年頃の道庁農商課員の調査報告においても、「二十六年水田の試作に従事せし所其結果意外に良好にして殊に火山灰の特性として落水するときは忽ち乾燥して稲の生熟を進め米質佳良にして本道に其大部を占る谷地田米の如き粗質に非ざるを以て爾後年々水田を開墾するもの俄に増加し千歳郡中昨二十九年は数百町歩の水田を見るに至れり」としている（『北海之殖産』第九九号）。このように、水田開墾の起源に関しては、複数の文献において明治二十六年で一致している。

また稲作、水田開墾の創始者についても、文献により人物や名前表記に異同があり特定することが難しい問題である。文献の刊行順に列挙してみよう。前掲の長岡文蔵の報告は、高橋久造・片小田伊吉、『北海道ノ米』は高橋久蔵・森井平兵衛を挙げている。『千歳市史』は野本源蔵を挙げる。『増補千歳市史』は高橋久造、信田一喜、片和田栄吉の三名を挙げている。『郷土誌 ケヌフチ物語』は、野元源蔵を「千歳における稲作の第一号」とする一方で、「語り継がれている入植開墾の第一人者は高橋久造、野元源蔵、奥村某といわれているが、その年月は不明である」とも述べ、「高橋久造はケヌフチ川左岸へ、野元源蔵は神社下あたり、奥村はポロナイ沢下あたりから開墾を始めた模様である」としている。そして奥村については、片小田英吉とも記されているとしている。

参考文献

野上富士夫・松井秀一「北海道米作立地に関する統計的考察」『北海道統計』一〇四 一九四二年七月／北海道産米百万石祝賀会編『北海道ノ米』一九二一年／北

北海道農会『北海之殖産』第六号 一八九五年十二月、第九九号 一八九八年九月／泉郷郷土誌編集委員会『郷土誌 ケヌフチ物語』一九九二年

稲作

明治二十七〜九年度の千歳村の稲作に関しては、『北海之殖産』誌上に長岡文蔵による報告が掲載されており、その状況が窺える。

二十七年年度に関しては、千歳郡全体の状況の記述であり、千歳村個別の状況は必ずしも明らかではないが「排水溝完備せず水路の設けなきが為め挿秧の際用水乏しく或は潞水の減せざる等より植付期に遅れ挿秧に稍々困難せし」こと、成熟の際、降雨があるも排水溝未整備のため「潞水乾涸」せず減収が見込まれたが、天候がよく例年通りの収穫であったことが報告されている。

二十八年年度に関しては、風水害などの影響により、千歳村および漁村では収穫は平年より二割の減少、島松村では六割の減少をみたという。長都村については、「湿地に排水溝を穿たず天候に任せ試作せしものなれば収穫の他村に比して少なきは怪むに足らざるなり」とされている。同年度千歳郡の稲作状況に関しては、表3-20のとおりである。作付規模に関しては、島松村が九九・二町と最も大きく、漁村三九・九町、千歳村二八・五町、長都村三・八町と続く。収穫高に関しては、一反歩当りの収穫高で勝る漁村が、四四六石と最も高い。千歳村も一反歩当りの収穫高は漁村に匹敵し、作付段別の差からすると、比較的多くの収穫を上げている。長都村の一反歩当りの収穫高は、千歳村よりもかなり低い。

千歳村の農地は、水田二八・五町、畑地二六・六町、長都村は水田二・八町、畑地一二・二町、蘭越村は畑地三・四町という規模であった。水田一反当りの売買額は、千歳村八・五円、島松村一〇円、漁村九円、畑地の

それは千歳村・漁村五円、長都村四円、島松村五・五円となっていた。

二十九年度は大雨のため川が氾濫し、ケヌフチ原野などに被害が出た。長岡はケヌフチの被害に関して、「本年五六月頃即ち稲播種及び植付期は日々早天打続き水利の乏しき所は植付に際し困難を感じる位なりしが七月上旬より時々降雨ありて山野共に十分湿潤せし上本月（引用者注―八月）十九日より廿二日に連りて降雨あり殊に廿一日の夜は強烈なる降雨なりし為めにケヌフチ川一時に暴漲し直ちに田畑を浸して諸作物を害し殊に本地方の重要作物なる稲田は一面の沼沢となり或は新開地の耕作なるを以て稲株は草根と共に浮き上り流れて其隣地の稲を覆ひ潰し甚しきは壤土をさへ流失せしものあり」と報告している。その後二十五日にも強雨によって氾濫し、「被害の稲は或は泥土に潰され或は腐敗して用に堪へず僅かに蘇生の望あるものと雖稲葉は黄色に変し殆んど植付当時の観となれり是等は到底登実

表3-20 千歳郡米作景況表（明28）

	作付段別（町）			収穫高（石）			一反歩平均収穫（石）	
	梗	糯	計	梗	糯	計	梗	糯
島松	99.2120	-	99.2120	404.230	-	404.220	0.407	-
漁	36.7900	3.18	39.9700	405.601	40.700	446.301	1.102	1.279
長都	3.8000	-	3.8000	7.520	-	7.250	0.181	-
蘭越	-	-	-	-	-	-	-	-
千歳	28.4300	1.50	28.5800	326.945	1.600	328.945	1.150	1.066
	玄米一石ノ見込価格（円）		一段売買額（円）		反別（町）		水田耕作者（人）	
	梗	糯	水田	畑地	水田	畑地	自作	小作
島松	8.500	-	10.000	5.500	99.2120	302.5225	119	11
漁	8.000	8.500	9.000	5.000	39.9700	532.4105	144	120
長都	-	-	-	4.000	2.8000	12.2625	8	-
蘭越	-	-	-	-	-	3.4000	7	-
千歳	8.000	8.200	8.500	5.000	28.5800	26.6900	42	5

註(1) 長岡文蔵「明治二十八年千歳郡米作概況（三月十二日報）」『北海之殖産』69、明29.3より作成。
 (2) 数値は不備が多いが、原典のまま。

の期に遅る、ならむ」という状態であった。被害は「稲作九分畑作物は一分の割合」に及んだという（「千歳郡千歳村字ケヌペチ原野水害詳況」）。

三十年度の状況については、同じく『北海之殖産』に道庁農商課員による調査がある（「北海道石狩原野稲作状況」）。それによると三十年度には「二十六年稲作に着手せし」以来の不作となった。それは稲の生長を促進させようと早く落水させたが、その後晴天が続き降雨が少なかったため、田中に水分が不足し枯れてしまったからであった。千歳村では二十九年、「水田百五拾町歩を灌養する」ことを見込んで、用水路を開鑿した。用水路については後に詳しく述べるが、「素人の設計」のため軌道に乗るまで困難が続き、三十年には、「僅かに拾余町歩を耕作せしに過ぎ」なかつたという。

三十一年度の千歳村の稲作については、長岡が詳細な報告をしている。三十一年度は稲苗の発生が不良であり、苗に供することができたのは三、四分に止まった。ただその後、天候もよく生育が良好で抽穂の頃にはこのまま行けば豊作になるものと見込まれた。しかし水害が起こり、さらに風害、霜害と続き、散々な結果になってしまった。

三十二年度に関しては、長岡が挿秧までの経過を報告している。天候は良好で稲苗の発生不良もなく生育は順調であった。挿秧後については、「札幌附近稲作景況」（第一二二号）において、「千歳郡千歳 部内米作は挿秧後七月下旬迄は氣候順良なりし為め發育佳良なりしに八月初旬より数日間降雨頻りなるか為め生育稍不十分なるも開花の候に至りて之を回復し景況良好なり二百十日の如きは頗る好天気なりしを以て今後成熟の期まで非常の天災なきに於ては相応の作を得べし」と、天候は概ね良好であるとして、十月の時点で「非常の天災」がない限り、「相応の作を得」られるであろうと見込まれていた。

やや時代が下って、明治四十一年において、千歳村の「現在水田」は三

三一九反であり、恵庭（五九七五反）、白石（五四一五反）、広島（五二七〇反）、当別（五〇〇〇反）に次ぎ、札幌支庁管内一六町村中五番目の規模であった。また「畑を水田に変し得可見込」は一五〇反、「未開地を水田に変す可き見込」は二七五〇反とされている。合計で六二一九反となり、恵庭（二万五九七五反）、当別（二万反）、広島（八八〇〇反）、白石（六九七五反）に次ぎ、同じく管内五番目の規模と見込まれていた（「札幌管内の見込水田」『北海タイムス』明治四十一年十月八日付）。

麦作の状況

農学士・矢木久太郎は、「北海道の氣候は麦作に於て本邦第一たり」と述べている（「北海道の麦作に就いて」）。大麦は農家の主要食料および醸造用、裸麦は主要食料、小麦は主に本州に出荷され、一部は道内で製粉等に用いられた。また燕麦は飼料、特に軍馬の飼料として、本州に多く出荷された。

米作同様、麦作に関しても『北海之殖産』誌上に長岡文蔵による報告が掲載されており、麦作状況の一端が窺える。

明治二十七年年度に関しては、

本年千歳郡千歳、漁、島松三村に於ける麦作は登熟の頃降雨頻りなりしが為め結実不十分にして一反歩収穫の平均は減少せしにも拘らず其全株に於いて収穫高の増加せしは新墾地の増加せしによりてなり又た長都、蘭越には農業を営むものなく烏柵舞村は本年作付せしものなし

とある（「千歳郡各村麦作概況」同誌第五三三号）。

二十八年度に関しては、「前年に比し播種以来生育甚宜しく氣候其当に適して諸害を被ふらず従て登実十分にして満足の収穫を見た」という。なお島松村では、大麦および裸麦の作付段別が減少しているが、それは作付を稲作に換えた者が多いことによつた（「明治廿八年千歳郡麦作概況」同誌第

表3-21 麦作(千歳郡・明27~28)

		作付段別(町)				収穫高(石)				一反歩平均収穫高(石)		
		大麦	裸麦	小麦	計	大麦	裸麦	小麦	計	大麦	裸麦	小麦
明27	千歳	0.2900	1.0900	-	1.3800	2.900	7.100	-	10.000	1.000	0.651	-
	漁	6.3900	14.4400	0.8300	21.6600	50.630	107.280	4.160	162.070	0.792	0.743	0.501
	島松	4.7400	10.0100	3.4400	18.1900	45.135	73.630	34.543	153.308	0.952	0.735	1.004
	計	11.4200	25.5400	4.2700	41.2300	98.665	188.010	38.703	315.378	-	-	-
明28	千歳	1.4000	2.5400	-	3.9400	17.598	27.305	-	44.903	1.257	1.075	-
	漁	8.7802	15.0100	1.4720	26.2622	114.148	118.729	24.766	257.643	1.300	0.791	1.000
	島松	3.6320	5.5810	5.7310	15.0510	59.386	44.666	57.906	161.958	1.633	0.800	1.010
	計	13.8122	23.1310	8.2100	45.1602	191.132	190.700	82.672	464.504	-	-	-

註 長岡文蔵「千歳郡麦作概況(明治廿七年分)」『北海之殖産』53、明27.11、同「明治廿八年千歳郡麦作概況(三月十二日報)」『同』69、明29.3より作成。

六九号)。
 両報告に付随する統計については表3-21のとおりである。この時期、長都、蘭越、烏柵舞三村は作付がなく、統計に表れていない。明治二十七年における千歳村の麦作は作付一・三八町、収穫一〇石とされている。二十八年になると、それぞれ三・九四町、四四・九石に増加している。小麦は作られておらず、作付面積、収穫高ともに大麦より裸麦に比重が置かれていた。一反歩平均収穫高は漁村や島松村とそれほど変わらなかったが、作付面積、収穫高は両村と大きな差が開いていた。
 三十二年度に関しては、
 秋蒔大、小、裸麦等は皆美事に穂揃を為し充分の結実疑ひなきが如し春蒔の各麦類も出穂盛むにして是亦良好なり唯麦類は丁度入梅中に結実するは此作物の一失と云ふべき乎
 と、秋蒔の穂揃、春蒔の出穂までは良好であつたことが中間報告されている(三十二年度千歳郡農作物景況)同誌第一〇九号)。
 三十九年になると、千歳外三ヶ村の「麦」(大麦・小麦・裸麦の合計か)の生産は四二七石、燕麦は一四〇石に達した(三ヶ村沿革

表3-22 麦作(千歳郡・明41、大4~13)

		作付段別(町)					収穫高(石)					一反歩平均収穫高(石)			
		大麦	裸麦	小麦	燕麦	計	大麦	裸麦	小麦	燕麦	計	大麦	裸麦	小麦	燕麦
明41	千歳	21.2	14.3	1.2	4.2※	40.9	233	128	15	911	1,287	1.200	0.900	0.800	2.200
	外三村	52.0	65.0	25.0	197.5	339.5	624	523	250	3,950	5,347	1.200	0.800	1.000	2.000
大4	千歳村	36	48	159	215	458	367	384	954	2,279	3,984	1.200	0.800	0.600	1.600
5	千歳村	48	62	127	284	521	480	372	635	2,272	3,759	1.000	0.600	0.500	0.800
6	千歳村	79	98	126	185	488	790	882	1,134	2,222	5,028	1.000	0.900	0.900	1.200
7	千歳村	12.0	15.7	62.0	249.0	338.7	132	157	620	2,988	3,897	1.100	1.000	1.000	1.200
	恵庭村	65.7	91.9	114.7	324.7	597.0	738	912	1,030	5,893	8,573	1.123	0.992	1.000	1.815
8	千歳村	13.0	14.0	82.0	250.0	359.0	130	126	698	3,000	3,954	1.000	0.900	0.851	1.200
	恵庭村	148.7	81.6	94.6	508.1	833.0	1,679	726	992	10,162	13,559	1.129	0.890	1.049	2.000
9	千歳村	123.0	72.0	187.5	278.0	660.5	1,209	720	1,825	2,224	5,978	0.983	1.000	0.973	0.800
	恵庭村	100.7	103.0	180.0	508.1	891.8	783	618	1,710	8,130	11,241	0.778	0.600	0.950	1.600
10	千歳村	219.5	175.0	242.7	278.0	915.2	2,546	1,750	2,864	3,299	10,459	1.160	1.000	1.180	1.300
	恵庭村	114.3	103.6	172.9	508.1	898.9	1,411	892	1,300	14,784	18,387	1.235	0.861	0.752	2.050
11	千歳村	230.0	169.0	255.0	275.0	929.0	2,300	1,014	2,436	3,300	9,050	1.000	0.600	0.955	1.200
	恵庭村	83.5	92.5	150.2	737.5	1063.7	877	555	976	11,063	13,471	1.050	0.600	0.649	1.500
12	千歳村	228.0	175.0	240.0	293.0	936.0	2,280	1,050	2,344	3,516	9,190	1.000	0.600	0.976	1.200
	恵庭村	76.7	95.3	130.2	745.3	1047.5	859	781	977	13,788	16,405	1.120	0.820	0.750	1.850
13	千歳村	15.9	29.7	176.2	298.7	520.5	127	178	1,410	4,480	6,195	0.800	0.600	0.800	1.500
	恵庭村	73.8	89.9	115.9	628.9	908.5	738	719	811	11,446	13,714	1.000	0.800	0.700	1.820

註(1) 明41は、札幌支庁『北海道庁札幌支庁庁治一覽』明43、大4~6は、『千歳村ノ状勢』、大7以降は、北海道庁内務部地方課『北海道米麦作統計』大9~13による。

(2) ※は、「42」の誤りか。もしそうであるならば、41年の作付段別の合計は、78.7となる。

史)。
 明治四十一年及び大正四(一九一五)年以降については表3-22の通りである。千歳村では第一次大戦直前に燕麦及び小麦の生産を急増させたことが窺える。また大麦及び小麦については大正九年、裸麦については十年になると、作付段別、収穫高ともに恵庭村(漁村と島松村が合併)を追い越している。ただし、十三年に大麦と裸麦は急激な減反をみており、収穫高は再び、恵庭村以下に落ち込んでいった。

用水溝自費開鑿願

明治新政府は、関東、東北、北海道など各地の官有未開地を処分し、西欧の農業土木技術を導入しつつ、失業士族の授産を目的とした緊急開墾事業を進めた。明治六（一八七三）年の地租改正により農地の所有権が確立し、同十年頃より殖産興業が進展し米価が上昇していくと、灌漑工事への意欲が高まり、大規模な灌漑事業が実施されていく。さらに同二〇年代になると、憲法制定、国会開設に伴い、地主や富農の政治意欲が高揚し、二十三年制定の「水利組合条例」を契機として、大規模な灌漑排水事業が増加していった。二十九年四月には、「河川法」が成立し、河川の管理や河川事業に関する一元的な法体制が整えられ、農業水利に法的裏付けが与えられた（農業水利研究会編『日本の農業用水』）。

千歳村では、二十八年十月、石山七三郎、丹内重兵衛、岩本力松、本間萬吉、白髭トリ、村中品蔵、廣重彦十郎、金谷亀太郎の八名が道庁に対して、「私共儀千歳郡千歳村ニ於テ土地貸下御許可ヲ得候ニ付、本年春ヨリ開墾ニ着手稲作付候処、用水溝完全セサル為メ不自由不尠候ニ付、今般別紙図面ノ通り用水溝自費掘鑿仕度」とする用水溝の開鑿願を提出している。

仕様設計書によると、用水溝は千歳川より「引用」し、排水口は「子シコス郡古川跡」に「落下」させるようにして、長さ二七〇七間（約三・一キロ）、用水溝の「口巾」は五尺（約一・五メートル）、「敷巾」は三尺（約〇・九メートル）で、「高低ヲ付ケ水流ノ延滞ノ患ヒナキヲ測リテ掘鑿シ上ケ土ハ左右ニ搔キ準ラシ置ク」。また用水溝が室蘭街道を横断する箇所については、「暗渠ヲ設ケ通行ニ差支ナキコトヲ相図ル」とされた。

開鑿願を受けて、道庁はその願を認可すると同時に全一四條からなる命令書を発した。

命令書下付日は不明であるが、第一条では、道の許可なく、免許権を他人に移さないこと、第二条では、道の許可を受けた設計、工法に従い工事をする事、第三条では、命令書を受けてから六ヶ月以内に工事に着手し、六ヶ月以内に竣工するようにとされている。先に引用した明治三十年道庁農商課員調査にあるように、二十九年春、「融雪後」、用水溝工事に着手している。しかし、「素人の設計なりしを以て大ひに誤り充分河水を引く能はず依て井堰を築造せしも鮭鱒の幼魚放流に妨げあるを以て除去せざる可らざるに至」ったという。命令書の第六条では、「用水溝渠掘鑿ノ為メ他ニ障害」を与えるときは、それを除去する必要があることが指示されていた。同年六月四日、廣重らは孵化場に対して念書を提出し、十一日までに堰留めを取払うことを誓約した（千歳鮭鱒人工孵化場『諸官衙往復書類綴』。念書では、測量に誤りがあり、水を引き入れることがなかったため、川を堰留め、新たに水路を開くと説明されている。しかし期限を迎えても完成できず、さらに念書を提出して、二週間の延長を申し出なければならなかった。

前述の農商課員調査においては、「折角水路を築造しなから本年の如きは僅かに拾余町歩を耕作せしに過ぎざりし」とされており、開鑿当初、事業が軌道に乗るまで困難が続いた。

参考文献

北海道農會『北海之殖産』第五三〇号（一八九四年十一月）、第五五号（一八九五年一月）、第六四号（一八九五年十月）、第六九号（一八九六年三月）、第七四号（一八九五年八月）、第九四号（一八九八年四月）、第九五号（一八九八年五月）、第一〇三号（一八九九年一月）／「千歳郡千歳村字ケヌベチ原野水害詳況」同第七四号／矢木久太郎「北海道の麦作に就いて」『北海之殖産』第六七号（一八九六年一

月)／北海道庁編『北海道拓殖の進歩』一九一四年／北海道殖民部『北海道農桑提要』一九〇四年／農業水利研究会編『日本の農業用水』一九八〇年／千歳鮭鱒人工孵化場『諸官衙往復書類綴』自明治二十一年至全三十四年

五、畜産業の展開

牧畜

開拓使は民間の牧畜を奨励し、明治八年、有珠郡の黄金藁牧場を嚆矢として、胆振、日高を中心に民有牧場が開設されていった。二十二年の時点で、胆振国六カ所、日高国五カ所のほか計一九カ所の設置をみている。民有牧場はその後ますます発展し、三十年には五七カ所、三十五年には一六三カ所、四十年には五〇三カ所となっている。

三十年代には、牧場を目的とする未開地貸付出願が増加し、耕地目的の許可面積を凌ぐほどになった。しかし、「受貸付人の多くは真正に牧畜を営むものにあらずりしかは成績甚だ不良」という状態であった。ただ「其の内には漸次成功するものありて牧場の数は大に増加」していった(北海道庁第五部『北海道拓殖の進歩』)。

吉野牧場

明治三十九年、福島県出身の貴族院議員吉野周太郎^(註)が、ママチに吉野牧場を経営するに至ったとされる(『躍進千歳』)。吉野は第七銀行頭取などを務め、明治三十七年九月より四十四年八月まで多額納税者議員として貴族院議員に就いた人物であった(『貴族院要覧』、『議會制度百年史』貴族院・参議院議員名鑑)。

『北海道庁統計書』では各民有牧場の概要が掲載されているが、明治三十九年度には、吉野牧場の名は見られず、四十二年度になって初めてその名を確認できる。吉野牧場の概要については、表3-23のとおりである。

四十二年度の札幌支庁管内の民有牧場数は一三、吉野牧場は坪面積でみれば、七番目の大きさであった。飼畜数に関してはほとんどが牛で、馬が若干、羊や豚は飼育されていなかった。牛の頭数についてはは大正二年までは、手稲村の前田農場(明治四十二〜四十三年・一三二頭、四十四年・一三六頭、四十五年・一四二頭、大正二年・九五頭)に次いで二番目の多さを保っていた。

なお『北海道庁統計書』からは、千歳村には他に以下の民有牧場があったことが確認できる。

- 田村牧場 明治四十〜四十二年
- 木白共同牧場 明治四十二年
- 松本牧場 明治四十五年〜不明
- 横島牧場
- 竹内牧場

(註) 『躍進千歳』一六頁では、「吉野周一郎」とされている。

参考文献

北海道庁第五部『北海道拓殖の進歩』一九〇七年／貴族院事務局『貴族院要覧』一九〇六年／衆議院・参議院『議會制度百年史』貴族院・参議院議員名鑑、大蔵省印刷局 一九九〇年

表3-23 吉野牧場

	面積(坪)				計	飼畜数	
	放牧地	牧草地	穀菜地	その他		牛	馬
明42	600,000	75,000	4,500	-	679,500	75	-
43	1,597,628	150,000	-	60,000	1,807,628	84	2
44	479,298	45,000	80,000	90,000	694,298	86	2
45	479,200	45,000	90,000	150,000	764,200	72	3
大2	479,200	45,000	90,000	150,000	764,200	63	3
3	479,200	45,000	90,000	150,000	764,200	41	3
4	1,620,000	30,000	-	-	1,650,000	23	2
5	549,000	30,000	30,000	-	609,000	4	1
6	504,000	30,000	36,000	-	570,000	10	1

註 『北海道庁統計書』各年による。

第二項 水産（鮭・鱒）

人工孵化試験

鮭鱒漁業の拡大に伴い、次第に漁獲高は減少していった。そのため鮭鱒の繁殖保護が必要となった。鮭鱒の人工孵化法を日本に最初に導入したのは、関沢明清であった。関沢は明治六（一八七三）年、ウィーン万国博覧会に一級事務官として派遣された際、鱒の孵化法を見学し、同九年、フィラデルフィア万国博覧会に派遣された際には、ニューハンブシャー州の孵化場で孵化技術を学んだ。同年末に帰国した関沢は、早速、茨城県那珂川で鱒卵を受精させ、新宿試験場と埼玉県押切村の孵化施設に搬送した。翌十年、多摩川と荒川に稚魚が放流され、それが日本における初の人工孵化による放流となった。

同時期、北海道においても、札幌偕楽園において孵化が試みられた。缶詰工業の指導に当たったU・S・トリートが、十年末から翌年にかけての冬期に孵化を試みたものとみられる。『北海道開拓雑誌』第十七号所収の「鮭魚媒助の実験」によれば、「明治十一年一月雌雄の鮭魚を勇払郡千歳川に捕獲し十五腸の卵子を札幌偕楽園池の中に設けたる孚化場に輸送し人工孚化法を施こしたという。しかし「卵子交感力の稀薄なると害虫の卵匣に進入し卵子を刺傷すると或は水流の迂緩に過ぐる等の妨碍あるに因り廃卵殊に多数」という結果に終わった。孵化試験はその後も続けられたが成績は芳しくなく、結局、十三年で中止に至った。北海道庁内務部水産課『北海道鮭鱒人工孵化事業報告』によると、十二年、新潟県三面川の種川方式の調査が進められた結果、「魚苗繁殖保護」の方針は一変し、実績を上げている種川方式による「天然孵化ヲ主トスル」こととなった。

種川

種川とは、「河川ノ支流ニ於テ、予メ区画ヲ設ケ、鮭魚ノ繁殖場トナスモノ」である（竹中邦香『水産学大意』。宝暦年間（二七五一〜六四）、越後国村上藩の家臣・青砥綱義が、「鮭ハ海ニ入り成長セルノ後、原生地ノ淡水ニ復帰シテ、放卵スルノ性ナルモノ」であることを発見し、領内の三面川で初めて試みたものであった。

その方法は、まず鮭の産卵に適する区画を設定し、その下流を禁漁とする。柵を立てて、鮭が上流に遡るのを阻止し、底流の障害物などを除いて鮭が放卵しやすいようにする。そして鮭の放卵が終わった頃を見計らい、下流を遮断し網を入れて捕獲する。その後また下流を開放して、鮭を沂上させて、同じことを繰り返す。放卵された卵については、監守を置いて、孵化成育し、海に下るまで保護するというものである（金田逸逸『水産業講話』）。

十二年、開拓使札幌本庁は調査のため三面川に係官を派遣し、十五年以降、札幌県・道庁は種川方式の出願を次々と許可していった。十五年には豊平川・発寒川・琴似川、十六年千歳川・十勝川・掘株川、十七年幌別川、十九年三石川・梟舞川・石狩川、二十年漁川・島松川、二十一年来馬川が許可された。また実施年は不明であるが、苫小牧川でも行われた。

概して官において密漁を取り締まるという程度であったが、千歳川では例外的に、徹底した繁殖保護が実施された（秋庭鉄之「鮭鱒孵化の創始」）。明治十三年、開拓使は千歳川の密漁厳禁の旨を発していたが、鮭の減耗は止まらなかった。札幌県勸業課員であった内村鑑三の報告によると、その原因は、「禁漁以来鹹魚益々蕃殖」したことによった。ウグイは、網を恐れる性質であったが、「留網を撤去せるにより自由に上流に來りて鮭魚の卵子を妨害」し、「鹹魚の卵子を嗜むや實に甚たく僅に一尾の鮭魚産卵せんとすれハ数百尾の鹹魚其後に追隨遊泳し卵子出つるや否や直に之を食

ひ尽」したという（千歳川鮭魚減少の源因）。また密漁厳禁の旨が発せられてもそれが止むこともなかった。

十六年、札幌県は千歳川に六名の監守を置き、さらに十九年、道庁は「千歳川鮭魚繁殖保護方法」を設けた。「産卵場ハ千歳橋上流ニ於テ最モ鮭魚産卵ニ適スル場所ヲ選定シ木柵ヲ以テ之ヲ四五区ニ分画シ放卵場」とし、木柵は、「るまん」・「べしや」・「どべとまい」・「べるさつたり」に設置した。鮭の捕獲は木柵に入ってから八日目に行い、「沿岸寓居」のアイヌに「割与」、また「千歳橋江別太間」は、監守二名および「割与」を受けるアイヌをもって巡回することとなった。アイヌへの「老魚割与」は他ではみられない独特な運営であった。

開拓使は明治九年、全道を対象に、「テス網」漁および夜漁を禁止し、さらに十一年には、支川における鮭漁を全面禁止しており、アイヌの鮭漁の権利は否定されていた。「千歳川鮭魚繁殖保護方法」の実施に際して、和人は監守を忌み嫌い、密漁を続けたのに対して、アイヌにとっては、自分たちの取り分が合法的に確保できる、全面禁漁に比べればまだ「まし」な方法であり、監守補助の任にも割合協力的であったものとみられる（山田伸一「千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族」）。

伊藤一隆

開拓使の技術者として札幌本道の工事に携わった平野弥十郎については第2章で述べたが、その平野の四男が、千歳孵化場設置を推進した伊藤一隆であった。幼名を徳松といい、弥十郎が宗家の伊藤家から分出し平野家へ養子となった際の約束により、徳松は生まれながらにして絶家となっていた伊藤家を継ぎ、元服後、一隆と名乗った。

伊藤は、明治五年、父が開拓使の官吏であったことから、開拓使仮学校を受験し、見事合格した。八年、仮学校は札幌に移転することになり、伊

藤は、札幌農学校第一期生一六名のうちの一人となった。十三年七月、農学校を卒業した第一期生たちは、開拓使に出頭を命ぜられ、それぞれにポストが与えられた。伊藤は、七重勸業試験場勤務となった。その後、物産局博物課兼製煉課、十五年、開拓使が廃止になると、札幌県御用係に任じられ、勸業課博物係事務取扱となった。同年七月には兼農商務省御用係、札幌博物場詰を申し付けられた。

十九年、北海道庁が置かれると、伊藤は水産課の初代課長に任じられ、

表3-24 伊藤による調査の主な滞在地と訪問先

到着日	滞在地	訪問先
明19. 9. 30	サンフランシスコ	領事館
10. 11	ワシントン	博物館、魚類孵化場、スミソニアン学館、水産調査局記録部、国立博物館、中央孵化場、専売特許局陳列場など
10. 29	メイン州バックスポート	孵化場
11. 14?	ミシガン州ノースビル	「ホワイト」魚孵化場、エリー湖ブッティンベイ島
11. 29	ワシントン	水産調査局
20. 1. 10	フィラデルフィア	肥料商ライアース
1. 12	ニューヨーク	メンヘーデン魚油魚粕製造者組合年会、フアルトン魚市場、ワソン製造会社、魚油商人、州立孵化場、牡蠣採取業者会議、ブルックリン橋氷蔵場
1. 26	マサチューセッツ州ウッズホール	鱈魚人工孵化法の研究、可溶解人造肥料会社
2. 10	マサチューセッツ州ボストン	魚市場、製網会社、漁衣製造場
2. 20	マサチューセッツ州グロセスター	漁業組合、会社、商店、工場
3. 27	ノースカロライナ州	シャッド魚大網漁視察
4. 2	ワシントン	大引網漁視察、孵化場、国立博物館模造室、米国水産会年会、魚階視察、水産調査局所属汽船
6. 20	ニューヨーク州ロングアイランド	魚粕製造場、牡蠣養生所
7. 1	ロードアイランド州ライブアト	魚油魚粕製造場
7. 12	マサチューセッツ州ニューベッドフォード	魚油精製所
8. 15	バンクーバー	鮭魚および缶詰所調査、鮭魚氷凍場
8. ?	オレゴン州ポートランド	缶詰所
8. 27	アイダホ州ボンネヴィル	捕魚車

註 伊藤一隆『米国水産取調書』明治25年より作成。

同年六月、水産事業調査のため、アメリカ出張を命ぜられた。八月三十日札幌を出発した伊藤は、九月三十日サンフランシスコに着いた。主な滞在地と訪問先は表3-24のとおりである。伊藤はすぐに大陸を横断し、東海岸に渡っている。一時、ミシガン州で調査した以外、ワシントン、ニューヨーク、メイン州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州など東海岸において約九カ月間、魚油魚粕や孵化技術を調査した。アメリカ出張の終盤になって西海岸に渡り、鮭漁、缶詰所などを視察した。日程の最終盤には、コロンビア川上流のボンネヴィルにおいて捕魚車を視察し、二十年九月七日、バンクーバーを発ち、十月四日、帰庁した。

千歳鮭鱒人工孵化場

伊藤は帰国後、千歳川に大規模な鮭鱒人工孵化場を設置することに尽力していった。

伊藤は水産課長に就任する以前より、北海道の水産業を振興させるため、民間による水産団体の組織を企画していた。明治十七年には、漁業関係者の多くの支持を得、また道庁の支援も受けて、北水協会が誕生した。

二十一年五月十九日、北水協会中央月次会において、会頭・伊藤一隆は、「本道に鮭魚人工孵化場の設立を望む」という題目で演説を行った（『北水協会報告』第三五号）。伊藤は、漁獵の禁令は、「淡水魚類蕃殖上最も有力なる方法の一なれとも単に之のみに拠て河川の漁業を維持せんとするも到底なし得べきにあらざるは之を欧米各国の経験に徴して明かなり」と述べる。そして、「況や本道鮭種川の近傍に居住するものは概して無識の旧土人にして毫も前途を慮かることもなく禁令の何なるも弁せざるものなるか故に種川の保護を為さんとせば看守を置き厳密の取締法を設くるにあらざれば決してなす能はず」と差別的な視点から厳密な取締が必要となるとする。しかし全道各種川に「一々」、看守を置くような施策は、徹底され

ようがない。それゆえ、「本道鮭漁業を永遠に維持せんとせば嚴重なる規則を以て現存の魚を保護すると共に彼の欧米国に於て非常の結果を奏せし人工孵化を行ひ積極的の増殖を計るを以て策の最も得たるものなり」と主張するのである。また伊藤は、「鮭魚の化製は罐詰を以て最も利ありとす然れとも本道産の鮭魚は劣等のものにて罐詰に製するも需要者少きは実に遺憾なりとす然るに若し人工孵化の業進歩するに至れば彼の罐詰に製して有名なるコロンビヤ川産の『クヒナット』鮭フレーザー河産の『サツケイ』鮭の卵を本道各河川に移植する又難きにあらず」と、缶詰工業の観点からも孵化場設置を理由づけている。では孵化場をどこに設けるか。伊藤は、「多くの費用と熟練の技術者」を要することから、全道の各河川に「独立孵化場」を設置するのは困難である。それゆえに「先づ官に於て一の孵化場を設け」、「業の進歩するに従ひ事業を拡張し北海道の中央孵化場となし」、卵子を發育させて、各種川に分配、各種川には「簡易なる小孵化場」を設置するとの見通しを述べる。そして、中央孵化場の場所に関して

は、「千歳川を以て親魚捕獲卵子分送等に最も便利なり」と主張した。

同年十月、烏柵舞村の官有地約一〇五五坪が孵化場の敷地に充てられ、十一月、千歳孵化場が設置された。「中央孵化場」たる千歳孵化場の設置以降、全道各地に続々と「小孵化場」が設置されていった。十一月には、寿都郡潮路、瀬棚郡目名、白老郡字カバウスナイ、同郡アヨロ

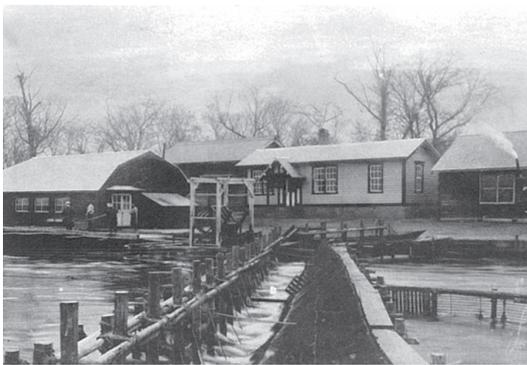


写真3-8 千歳鮭鱒孵化場（昭和7年北海道庁千歳鮭鱒孵化場要覧より）



写真3-9 人工採卵作業（昭和7年度北海道庁千歳
鮭鱒孵化場要覧より）

字トベコマナエに、十二月には勇払郡錦多峯および幌別に、翌二十二年一月、洞爺、二月、浦河郡染退に設置された。松前郡及部孵化場および上磯郡茂辺地孵化場は明治十三年に、上磯郡谷好孵化場は二十年にすでに設置されていた（藤村信吉「全道各学化場」『北水協会報告』第四八号）。

「中央孵化場」に位置づけられた千歳孵化場は、建設費も別格で、一八八三円を計上した（千歳に次ぐ茂辺地は一八三円）。水質に関しても、他の孵化場は「清水」とされているが、千歳は「清澄」と高く評価されている。

孵化事業の工程は、

(一) 親魚捕獲

(二) 採卵：四・五尾分の卵子に対して一・二尾の精液

(三) 卵子の孵化：孵化槽にて約三〇日

(四) 仔魚の飼育及び放流：飼育池に移して約一カ月で河川に放流

の順に行われる。

二十一年十二月より親魚捕獲と採卵が開始された。採卵数は三〇二万三三〇〇、うち死亡数は七四万一〇六二（採卵数の約二四・五割）、分与数は七五万、放流数は一五三万二三三八に及んだ（千歳鮭魚人工学化場の概況）。二十二年二月より錦多峯、白老、幌別、柴退へそれぞれ一五万粒、相寄、洞爺へそれぞれ七万五〇〇〇粒が分与されている（全道各学化場）。

二十二年度は、採卵五九万三四五〇、死亡四八万三三二（同前約八割）、分与数二七二万、放流数二七九万三二二八となった。

人工孵化の効果に関して、『北水協会報告』第四五号掲載の「鮭魚人工孵化場設立の計画」では、「瀬年到る所の河川皆鮭魚の減耗を告げざるはなく当業者は切りに之れか挽回策に苦み或は産卵期節を限り漁業を禁止し或は天然孵化法を行ひ其繁殖を凶らんに勉めたり然るに人工孵化法の一たび本道に輸入せしより其失費の少くして前者に比すれば効力数培の上にあるを以て現今各所に於て之れか設立を計画するもの少からず」と評されている。

また北海道水産課は「種川設置と人工学化放流との利害如何」という兵庫県からの質問に対して、次のように回答している。「天然河水に産卵するものは百中僅に四五尾を孕出す而して成長の後再び其河に帰るものは千尾の中一二に過ぎず然るに人口学化に依れば百中の九七を孕出し得ざるは以て拙とす孕出後飼養し長四五寸に至る迄成長したる後河流に放出せは効果頗る大ならん種川を設置して天然の産卵に任せ繁殖を計るは其効驗頗る僅少なり」（水産課録事）。このように「天然の産卵」に任せる種川より人工孵化の方が効果が遙かに上であると評価されているのである。

千歳孵化場では、明治二十五年には漆盆、二十九年には捕魚車、三十二年には親魚切開採卵法、三十五年には仔魚日射防止法と次々と新しい技術を試験・開発し、孵化事業をリードしていった。

千歳孵化場の経営母体に関しては、目まぐるしく変遷した。もともと国費経営であった千歳孵化場は、明治三十五年一旦地方費経営となったが、四十三年、北海道殖産経営案の確立と共に、再び国費支弁となった。大正十一年、一部が地方費経営となった後、昭和二年四月には第二期殖産計画実施に伴い、すべて国費となり、同年七月には北海道鮭鱒孵化場と改

称され、全道四一孵化場の「統制機関」となった。

同時期の北海道における鮭鱒孵化事業で最重要視されていたのは、千歳、西別、留別の三孵化場であり、国費経営とされ、その他はすべて民営とされた（昭和八年の時点で民営孵化場は全道に五五カ所）。採卵・放流については、三孵化場のなかで千歳が最も優れた実績を残していた。昭和五年の鮭についてみると、採卵数は千歳一五〇四二万、西別一四三五八万、留別一五二七万、放流数は順に、四六六三万、二二四六万、留別一四〇八万であった（北海道水産協会『北海道水産年鑑』昭和八年版）。

昭和十一年には、本場が札幌に移転することとなり、千歳孵化場は本場附属の一事業場となった。

インディアン水車

半田芳男『鮭鱒人工蕃殖論』は、親魚捕獲場の設置条件として、①成熟した親魚を多数捕獲し得る場所、②捕獲しやすいこと、③親魚を一時蓄養するのに安全であること、④河水の増減によって被害を被らないこと、⑤採卵場を併置できること、⑥孵化場になるべく近いこと、⑦交通の便がよいことを挙げている。そのうち最も重要な条件は①であり、その条件を満たすためには、「鮭鱒の天産卵床に当る河床の下流部の地点」に捕獲場を設置する必要がある。その地点よりさらに下流では、親魚が成熟しておらず、反対に上流では親魚がすでに産卵を終えているからである。産卵床に適する場所は、「河底礫床にして水の流通よく且比較的浅く時に河畔及河底より清冽なる湧水を出し河汀には葭葦等の挺水植物を繁茂することなき」場所であり、反対に適さないのは、「砂泥質にして水深く且流勢稍々緩やかにして河汀には多く挺水植物を繁茂する」場所であるという。

親魚捕獲装置は、「定置するもの」と「運用するもの」に分類できる。前者には、建網類、罟類、四手網、捕獲車があり、後者には、曳網、刺網、

鈎錯類があった。

遡上する魚を水車に導き、すくい揚げて捕獲する捕魚車は、一八二九年、アメリカ東海岸のロアノーク川やピー・ディーですでに使用されていたことが確認できるが、西海岸のコロンビア川においては、一八七九年に導入された。前述のように伊藤一隆がコロンビア川で捕魚車を実見し、伊藤によって日本に紹介されることとなる。伊藤による『米国水産取調書』においては、

捕魚車ノ装置ハ川幅ノ幾分部ヲ横断シ其ノ中適宜ノ場所ヘ水口ヲ設ケ此所ニ亜鉛製ノ網ヲ用ヒテ車ノ齒ト（水ヲ受テ車輪ヲ回転スルモノ）ナシタル水車ヲ架シ水力ニ藉テ徐ニ回転セシム故ニ此水車ノ下即チ前ノ水口ヨリ浜上セントスル鮭魚ハ自然ニ掬ヒ揚ケラレ魚溜ニ落シ入ル、仕掛ナレハ人力ヲ用ヒシテ甚タ軽便ノ漁法ナリ同氏（引用者注）「ウィルリヤム氏」ノ言ニ依レハ該捕魚車ノ捕獲高ハ平均一日二千五百尾ニシテ曾テ大漁ノ時ハ一日一万三千尾ヲ漁獲セリト云フ

と述べられている。なおコロンビア川、サクラメント川においては、「鮭ノ捕獲ニ用フル処ノ漁具ハ差網、建網、引網、捕獲車ノ四種ニシテ就中最モ多ク使用スルハ差網トス」とされている。

千歳川では親魚捕獲に当初、地引網、次いでアイヌが使用した「上りウライ」、「下りウライ」と呼ばれる漁具を用いた。ウライは「斜に垣網を張りて魚留となし水深く流勢緩かなる場所に魚取部を設く」建網の一種であった。上りウライはハの字に設置された魚寄せによって、「遡上魚をそのまゝ、陥穿する装置」であり、下りウライは、「一旦遡上魚を魚留にて通路を遮断するときは魚は瀬に添ひて下降する性を利用し之を上流より陥穿する様に瀬に魚取部を設く」ものであった。しかしウライでは、捕獲した魚を夜間に生簀に移す作業が困難を極めるなどの欠点があった。そこで明

治二十九年十一月、採卵場が孵化場から一〇キロほど下流の千歳駅通所付近（現在の千歳橋の上流約七〇メートルと推定される）に移転したのを契機に、捕魚車の導入が図られた。

捕獲車は上りウライの仕組みと同様、ハの字に設置された魚寄せの先端部分に設置され、自動的に鮭が生簀に落とされる装置であった。当初は、直径三メートル、幅一・八メートル、左右の輪外に幅一・五メートルほどの勿板（ふんばん）を取り付けた構造で、三カ所の金網を張った魚取部のかごが水流によって回転し魚をすくい揚げた。一分間に六回転、魚取りのかごは、一八回水中を回った。操業開始の十一月九日から十二月十二日まで九四〇尾ほどを捕獲したが、車軸等の凍結により、操業中止を余儀なくさせられた。そこで勿板に水箱を設け、すくい揚げた水が絶えず水車の主要部分に注がれるようにして凍結を防止する改良が施された。

明治三十年、捕獲場は千歳駅通所よりさらに下流の根志越に移転した。下流域での密漁の横行、年々遡上する鮭が減少したことがその理由であった。

半田は、捕魚車を「装置する河川は水流稍々急にして水位の高低変化少なく且流水流木等の患なき所たるを要す」とし、「本器を使用するには河川の状態に掣肘せらるゝこと多きを以て現今と雖も本邦に於ては千歳孵化場以外に於て用ひらるゝを聞かず」と述べている。

昭和四十六年頃より、捕魚車は「インディアン水車」という呼称で流布していくが、山田健が指摘しているように、捕魚車をインディアンの起源とする説は疑わしい。

参考文献

- 「鮭魚媒助の実験」『北海道開拓雑誌』第十七号、一八八〇年九月／北海道庁内務部水産課『千歳鮭鱒人工孵化場事業報告』一九〇〇年／竹中邦香『水産学大意』一八九二年／金田帰逸『水産業講話』一八九一年／内村鑑三『千歳川鮭魚減少の源因』『大日本水産会報告』第一号、一八八二年三月／山田伸一『千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族』『北海道開拓記念館研究紀要』第三十二号、二〇〇四年三月／伊藤一隆『米国水産取調書』一八九二年／同『本道に鮭魚人工孵化場の設立を望む』『北水協会報告』第三十五号、一八八八年六月／藤村信吉『全道各季化場』『北水協会報告』第四八号、一八八九年七月／『千歳鮭魚人工孵化場の概況』『北水協会報告』第五六号、一八九〇年三月／『鮭魚人工孵化場設立の計画』『北水協会報告』第四五号、一八八九年四月／『水産課録事』『北水協会報告』第六〇号、一八九〇年七月／北海道水産協会『北海道水産年鑑』昭和八年版／北海道鮭鱒孵化場『北海道鮭鱒孵化場事業要覧』一九三七年／半田芳男『鮭鱒人工蕃殖論』一九三二年／大島正満『水産界の先駆 伊藤一隆と内村鑑三』北水協会、一九六三年／秋庭鉄之『鮭鱒孵化の創始』『札幌の歴史』八、一九八五年／北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会『北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史』一九八八年／山田健『千歳川の捕魚車の発達に関する若干の考察』『北海道開拓記念館調査報告』第三十一号、一九九二年三月

第三項 工業

一・諸産業のはじまり

美々缶詰製造所址

昭和四十九（一九七四）年五月二十五日から二十八日にかけて、苫小牧市教育委員会によって千歳市と苫小牧市との境界近辺（苫小牧市美沢一三五番地）にある「開拓使美々缶詰製造所」址の発掘調査が行われた。調査

では四五八一点の遺物が出土したが、その大半は缶（一五七四点）、骨（一五五四点）、レンガ（五四一点）が占めた。レンガは、明治五年に開拓使の官営事業として設置された茂辺地煉化石製造所で製造された「函館レンガ」であることが確認された。缶詰原料の煮沸用カマドに用いられたとみられる。また骨の大部分はエゾシカであった。

美々缶詰製造所は、明治七年に設けられた私設の鹿肉燻製所を利用し、開拓使が明治十一年、官営工場として設置したものである。当時、多くのエゾシカが棲息しており、冬期になると、雪の多い日本海側や道央から南下し、胆振、日高、十勝地方などの太平洋側で越冬するため、移動シーズンには多くのエゾシカが美々付近を通過するものとみられていた。寛政四（一七九二）年に蝦夷地を見聞した申原右仲正峯は『夷諺俗話』に、「西蝦夷地イシカリ川之南の山に住む鹿は秋になれば八九月の頃イシカリ川を渡りて東蝦夷地シコツといふ所の山へ行」と記している。アイヌは鹿のことを「ユツク（ユク）」と呼ぶが、犬飼哲夫によれば、永田方正『北海道蝦夷語地名解』より鹿に関係ある地名を拾ってみると、六六カ所に上るといふ。国別にみれば最も多いのは、日高国の一九カ所であり、郡別にみても同国沙流郡が一カ所と最も多い。千歳郡では、「ペサ」（鹿の交尾する所）、「ユクウンミンタラ」（鹿の庭）の二カ所が挙げられている。エゾシカの群れを見込んで美々に缶詰製造所が設けられたのであった。

鹿猟

明治になると、江戸時代の禁猟政策に対する反動から鳥獣の乱獲が始まった。東京の郊外では農民が銃弾によって負傷する事件も発生した。そのような状況下、一般による銃砲の制限を目的として、明治五年一月二十九日、「銃砲取締規則」が制定された。同規則は銃の売買を免許制とし、一般による銃の所持を「猟用銃」（和銃四匁八分以下）および散弾を用い

る「西洋猟銃」とし、「軍用銃」と区別する）に限り、鑑札による届出を義務付けた。

翌六年一月二十日には、「鳥獣猟規則」が制定された。この規則では狩猟を生活のための「職猟」と遊楽のための「遊猟」に二分し、許可を与える者に鑑札を下付することとした。鑑札の有効期限は一年で、「職猟」は一匁、「遊猟」は二匁の税を納めることとされた。猟銃は口径四匁八分以下の「和銃」と「西洋猟銃」とされ、「軍用銃」の使用は禁止された。銃以外による猟は特に規制の対象とされなかった。

この鳥獣猟規則は北海道にそのまま施行されたわけではなかった。北海道における狩猟規制の状況は異なるのである。江戸期、狩猟はアイヌのみ許可されていたが、明治以降になって「内地人」にも解放される。明治五年、室蘭街道が開通すると、鹿の越年場所として有名であった胆振・日高国に多くの「内地人」狩猟者が流入することとなった。明治八年には鹿猟は最盛期を迎える。

明治八年以降、狩猟に関する規制が制定されていった。同年二月、開拓使教師頭取兼顧問のケプロンが、欧米諸国の規則を参考にして乱獲防止策を採るよう提言した。九月には、まず「胆振日高両国鹿猟仮規則」が定められた。猟銃の口径は大型の有害獣対策のため、鳥獣猟規則の規定より大型の一〇匁が認められた。また鑑札料金は当初、二匁五〇銭、弓猟は一匁二五銭と定められた。この規則は、八年十一月、夕張・空知・樺戸・雨龍の四郡に、九年一月、十勝に、四月には根室に適用された。

アイヌにとって、鹿は重要な食糧であった。また鹿の毛皮は衣料に、角や骨は矢など様々な日用品に用いられ、背中にある長い腱は弓の弦に使われた。鹿狩りの方法の一つには、鹿の群れを犬を使って遠巻きに追い込み、断崖から追い落とし、下に待っていた者が撲殺するという方法があった。

千歳川流域でも行われたという。鹿を木が密生した林の中、水中、雪中、水上など身の自由を失わせる場所に追い込んで捕らえる方法もあった。最も一般的に行われたのは、毒をつけた矢で射る猟法で、鹿がいつも通る林のなかの鹿道に仕掛け弓を設置したり、鹿の群れに風下から密かに忍び寄って射るなどした。鹿を誘き寄せるために鹿笛や鹿の声真似なども用いられた。その他、丸太を結び付けた縄を首にかける罟を仕掛ける方法もあった。

しかし九年九月、開拓使札幌本庁はアイヌの毒矢猟を禁止する布達を發した。同時に、矢猟従事者を六〇〇名とみて、その半数の小銃三〇〇挺を貸与、取扱を教示し、年間捕獲鹿皮の一〇分の二の納入によって償還させることを指示している。小銃貸与の枠から漏れた者は他の生業に移ることを見込んだものと思われる。銃砲より殺傷能力が低く乱獲防止の点では相応しいであろう毒矢猟は、なぜ禁止されたのだろうか。毒矢猟についてはケプロンが「慘酷」な習慣であると指摘しており、開化論の観点から禁止に至ったと考えられる。十一月には、「北海道鹿猟規則」が施行され、年間狩猟者数を六〇〇名に制限することおよび毒矢猟禁止が明文化された。また鑑札料金については、一枚二円、アイヌは無税とされた。

この毒矢猟禁止措置に対してアイヌは、猟に代わるべき生業がないこと、猟期が目前に迫り銃器修練の余裕がないことなどから、各地で毒矢猟禁止の猶予を訴え出た。沙流郡のアイヌは札幌本庁に訴えて門前払いを受けた後、再度、静内分署経由で六カ月の猶予を嘆願した。千歳郡のアイヌも勇払郡のアイヌとともに、「本年限り」の猶予を求めた。しかし開拓使札幌本庁は、毒矢猟禁止を強行し、生活困窮者については救助を願い出る様指示した（山田伸一「開拓使による狩猟規則とアイヌ民族」）。

十年九月には猟期以外の鹿肉売買が禁止された。同年十二月、屯田兵二

〇名が鹿猟取締と演習を兼ねて、「千歳勇払白老地方」に出張している。十一年六月には、鹿猟規則が改正され、「職猟」と「遊猟」に分け、「職猟」は五〇〇名、「遊猟」は三〇名、猟期は毎年九月より二月に制限された。鑑札料金は「職猟」が二円五〇銭、「遊猟」が五円となった（アイヌは引き続き免除）。十二年一月、「十勝国一円並に胆振国勇払郡植苗村字美々ヲ中心トシ凡方八里」が禁猟区に設定され、その地に居住するアイヌ以外の狩猟が禁止となった。翌十三年には、釧路国も同様に禁猟となる。

表3-25は、

札幌本庁における鹿猟鑑札下付の状況を示すものである。「有税」とあるのは和入、「無税」とあるのはアイヌの猟者が該当するが、下付数はアイヌが圧倒的に多い。十三年以降には、和入への下付は無くなった。十年において日高や十勝で下付されていないのは疑問

表3-25 鹿猟鑑札下付

国	郡	明治10年		明治11年		明治12年		明治13年		明治14年	
		有税	無税	有税	無税	有税	無税	有税	無税	有税	無税
石狩	札幌	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	虻田	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0
胆振	有珠	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0
	室蘭	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0
	幌別	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0
	白老	0	17	0	56	0	0	0	6	0	0
	勇払	21	129	5	83	1	36	0	19	0	0
	千歳	0	11	1	17	0	0	0	0	0	0
日高	沙流	0	0	1	87	0	79	0	84	0	0
	新冠	0	0	0	1	0	23	0	5	0	8
	静内	0	0	0	4	0	83	0	49	0	23
	三石	0	0	0	29	0	29	0	0	0	0
	似河	0	0	0	18	0	12	0	29	0	0
	浦幌	0	0	0	60	0	79	0	74	0	0
十勝	尾幌	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0
	広尾	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0
	十勝中川	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
合計	21	157	15	482	3	341	0	266	0	31	

註 大蔵省『開拓使事業報告』第3編、明治18年、13-14頁表による

であるが、統計上、ピークは十一年といえよう。同年、千歳郡ではアイヌ一七名、和一人一名へ下付がなされ、他郡でも猟が盛んであったことが窺える。なお同年にはすでに定員に達したことを理由に千歳郡のアイヌ一六名が免許出願を却下されたことが確認される（山田伸一「開拓使による狩猟規則とアイヌ民族」）。このことは鹿猟を継続できなくなったアイヌが多くいたことを意味する。

ただ狩猟関係の鑑札としては他に鳥獣規則によるものや有害鳥獣駆除を目的とするもの（無税）があり、熊や狼を銃殺した者へは手当金が給与された。十五年以降、千歳村、蘭越村、烏柵舞村、漁村のアイヌがママチ、馬追、烏柵舞山中などで熊や狼を銃殺し、手当金（一頭に付き熊五円・狼七円、同年七月の改定で、熊三円・狼一〇円となった）を受けていることが確認される（第六節第二項参照）。

鹿猟鑑札は十二年以降になると、勇払を除いて胆振や十勝での下付が無くなり、日高のみになっている。郡別にみると、十年の時点では勇払が最も多いが、十二年以降になると沙流、静内、浦河にその地位を譲るようになる。十四年には、新冠と静内にしか下付されておらず、鹿猟はほぼ途絶えてしまった。

美々缶詰製造所の設置

美々缶詰製造所の設置は明治十一年であり、狩猟規制が掛けられ、鹿猟の盛期が過ぎ去ろうとしていた時期に当たった。

同製造所の設置は、開拓使の官営事業の一環として位置づけられる。開拓使は諸工業育成のため、明治四年より十三年までに四〇カ所ほどの官営工場を設置している。大半の工場は札幌本庁管内に置かれ、工場の種類も各種目に及んだ。函館支庁管内の工場はレンガや石灰、燧木^{マツキ}といった新時代の製品と呼ばれるもの、根室支庁管内の工場は水産物加工が中心であつ

た。明治九年以降には麦酒や葡萄酒など移輸出向けの工場が設置されているが、缶詰製造所もその一環であつた。

当時の欧米諸国における缶詰製造の状況に関して、『北海道開拓雑誌』第一八号では、次のように述べられている（「缶詰法改良の好法」）。

缶詰は鳥獣魚介の肉を保存し之を数年の間貯はへ置くも之を千百里外の邦土に齎らし去るも毫も其香味を損するなく坐ながら松江の鱸を味ひ得る良法なれば欧米諸国皆争ふて此法を用る鳥獣魚介より穀菜菓実に至るまで総て缶詰と為して之を遠国外邦へ運送し以て家国の興産を謀るや切なり

遠く海外へ進出していた欧米諸国においては、肉や魚を保存することができる缶詰の製造が盛んであつたのである。

缶詰製造所は明治十年九月、内務省勧農局がアメリカから三三〇ドルで買い入れた自動製罐機一式を開拓使で譲り受け、石狩においてアメリカ人缶詰技師U・S・トリートを招き、募集した修業生に伝習させたことに始まる。石狩製造所は、明治十年に仮設され、十一年に改築されている。面積は一〇四坪七合五勺、費用は一五六〇円一八錢一厘であつた。十年末より鹿肉の製造に取り掛かつたトリートは、

其肉（引用者注―北海道の鹿肉）ハ畜ニ多量ナルノミナラス其質ノ甚美ナル
右来世ニ知ラレタル鹿肉中ニハ此肉ニ及フモノナシ惟ニ此肉ヲ貯蔵スルノミ
ヲ以テ一大商業ヲ起シ得ベキハ疑フベ
クモアラス鹿ハ甚タ許多ナル様子ニテ
北海道ハ箬竹到ル所ニ繁茂シ東海岸ハ
奇妙ニモ積雪甚タ薄クシテ其竹ヲ庄セ



写真3-10 美々鹿肉缶詰工場



写真3-11 鹿肉缶詰

サルカ故之ヲ食フテ食物ノ欠乏ヲ憂フルコトナキナリ余カ聞ク所ロニ抛レハ年々鹿ノ獵獲ニ万乃至三万頭ニ及ヘドモ目ニ見ユル程ノ減少ヲ生セズト云フ是レ一地方ノ獵獲ヲ云フ

と報告している(徳永勇四郎『報文書』)。翌十一年四月にはトリートが根室に派遣され、別海(十一年)、紗那(十二年)、厚岸(十三年)に缶詰製造所が設置されていた。

美々缶詰製造所は、十一年十一月十三日に落成した。面積は六八坪五合、建築費は一七四五円六一銭三厘、機械費一六八九円三九銭二厘であった。傍には脂肪製造場が設置された(二五坪、一〇三九円一八銭一厘)。また鹿肉の「渣滓及ヒ其余瀝等」を用いた硝石製造試験が実施され、そのための人造硝石山が設けられた。製造所の周囲には、「地味ハ多ク火山灰沙ノ如ク肥沃ニシテ排水極メテ便ナリ」として、「西洋果樹」および桑が「数十株」、試験的に栽培された。

各製造所の缶詰の内容は札幌牧場産の牛肉、石狩産の鮭鱒、チカ魚、美々産の鹿肉などによった。製造方法については、「鮮肉を選び、適宜に切断し、肉二磅に塩一匁八分を加えて缶に詰め、錫鑊を以て周囲を密閉し、之を煮ること二時間にして缶面の凸所に小孔を穿ち大気を噴出せしめ、速に鑊を以て密閉し、華氏二百三十度以上の塩水にて煮ること二時間して、冷水に投じ冷定の後灰水にて缶を洗い又暫く水に投じ、出して水分を拭去り

金光水を塗抹し商標を貼る」と指導されている(犬飼哲夫「北海道の鹿とその興亡」、『北海道開拓雑誌』第四号(明治十三年三月十三日)では、「開拓使にて製する鮭鱒鹿の缶詰と云へバ其廉価にて珍味なるハ誰もよく知る所なる」と述べ

られている。

十一年七月より十二年六月の製造数は一三万一千八百九缶、売り上げ一五八四円七銭に対して、経費は一萬三一九円三三銭八厘であり、二五三五円二六銭八厘の損失を出した。開拓使は、「当年度損失尠カラスト雖モ職夫漸ク術ニ吏員ノ管理亦其要ヲ得テ事業速ニ進歩セシヲ以テ代価ヲ更定セハ容易ニ当年ノ損失ヲ償フヘシ当年ノ損額ハ実験ノ資金ト相做し次回ノ報告ヲ待テ其言ノ過ラサルヲ知ルヘシ」と事業の進歩を評価し次年度に期待をかけた(開拓使『第四期報告書』自明治十一年七月至十二年六月)。

しかし、鹿猟が活発化するなか、十二年から十三年にかけて未曾有の大雪もあつてエゾシカが激減し、鹿肉缶詰製造は大打撃を受けてしまう。十三年には美々製造所は休業となり、十七年六月には廃止に至った。

軸木工場

日本の燐寸製造業は、明治三十九(一九〇六)年の時点で、海外輸出額一〇六一万五九〇五円に達しており、「国家経済上ノ一大製力」とされた。燐寸製造の主要な原料である軸木のほとんどは、北海道産によった。軸木の材料となるのは白楊樹および菩提樹であり、北海道ではこれらの木材が豊富であったのである。北海道産の軸木の大部分は東京、大阪、神戸などに移出され、道内では小樽、函館の燐寸工場に供給された。

北海道の軸木製造業が本格化したのは、明治二十二年九月、山田朔郎が胆振国有珠郡に工場を試製して以降のことである。翌二十三年には渡島国茅部郡に焼山製軸木、二十四年には胆振国有珠郡に金沢、手代木、加茂の三製軸所、北見国網走郡には三万円の資本を投じて蒸気による新式機械を据え付けた山田製軸工場が設立された。その後、貸下地内の原料木を無料で譲り受けられるようになると、各地で続々と創業が続き、二十八年の時点で、製軸所数四一、資本金七万六〇〇〇余円、職工一七八三人、製造高

四三〇〇万二九五〇把に達した。三十一年には製軸所数が六五カ所にも上ったが、原料である白楊樹を使い果たした所では移転や廃業を余儀なくされていた。三十九年の時点で、石狩国七カ所、天塩国四カ所、胆振国四カ所、日高国一カ所、十勝国七カ所、釧路国一カ所、北見国一六カ所、計四〇カ所となっている（北海道庁第三部『北海道工業概況』）。

千歳村における軸木工場の変遷は、『北海道庁勸業年報』『北海道庁拓殖年報』で辿ることができる（表3-26）。明治三十年、小坂、新保、眞鍋の三工場が創立された。原料は、「立木概算石数」一万八一三〇石とされた千歳村官林であった。工場には、馬櫓または馬車で運搬した。職工、製造額の規模で見ると、創業一年あるいは二年で千歳村の軸木工業はピークを迎えた。三十一年の時点で、小坂軸木製造場の職工男子日給平均六十五銭は、道内でも「高額の部に属」した（白仁武「北海道の燐寸製軸業（其二）」）。『記念誌 駒里』によると、三十四年頃には四つの工場が稼働していたという。小坂、新保、眞鍋、寺尾だろうか。三十四年から三十七年にかけて、寺尾工場ほかで製造がなされるが、三十二年の製造額には及んでいない。

三十八年四月には、出水川軸木製造工場が創業しており、一万円に達したその製造額の多さが注目される。三十九年度の製造量は五〇万斤（『三村沿革史』では、「五十万打」であった。年就業日数は二二六日、一日作業時間は一〇時間、職工数は男八、女四の計一二、一日の平均賃金は男六〇銭、女二五銭であった。同工場は職工数で見ると、全道的には最も小規模な工場の一つであった。千歳郡の軸木生産は全道規模でみた場合、目立つほどの額ではなかった。

精米

北海道における精米業は、明治三十年代に大きく発展を遂げる。三十（一

表3-26 軸木工場（千歳村）

	名称	持主	創立	職工		起業時 資本金 (円)	現在 資本金	一カ年 収入額	一カ年 支出額	純益	一カ年 製造額
				男	女						
明31	小坂軸木製造場	小坂徳治	明30.12	19	12	750	7,450	7,200	6,607	593	
	新保軸木製造場	新保鉄蔵	明30.6	23	15	5,654	7,238	7,200	6,428	771	
	眞鍋軸木製造場	眞鍋源治	明30.8	7	6	3,541	3,541	1,556	1,186	369	
明32	小坂軸木製造場						2,450				6,800
	新保軸木製造場						7,238				7,200
	眞鍋軸木製造場						7,541				7,800
明34	北海工場			15	5		2,000				4,500
	小坂軸木製造場			13	7		1,720				4,400
	寺尾軸木製造工場			10	6		1,200				4,140
明35	寺尾軸木製造工場			9	5		1,200				4,140
	寺岡軸木製造工場			13	7		1,720				4,400
	津田第三工場			15	5		2,000				4,501
明36	松本軸木製造工場			10	3		1,500				3,800
	寺尾軸木製造工場			10	7		1,800				4,028
明37	寺尾軸木製造工場			8	6		1,800				4,140
明38	寺尾軸木製造工場		明31.8	9	8						4,485
	出水川軸木製造工場		明38.4	10	10						10,000
明39	出水川軸木製造工場	岡田來太郎		8	4						10,000

註(1) 『北海道庁勸業年報』、『北海道庁拓殖年報』各年、『殖民公報』第9号、北海道庁第三部『北海道工業概況』明41より作成。

(2) 小坂軸木製造場の創立については、明30.11、明30.6という記載もある。北海工場は「燐寸小箱素地」を製造。

八九七) 年末の時点では、規模が小さいものが多く、工場と呼べるようなものは二、三工場のみであったが、四十年末になると、会社組織による工場が十七、個人経営による工場が三二、計四九工場の経営がなされるまでに至った(北海道庁第三部『北海道工業概況』)。

『千歳外三ヶ村沿革史』によれば、千歳村は、明治三十九年、白米を「二百石」、糯米を「二十四石」、「輸入」している。いつ頃千歳村に精米場が設置されたのかは不明であるが、北岡善作『千歳、恵庭、広島三村銘鑑録』によると、「明治三十年幼ニシテ祖父ニ從ヒ移住シ専ラ農業ニ従事」した瀧川亮次が、「本村ニ精米ナキヲ遺憾トシ水力精米場ヲ設置」したという。

大正四年になると、「穀物精白業」が三戸あったことが確認できる(『状勢』)。

参考文献

大飼哲夫「北海道の鹿とその興亡」『北海道大学北方文化研究報告』七、昭和二十七年三月／百瀬響「開拓使期における狩猟行政」井上紘一編『社会人類学から見た北方ユーラシア世界』(科学研究費補助金基盤研究B(1))『ピウスツキによる極東先住民研究の全体像を求めて』成果報告書、二〇〇三年／山田伸一「開拓使による狩猟規則とアイヌ民族」『北海道開拓記念館研究紀要』第二九号、二〇〇一年三月／同「北海道鹿猟規則」施行後のアイヌ民族のシカ猟」『同』第三四号、二〇〇六年三月／勸業課農務係「札幌県公文録(鳥獣猟)」明治十五年、北海道立文書館所蔵、簿書七三五七／『新北海道史』第三卷 一九七一年／『缶詰法改良の好法』『北海道開拓雑誌』第一八号(明治十三年九月二十五日)／徳永勇四郎『報文書』明治十三年四月／北海道庁第三部『北海道工業概況』一九〇八年、一九〇九年／北海道庁『道治一斑』一九一一年／北岡善作『千歳、恵庭、広島三村銘鑑録』一九三五年／白仁武「北海道の燐寸製軸業(其二)」『太陽』五一一六 一八

九九年／千歳市立駒里小学校開校七十周年記念協賛会『記念誌 駒里』一九七六年

二・発電所

王子製紙工場の誘致

「我邦製紙界の王者」(『報知新聞』昭和十一年八月二十五日付)と評されるようになる王子製紙であったが、苦小牧工場が設立される以前の明治三十三年(一九〇〇)年頃には業績悪化に苦しんでいた。その最大の要因は、日清戦争を契機とする新聞用紙の需要拡大に対応して建設された静岡県中部工場の不振にあった。王子製紙は百年先を見越した抜本的解決を図るため、最新鋭の大型工場建設を準備し始めた。

明治三十七年九月、専務・鈴木梅太郎ら一行は、本州では魅力的な候補地を見出せず、立地場所を求めてパルプ材料が豊富な北海道に渡った。一行は、三井物産小樽支店長・小田良治から千歳御料林が有望であると教えられ、支笏湖周辺、千歳川の調査に赴いた。千歳の「西方山岳地方」は「全部帝室ノ御料林」であり、「樹林ノ分布」は「針濶混交林地帯」であった。『千歳村ノ状勢』によると、村の山林一四万八〇四四反三一一步のうち、御料林は一萬五七二一反二〇三步を占めている。一行は製紙原料としての木材については満足しなかったが、水力発電には好適地であることを発見した。鈴木による『北海道視察報告書』同年十月一日の項には、次のようにある。

湖水落口より数丁以下なる千才川第一滝場に至りたり。滝の高さ余り高からざるも轟々たる水沫飛散の有様は甚だ猛然たり。湖水より出材の場合多少の設備を要すべし。林中川端に沿い川下に至る二里余にして千才川中最終の瀑布を見る。此滝は第一に比し落下甚だ低く殆ど堰止を溢下する状に似たり。

吉川氏の推算に依れば第一より此間に至る落差と水量に依り、優に一萬馬力

を得らる、と言ふ。

こうして発電所および製紙工場の建設が決まった。翌年三月、鈴木らは、「北海道胆振国千歳郡千歳川右岸宇鳥柵舞『ナスソウ』ノ附近ニ水力電気工場ヲ新設致シ製紙製材等ノ事業ヲ相営ミ度」とする「水流使用及河中工作設置願」を道庁に提出した。

ちょうど日露戦後期は、「水力電気熱勃興」の時期にあたり、北海道においても王子製紙のほか、大沼水力電気、岩内水力電気、阿寒湖水力電気、定山溪水力電気、夕張川水力電気などが事業の出願を行っていた（『水力電気熱勃興』『北海タイムス』明治三十九年八月二十六日）。

千歳外三村は三十八年十二月、王子製紙が千歳川の水利権をとって発電所を建設し製紙工場を造るといふ情報が入ると、工場誘致に乗り出し、鈴木専務宛に請願書を提出した。千歳がかつて室蘭街道の「要地」として発展したものの、鉄道開設によって衰退したこと、「千歳川上流ノ富源」は、「一大資本家ノ放資」によつてはじめて開発できるもので、「貧弱ナル村落」では到底「自営」できないこと、札幌支庁管内で唯一、町村制が施行されていない本村（※新篠津村も町村制未施行であった）にとつて、今回の工場設置は「天使ノ福音」とも言うべきものであること、万一、「物資集散ノ要枢ヲ他地点ニ占得」され、「宝ヲ抱イテ利益ヲ他ノ専有ニ任スル」ような事態になれば、ますます村は「悲惨ノ況界ニ陥ル」ことを挙げ、「村民一同ハ貴社ノ義侠ニ訴テ、千才一遇ノ好事業ヲ是非本村ニ設置相成候様切望ノ至リニ不堪候。此希望ニシテ御採納相成候得者、其恩恵ハ直チニ以テ全村ニ光被シ、地方発展ハ赫々トシテ見ルベク、優ニ本道内有数ノ都市タル事期待致シベキ義ト奉存候。付テハ貴社ニ於ケル設計ニシテ必要ノ事項ノ為メ御命令相成候得者、出来得ル限り便利ヲ提供致度」と訴えた。そして、千歳に設置することのメリットとして、①製紙原料の回収に便利で

あること、②千歳川の便により、江別方面への交通が容易であること、③支笏湖から村への道路が平坦であること、④村より最寄の停車場までの道路が平坦であること、⑤土地が広大でどんな建築物の設置にも便利であること、⑥千歳川・ママチ川の水は霧雨のときでも混濁しない特性があることを挙げている。この請願書には千歳外三村有志二二六名からなる連署が添付された（『市史』）。

一方、苫小牧村も官民一体となり工場誘致を推進していた。王子製紙は当初、工場建設地を千歳村としていたが、工場適地調査を重ねた結果、苫小牧村に変更した。三十九年二月、苫小牧村長はじめ有志は王子製紙に宛てて、「村民ヲシテ其宝庫視スル所ノ満山ノ密林一朝他人ノ手ニ壟断セラレ加之中原ノ鹿タル予期ノ鉄路一変他村ノ為メニ掠奪セラレ失望落胆深淵ニ沈淪セシメ終世遺恨ノ府トナルカ如キ不仁ハ貴社ノ決シテ好マサルモノアルヲ認識スル」と陳情し、工場及び鉄道敷地のうちの村民所有地の寄付と工場使役人夫一〇〇〇人の提供を申し出ている。同年六月、王子製紙は工場敷地として苫小牧村の国有未開地四七万坪の売払願を道庁に提出した（『苫小牧市史』上巻）。『王子製紙社史 本編』は、苫小牧を工場用地に選んだ理由として、①支笏湖を背後に控え、水力発電に必要な豊富な水量に恵まれていた②当時は出力・電圧ともその規模は小さくとも、一五〜二〇マイルの近距離送電が可能になった③付近一帯が原始林におおわれ、原料材の入手に不自由しない④北海道炭鉄道など、交通の便が比較的良い⑤広大な用地を安価に得ることができる、の五点を挙げている。

千歳川発電所

王子製紙は千歳川上流の水利を生かして、発電所を建設していった。『北海タイムス』は明治四十一年十二月七日、第一発電所の工事概況について次のように報じている。

発電所は周辺十七里に亘る支笏湖より千歳川に落ちる水量を利用するものにして湖の落口より下流四百五十間（瀑布より百五十間上流）の位置に水門を設け高さ六尺に達するまでの水を湛へ（湖水の落口に至りて四尺高まる）て水路に引き其引口には両側へ同十五間の煉瓦を積み夫れより隧道を掘鑿すること四百五十間引続きて鉄条を骨子としてコンクリートにて築きたる延長二千五百間の水路を設けて恰かも暗渠の如くにし行止めの水の落口は四百二十尺と為し茲処にて一万五百馬力の電力を起す計画なり

また工学士・濱田東稲は、発電所の概要を以下のように述べている（『北海道千歳川水力電気工事土木部概要』）。

千歳川の支笏湖流出口より下流四百九十間の処に千歳川を横切つて一大堰堤を築き其右岸に引入口を設け水路式千參百六拾八間九〇四によつて水溜に連り以下内径四呎の鉄鋼管により発電所に送水す使用水量は毎秒時間四百立方尺にして発電所に於て有効落差四百式拾尺を有し従て水車軸に於ける有効馬力尅萬五千を得之れを四万六千ボルトの高圧にし三相三線式送電線路拾五哩にて苦小牧に於ける変電所兼配電所に送り再び変圧機により式千式百ボルトに通降し各使用区域に分配す

発電所の土木工事は東京の大倉組が落札し、札幌の阿部組が下請け、さらに数組に分担して着手され、人夫は延べ一〇〇〇人に達した。人夫の多くは本州各地から集められ、厳重な監視のもと仮小屋に住んで作業に当り、死者も出ている（『苦小牧市史』上巻）。

明治四十三年より大正九年まで苦小牧工場に在任した富田治郎右衛門は、王子製紙内では製紙工場建設工事の難航の一方、発電所にかかるコストは非常に安価にみられていたことを回想している（王子製紙株式会社電力対策委員会『千歳発電所建設当時の思い出』）。

明治四十三年から昭和十六年にかけて、第一から第五までの五カ所の発

電所が設置された。各発電所の概要は、表3-27の通りである。北海道水産試験場『河川湖沼調査』によれば、各発電所間の距離は、支笏湖銚子口より第一発電所まで五・七七キ、第一発電所より第二発電所まで一・三五キ、第二発電所より第三発電所まで六・〇五キ、第三発電所より第四発電所まで四・七六キであった。第五発電所は、第二発電所と第三発電所の間に設置されている。

発電量は合計すると二万八六五〇キロワットとなる。第四発電所が竣功した大正八年の時点においては二万二〇五〇キロワットであったが、同年の全国の発電所数は七八五カ所（水力五三九・汽力一一二・瓦斯力一三四）、北海道は五八カ所（水力二四・汽力九・瓦斯力二五）であり、五〇〇キロワット以上の出力を有する発電所は、全国で三二カ所だけであった（通信省電気局編『電気事業要覧』第十三回）。電気は、苦小牧工場のほか、江別、札幌、小樽に送電された（『春浅き支笏湖と風光勝れた発電所』『北海タイムス』大正十二年三月二十一日）。

千歳町「昭和十七年度町民税納税義務者賦課額調査」によると、第一発電所三〇名、第三発電所七名、第四発電所九名への町民税賦課が確認でき（『町会々議録』昭和十七年）。

戦後になると、発電所の制御技術が進歩し、昭和三十一年十月には第二発電所、三十三年十二月には第五発電所の第一発電所からの遠隔制御が可能となった。また三十一年十二月には第四発電所、三十二年二月には第三発電所が一人制御方式となった。

表3-27 千歳川発電所

発電所名		竣工年月	発電量 (kW)	
千歳第1	第1期	1910. 6	2,500 × 4台	計 20,000
	第2期	1914. 6	5,000 × 1台	
	第3期	1930. 1	5,000 × 1台	
千歳第2		1916. 3	2,000	
千歳第3		1918. 3	2,450	
千歳第4		1919. 11	2,600	
千歳第5		1941. 2	1,600	

註 『王子製紙社史 本編』2001年、46頁

発電所設置の影響

発電所の設置によって、支笏湖の水位が上昇し、増水期にはヒメマス孵化場の防波堤が水没、養魚池が冠水する状況となった。そこで王子製紙は、石垣の護岸などの対策をとった。

明治四十二年より昭和初期まで千歳支場に勤務した菊地覺助によると、発電所が出来る支笏湖銚子口から第一堰堤まで満々と貯水されるようになったため、ヒメマスの二年魚が川に降下する性質を示すようになったという。第一発電所水溜には、多くの二年魚が流入し、それらが発電所の機械にかかり、胴体が切断されたり、損傷を受けたものが見られるようになった。また水溜に集ったヒメマスを釣り上げようとする人々が押し寄せ、水没事故も起こり、発電所は釣魚厳禁の制札を立てるに至った。

発電所は、堰堤の前面に防護網を設置することを本社に要請した。そこで本社は川崎製鋼所に考案させて、伸縮自在で精巧な防護網を作成した。設置当初は、ヒメマスの降下を防ぐことに成功したが、だんだんヒメマスが網の抜け方を学習し、水路に入るものが跡を絶たなくなった。網の掃除は困難を極め、遂には網に水圧がかかって裾が上がり、ヒメマスが容易に通れるようになってしまい、失敗に終わった（秋庭鉄之『千歳と姫鱒』）。

また発電所による水量の調節は、千歳川下流地域に影響を及ぼした。水流の調節機能により、「融雪梅雨ノ季」の氾濫は減じることとなったが、昭和六年五月には川が増水し、千歳市街附近では「平水時ノ三倍以上」、下流のネシコシ、オリイカ、ケヌフチ、長都、カマカでは、農耕地二五〇町歩が浸水し、約二〇〇町歩が蒔付できない状態となった。五月二十一日、千歳村は王子製紙に対して、「出来得ル限り貯水被下放水減シ水流ノ激減方」を陳情した。六月四日、千歳村長は、来村した道庁河川課長とともに支笏湖畔まで随行し、王子製紙電気部長と折衝を重ね、「向後雨量ノ激増

無キ限リハ放水量三百箇ニ抑制」するとの協定を結んだ。翌五日、市街地附近では「約四寸ノ減少」をみたが、「雨天勝増減定マリナク予期ノ効果ヲ奏」さなかつた。そこで九日、水害対策協議会が開かれ、十日には村会を召集、十一日には村議一同で「上流及水源湖畔ノ実査ト減少方法ノ研究」がなされた。そして王子製紙に対しては十一日付で、「原因調査スルニ石狩川、夕張川ハ其ノ増水甚ダシカラズ是等河川ニ基因スル氾濫ニ非ザルコト明ニシテ即チ支笏湖ヨリ放水セラル、水量ノ多キニ原因シ居ル様思料セラレ之レカ為メ民心動揺ノ状態ニ有之候」として、放水量の減少が陳情されている。同日、王子製紙電気部長より、「三百箇ノ水量調節」の「即夜実行ノ言質」を得、翌十二日には、市街地では「河水約七八寸ノ減水」をみて、「平水ニ復帰」する見込が十分となった。

また昭和八年三月二十七日、千歳村は、ネシコシ方面が「水害ノ為春期ノ蒔付不能ノ状勢ニアリ」という事態を受けて、王子製紙に対し、

毎年十二月ヨリ翌年四月末日迄ノ間即チ農耕ニ支障ナキ時ニ於テ多量ノ流水ヲナシ五月以降十一月迄ノ間ハ比較的少量ノ流水ニ止メ以テ蒔付及耕作収穫時ニ於ケル村民ノ不幸ヲ除カル、様御配意ヲ望ム

とする陳情書を送っている。これに対して王子製紙は、「当方ニ於テハ洪水期ニ於テ支笏湖ニ貯水シ渴水期ニ於テコレヲ放流スル方針ニ有之自然貴方御希望ニ添フ筈ニ御座候」とし、なお昨年、一昨年のような「多大ナル降水量ハ全ク数十年来ノ稀有ナル状態」で、そのような場合千歳川の増量もやむを得ないものと承知されたいと回答している（千歳村役場『陳情請願書類』自大正十二年）。

参考文献

札幌鉄道局運輸課『産額より観たる北海道の主要物産』一九三〇年／『苫小牧市

史』上巻 一九七五年／王子製紙『王子製紙社史 本編』二〇〇一年／「北海道千歳川水力電気工事土木部概要」『工学会誌』三三七 一九一一年／王子製紙株式会社電力対策委員会『千歳発電所建設当時の思い出』一九六二年／北海道水産試験場『河川湖沼調査』一九三六年／通信省電気局編『電気事業要覧』第十三回 一九二二年／秋庭鉄之『千歳と姫鱒』一九九三年

第四項 林業

一・国有林（官林）

国有林（官林）の始まりと管理

明治四年の廃藩置県と場所請負制度が廃止されると、北海道内の個人所有地以外の山林、寺社地はすべて国有地・国有林（官林）とされ開拓使の所管となった。開拓のための土地を得るには、新しく制定された北海道土地売買規則に基づき、国有林（官林）の開放を申請することとなった。

開拓使は官林に禁令を設けて伐採を禁止し、かつ伐採の跡地には植栽を奨励し森林を保護、保全しようとした。千歳は開拓使札幌本庁に所属し、六年には道路沿いの樹木や電信線の配線、家屋建築の障害となる場合を除いて道路の左右それぞれ一〇間（一八呎）を禁伐とした。

山林取締と「山林監護条例」制定

開拓使は山林派出所を各地に設け、国有林の管理に当たらせた。千歳の山林取締は勇払、千歳両郡を兼務として一名が置かれ、明治七年に勇払郡開拓使出張所から島松の中山久蔵が発令された（増補）。山火事の防止、山林の保護育成、狩猟・漁労禁止などの見回りが任務であった。

十年、山林の管理が土木課から地理課の管掌となったことから、千歳郡は同年一月二十四日に千歳郡勇払分署を廃し、開拓使札幌本庁の直轄となった。次いで同年二月二十三日には、樺松・落葉松・蝦夷松など有用一

六種を指定し、家屋、船、車、橋梁の良材とするため、むやみに伐木し薪炭に使用することを禁止し、厳重に取り締まった。ただし、漁業用に限っては申し出により許可する旨が布達された（『布令類聚 上編』）。

札幌本庁管内では十年四月六日、「山林取締例則」のなかに「山林監護条例」を制定し、官林、公林（一・二・三等級）、邑林、私有林を指定した。官林とは国有林のなかでも官庁の特選した良林または官の植栽による森林で、伐採を許さず永久保存するもの。公林とは官民平常用材地であり三等に分けて林木払い下げ規則を定める。邑林は各郡村に属し、村の用水を保持することとした。

十一年十月には「山林監護条例」を「森林監護仮条約」と改正し、十一年十二月に「山林監守人規則」を定め山林防火防止や盗伐発見を任務とした。十三年には山林監守人の官帽を定め、羅紗毛織の白地に赤い山の字をかたどったもので巡林の際に着帽した。十四年一月二十二日の布達により、札幌区ほか千歳・勇払・白老三郡の石狩国一円を開拓使本庁地理課山林係の管掌とし、一切の事務を管理した（『布令類聚 上編』）。

開拓使を廃止し、三県一局を設けた明治十五年から十九年にかけて、山林事務は農商務省山林課に移管され、さらに十九年二月に北海道庁が新設されるとともに、農商務省から道庁に移管された。二十一年に林務課として独立し、森林の取り締まりおよび経済に対すること、民有林の監督事務を取り扱うこととなった。道内一八カ所に林務課員派出所を新設し、千歳は苦小牧に所在する勇払派出所の所管となった（『北海道山林史』）。二十一年の監守人には、新保鉄蔵が月俸四円で北海道庁第二部林務課勇払派出所から任命されている（『新保家関係資料』）。

官林（国有林）払い下げ

官林（国有林）の林木払い下げや伐採に関しては、願い出による申請が

必要とされた。

例えば、明治二十二年十月三十日、千歳川鮭魚孵化場の開設にともない、同孵化場の出仕員が薪材とするために近傍の樹木の伐木を伐採場所の略図を添えて申請したところ、「禁伐之儀に付ては林務課より勇払派出所へ通し、派出所員が現場へ同行して」、次のような価格で許可され、杣夫が伐採した。

官林雑産物払下特許願について、場所は烏柵舞村ルエンの千歳川を挟んだ孵化場対岸の箇所である。

- 一、楢 目通し三尺廻り 参本（此代金拾五錢三厘）
 - 一、刺楸 目通し三尺廻り 参本（此代金拾五錢三厘）
 - 一、楡 目通し二尺五寸廻り 六拾本（此代金三円八拾四錢）
 - 計金四円拾四錢六厘
- 右之趣許可す
- 明治二十二年二月二十五日 林務課員 勇払派出所

（千歳鮭鱒人工孵化場『諸官衙往復書類綴』（自明治二十一年至全三十四））

二、御料林と変遷

御料林

皇室経済の確立のため、政府は大面積の官林、官有原野、鉾山を皇室財産に編入する見込みをたて、十八年、宮内省に御料局を開設した。当初は国内二万余町歩の小規模面積であり、御料牧場の日高新冠などに出張所が置かれていたが、明治二十二（一八八九）年、皇室典範が制定され皇室財産が代々継承される世伝御料制度が確立したことから、二十三年八月、北海道では渡島国ほか八ヶ国所在の国有林二〇〇万町歩（二〇〇万鈔）を新たに皇室財産として御料林に編入した。

管理は明治二十二年に御料局札幌支庁を創設し、経営にあたることに

なったが、三十年までは府県知事に管理委託をしたことから、千歳村戸長役場内にも千歳分担区が置かれた（『帝室林野局五十年史』、『増補』）。のちの大正十三（一九二四）年四月に御料局は帝室林野局に改組される。

この広大な御料地二〇〇万町歩の編入について、明治二十六（一八九三）年、北垣国道北海道庁長官は内務・農務両大臣に対して、本道の拓地殖民と林政の適切な統一実施の必要性からかんがみて、本道の御料地は全て官林（国有林）に組み替えたい旨を内請した。その結果、二〇〇万町歩のうち御料林として六三万町歩を残し、一三七万町歩が北海道庁に返還されることとなり、二十八年一月に引渡しが行われた。

千歳村内の御料林は二万四五四町歩となり、千歳村の土地総面積四万五七六五町五反の約五割強を占めた。昭和七年の調査でみると残りの約四割強を、官林二一〇五町歩、民有地の山林一万四九一町三反、原野四二二五町、宅地・畑・田・牧場が占めている状態であった（千歳村昭和八年作成『経済更正計画書』）。

御料林の位置と面積は、図3-19にあるように、支笏湖周辺および苫小牧一帯の森林である。範囲は①「千歳村のうち、紋別岳分水嶺および千歳川本流以南」（札幌支局苫小牧出張所の管理）、②「恵庭村・千歳村のうち紋別岳分水嶺および千歳川本流以北」（札幌出張所の管理）となっている。昭和八年調査による帝室林野局札幌支局苫小牧出張所管内の面積は（表3-28）、支笏事業区が一万四二八二鈔、苫小牧事業区（千歳・植苗・苫小牧・錦多峰）が二万五九三・一九鈔、白老事業区（錦多峰・社台・白老）が一万六八三〇鈔で、総面積は五万一七〇四鈔となっている（『大日本山林会第四三回大会視察旅行 苫小牧御料林視察概要』）。

御料林は、明治二十三年に制定・施行された「御料局札幌支庁庶務規定」により立木および雑産物や地元住民用の薪が払い下げられた。その他にも

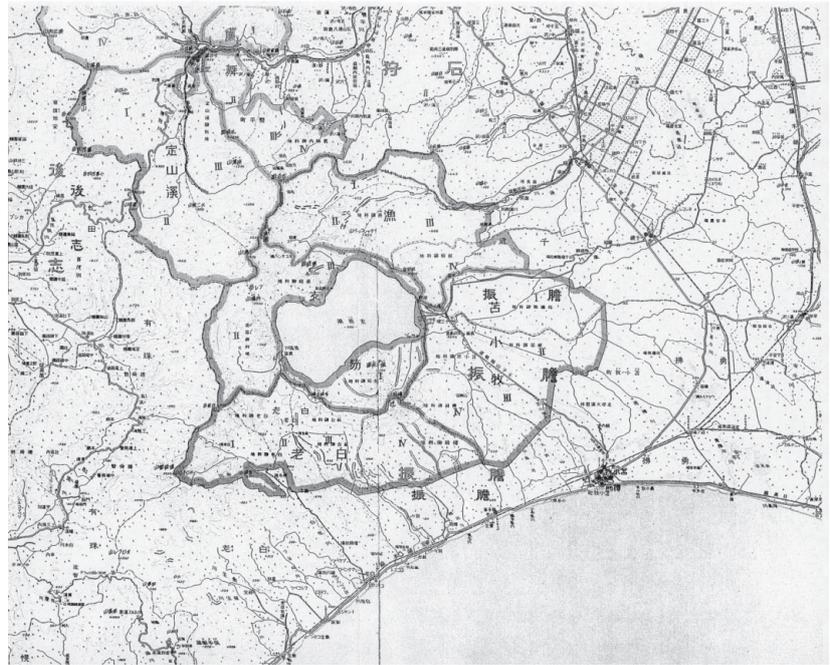


図3-9 札幌支庁管内御料地位置図
(昭和17年5月帝室林野局：北海道森林管理局提供)

表3-28 帝室林野局札幌支局
苫小牧出張所管内面積 (昭和8年調査)

事業区	分担区	面積 (ha)
支 笏	支 笏	14,281.20
苫小牧	千 歳	5,381.72
	植 苗	4,493.56
	苫小牧	6,049.05
	錦多峰(ニシタツ)	4,668.86
小 計		20,593.19
白 老	錦多峰(ニシタツ)	1,790.47
	社 台	7,083.99
	白 老	7,955.68
小 計		16,830.14
総 計		51,704.53

註『大日本山林会第四三回大会視察旅行
苫小牧御料林視察概要』より作成

となつたのは支笏湖の湖水である。当該河川が河川法により河川の認定を受けた後においても、御料地所有権が優先した。

すなわち明治二十七年、御料局札幌支庁は本局の指示により、「御料林内の河川は、舟筏の通らない河川を御料地とした」のに対して、北海道庁長官は「本道河川は大小にかかわらず、公用に供することから公有とする」旨をもって内務省に照会した。その結果、内務省は「供用か否かは、事実関係の問題なので

河川の downstream、もしくは細流水源など区別は建て難い」と回答した。このことに対して二十八年、御料局では、「公用か否かは一件ずつ実地により決定するので北海道庁と協議すること」と御料局札幌支庁へ指令した。支笏湖湖水の扱いも、上記指令により「協議すること」に決定した。

明治三十四年四月に至り、北海道庁と御料局札幌支庁とで「御料地内河川取扱要項」を次のように協定した。

- 一、水源が御料地内の河川は私有水面と仮定し、御料局札幌支庁が扱う。後日公用と認められる河川については北海道庁と妥協の上、公共水面として北海道庁が取り扱うこととする。

- 一、河川に各種工事（護岸、堤防、掘割、固定網場、架橋等）を実施する場合は、施行仕様を添付し北海道庁と協議する。

日露戦争後の明治四十年、苫小牧出張所管内の支笏湖から流出する湖水を利用して、王子製紙(株)が電気事業の開設を申請した。御料局では林業経営上支障のない限り、国内の動力資源開発の公益的見地から申請を許可した。湖口に堰堤を設け、平常水位の上四尺を貯水するのに対して「浸水敷」

「学術研究者に植物鉱物等の無料採収を許可すること」、「出張所員に自用の薪材を給与し、および穀菜用の地所を貸渡すこと」などが規定された(『帝室林野局五十年史』)。この規定により、頻繁に立木の払い下げが行われた様子が『国立公園支笏湖沿革史』に書かれている(第四章第三項林業参照)。

御料河川の支笏湖問題

御料地編入の際に、水源を御料地内に発し御料地内を貫通する河川を除外せずに包括して御料となしたため、水利権をめぐる問題が生じた。焦点

を貸与するとともに、他の被害に対しては補償を条件にして起工を承認した（『帝室林野局五十年史』）。大雨による支笏湖水位の上昇問題は、御料林を管理する帝室林野局、千歳川を管理する北海道庁、発電事業主の王子製紙株、これら三者が流水措置をめぐって対立することになる。

三. 明治期の林産物と椎茸栽培

明治初期の千歳郡の森林について、「千歳白老二郡は樽前恵庭岳の麓に接し、蝦夷松最も多く、就中千歳郡千歳周囲の森林は無数の蝦夷松早世し、其樹種の美他に見ざる所なり」（『開拓使事業報告』）と紹介されている。

また、『開拓使事業報告 第三編』の「陸産」の項には、開拓使函館支庁を除いた札幌本庁管轄各郡の農事起源と産物に関し、明治六年（十四年）にわたり特産地を挙げて記録している。このなかで千歳に触れているのは次のように林産物が多い。

木材類の蝦夷松は、石狩国其他の高山に産す。就中胆振国千歳郡千歳川上流樽前山麓、良材を産す。又天塩国留萌郡より北見国宗谷郡の間之に次ぐ。常盤楓は、各郡に産す。石狩国空知郡より胆振国千歳郡の間に多く、良材を産す。

椎茸・舞茸は、各郡に産す。就中千歳勇払沙流三郡を最とす。織物の厚総（アツシ）は、石狩国札幌を第一とし、胆振国千歳勇払之に次ぎ後志日高北見三国は金賞なり。

と紹介されている。椎茸栽培は明治四十二年に道庁の林業嘱託員檜崎圭三が千歳の吉野牧場にも栽培指導に訪れている。その時の報告が『殖民公報』（明治四十二年九月号）に次のように記されている。

胆振国千歳郡千歳村 吉野牧場

本牧場付近に於いては天然生椎茸多く発生せるを以って、之を旧土人に採取せしめ、乾燥法を実習し頗る良品を得たり。然れとも採取時期の適せざる為、

多少の欠点ありと雖も製品中の優良品を以って見れば、府県産の上等品と異なることなし、尚本年秋季には天然摺木を蒐集して、多額の製品を試み、又多数の原料を伐採して之を養成する計画なり。
アイヌが山で天然椎茸を採取し、それを乾燥させ製品化している。千歳村の椎茸は優良品として周知されていたようである。椎茸栽培については以降も特産物となっていく。

四. 千歳村（町）有林

学田

学田・学林の事前調査 開拓使は町村に学田・学林と称する土地を無償下付し、その収益を学校維持費に充当させる措置を実施することにした。そこで、廃使置県に先立つ明治十四（一八八一）十二月、各郡役所を通じて小学校および分校、教育所を開設している各村に希望する学田、学林の土地と面積を回答するよう通達し、事前調査とした。

通達に対して、千歳村戸長・秦一明は、勇払郡役所に宛て次のような回答の延期を願ひ出ている。

今般、学田之儀ニ付第七百八拾三号ヲ以テ御達之趣了承仕候、然ルニ田拾萬坪之義ハ、当村近傍ニハ適當ノ場所無之様被存候得共、追而実地検査之上出願可仕、亦良材アル林拾万坪ノ義モ実地見分不致候而ハ、何分出願相成兼候趣世話人より申出候間、当分ノ内出願御猶予被成下度此段及御照会候也
十四年十二月五日 千歳郡各村

勇払郡役所

戸長役場

追而当村教育所世話人石山専蔵出苦候義、是又御聞取被下度候也

回答文にあるように、田一〇万坪と林一〇万坪の合計二〇万坪は、入植者もおらず適地も無い状態であることから、その後、教育所世話人の石山

専蔵が、苫小牧にある郡役所に出かけ、係に相談したようだ。

学田・学林の実施 学田・学林の実施は、開拓使廃止後の十五年三月、三県一局に継承された。当初は、特別な学田規則を制定したわけではなく、札幌・函館・根室三県令が連署して、管内各郡公立小学校維持資本として山林・原野・海浜等の土地を、一校五〇万坪を限度として無代下付を受けたいという伺いを内務省に提出し、同年五月二十三日を以って許可となった。

ところが内務省と農務省は許可したが、その後札幌県租税課から異議が出た。北海道内の山林は未だ地籍編纂上において郡村の区域も判然としない段階なので、広大な山林付与は土地整理上支障を生ずる、とのことである。それに対して十五年八月、庶務課より「地籍編纂の完了は未だ二、三年間を要すことや、学田は、土地払下法の一人十萬坪に比べて一校平均三十萬坪なので不当な面積ではない」とし、学校維持方法をたてるのが先決であるとの意見書が出され、小学校には五〇万坪の未開地を学田として無料下付することが決定し、実施された（『北海道農地改革史 上巻』）。

学林と漁場の申請 千歳村戸長秦一明は、表3-29にあるように、学林四〇万坪に加え、漁場一カ所を申請したが、不許可になっている。千歳川の漁場申請の背景には次のような経緯があった。

明治九年九月、開拓使は漁場の実態調査結果にもとづき、独占企業化し弊害が多いとの判断により漁場持ち制度を廃止した。千歳では同年九月二十三日の達により、石山専蔵、山口安五郎両人名義の漁場権利も十年末限りで返上となった（『開拓使事業報告附録 布令類聚 上編』）。加えて、十一年十二月十七日「甲第四十三号」布達により、札幌郡内諸川や千歳川及びその支川は、鮭の「魚苗」育成のため全面禁漁となった。しかし、禁漁は死活問題であることから十四年、元漁場持ちであった石山専蔵らを含む千

歳村の住人一人一人から向こう五カ年間、漁場一カ所に付き六〇円の税金上納を条件に、漁場五カ所での釣漁かきりょうの許可を求める嘆願書が開拓使に提出された。嘆願は許可されたというが（『市史』）、漁場の経営が不可能となったことには変わりなかった。

戸長秦一明は、学田の代わりに漁場一カ所が無償下付されたならば、千歳村の公設漁場として鮭漁が復活し、アイヌの人々も生業として鮭漁によって収益を生み、ひいては学校維持費に充当することも可能だと判断したのであろうか。また、アイヌ子弟の就学率を上げるには、札幌県令の申請にあるように、「漁業を営ましめ」、生徒に応じて「実地演習をなさしめる」ことが目的にあったのであろう。

明治十四年の天皇行幸にあたり同年六月二十日に実施された人口調査では、千歳村の戸数は四八軒・人口は二〇八人、そのうち男一二人・女八人。耕地もわずか七丁余りで、馬は二〇〇頭だが牛は一頭もおらず、和人は一〇軒で、その他の三四軒はアイヌの人家であった。田（耕地）よりも漁場のほうがアイヌと和人にとって有益であることは間違いないことであつた。同じように海産干場を申請した苫前の焼尻・天売など数カ所の学校も願ひ出は実現せず、却下されている。

学林下付される 千歳村の苫小牧千歳分校（明治十五年七月〜十六年末迄は千歳分校、十七年以降は千歳学校に改称となっている）は、札幌県より明治十七年九月十六日指令によって、フルシモイサン（現在の市内北栄）

表3-29 学田・学林用地払い下げ（明治15年～17年頃）

学 校 名	願 出		割 渡
	学林 (坪)	学田 (坪)	学田 (坪)
苫小牧学校	100,000	200,000	2カ所300,000
白老分校	200,000	3,000	2カ所203,000
千歳村教育所	400,000	漁場1カ所	2カ所400,000
北海道内 計	14,985,520 (4,995町余)	3,225,007 (1,075町余)	7,692,463 (2,564町余)

註 北海道『北海道農地改革史 上巻』より作成。

表3-30 学校実習用地

学校名	払下面積(町)	住所	地目	年次
近唐小学校(昭和27年協和小学校に改称)	1.9912	字コムカラ1082	山林	大正元・9・28無償付与
長都小学校	0.15	字長都236ノ2	山林	大正4・1・14 難波力蔵より寄附
木白小学校(昭和26年中央小学校に改称)	0.5024	字オリカ696ノ3	原野	大正2・4・30付与
阿宇砂里小学校(昭和27年駒里小学校に改称)	1.5313	字アウサリ1152ノ2	山林	大正2・4・30付与
計	4.1819			

註「昭和25年町有財産表」『長の事務引継書』より作成。

に二〇万九〇五坪一二五分、同じくランコシに一九万九一三七坪五〇〇分、合計四〇万坪(二三・二四〇)の学林が割渡しとなった(札幌県地理課『明治十七年従六月至同十二月 地所払地積地価簿』簿書番号八六四六)。

だが学林は十八年になっても手着かずの状態で、「是着手スル猶多クノ資本ヲ要スルカ為ナリ。故ニ村民ニオイテハ、時機ヲ俟テ着手ノ見込ミナリ」(『明治十八年 札幌県学務課 復命書』)という状況であった。後年になり、学林は薪炭や材木として現金化され千歳小学校の運営維持費として役立つことになる。

その後、学田・学林割り渡し方法は、北海道庁により、二十一年十一月二十二日庁令第六七号「町村立小学校附属地下附手続」として成文化され、町村立小学校附属地として、官有原野海岸等で差し支えない地は、十九年六月の「北海道土地払下規則」に準拠して、五〇万坪以下を無償下付することにした(『北海道農地改史 上巻』)。さらに二十四年十二月には訓令を発して、学校基本財産の増殖に努力すべきことを示し、ことに「学田、学圃、学林等に対しては、小学校資産管理に依拠し、一層其の事務を整理し、資産増殖の実を挙げるよう」指示した(『新撰北海道史』第四巻)。伐採等

の施業については道庁長官の認可を必要とした。その後、村内の学林は学校の新設にともない大正期に無償下付や寄附により増加している。表3-30のように、近唐小学校一・九九一二町歩、長都小学校〇・一五町歩、木白小学校〇・五〇二四町歩、阿宇砂里小学校一・五三三三町歩、合計四・一八一九町歩となり、昭和二十五(一九五〇)年まで薪炭材や各学校の実習用地として利用された。

学田団地は明治十七年九月十六日指令の時点では四〇万坪(二二・二一〇)であったものが、昭和十一年調査の結果では一六九・三七〇となり、四八・一六〇分が増加している。増加分については、大正十年田村牧場と学田との間にあった三〇町歩の国有林を田村牧場と半々に分け合って払い下げを受けたことや(『増補』)、昭和十一年陸軍特別大演習時に天皇行幸を記念して、渡部栄蔵から植林地一町三反の寄贈があり、落葉松・蝦夷松を植林している(『千歳開基一〇〇年記念誌』)。この他にも、明治二十七年殖民地画として防風林が設定され、払い下げを受けたのちに保安林とされた。学田の活用方法は校舎建築用材や薪炭材として現金化され、相当の効果を上げてきたようだ(『昭和十六年千歳林施行要領』)。

村(町)有林

千歳村の村有林は表3-31のように、①学田、②ママチ、③アウサリ、④オリカ、⑤コムカラの五団地と⑥長都原野、⑦千歳町原野がある。それぞれ面積や林相などの特徴を昭和十一(一九三六)年に实地調査した「千歳村有林施行要領」等から拾ってみると次のとおりである。

①学田団地 字チトセ七四六番地。

全林地ハ僅カニ保安林付近ニ傾斜ヲ為スト雖モ他ハ一様ニ平坦ナル稍ニ四角形ヲ為シ四圍ハ民有林ナルガ之等ノ隣接界ハ全テ防火線開設セラル、ヲ以テ明瞭ナリ。

学田団地は明治十七年九月十六日指令の時点では四〇万坪(二二・二一〇)であったものが、昭和十一年調査の結果では一六九・三七〇となり、四八・一六〇分が増加している。増加分については、大正十年田村牧場と学田との間にあった三〇町歩の国有林を田村牧場と半々に分け合って払い下げを受けたことや(『増補』)、昭和十一年陸軍特別大演習時に天皇行幸を記念して、渡部栄蔵から植林地一町三反の寄贈があり、落葉松・蝦夷松を植林している(『千歳開基一〇〇年記念誌』)。この他にも、明治二十七年殖民地画として防風林が設定され、払い下げを受けたのちに保安林とされた。学田の活用方法は校舎建築用材や薪炭材として現金化され、相当の効果を上げてきたようだ(『昭和十六年千歳林施行要領』)。

全林地ハ僅カニ保安林付近ニ傾斜ヲ為スト雖モ他ハ一様ニ平坦ナル稍ニ四角形ヲ為シ四圍ハ民有林ナルガ之等ノ隣接界ハ全テ防火線開設セラル、ヲ以テ明瞭ナリ。

表3-31 千歳町有林（昭和22年7月現在）

林団地名	位置（地番）	面積（町）		備考
①学田	千歳746番地-1	51.2720	山林	明治17年9月16日無償下付
	千歳746番地-2	58.4304	山林	
	千歳746番地-3	3.3607	保安林	不明
	千歳746番地-4	10.5010	保安林	
	千歳746番地-6	0.5123		
	千歳746番地-7	9.0016		
	千歳746番地-9	1.8925		
	千歳746番地-11	3.4415	保安林	
	千歳746番地-13	1.2011		
②ママチ	ママチ1014番地	187.1625	山林	明治45年3月19日国有林購入
	ママチ1015番地	22.2311	山林	昭和10年2月14日国有林購入
	ママチ1390番地	139.4826	放牧地	
③アウサリ	アウサリ1487番地	106.4600	原野	大正3年5月26日国有地購入
④オルイカ	オルイカ1473番地	8.2214	原野	大正12年3月26日国有地購入
⑤コムカラ	コムカラ431番地	2.3324	原野	大正10年3月2日国有地購入
⑥長都	長都550番地	41.6913	原野	昭和12年7月20日国有地購入
	長都551番地	2.0405		
⑦千歳	千歳1803番地	8.7206	原野	昭和12年7月20日国有地購入
	千歳1804番地	20.0000		
	千歳1805番地	1.4200		

註「昭和16年千歳村有林施業要領」、「昭和16年売買契約書」、「昭和17年売買契約書」、「昭和22年7月28日 元御料地払下関係」、石狩支庁農業振興部管理課『基本地図目録』より作成。

また、学田団地の林況は次のようであった。
 大部分ハ既往ノ製炭伐採跡地ニシテ目通直径四一―二センチメートルノモノ最モ多キ潤葉樹密生林ニシテ其ノ他ハ、トドマツ、エゾマツ、カラマツ、ウヒ、ヤチダモ、イタヤノ造林地並ニ林地東方傾斜地ニ近キ一部ハ防風保安林ニ編入サレタル老令潤用樹林ナリ。天然林ヲ形成スル樹種ノ主ナルモノヲ挙グレバ、ナラ（四割内外）、イタヤ、カタスギ、カバ、サクラ、サハシバ、セン、キハダ、アラタモ、等トス。之等樹木発生ノ状況ヲ見ルニ伐採後ノ根株ヨリ萌芽スルモノ甚ダ多ク一株ヨリノ萌芽本数二十数本ニ及ブモノアリ、平均一陌^{ぼく}目通直径四センチメートル以上ノモノ二千本、四センチメートル以下ノモノ即稚樹稚苗ハ一万本以上アリ（後略）。

②ママチ団地 字ママチ一〇一四番地、同一〇一五番地。

明治四十五年三月十九日、北海道庁から払い下げを受けた山林で、地況は次の通り。

東方境界ハ江別町有林ニ隣接シ南方ハ御料林ト境シ北及西ハマ、チ川ニ沿ツテ民有林ト相対ス。

林況は以下のようであった。

既往ノ皆伐跡地ニ萌芽実生等ニ抛リ自然成林セル林齢二十年内外ノ幼齡潤葉樹林ナリ、目通直径四一―八糎樹高七米内外ノモノ最モ多ク他ノ二団地ニ比シ径級大ナリ。殊ニマ、チ川沿平坦地ニ成林セル、カバ、ヤチダモ、サクラ、ハン等ノ有用樹ハ形質生長共ニ良好ナリ（中略）本林ノ立木度過密ナルヲ知ルベシ、然レドモ未ダ伐採後二十年ニ達セザルヲ以テ五センチ内外ノモノ大数ヲ占メ一〇センチメートル以上ニ及ブモノ僅少ナリ。

本林の主タル樹種挙グレバ次ノ如シ。喬木類、イタヤ類、ミズナラ、シナ、ホ、カバ類、キハダ、コブシ、アラタモ、サハシバ、ヤチダモ、アカダモ、カタスギ、サクラ、ハンノキ等。

③アウサリ団地 字アウサリ一四八七番地、一〇六・四六^{ハク}。

北ハアウサリ川ヲ以テ三菱炭鉱会社有林、南ハ札幌村有林ニ隣接シ、西部ハ国有未開地ニ接ス（略）。土壤ハ学田団地ニ類似シ火山灰質ニシテ礫多ク地

味概ネ瘦悪ナリ。

林況は次のようであった。

伐採跡地ニ更新セル樹齡二十年内外ノ潤葉樹幼令林ニシテ、根株ヨリノ萌芽ニヨリ生育セルモノ少ナカラズ。

樹種ハ、ナラ、イタヤ、セン、カバ等最モ多ク次ハ、カタスギ、キハダ、エシジュ、コブシ、アオタモ、サハシバ、シナ等アリ。目通直径四一六センチメートルノモノ最モ多ク、全体ノ七割ヲ占ム。樹高生長ハ概ネ良好ナルモ、過密ナルタメ肥大生長良好ナラズ（略）。西部山火跡地ニ植栽セル、カバ、イタヤハ活着良好ナリ。

④オレイカ団地 字オレイカ一四七三番地。

大正十二（一九二三）年、畑目的に売払いを受け村有財産となった。のち、昭和三年に植林目的に変更された。この林地西方の一角には、国指定史跡のキウス周堤墓がある。林相は施業を加えていない天然生潤葉樹林。

⑤コムカラ団地 字コムカラ四三一番地、二・三三二四鈔。

千歳市街東北約一二キ、剣淵川中流の道に沿った平坦地にある。大正十年植樹地を目的に国有未開地の売払い処分を受けた。

シラカバの如キ陽性木最モ多ク生育シ上層木の主要ヲナシ坑木材に適シ得ル生長ヲ示セリ。小澤付近ニハオニクルミ、ヤチダモを混生セル林相。

⑥長都・⑦千歳町原野 大規模の国有未開地の購入としては、昭和十二年に長都原野の合計四三町歩余、同じく千歳原野三〇町歩余がある。

五、官林の開放

千歳で早くから木炭を消費していたことは想像されるが、記録としては、明治十四（一八八一）年明治天皇巡幸の際、用意された木炭があった。

入植時には、木材は燃料と家屋建築用以外に利用の途がなく、耕地が作られる過程で森は次々に焼き払われた。開墾が目的であったから、巨木を

伐採し、積み重ね焼却していった。

十九年、「北海道土地払下規則」が定められ、これは一定期間土地を無償で貸し付け、開墾が成功すると一〇〇〇坪一円で売り払うものであった。貸し付け地上の立木は貸借者の自由処分に任された。売り払う面積は一人あたり一〇万坪までだったが、これより大きな面積の事業でも成功確実なものとは例外だった。

二十三年、「官有森林原野および産物処分規則」が設けられ、これは森林資源をもって事業にあたらうとするものに林産物の特売契約を認めたものだった。三井物産は、二十五年には一萬本の枕木を清国に輸出している（柳沢文敬『緑の北海道開拓』）。

その後、道内各地の鉄道の敷設、都市化に伴う建築材の需要が高まり、枕木、角材、製材は年とともに産額が増加していった。

切り出された木材はじめは流送で、やがて二十五年に室蘭―岩見沢、岩見沢―砂川間の鉄道が開通すると、鉄道用の枕木や挽角や板類となって清国や道外に鉄道で移出された。

三十年、「北海道国有未開地処分法」により、開発に成功すれば土地取得は無償で、制限面積も農耕地で一五〇万坪（四九五・九鈔）、牧畜地で二五〇万坪（八二六・五鈔）と大きく拡大された。しかも立木も無償付与だった。

千歳の製炭のはじまりは定かでないが、三十年に御料林の造材が始まったと言われるから、造材の跡地に製炭の専業者の入るのも三十年代の初期と考えられる。札幌という消費地に近く、千歳から木炭を運んでいっても価格が引き合うようになったのであろう。

六、千歳川の流送

明治六年六月、千歳郡駅場止宿所扱人山田文右衛門代の山口安五郎が、

開拓使千歳出張所に提出した駅場止宿所の經理報告書に薪材の輸送人夫賃について

伐木山出川流水場迄耆敷人夫三人迄耆人二付賃金九錢三厘七毛五

とある。どの山から伐採したものかは分からないが、千歳橋のたもとで水揚げしたものであろう（『増補』）。

十六年八月、札幌県が「猥ニ木材又ハ薪木ヲ流下スル為メ、自然水行ヲ妨ケ、堤防若クハ橋梁等破壊スル憂有」ため、流送する者は願ひ出て許可を得ることとした（甲第四四号『札幌県布令全書』）。

千歳川は、二十一年、さけ・ますふ化場ができると二十三年、北海道庁令第七十五号で木材の流送が水源よりカマカまでは毎年九月一日ヨリ翌年五月三十一日まで、カマカから江別までは毎年十月一日ヨリ翌年の二月十五日まで禁止され、流送は稚魚放流やさけの遡上期間をはずして行われた。

参考文献

大蔵省『開拓使事業報告附録 布令類聚 上編』一八八五年／北海道『北海道山林史』一九五三年／『帝室林野局五十年史』一九三九年／大蔵省『開拓使事業報告』第四編 一八八五年／北海道『北海道農地改革史 上巻』一九五四年／札幌県『明治十八年 札幌県学務課 復命書』一八八五年／千歳村『経済更正計画書』一九三三年／帝室林野局札幌支局苦小牧出張所『大日本山林会第四三回大会視察旅行苦小牧御料林視察概要』一九三四年／高橋長助『支笏湖沿革史』一九七二年／北海道協会『殖民公報』第五〇号（一九〇九年九月）／札幌県地理課『明治十七年從六月至同十二月 地所払佃地積地積簿』簿書番号八六四六 一八八四年／北海道庁『千歳村有林施行要領』『千歳町有林施業要領』（一九四一年）所収／柳沢文敬『緑の北海道開拓』『さっぽろ自由学校「遊」』二〇〇五年

第八節 宗教と祭祀

第一項 国家神道と神社

明治維新と国学

慶応四（一八六八）年、「神仏判然令」という令が出された。これは字のごとく神と仏をはっきりと区別するための令であるが、江戸期までは、いわゆる「神仏習合」と呼ばれる状態であり、その意識も人々の間にあった。しかし近世に入り、儒教や国学の排仏思想、そして神道による仏教との分離の動きが徐々に出てきて、その運動は開国を求める諸外国とその排除を求める攘夷運動から派生した動乱の中で強まっていく。

国学は本来、契沖けいしゅうなどによって万葉集といった古典の研究として始まったが、やがてそうした古典研究を通じて「古代にあった本来の日本」を求める思想と結びついた。しかしその後本居宣長、そして彼の門人を自称し、思想を受け継いだとしてそれを独自に発展させた平田篤胤あつ胤らの思想を中心に、排外主義と結びついて明治維新に多大な影響を与え、それは篤胤後も弟子たちによって継承されていった。特に尊皇攘夷運動の際には、日本の優位性の強調を後押しするような存在となり、幕末期の動乱と結びついて明治維新の大きな原動力となり、水戸学などと共に大きな影響を与えた。

維新政府の担い手たちは、新国家を建設していくに当たって、天皇を現人神として確立するための手段として、古代に天皇が政治を行っていた時代に帰ろうと、復古神道にのっとった国づくりをすすめていった。そのために、古代の律令制にならって神祇官をつくり、ここでは国学者や神道家が多く登用され、また以前の様に仏教が神道かが明瞭でない状態から脱するため、「神仏判然令」が出された。これには、仏教を旧来のものすなわち江戸期のシンボルとし、仏教を否定することで旧時代の否定に繋げると

いう目的が大きいといえる。

明治二（一八六九）年にはこの方針をさらに進めるため、国民の教化を行う「宣教使」という職制を設け、翌三年には、神道を国教と定めて、祭政一致の国家を目指す「大教宣布」という詔書が出され、かんがら惟神の道を確立することを目指していった。宣教使を通し国民の祭政一致、国家神道などの近代の新体制の浸透を目指し、その流れの中で神武天皇祭などの祝祭日が創られ、また全国的に遥拜式も行われた。

神仏判然令、そして廃仏毀釈へ

もう少しこの「神仏判然令」について述べると、これは慶応四年三月十三日から明治元年十月十八日の間に出版された太政官布告や神祇官事務局達などの、一連の通達の総称の中、慶応四年三月二十八日の神祇官事務局達を指す。その内容を挙げると、

一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王ノ類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不
少候、何レモ其神社ノ由緒委細ニ書付、早々可申出候事、但勅祭ノ神社
御宸翰勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余
之社ハ裁判、鎮台、領主、支配頭等へ可申出候事、

一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事。

付、本地仏杯ト唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ罅口、梵鐘、仏具等ノ類差
置候分ハ、早々取除可申事。

と、神社関係から仏教関係のものを排していくようにとの通達であり、はっきりと神仏の分離を行うことを述べているものである。この令は、初めは仏教を完全否定するものではなかったとされるが、判然令が国から出されたことにより、極端な仏像・仏閣の破壊行為や寺の廃止、また僧侶の還俗などといった動きが全国的に広まっていくこととなる。これは特に薩摩において最も厳しく実行され、同地では、幕末から明治初期にかけて、寺院

や僧侶は今の時代に不要であるとし、一六一六の藩内の寺院、そして僧侶を還俗させるなど、徹底した運動を行った。明治九（一八七六）年になり、ようやく県内においてあらゆる宗派の説教や活動が認められたが、それまでにこの地では仏教の痕跡はほとんど消されてしまった。他、隠岐や土佐などでもその動きは徹底されていた。この仏教に対する一連の動きを廃仏毀釈と呼ぶ。

教導職の設置

しかし、それまで日本の社会や人々の生活に密着していた仏教を完全に引き離すことはまず不可能であり、明治四（一八七一）年には、神祇官は神祇省へと格下げされ、活動は続けられたが、宣教使として活動していた神官たちの動きも、「昼寝官」や「因循官」などと陰口をたたかれるようなものであった。この失敗を受けて、仏教側特に浄土真宗からの要請により、神道、仏教、儒教の合同体制がとられることとなり、さらに明治五年には神祇省の廃止、教部省の設置と変遷を経て、前述の「宣教使」も廃止され「教導職」が代わりに置かれることとなった。

教導職とは、

一、敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事

一、天理人道ヲ明ニスベキ事

一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

以上三つの「三条の教則」を基本方針として宣布することが任務とされた。これには、今までの宣教使と違い、神官、神職だけでなく僧侶、そしてより広く国民教化を行うためにも落語家や歌人、能や狂言、歌舞伎役者なども任命されている。戯作者として有名な仮名垣魯文なども、この教則に基づいた小説を書くように命じられた。彼はこれに関して『三則教の捷徑』という本を著している。

教導職を養成するための大教院が、始め紀尾井坂の紀州邸に、その後東京、浄土宗の増上寺（徳川家の菩提寺）に設置され、また地方には教化の中心として各府県に中教院がおかれ、小教院は国中の各村に各宗寺院に設置されることが理想とされた。

さてこの教導職制度であるが、その後神道勢力と仏教特に浄土真宗の対立、そして西本願寺派の島地黙雷らの、宗教の国家統制に対する反対などにより思うような成果を挙げられず、浄土真宗の大教院からの離脱という経緯を得て、明治八年には神仏合同布教禁止の令が出され、同年五月に大教院は解散、廃止されることとなった。

北海道における神仏分離と廃仏毀釈

以上のような経緯で、明治初期の神道分離は進められ、結局それは成功することはなかったが、では北海道ではどうだったのか。

北海道、当時の蝦夷地においては、慶応四年に松前藩へ神仏分離の令が伝達されている。その後藩は城下へも伝達しているが、こののち榎本武揚率いる旧幕府の脱走軍が来道し、戊辰戦争最後の戦いである箱館戦争が行われたため、神仏分離運動そのものが他の地域に比べ進まなかった。しかし箱館戦争の後ほ他地域と同様に分離が進められていき、特に函館や江差などでは神仏分離が着実に進められていたようである。江差では曹洞宗の正覚院が、神官の取調べに対し拒絶したが、最終的には金毘羅堂の破壊、そして阿弥陀堂の破壊も行われた。

開拓使の姿勢としては、これから開拓していく、新天地である北海道では仏教は思想的に好ましくなく、排除すべきものとの立場をとっていた。

明治五（一八七二）年には、七月より函館八幡宮祠官その後札幌神社権宮司をつとめた菊池重賢に命じて北海道各地を調査させ、神仏が混合しているような曖昧な像は無いかなどを整理させた。

千歳と神仏分離

菊池のこの調査によって、北海道の総鎮守として札幌神社、その次に函館八幡宮、そしてその下に郷社、村社、末社という体系が北海道に出来上がることとなった。なお千歳に関しては、前述の菊池重賢は、同年十二月五日に千歳に一泊し、取調べを行っている。そして同日付で当時の状況についての文書が提出されている。この頃の千歳神社は「稲荷神社」と呼ばれており、「千歳神社」という名称になるのは大正六（一九一七）年のことである。当時、今の千歳神社の土地には、釜加神社の元となった弁天社があつたが、開拓使は、

寺院境内私祀致来候金毘羅天・弁財天・大黒天・水天宮・八大龍王十体龍

王、或ハ龍神・吃枳尼天・歡喜天ノ如キ、全ク皇朝ノ神祇ニアラス（中略）

御国民竺土ノ神ニ祈禱イタシ候テハ敬神ニ途ニ出ルニテ、別而北海道ハ蒼創

ノ地、愚蒙新民教育ニモ障リ可申候間、一切廢除申付候見込之事。

との考えを持っていたため、千歳においてもこの「弁天社」は、神仏分離の対象とされないよう「巖島社」というように名称を変えられている。この後明治八（一八七五）年に社格の決定が行われ、千歳の稲荷神社は郷社に列せられることとなった。

以上のように、明治維新当時より明治初期の間は、仏教以前の日本の姿に戻す、という意味での「復古」というスローガンが掲げられ、この方向性で国づくりが進められた。これはその後寺院や仏像を破壊したり、僧侶を還俗させたりといった廃仏毀釈運動につながっていくこととなる。このとき仏教が受けた被害は相当なものであり、その回復にはかなりの時間を要した。

一方、神道側は神仏分離を経て、国家によって国内の神社の整理、把握、そして「国家神道」への体裁を整えていくこととなる。この動きは、次に

述べる招魂碑などの碑や様々な神道儀礼を通して、人々の心に徐々にしみこんでいくこととなるのであった。

神道儀礼・招魂祭・祭典

これまで述べたように、江戸後期から明治にかけて神道が台頭してくるようになるが、動乱の中で国事のために殉難した志士の霊を慰め、彼らを神として祀る思想が誕生してくる。この思想は後に招魂社の誕生につながり、それら招魂社は現在の護国神社へと変遷を遂げていった。

ここでは、これらが生まれてきた背景、そして国家とのつながりを述べていきたい。

尊皇攘夷運動と水戸学、そこからの派生

江戸末期、嘉永六（一八五三）年のペリー来航以来、外国勢力を日本から排除しようという尊皇攘夷運動が起り始めた。その動きは後に江戸幕府を揺るがす動きへと繋がっていくが、この尊皇攘夷という思想は前述の国学とともに水戸藩において成立した「水戸学」に拠るところが大きい。そして招魂社の成立も、この水戸学に大きく拠っている。

徳川光圀によって編さん作業の始まった歴史書『大日本史』では、特に南北朝時代に関して、南朝こそが正当な系統であるという立場を取り、それにもなつて後醍醐天皇に従って命を落とした楠木正成こそは無比の忠臣であるとした。水戸光圀は正成の終焉の地である湊川に「嗚呼忠臣楠子之墓」の墓碑を建設したが、これによって楠木正成＝忠臣という意識が広まり、徐々に民間においても楠公崇拜の考えが高まっていた。この考えは、その後維新志士たちにも多大な影響を与え、彼らは動乱の中で天皇のために行動する自分たちを楠木正成に重ね合わせて見ることも多く、正成を祀る楠公社の建設も行われ、また、志士たちによって正成の忌日には全国で楠公社において祭祀が行われたりもした。

加えて、幕末の動乱期、後期水戸学の人物、会沢安はその著書『新論』の中で、外国の勢力に対抗するには、日本は天皇を頂いた忠孝を基本とした国となるべきと説き、そのための一つの案として、楠木正成のように古代日本は功労のあったものを神として祀っていたが、現在はその風習が無くなり残念だと述べ、またこの風習が復活することによって日本はそのような国となれると説く。またこの考えを受け継いだ真木和泉も、正成のように、祠ほこらを建てて国家のために功績のあった人物を祀り、その子孫を手厚く処遇することを強調し、それによって志士の発憤を促すことができるとした。これらの思想は、幕末期広く志士たちの間にも広まり、尊皇攘夷運動に大きく影響を与えた。

楠公社の建設と楠公祭の誕生、そして国に功労のあった人物の神聖化という思想が重なり、楠公祭の行われた際に殉難した同志を祀るという形が生まれてくる。これが招魂祭の始まりとされる。

招魂社の誕生と国家神道への発展

明治元（一八六八）年太政官によって、嘉永のペリー来航時からの殉難の志士たちを京都東山に建てる新しい祠に合祀するという布告が出された。同日に令旨も出され、今後も国事殉難者は東山に合祀することが伝えられている。これが招魂社の始まりであるが、これをきっかけに、各藩においても東山の件を真似て、旌忠社せいちゅうしゃなどの名称でそれぞれに設置されていた。

二年の東京遷都の際には、東京に招魂社建設の意見が挙がり、九段下に「東京招魂社」が造られることとなった。ここには当初、戊辰戦争の殉難者を祀っていたが、八年には、前述の京都東山や各地で祀られていた招魂社の霊魂も合祀されることとなり、これらの招神の儀を行っている。同年、「招魂社」の名称も定められた。しかし合祀後も京都や各地の招魂社は、

そのまま置かれることとなった。のちに「東京招魂社」は、十二年に「靖国神社」へと名称を変える。

以上のように、新政府は明治の早い時期に招魂社の体裁を整えていき、整備している。その後、国庫でこれらを運営していくことを決め、靖国神社を頂点に系列化し政府の管理下に入れ、民心収斂しゅうれんの場としてこれらを位置づけた。

これら招魂社は、その後国民の教育の中でも教科書などに登場するようになってきた。音楽の教科書にも「招魂社」や「靖国神社」の歌詞が出てくる歌が採られている。このように招魂祭や招魂社は政府によって国民教化の一つの手段として使われた存在でもあった。

第二項 仏教諸宗派の活動と寺院の創立

前述の神仏分離・廃仏毀釈での項でも述べたが、明治初期、仏教は窮地に立たされ、「神仏分離令」により、全国的な寺院・仏像などに対する破壊活動が行われ、多大な被害を受け、その上公的な場からも排除されていき、それまでのキリスト教に対する扱いと同じように「邪宗」として定義されつつあった。このような背景から、仏教は北海道にも目を向けていくこととなる。すなわち、失われつつある仏教の価値の証明をするために、北海道への開拓という行為を行うことは、仏教側にとってはその存在をアピールする絶好の機会であった。また、北海道での寺院開教は、劣勢に置かれた仏教の立場回復の機会でもあったと言える。

仏教の北海道開拓

仏教側が北海道開拓に協力した例を挙げると、まずは「本願寺道路」があげられるであろう。

虻田から札幌を結ぶ、浄土真宗東本願寺によって明治四（一八七一）年

に開削された道路がある。この道路が作られた背景には、江戸期を通して徳川家とつながりの深かった東本願寺が、明治維新の際にそれ故に攻撃の対象とされつつあったことがある。攻撃を防ぐためにも、当時の東本願寺門跡巖如上人光勝は、慶応四（一八六八）年に新政府に対して異心の無いことを宣言する誓詞を出した。その後政府は北海道の道路作りが必要との認識がありながら、財政の面からもなかなかそれを実行できなかった状況の中、政府は東本願寺に道路開削の依頼を密かに行った。当時の状況から東本願寺側も断ることはできず、これを受けた。表向きは東本願寺が政府へ札幌への道路開削を申し出たような形にしたが、実際には命令のようなものであった。そしてこれはすぐに許可され、明治三年七月より開削にとりかかり、翌四年には完成している。

以上のような開拓への関わり方の一方で、仏教は地域開拓にもまた大きく関わり、その影響は大きかった。

寺院開教の背景

近世の北海道（蝦夷地）において、今の道南地方以外に蝦夷三官寺と呼ばれる有珠善光寺（浄土宗）、様似等樹院（天台宗）、厚岸国泰寺（臨済宗）が、キリスト教に対する防衛、そして現地で死亡した和人の供養を目的として建立された。その後明治になり、和人参入者が北海道のまだ開拓されていない地に定住すると、その地で死者が出た場合の供養の方法が無く、例えば根室地方では明治六年まで寺も無く僧もいなく、また葬る地も無く、遺体を海に投げ入れたこともあった。そのようなことが無くなるよう、一刻も早い寺院建立が望まれた。以上のような例からも、北海道における寺院開教の背景には、やはり開拓者の強い希望が窺える。

一方視点を變えて、仏教側から北海道開拓を見ると、前述のように神道に対し圧倒的に劣勢だった仏教は北海道における開教に並々ならぬ関心を

抱いていた。北海道開教史研究会『北海道開教史の研究』では、「仏教寺院は、内地における檀家等の後を追うことで進出し、入殖地において再組織することで新寺を形成した。とともに寺の二・三男とには、新天地北海道で新寺を建立し、新しき出発をなさんとの野心に燃えて渡道した者等もあつた」と述べる。

北海道における寺院の広がりには、まず沿岸部に広がり、開拓が進んでいくに従って内陸の方へも及んでいった。その際、街と比べて、内陸の開拓地に行くほどに、寺院と住民は密着していったと言える。開拓を進めていく中で住民達の精神的な拠り所、その一つが寺院に求められていったことは想像に難くない。

説教所建設から寺号公称まで

前出の北海道開教史研究会『北海道開教史の研究』には、道北初山別有明の寺院設立の背景について以下のように言及している。「当時、住民は羽幌等の遠隔地の寺院と寺檀関係をとり結んでいた(あるいは無壇家)が、開墾生活のなかで葬儀・法要や寺中年中行事の参加は困難であつた。かかる状況のなかで開設場所を探したところ、明治四十一年に札幌に他出して空き家となつていた岩井団体長岩井暢次宅が適当であるとして(当時としては稀な畳敷の家屋であつた)、ここを仮説教所にあて同年に開設した」とある。千歳においても、ケヌフチの地に極楽寺が建てられるまでは、葬式などの場合近くの村まで頼みに行っていたが、その状況を打開するためにも、まず説教所が作られ、その後寺号公称に至っている。

第三項 明治以降の千歳神社

幕末の動乱期を経て明治新政府が誕生すると、宗教政策の基本方針として神道が定められることとなり、それまで曖昧であつた神道と仏教の分離

政策が全国的にすすめられ、北海道の神社も対象とされた。

明治五(一八七二)年には、函館八幡宮神主、その後札幌神社権宮司をつとめた菊池重賢が、同年二月北海道神社御改正取調掛兼務を命ぜられ、彼によつて北海道の神仏分離の基礎調査はすすめられていった。調査は、同年七月の小樽郡銭函村を皮切りに始められ、千歳では同年十二月五日に菊池が調査に訪れている。以下に菊池による当時の資料「巡回日記」中の千歳の部分を載せたい。

五日 乾風美晴 勇弘出立

千歳泊

第十一字勇拂出発、夕六字千歳着、即刻当所神社点検候事。

但、神鉢其外共勇拂ニテ取調済ニ付一時点検候事。

膽振国千歳郡 戸数六拾一軒 内 男百四十七人
人員式百六拾五人 内 女百十八人

内 旧土人五十八戸 内 男百四十五人
人員式百五十八人 内 女百十三人

△巖嶋社 木像 仏鉢八手 改祭

協立 昆沙門 木像二
大 國

祠三尺方 幣殿九尺二三間 拜殿二間半二三間
社地間口九間 奥行拾九間 神門二基

起原不詳

合祀

一 思古津稻生神 改祭 神璽一 但、神璽麻ナシ可_レ廢。

証書一 同断

一 夕張神 木像 仏鉢 改祭

但、此木像夕張山上ニ勸請有レ之由当時合祀、尤千歳郡御出張所ヨリ同山エ、里程凡十五里余有レ之趣。

起元不詳

一 金勢 男根形 銅像 一尺五寸 目方四貫メ斗

此金勢同所御出張所被_レ差出置、御処分ヲ可_レ待申付置。

同郡漁太漁場勸請

△稲生神 木像 翁稻荷 改祭 神鏡

神璽一 証書ナシ 可_レ廃事。

厳嶋社境内地勸請

一 妙亀神

法鮫神

木像二軀

但、法花勸請也。

木像極曖昧

此分神鏡ヲ以改祭願出候得共不_レ可_レ然、御廃止至当。

以上二社

鰐口六口 内

勇拂郡四ツ

千歳郡三ツ 上納ノ分

今般北海道神社御改正戊辰三月神仏混淆区分ノ御布告、辛未五月御布告、壬申正月神祇省達書等ニ被_レ為_レ基、取調トシテ巡回被_レ仰付、壬申七月十九日ヨリ同十二月七日ニ至ル

後志 渡嶋 膽振三国、但、福山江差

ヲ除ク

札幌管内ハ地方官員立会ノ上取調、

函館管内ハ岡本長之同行候事。

但、磯谷ヨリ久遠ニ至ル地方庁ト打合、詰合官員立会候事。

〔明治五年八月・十月 巡回日記〕『函館市史』史料編第二卷所収

当時の千歳の人口とともに、神社の様子もうかがえる史料となつてゐる。菊池の取調は厳しかったようで、思古津稲生や金勢、漁太の稲生など

も「可廃」とある。しかしその後明治八年、開拓使民事局より社格が示され、千歳の稲荷社は郷社として認められた。このとき主祭神を豊宇氣比売命とした。なお漁太稲生の方はその後大正十三（一九二四）年に春日神社に合併され、今は恵庭神社となつてゐる。

明治六年になると、函館から室蘭、札幌を連絡する札幌本道が新設され、札幌や根室までの道はそれまで勇払を通つていたのだが、苫小牧を分岐点とすることとなり、勇払村は徐々に活気を失ひ始め、それまであつた役所も苫小牧へと移ることとなつた。それにもなつて勇払村にあつた神社も荒廢してきたため、龍神社のご神体を千歳へと移し、祭器なども同様に千歳へ移されることとなつた。『苫小牧町史』では、これを移したのは当時勇払場所の支配人であつた山田文右衛門の親類であつたとしてゐる。

十四年には、五年より始まつた開拓使十年計画がもうすぐ終わるために、拓殖の実情を見ようということとて明治天皇が北海道を巡幸し、九月二日に千歳で宿泊することとなつた。その際、千歳神社が避難所として指定された（このときは「龍神社」と呼ばれた）。三十四年か三十五年には神社の百年祭を行ったとの記録もある。

大正六（一九一七）年八月二十八日、稲荷社は千歳神社と改称することを許可され、十二年には小樽住吉神社から近藤義雄が迎えられ、千歳神社社司となつた。翌十三年には社屋の改築がなされ、渡部栄蔵が神殿を、氏が拝殿を寄進してゐる。十五年には例祭日の変更があり、それまでは春は四月八日、夏は八月十五日であつたが、明治天皇が千歳に宿泊した記念の日である九月二日に変更の願い出を北海道庁に提出し、その後石狩支庁長から認可されている。現在でもこの例祭日の日程は同じである。

昭和二（一九二七）年には神饌幣帛料^{しんせんへいはくりやう}供進指定願が認められ、これ以降は石狩支庁長が正式の衣冠束帯で例祭日に供進使として参拝することと

なった。しかし初めて供進使の支庁長を迎えた際、適した社務所が無かったため、この時は渡部栄蔵の自宅を休息所とし、その後三年に社務所を新築することとなった。

戦争、そして戦後の千歳神社

昭和十一年十月三日から五日までの三日間、石狩平野を中心にして第七師団と第八師団の攻防を中心とする陸軍特別大演習が行われた。この特別大演習の記念事業として、『昭和十一年 陸軍特別大演習千歳村記録草案』に、腐朽のはなはだしかった千歳神社社殿の改築を氏子崇経者の四五〇〇円の寄附によって行い、同年末に竣工したことが記されている。またここには「敬神思想を愈^{いよいよ}深^こからしむる為」という文も見える。

十六年十二月八日の太平洋戦争開戦以降は、千歳神社において対米英宣戦布告や出征、戦死者の村葬等が行われるなど、戦時下の諸行事の祭場となることも多かった。

その後太平洋戦争が終わると、神社は国家や市町村の保護指導を離れて、千歳神社も郷社ではなくなった。神社本庁の管下に組み込まれ、二十一年に「千歳神社規則」の承認を得ている。

参考文献

小林健三・照沼好文『招魂社成立史の研究』一九六九年／佐々木馨『北海道仏教史の研究』二〇〇四年／ジェームス・E・ケテラー 岡田正彦訳『邪教／殉教の明治』二〇〇六年／北海道開教史研究会『北海道開教史の研究』一九八五年／北海道庁『北海道概況』一九三七年／田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』清文堂 一九九七年／『函館市史』史料編 第二卷 一九七五年

第九節 温泉

明治三十九（一九〇六）年の『千歳外三ヶ村沿革史』によれば、

鶴ノ温泉、保老加温泉、八幡温泉ノ三アリ何レモ効顕著シ

（略）

一、保老加温泉

千歳村字ホロカニアリ追分停車場ヨリ三十町冷泉ニシテ多量ノ塩分ヲ含有ス、胃腸病、ルーマチス、皮膚病ニ効顕アリ

一、鶴ノ温泉

千歳村字ケヌフチニアリ追分停車場ヨリ二里微温湯ナリ、往昔草蒙ノ時代ニハ負傷シタル禽獸皆之ニ浴シ治療ヲ取りシト云フ、脚氣、ルーマチス、切創ニ効顕アリ

一、八幡ノ温泉

千歳村字ケヌフチニアリ冷泉ナリ、婦人血ノ道等ニ特効アリとある。

保老加温泉（明石温泉）

保老加温泉は後に明石温泉と呼ばれ、冷泉で、明治二十六年に千歳に開拓に入った明石豊吉が病気になった際、「ホロカニ鉱泉湯アルヲ聞キ早速之レヲ買受ケ湯治スルニ固執ノ病気モ日毎ニ快癒シ忽チ建康ヲ快復セリ」（『千歳・恵庭・広島三村銘鑑録』）とされ、効能について、豊吉の孫となる明石砂雄所蔵の「醫治効用書（寫し）」によると、次のようである。

一、千歳郡千歳村字「ホロカ」ニ於テ湧出スル鑛泉ニ就キ北海衛生試験所ノ分析シタル試験成績書ニ據リ之ガ醫治効用ヲ按ズルニ左ノ如シ

本鑛泉ハ食塩泉ナルヲ以テ内用外用共ニ効アリ

第一（内用）

之ヲ内用センニハ一日三回ニシテ毎回七八十瓦乃至百五十ワタルベシ然シテ其ノ効トスル所ハ

- 一、消化不良。慢性腸胃加答兒。慢性胃潰瘍
- 二、常習便秘。痔核
- 三、腺習病性ノ疾患。水脈腺ノ腫脹
- 四、慢性気管支加答兒。肋膜滲出物ノ永鎖散セザル者

第二(外用)

之ヲ浴用トナスベキハ主トシテ皮膚病諸患ニアリトス即チ

- 一、乾癬
- 二、発汗過多
- 三、脂溢症
- 四、慢性蕁麻疹
- 五、腺病性ノ皮膚病
- 六、神経痛
- 七、急性発疹症ノ恢復期
- 八、慢性湿疹
- 九、鱗屑疹

等ナリトス

右證明候也

明治三十八年六月六日

札幌北辰病院長

醫學士 關場不二彦

昭和八(一九三三)年頃、豊吉が死亡後、妻のマスが農業のかたわら、温泉・旅館業を続けたが、冷泉を沸かす燃料の確保などが難しくなり、終戦頃に廃業したようである。

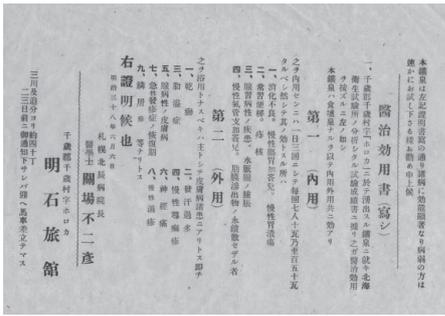


写真3-13 明石温泉の効用書(明石砂雄氏所蔵)

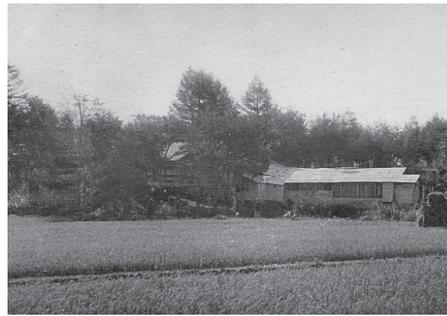


写真3-12 明石温泉(千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録より)

昭和初期ごろの宿帳から、道北の羽幌町や初山別村など遠くから多くの客が湯治に訪れ、毎冬来る常連客もいたことがわかる。明石砂雄によると「汲み上げるための木製の手押しポンプを作りに来た郷田さんという羽幌町のポンプ職人が温泉に入つて、帰つてからその効果を広めたようだ」という。「三川及追分ヨリ約四十丁 二三日前ニ御通知下サレバ迎ヘ馬車差立テマス」と、送迎を示す当時のチラシが残っている(写真3-13)。

鶴の湯鉱泉松原旅館(嶮淵温泉)

松原温泉は、かつて嶮淵温泉と称され、『大正十一年千歳村勢一班』に、「字ケヌフチニ微温泉ノ多量ナル湧出アリテ醫治ノ効アルノミナラス後ニ馬追ノ連峰ヲ負ヒ前ニ長都馬追ノ涓漣ヲ隔テ、遙ニ石振國境ノ峯巒ヲ望ミ朝輝夕陰兩ナカラ佳シ」と、名所として紹介されている。

松原清左衛門は明治三十(一八九七)年頃、長沼市街地附近に入植したが、純農村の水害常襲地とあつて農業に見切りをつけ、かねて調べてあつた風光明媚な温泉の湧出しているケヌフチの現在地に移転する。

ケヌフチ川が蛇行して山際を流れるあたりに二〇度近い温水(茶褐色)が湧き出ていたという。三十六年から清左衛門は小さな規模で旅館を営んでいたようだが、日露戦争から帰還した長男の清之助が後を継ぎ、四十年七月、鶴の湯鉱泉松原旅館として開業した。前面に馬追沼、長都沼があつて夕日に輝き、秋にはガン、カモが群来して絶好な猟場でもあつたため、客の絶えることはなかつたという。四十二年三月十九日の北海タイムス



写真3-14 松原温泉旅館(昭和10年渡部商店発行絵はがき「千歳名勝」より)

の記事にも、

●千歳通信

▲つるの温泉 三川駅より二里追分より二里強前面廣闊なる馬追ヲサツの両沼に眺み湖を隔てて樽前、恵庭、藻岩の峰連り眺望頗る可し松原温泉宿就中完備

と紹介されている。明治四十三年度の千歳村湯屋税課税等級をみると、松原清左衛門は一等級で税額が一円三〇銭となっている。等級標準は、年間収入四〇〇円以上が一等級、二〇〇円以上四〇〇円未満が二等級（税額五〇銭）、一〇〇円未満が三等級（税額四五銭）としていた。最も高い等級であったことから繁昌していたことがわかる。

四代目松原哲からの聴取り（昭和五十一年八月）では、温泉を発見した清左衛門は、アイヌの人からここにお湯が湧くことを聞いて見に来たらしい、鶴が足を癒したとの由来から「鶴の湯」との名前をつけたらしいと話している。明治三十五年一月発行『殖民公報 第六号』の道内礦泉調査結果に「ケヌチ鑛泉 胆振国千歳郡千歳村 鹽類泉」とあり、早い時期から確認されていたことがわかる。

大正八（一九一九）年には客室を増築し、三階建ての豪華な温泉旅館にした。

昭和五（一九三〇）年から六年にかけて、二代目清之助、三代目敏夫が続いて亡くなり、旅館業は一時的に閉鎖された。このせいか、『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』に、信田温泉、明石温泉は掲載されているが、松原温泉が見あたらない。

しかし、それまで止湯に入りに来る人も多いので風呂だけは続いていた。また、泉質が神経痛、リユーマチに良いので日帰りの湯治客も多かったという。

八幡温泉（現 信田温泉）

泉郷郷土史『ケヌフチ物語』によると、八幡温泉は現在の信田温泉であり、昔から道路より高い山腹から湧出し、ヤケドやあらゆる皮膚病に効き、アイヌの人たちも利用していたものと推測している。明治二十三年に千歳由仁道路がこのそばを通ることになった。三十年頃、道筋で便利なところでもあったため、住民が共同で小屋を作り、湯桶を置き、薪を持ち寄って、風呂として利用していたという。

三十五（一九〇二）年頃、小林オコマという人が住み、風呂番をするようになると、依然として薪は持ち寄りだが、一銭から五厘くらいの入浴料を取っていたという（『ケヌフチ物語』）。四十三年度の湯屋税納税者に小林源作の名前がみられ、三等級で税額四五銭となっている。

大正初期になり、近くに門間炭礦が発見されると人の往来が多くなり、旅館らしく造りかえた。大正六（一九一七）年にケヌフチに移住してきた信田善吉は同八年、小林オコマ所有の八幡温泉を買い受け、信田よしの名義で信田温泉と改称し、造材業のかたわら宿業を続けた。

当時の札幌北辰病院長、関場不二彦博士の効能書によれば、

- 一、乾癬 二、発汗過多 三、慢性蕁麻疹 四、脂溢症
- 五、腺病性皮膚病 六、急性発疹症ノ恢復期 七、慢性湿疹 八、鮮膚疹
- 九、其ノ他諸病

とあり、一般的には皮膚病、火傷に効くといっている。



写真3-15 八幡温泉（千歳・恵庭・広島三村銘鑑録より）

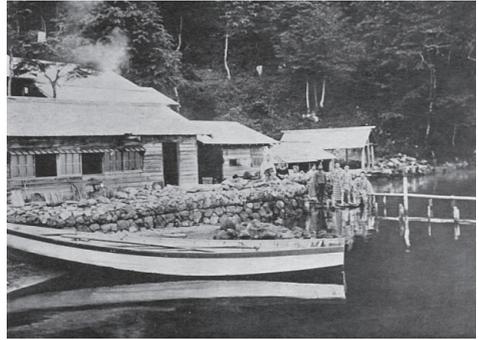


写真3-16 丸駒温泉（千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録より）

丸駒温泉（恵庭温泉）

支笏湖丸駒温泉について『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』では、「本温泉ハ佐々木初太郎氏ノ経営ニ係リ大正五年以来人跡未踏ノ地ヲ開発純真質実ノ経営ニ依リ探勝ノ士ヲシテ真ニ之ノ仙境ヲ愛デシム」とあり、さらに次のように記されている。

支笏湖温泉（通称丸駒温泉）ハ支笏湖千歳川口ノ対岸恵庭山麓ニ存シ山本水眉原始ノ儘ノ仙境ニシテ特ニ夕

景紺碧ノ湖面恵庭山ノ偉容倒映スルヲ浴槽ニ展望スルノ時心身脱落恍忽トシテ脱塵ノ三昧境ヲ彷徨ス又初夏ヨリ中秋ニ至ル間支笏湖ノ特産姫鱒ヲ釣魚此ノ発測タル生魚ヲ食卓ニ供ス其ノ佳味言語ニ絶ス冬期ハ稍々不便ナルモ春ヨリ晩秋ニ至ル間ハ交通便遊覽探勝ノ地トシテ最モ適ス

泉質は弱食塩泉で、神経痛、胃腸病、リウマチ等に効くとされている。

創業者の佐々木初太郎は福島県出身で、明治四十年から建設が始まった王子製紙の千歳第一発電所建設のため、千歳にやって来た。

発電所は四十三年に完成するが、座骨神経痛を患っていた初太郎は、現在の丸駒の地に温泉が湧き出ていることを聞き、大正四年一月、草葺き小屋を建てて湯治を続け、開業したのが現在の「丸駒温泉旅館」の始まりである。

初太郎が開業準備のために地面を掘っていたところ、建物跡の土台を見つけ、先住者がいたことを知る。それは恵庭の総代人も務めた塩谷栄作で、かつてその場所に温泉を見つけ旅館を開業していたといわれる。父初太郎

の跡を継ぎ、昭和二十七（一九五二）年まで丸駒温泉を経営していた佐々木広見による、「支笏湖物語」（『千歳を知る会二十周年記念誌』）で、「お祖父さん（塩谷栄作）の飼っている馬に、丸駒という名の太った馬がいて、お祖父さんは、その馬を一番可愛がっていて、いつも段付け馬の先頭にして温泉まで通っていたので、その馬の名をとって丸駒温泉としたそうです」とある。塩谷が恵庭で経営していた旅館の屋号も駒で「丸駒さん」と呼ばれていたという話もある。初太郎はこれらを知り、「丸駒温泉」を屋号にしたという。

この地の温泉については、明治天皇行幸時の戸長による村の状況報告に「この湖水の西北に温泉あり、古来より舊土人の病ある者は是に浴して治す當時は近國の郡村民来りて湯治するもの多し」とある。また、『殖民公報 第六号』（明治三十五年一月発行）には「エニワ温泉 胆振国千歳郡烏柵舞村 一一〇度（華氏温度） 鹽類泉」と掲載されていることから、初太郎が来る前から確認されていたことがわかる。

昭和八（一九三三）年の烏柵舞道路が開通するまで、千歳から湖畔への道路も未整備で交通機関はなく、苫小牧からの王子製紙による発電所建設のための材料や人、さらに木材を運ぶ軽便鉄道、通称「山線」があったのみである。それも湖畔までで、丸駒までの物資や客の輸送は舟に頼るほかなかった。特に冬期間、支笏湖は不凍湖とはいえ、風も強く波も高い厳しい状況であった。まれに湖が凍結すると物資も客も止ってしまった。

平成七（一九九五）年に刊行された『支笏湖丸駒温泉旅館八〇年記念誌』の中、丸駒温泉株式会社佐々木金治郎社長と支笏湖観光運輸株式会社八木勝男社長との座談会で冬期間の厳しい環境について、佐々木は「冬季は北西の季節風も強く、波は高くてふだんはとも出掛けられない。出るとなればたまたま氷の張った時に、湖岸を歩いて渡ったんです」、食糧につい

ては「冬になる前に大量に買い込んでおくんだね。米五俵とか、一〇俵とかをまとめてね。野菜類は温泉が湧いていて温かいのでシバれない。穴掘って土の中に埋めて入れて保存するというやり方だった」と話している。

また、『殖民公報 第六号』の源泉調査結果に、

オコタンベツ温泉 胆振国千歳郡烏柵舞村 一〇〇度 含硫鹽類泉
 タブコブラ温泉 全 一二〇度 亞爾加里鹽類泉
 下ノ内鑛泉 全郡千歳村 六四・四度 鹽類泉

※温度は華氏温度

と掲載され、明治三十二（一八九九）年十一月二十二日の『北海道毎日新聞』の記事には、

○鉱泉免許 札幌区南四条西六丁目須賀保綱氏は千歳郡烏柵舞村支笏湖畔字ヲコタンパツ湧出鉱泉を発見し医学得業生野崎三郎氏の分析表医治効能浴法書を添へ小樽区信香裏町四番地平井臣親代

札幌区北四条西六丁目二番地小野五助氏は全所字タブラ湧出鉱泉を発見し薬剤師鈴木茂作医学士關場不二彦氏の医治効能書及浴用服剤書を添へ其筋へ出願中の処執れも許可せされたり

とあり、オコタンベ地区の温泉もこの時期に確認されていたようである。「下ノ内鑛泉」はこの温泉を指すのか不明である。

引用・参考文献

北海道『殖民公報』第六号 一九六〇年／清水修『郷土誌ケヌフチ物語』泉郷集落連合会 一九九二年／北岡善作『千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録』一九三五年／高橋長助「あなたをまつ支笏湖」一九七二年／丸駒温泉株式会社『原始の森と湖に・支笏湖丸駒温泉旅館八十年』一九九五年／佐々木広見「支笏湖物語」『千歳を知る会二十周年記念誌』一九九八年

第一〇節 医療

医療のはじまり

わが国の衛生行政が本格的に軌道に乗り出したのは、文部省医務局により、明治七（一八七四）年に医制が發布されたことに端を発する。医制は、七六カ条よりなり、国民の健康の保護や治療を目的とし、西洋医学に基づく医学教育の確立のほか、病院の開設や医師・産婆・鍼灸業者の免許制度、薬事などについて、様々な方針を示した（『医制百年史』）。

一方、北海道においては、明治二年七月に開拓使が設置され、新政府は開拓使の設置と同時に、東京大学東校に医学教育を要請すると共に、海外から教師を招聘し、医学教育を開始するなどして、北海道の医療対策の措置を講じている。『開拓使事業報告第四編（以下、事業報告）』では次のように記している。

○衛生 総説

（略）東京大学東校医員ヲ撰ヒ病院ヲ函館ニ設ケ教師ヲ海外ヨリ招キ医学ヲ函館札幌両所ニ興シ病ヲ療シ生徒ヲ教授シ中毒救急法ヲ編次シテ動植物ノ有毒ヲ示シ近世医説ヲ著シ医術ノ開進ヲ論シ種痘ヲ施シ梅毒ヲ検査シ産科ヲ教授シ伝染病ヲ予防シ衛生ノ道尽サル所ナシ因テ所在病院年ヲ逐テ増加シ医学ヲ業トシ方ヲ作者踵ヲ接シテ出テ全道到處医薬有サルナキニ至レリ是豈開拓ノ実効ト謂ハサルヘケンヤ

開拓においては、北海道の気候・風土とは異なる土地からの移民によって行われることや、入植先には病院等十分な医療整備がないなかで開拓を推進しなくてはならないという事情などから医師の養成なども含めて、医療対策の整備は開拓の成否にかかわる課題と捉えられていた。

「事業報告」によると、札幌本庁に医師の在勤が命じられ、小樽郡銭函

村に開拓使仮庁舎が置かれ治療が始まったのが明治二年九月。札幌村に小屋が建てられ仮病院となったのが同年十一月であった。

明治五年に始まった開拓使十年計画では、「第一疾病ヲ治療シ人命ヲ保持スルノ儀ハ、開拓ノ最緊要タル筋ニシテ須臾モ緩メ難仕（後略）」とされ、積極的に推進された。「事業報告」の明治五年九月には、「後志国余市郡川村岩内郡御銚内村古平郡浜中村古宇郡神恵村忍路郡忍路村積丹郡日司村石狩国浜益郡茂生村厚田郡厚田村膽振国勇拂郡苦小牧村白老郡白老村二病院ヲ設ク」とあり、道内一〇カ所に官立病院が設けられたのである。

当時、特に開拓の地にあつては民間の医療機関への依存は全く不可能であつたと推測され、他県に比較し道内で群を抜いて公立病院がその数自体や割合が多かつたのは、開拓を推進する立場の官がその推進を図る必要があつたことに拠るものと考えられる。これらの官立病院は、度々、名称が変遷しており、「事業報告」の中でも、明治六年までは「札幌病院何々（所在地名）診療所」のほか、

〔明治七年〕〇一月各郡病院ヲ出張病院ト改称ス

〔九年〕〇四月各出張病院ヲ某病院出張所ト改称シ事務手順ヲ定ム

〇九月各郡病院出張所ヲ札幌病院某出張所ト改称シ規則ヲ修正

シ患者総計表ヲ製シ半年毎ニ札幌病院ニ出サシム

と記され、明治八年には石狩病院が「石狩出張病院」と改称するなど、様々な名称変更や規則の改正が繰り返されていた。

公立勇払病院

『苦小牧町史』によると、前述のように、札幌病院勇払出張所も、明治六年には白老出張所と併合したほか、翌年一月には勇払出張病院、八年二月には勇払病院派出所、九年四月、勇払病院出張所とそれぞれ改称、さらに同年九月には札幌病院勇払出張所と改め、明治十年一月に廃止したとき

れている。その後、明治十一年十二月に開拓使より譲受し、公立勇払病院として創設。この時期、官立の病院の廃止に伴って、全道各地に公立病院の設立が起こっており、勇払病院もそのひとつであった。

一方、明治初年代の千歳地域の医療関係資料はほとんど残されていない。

明治十年代には、千歳の駅通取扱人を務めた越後の医師、仁保耕雲の名があるとされる。仁保は六年十二月に札幌で開業し、後には野高政造と改名したようだが詳しいことはわかっていない（『市立札幌病院百年史』）。明治十八年には、群馬県上野国出身の医師・真下喜久治と、札幌県胆振国、勇払、白老、千歳、三郡各戸長が、公立勇払病院に勤務するための契約を交わしている。月俸は二〇円、二年間は勤務を継続する旨の記載も見られ、満期解職時には旅費として五〇円一〇銭を支給すると記録されるなど、医師の確保が急務でありかつ深刻であつたことが伺われる。

いずれにしても、医師一人と三郡との契約であり、千歳村民にとって、医療は物理的な面においても、身近な存在とはなりえなかつたものと推測される。

一方、勇払病院はその後、村立病院となるも明治四十五年には村営での存続が不可能となり、建物、器械などの一切を貸与して個人経営とし、同時にその医師が村医を兼ねることとなつていった。

治療費

明治初期、開拓を推進するために、移民に対し様々な扶助が行われたが、医療費の面でも官立病院では当初、無料診療や減額などの措置が取られていた。「事業報告」には、「(四年)五月判任以上官吏治療ハ薬価ヲ収メ農商工ハ薬価ヲ徴セス」とあり、農商工は官費負担と記してある。

しかし、翌年明治五年七月には「(中略)薬価賄料商工ハ自費トシ、移

表3-32 入院等医療費（単位：円）

薬価・入院費（札幌本庁）		明治6年	明治11年
入院費 (賄料・1日分)	上等	0.375	0.300
	中等	0.250	0.250
	下等	0.185	0.200
薬 価 (1日分)	水薬	0.049	0.050
	丸散薬	0.013	0.040
	煎薬	0.013	
薬 価	眼薬1瓶	0.016	0.020
	膏薬一具		大0.030
			中0.020
			小0.010
外布薬1瓶	0.062	0.030	
	泡 剂		0.020

『開拓使事業報告第四編』より

農及貧民舊土人皆官費トス」となり、明治六年二月にはさらに「各郡病院規則ヲ定ム従前等外吏移農民等官費治療ヲ廃シ官費生徒旧土人及市在困窮者ノミ官費治療トス」となり、官費治療の対象は更に限定されていった。明治九年十一月には「貧富ヲ問ワズ総テ官費治療ヲ廃ス」と度々、改定が行われ、苦しい経営事情が伺われ、明治十年以降は、官立の病院を徐々に縮小する方針を取っている。

村医の配置（町村医制度）

北海道庁は、明治二十一年四月「町村医設置規則」を制定した。これは官立病院の廃止後、公立私立の病院、あるいは開業医のいない地域の医療対策として町村が費用を負担して医師の報酬を工面するものであった。

明治二十一年に山森丹宮たみや医師が勇払公立病院医員を経て千歳郡各村村医となっている。山森は三十年に千歳郡漁・島松村村医となり、四十四年三月に茂漁に医院を開業している（『恵庭市史』）。

一方、千歳村の辞令として、現存する村医の記録としては、明治三十五年の村医雇い入れ辞令がある。

村医雇い入れ辞令案

高橋 甲子郎

千歳郡千歳長都蘭越烏柵舞村医ヲ命ス

月俸二十五円給與

明治三十五年五月十二日

千歳郡千歳外三村戸長役場

これによると、明治三十五年に医師高橋甲子郎を千歳、長都、蘭越、烏柵舞の村医として、千歳外三村で雇い上げたとされる。村医の月俸は二十五円。

当時、開拓民の健康は開拓の進捗を左右する大きな要因であったものの、医師の確保は容易でなかったと推測される。そうした事情もあってか、村医は度々、交代している。

村医となった高橋甲子郎は、わずか半年後にあたる同年十一月八日には、何らかの理由で退職。解職辞令案が残されているものの、その退職理由は不明である。それから三ヶ月間の空白期間を置き、翌年にあたる明治三十六年二月二十八日、三村にて園田実を、村医として月額二五円で雇い入れている。

村医園田実は、一年後の明治三十七年二月十二日依願退職。松橋宇宙が村医に就任したのは、翌月三十七年三月六日となっている。

明治三十八年、松橋宇宙はいったん、依願退職。しかし、明治四十年四月四日、再び三村村医に就任している。その際、松橋の月給は三〇円と五円ほど昇給している。その後、大正三年には、村医松橋宇宙に対し、恩賜財団済生会救急委員を嘱託する辞令が発令される。

松橋宇宙は、大正七年四月十日、依願退職しているが、その際慰労金として一〇〇円が支給されている。

松橋宇宙については、「千歳地方住民のために日夜、寝食を忘れ、医療全般に渡って村医の職を全うした」（『北海道医師会史』）とされているが、明治四十五年七月に、岩手県遠野町より当時の千歳村に戸籍を転籍し、依

表3-33 大正8年当時の医員と患者数

医院名称	吉田医院	剣測医院
位置	千歳	剣測
主治科目	内外科一般	内外科一般
従事者	医員	1
	調剤員	1
	計	2
外来患者	男	1,728
	女	832
	合計	※2,562
		2,326

『大正八年千歳村勢一班』より
※合計数は計算上合わないが原典のまま記載した。

願退職の翌年にあたる大正八年八月に、小樽区花園にて七八歳の人生に幕を閉じたことが確認されているもののその詳細は明らかではない。

続いて、吉田武雄と目時縁次郎の二名が村医となったとされているが、吉田医師は大正九年まで、目時医師は大正十年に退職。ついで、泰励、荒井清次郎が村医となるも、翌年には共に依願退職している（『北海道医師会史』）。当時、医師の資格は大学卒業によるものや、官立専門学校、指定専門私立学校卒業などであったが、これらの医師の経歴等について詳細はわかっていない。

本道全体で見れば、他の地より往来し開業する医師も現れ、大正二年、道内の医師は一〇六五人と増加し、医師一人あたりの人口は一六三一人と、全国府県の平均を上回る状況とはなったものの、これらの医師は札幌区や小樽などの都市部に集中していた。千歳村内の医師数は十分ではなく、激務であったことが推測される。

大正初期の村内の死亡原因をみると、肺炎及び気管支炎が最も多く、ほか流行に左右される様子は見られるものの、ジフテリアや肺やその他の臓器の結核などに加えて赤痢、百日咳、梅毒といった病名も記され、感染症との闘いが続いていたことが伺える。

村医の確保の困難さに加えて、村医に支払う月俸も、当時の村にとって軽い負担ではなかったと考えられる。

大正八年の村財政の経常部の歳出額、二万四八九六円五八銭に対し、村医費は一三六〇円と、村財政の五・五割を占め

た。

なお、大正八年当時の医院と患者数は、表3-33のようになっていた。同年の千歳村内戸数は九一三戸、人口は男性が二五六三人、女性が二二一人の中、死亡は一〇〇人を数え人口一〇〇〇対の死亡率は二二・五、同じく出生は人口一〇〇〇対四九・五であった。

なお、町村医規則による補助金額は順次、漸減され、明治四十二年には本道における村医規則は廃止となったものの、千歳においては昭和初期になっても村医費が町費予算に計上されており長く続いた。

産婆と出産

大正八年の『千歳村勢一班』には、大正四年には村内に産婆が一人いたとされているものの、年間二〇〇人以上の分娩を、その産婆一人が取り上げていたかどうかは不明である。大正元年の記録では、産婆一人につき、出産児の平均は九四・四五人となっており、また、併せて死産も多かったことも含めて、医師と同様、産婆も激務であったことが推測される。

道内で産婆の養成が始まったのは、明治十一年三月、札幌、函館、根室の三病院にて教科目を制定して産婆教場を設置し、産婆の良否は母子の生死にかかわるとし、養成には札幌病院産婦人科医師が担当した。一方、交通が不便であるなどの事情がある場合は、無資格者に対しても特例で産婆業を許可し、「現地産婆」と称していた。大正二年には全道において産婆一人に対する人口は一万四七四人であり、登録している産婆に対する「現地産婆」の率は二五・二一割であり、四人に一人は所謂、医学的な知識が十分ではない産婆であった。

明治二十三年には、すでに母体の保護等、健やかな出産の普及を目指した養生についての産婆向けの必携の書が出版されていたものの、千歳村における産婆がどのような資格であったのか、こうした医学的な正しい知識

のもと、分娩の取り上げがなされていたかどうかは不明である。大方は、経験に頼った「取り上げ婆さん」の介助による座産が多かったのであろう（『野幌部落史』）。

開拓当時の出産・産後が、過酷な労働条件とあいまって、女性にとっては更に過酷であったことは大正初期に産褥熱で死亡する女性が千歳で年間二名から三名記されていることから容易に推測できる。

伝染病対策と衛生組合

各種の感染症対策は、重要かつ緊急の課題であった。なかでも天然痘（痘瘡）が明治十九年から二十年にかけて全国的に流行し、千歳郡でも十九年に患者二人が発生し、その一人が死亡した。対策の種痘は効果が大きい一歳未満一〇人を含む一五歳未満を対象とし郡内六二人に接種された（『北海道庁第一回統計書』）。北海道庁では、町村衛生組合規定を発令し、各町村に衛生組合の組織を推進。明治三十四年四月には、千歳村衛生組合が設立されている。大正十一年度の「千歳村村勢一覽」では、一〇三八人の人員を擁していたことが記され、種痘や伝染病発生時の消毒など、衛生に関する役場の事業を助けていたと同時に衛生思想の普及に尽力していたものと考えられる。

大正四年には、種痘の予防接種の実施結果が残されていると共に、同年の一般会計歳出にも六五円の衛生費が計上され、予防接種をはじめ各種の衛生対策が図られていた。

引用・参考文献

厚生省医務局『医制百年史』一九七六年／明治文献資料刊行会『明治前期産業発達資料別冊二十四（二）』一九六七年／『苫小牧町史』一九四〇年／北海道医師会『北海道苫小牧町編北海道医師会史』一九七九年／医療史資料刊行会『医療史資料

復刻選第三集・看護婦・助産婦・保健婦養成施設調査』一九七七年／札幌病院『市立札幌病院百年史』一九七二年／関矢マリ子『野幌部落史』野幌部落会一九四七年／『北海道庁第一回統計書』一八八六年

第一一節 災害

蝗害

明治十三（一九八〇）年八月、十勝支庁管内十勝川、札内川両流域に蝗害（トノサマバッタ）が大発生し、日高山脈を飛び越え、一群は太平洋岸沿いに虻田地方に向かった。勇払郡で枝分かれした一群は石狩低地帯沿いに北上し、八月二十日札幌に飛来した。大群が通過したところでは粟、稗、玉葱、牧草などはもとより、草木も、あとかたなく食いつくされ、千歳・島松の牧草などは全滅した。折から室蘭および札幌付近には農民が定着して耕地が広がっていただけに、これらのバッタの大発生は農作物に大きな被害をもたらした。トノサマバッタはキリギリスやコオロギと同じ直翅目に属する昆虫でその中のバッタ科の一種である。

開拓使はさっそく雇外国人教師らを現地に派遣し駆除に努めた。十一月「蝗虫駆除法施行順序」を定め、虫卵の孵化を妨げ、放火焼失の法をおこない、また米国の方法にならって器械・石油等を用いて幼虫の駆除等を講じた（『新北海道史』第一巻概説）。

風生青葉ノ繁茂スル所ハ何植物ヲ不問悉ク挙テ之ヲ喰尽シ現ニ苦小細駅ヨリ千歳駅ニ達スル行程七里間茫々曠野ニ飛墜シ満面寸余ノ青色ヲ身ケル迄ニ惨状ヲ極メ（『農務顛末第五号第一六冊』）

当局は最初、一冬が過ぎれば凍死してしまうだろうと考えていた。しかし、翌年に至って再び大発生をみた。

十勝地方で発生したバッタの被害は、十五年には余市地方にまで及び、十六年には寿都、山越二郡に達した。開拓使は三万八四五六円の駆除費を投じ防除に努めたが、被害を食い止めることはできなかった。

卵一升で数万匹の飛蝗が発生した。各地で様々な駆除法が試みられた。

先頃、札幌市文化資料室に寄贈された高澤家文書に明治十年代の文書が大量に見つかった。その中に長都村の「飛蝗駆除人夫出役帳」が含まれていた。残念ながら世話人は特定できないが、日時、出役人、配布された駆除剤の量などが記載されていた。

それによれば明治十五年十月八・九日、長都村の近隣から卵子採集人夫五三名が集められ、五三二坪ほどの溝が掘られ、九斗九升の石油あるいはアルコールが撒かれた。油気が強すぎると植物が枯れ死するため、石油少しを溜水、または穴に陥入れさせ幼虫が落ちて死ぬのをまつた。一日坪当り一貫三百匁（約四・九キロ）の駆除剤が二日にわたり散布させられた。漁村の塩谷栄作も開拓使から「漁村方面飛蝗駆除世話係申付」られており、開拓使は各地に駆除世話係を置き、村人の出役、駆除剤の配布に当らせた。

十七年八月発生のは九月の十勝地方の長冷雨のため、バッタの卵の孵化ができず、ようやく終焉をみた（『帯広市史』）。

本村での農作物の被害については不明であるが、近年まで釜加と都にその跡のあったバッタ塚は、明治十三年から十七年までの五年間、この地方を襲来したバッタを捕捉し、それを埋めたもので、幅約一^{ミヤ}、長さ数^{ヤシ}に及んだものもあったといわれる（『増補』）。

参考文献

- 高澤家文書「飛蝗駆除人夫出役帳 長都村 明治十五年十月」札幌市文化資料室蔵 一八八二年／開拓使札幌勸業係 『北海道飛蝗害報告書』一八八二年／神田正五「飛蝗物語」『苦小牧市史編さん』No.8 一九七四年／高倉新一郎「バッタの大発生」『新北海道史』第一巻概説 一九八一年／井上寿『北海道十勝国飛蝗発生史』一八八三年／帯広市『帯広市史』一九七六年

第二二節 警察

開拓の進展と警察制度の確立

明治新政府による蝦夷地の開拓が進められる中、早くから開港していた箱館に往來する外国人や、開拓移民による事件が多発し、治安の維持が求められ、箱館裁判所時代から箱館府兵と呼ばれる小規模な軍隊が駐屯していた。明治二（一八六九）年八月に函衛隊と改称され、四年には護衛兵と改め警備治安を担っていた。

四年七月の廢藩置県により、国内情勢が不安定となっていたため、新しい警察制度を確立し治安維持に万全を期すべく、政府は同年十月、東京府中取り締まりのため邏卒三〇〇〇人を置くことを決め、京都、大阪、神奈川などの主要府県にも邏卒や捕亡使が整備されていた。

函館在勤開拓判官杉浦誠は、神奈川県に倣い、五年二月に邏卒設置の建議を提出、同年六月、護衛兵を解体して邏卒及び砲卒の設置を決定した。これにより兵備と警察が分離し、同年八月三十日、正式に設置が認められ、北海道警察の誕生となり、道内の主要地に屯所を設置し、邏卒や捕亡手先により取締りが行われることとなった。

勇払・白老・千歳の三郡も、捕亡手先の派遣を申請した。

多人数往來勿論戸数相増候事故自然悪党共立廻り可申難計且人相書を以て御布達時に差支不少御取締の爲右申上捕亡手先二人被差遣度候云々。

〔躍進千歳〕

しかし派遣はなされずに、七年二月、民間人である土人取締の時田伝内が捕亡手先の兼務を命じられ、三郡内の警保のほか、犯罪者の捜査、逮捕に協力した。

政府は八年三月、「行政警察規則」を發布し全国的に「邏卒」の名称に

統一されるが、同年十月二十四日太政官達第一八二号により「巡查」に改められた。特殊地域であった北海道では府県あての太政官達がそのまま適用されていなかったが、同年十二月二十八日、「行政警察規則」とほぼ同文の「開拓使行政警察規則」が布達され、巡查への改称が発令された。

十年一月、内務省より「警察署配置及び名称に関する件」が布達され、各府県に警察署・分署が設置し始める。北海道では同年三月に札幌・函館、七月には根室の巡查屯所が警察署および分署に改称され、千歳郡は札幌警察署の直轄であった。

十五年二月八日、開拓使は廢止となり、札幌・函館・根室の三県が置かれ、同年三月それぞれに警察本署が設置された。分署から警察署への昇格、分署の新設などで、道内に十三警察署、五警察分署が置かれ、さらに人口増加と開拓の進捗により、十八年までに警察分署が相次いで設置された。

その中で、苫小牧村に札幌警察署勇払警察分署が設置され（明治十七年二月二十三日札幌県布令丁第二十二号）、膽振国勇払郡、白老郡、千歳郡、日高国の沙流郡、新冠郡、静内郡が管下となった。

郡区長と警察署長の兼任

明治十九年、廢県置庁により北海道庁が設置され、初代長官として赴任した岩村通俊は、警察機構の大改革を断行する。行政組織の簡略化を図るため、郡区事務と警察事務を一本化するというものであった。二十年五月に札幌で開催された郡区長会議で岩村長官が次のように説明している。

郡区長ヲ以テ警察署長ニ充ツ

本道政治上ノ構成ハ、内地ト同一ナルヲ要セザルノミナラス、内地ニ模倣スルハ、最モ不得策ノ大ナルモノナルハ、前ニ叙ベタルガ如シ。警察構成ノ如キモ其一ナリ。夫レ茫漠寥闊ナル北海道ノ曠野ニシテ、苟クモ纒こむニ一聚落ヲ為スノ地ニハ必ず郡役所、警察署ヲ設置シ、屹然相對シテ、各事務ヲ執リ、

照会往復ニ時間ト手数ヲ費シ、甚シキハ互ニ職權ノ抵触ヲ論ジテ拮抗相下ラザルノ勢アル如キハ、拙ノ最モ拙ナルモノナリ。況ヤ、北海道ノ警察ノ如キハ、最モ簡單輕便ナル方法ヲ取ルベキモノナレバ、警部及ビ巡查ノ如キモ、専ラ本分ノ職務ニ従事スルヲ必要トセズ。暇アレバ他、行政事務ヲ補助スル等ノ覚悟無ル可ラズ。是レ、本長官ガ、道庁官制ノ改正ヲ建議スルニ当リ、郡区長ヲ以テ、警察署長ヲ兼務セシムルノ案ヲ提出シタル所以ナリ。今ヤ、郡区長ハ已ニ警察署長ノ任ヲ兼掌シタレバ、随テ其官署ノ如キモ、之ヲ合併シ、郡区書記ハ警部、警部補ヲ兼撰シ、警部、警部補モ郡区書記ヲ兼任シ、巡查ニ至テモ行政事務ノ補助（仮令巴山林ノ事、戸籍ノ事ノ類）ヲ為サシメシ事ヲ望ム。但、建物狹隘ニシテ、今日直ニ衙署ヲ併スヲ得ザルモノハ已ラ得ズ、後年ヲ待ツベシト雖ドモ、其吏員ノ兼撰等ノ事ハ實際便利尠カラザルニ付、速ニ其計画ニ従ハン事ヲ要スルナリ。

警察分署ハ、従来ノ分ハ之ヲ廢シ、更ニ各町村戸長役場ヲ以テ、兼テ警察分署ニ充テ、毎分署ニ巡查、凡ソ二名ヲ配置シ、戸長ヲシテ警部、警部補ヲ兼ネシメ、以テ分署長ト為シ、部内ノ警察ヲ行ハシメントス。（以下略）

〔岩村長官施政方針演説書〕より

このように、郡区役所所在地に警察署を置き、郡区長が警察署長を兼務し、郡区書記は警部・警部補を兼任、警部・警部補も郡区書記を兼任し、巡查も山林や戸籍などの一般行政事務を補助させることとした。

明治二十（一八八七）年一月北海道庁令第二号により「各郡区所在地に警察署を設置し其の管轄区域は郡区役所の管轄区域に同じ」と定められたことに伴い、同年五月、勇払郡役所は勇払警察署となり、管下の千歳分署は戸長役場に設置されることとなった。戸長が警察分署長として警部・警部補を兼務することとなり、戸長の就任期間から考えると最初の千歳分署長は第四代戸長の下平良平であった。

さらに、次の訓令により新分署には巡查が二名置かれた。

今般庁令第五十三号ヲ以テ警察分署増設ニ付テハ左ノ通心得可シ

一 各分署（函館警察署仲浜分署ヲ除ク）ニ巡查二名ヲ配置シ其勤務ハ簡ノ方法ヲ設ケ上申スヘシ

一 分署ハ戸長役場内ニ設ク。但従前分署ノ設立アル地ニ於テハ便宜戸長役場ヲ分署ニ移転スルモ妨ケナシ

しかしその後、北海道の拓殖の発展が進み、諸般の業務が複雑さを増してきた。二十四年七月、道庁官制が改正され警察部が置かれるなど、庁務が分割されたことに伴い、再び行政官と警察官を分離し、漸次専任の警察官を配置していくこととなつていった。

二十二年一月に行政区改革により勇払郡役所が廃止となり、千歳郡は札幌郡役所に編入となる。それは同時に、勇払警察署の廃止と、千歳分署が札幌警察署管轄となることを意味する。

千歳巡查駐在所の設置と新築

明治二十四年十月、北海道庁令第三八号の道庁官制改正、「土地ノ情況ニヨリ特ニ警察署又ハ分署ヲ設置シ警部ヲ以テ其署長に充ツルコトヲ得」により専任警察官が配置されることとなり、翌年七月、札幌警察署千歳巡查駐在所ができ、三木勉警部補は任務を解かれ、戸長専任となった。その後は三十年に兼任制が廃止され、道内の警察と行政は旧来の姿に戻った。

三十八年、松川鶴治巡查の在任時、それまで借家を転々としていた駐在所は、部落有志の寄附金により独立した駐在所として新築された。

各駐在所の変遷

市街地から離れたケヌフチ、キウス、ホロカ、タツウシナイ地区は岩見沢警察署由仁分署の管轄下にあり、大正四（一九一五）年五月からは同分署内の三川巡查駐在所が幌加、シーケヌフチ地区、南巡查駐在所がケヌフ

千、キウス地区を管轄していた。そして十年十月十日（道庁告示第六四八号）、剣淵巡査駐在所が設置され札幌警察署漁村巡査部長派出所管轄内となった。

支笏湖を含む烏柵舞村で最初に警察官が配置されたのは、明治のおわりごろ、発電所の建設に伴い王子製紙が費用負担していたと思われる「請願巡査」であった。「請願巡査」とは、自治体や企業などの請願により配置された警察官のことで、大規模な工事現場や鉱山などの治安維持にあたり、請願者が費用を負担する。同様の例として明治二十三年に夕張炭鉱開発に着手した北炭が請願巡査派出所を設置している。発電所建設には全国から血の気の多い屈強な男たちが集まり、争いごと絶えなかったのではと思うと、年代の詳細は不明であるが着工当初から配置されていたと推測される。また、美笛で昭和十一年に創立した千歳鉱山にも、「千歳鉱山請願巡査駐在所」が置かれていたことが当時の千歳町要覧で確認できる。

烏柵舞地区の管轄は、大正二年六月一日（道庁令第四五号）、札幌警察署から室蘭警察署苦小牧分署に移管され、四年には苦小牧分署沼ノ端巡査駐在所管轄となる。五年には孵化場附近とナイベツ地区は札幌警察署管轄に戻されるが、それを除く支笏湖までの地区は、十年に支笏湖巡査駐在所が設置されても、苦小牧署管轄のままであった。

引用・参考文献

北海道警察本部『北海道警察史（一）明治・大正編』一九六八年／北海道庁『札幌県布令全書 明治十七年』一八八七年／『新北海道史』第三卷通説二 一九七一年／『岩村長官施政方針演説書』新撰北海道史 第六卷史料二 一九三六年／『苦小牧市史』下巻 一九七六年／『新室蘭市史』第四卷 一九八七年／『長沼町九十年史』一九七七年／清水修『郷土誌ケヌフチ物語』一九九二年

第一三節 教育

第一項 教育の先駆け

藩校と寺子屋

大正七（一九一八）年八月、北海道庁内務部教育兵事課が「開道五十年」を記念して刊行した『北海道教育沿革誌』は、その冒頭で幕末・維新期の北海道における教育の沿革を次のように記している。

明治維新前に於ける本道教育の情況は扼るべき記録に乏しきを以て詳知すること能はざるも歴代の藩主は相当機関を設けて子弟教育の奨励に努めたるは事實なり。明治初年廢藩と同時に其の藩立学校は閉鎖せられ、福山の徽典館は其の名を文武館と改めて僅に其の余影を止め其の他の初等教育は家塾又は寺小屋に於て辛うして継続せらるゝに過ぎざりしか（下略）。

ここに記されているように、松前藩体制下の近世北海道でも、本州の諸藩と同様に藩士の子弟を対象とする藩校や庶民教育が中心の私塾・寺子屋の設置がみられたのである。しかし、松前藩は近世を通じて北海道島を和人地と蝦夷地に区分する政策を採用していたので、これらの教育機関は、当然のことながら福山・江差・箱館といった和人地の主要都市を中心に分布していた。

藩校は、松前章廣が藩主の文政四（一八二二）年、旧福山館の外郭内に設置された徽典館を以て本格的な教育の開始とされている（北海道教育研究所『北海道教育史』全道編三、『松前町史』通説編第一巻下）。また、寺子屋・私塾に関しては、三代將軍家光の慶安二（一六四九）年、福島の常磐井家が私学校を起こして村内子弟を教育したことが記録されているようだが（北海道教育研究所、前掲書）、前掲の『松前町史』によれば、「松前の私塾・寺子屋に関する記録は極めて少なく文化年間以前については不明である」

と指摘されている。

寺子屋の開設状況

前掲の『松前町史』は、『日本教育史資料』に依拠しながら「近世北海道に於ける庶民教育」機関としての私塾・寺子屋設立の地域別設立状況の一覧表を作成し、さまざまな考察を加えている。それによれば、松前一五、江差五、久遠一、寿都一、箱館八、亀田一二、上磯六、合計四八校という状況であり、松前・江差地区と箱館・亀田地区を中心にして寺子屋が分布する傾向がみられる。これらの中で最も古い寺子屋は、文化十三（一八一六）年、松前の博知石町に開設され、嘉永年間に廃業となっている。存続期間は三七年間、教師は男性一名、生徒は男子九〇名、女子三〇名の計一二〇名だった。これに次ぐのが、天保元（一八三〇）年、松前・新荒町に開業した豊明社で、安政元（一八五四）年に廃業となっている。亀田で最も古い寺子屋は石崎村で文政六（一八二三）年に開設され、安政二年に廃業している。また、箱館では、嘉永元（一八四八）年開業の藤村堂が最も古かった。

これらの北海道の私塾・寺子屋を中心とする教育機関をその開設数に応じて時期区分すると次のようになり、北海道では一般的に第三期に開業する場合が多かった。

第一期 微増期（文政期以前）

第二期 漸増期（天保期）

第三期 激増期（弘化・嘉永・安政・慶応期）

この他に、明治以降になって設立された事例も少なからずあり、松前で明治四年に二校、江差で三年に二校、久遠で四年に一校、箱館では二年から三年にかけて三校、亀田では明治元年から二年までに二校、上磯では二年に一校、あわせて一一校の設立をみている。これは、幕末・維新时期に存

在した道南地域の寺子屋四八校の約二三割を占めている。このように、北海道における寺子屋の四校に一校は明治以降の設立だったのである。

また、これらの寺子屋を寺子（生徒）数からみると、およそ二つのタイプに分類される。すなわち、寺子が九〇人から一五〇人という大規模の寺子屋は二一校で全体の四三・七割となっている。これに対し、寺子が二〇人未満の小規模な寺子屋は一六校で全体の三三・三割を占めており、この両方で全体の七七割に達している。松前では比較的大規模の寺子屋が多かったという。

寺子屋の教育

寺子屋への入門手続きは次のようにして行われた。まず、座布団・机を持参した寺子が父母に付き添われ、師匠に挨拶すると共に先輩の寺子を紹介され、その際に束脩そくしゅうと呼ばれる入門費・入学金を納めた。この入門を「坊入り」・「寺入り」・「入門」などと呼び、その翌日から授業が開始された。始業は午前七時から八時の間、終業は午後四時ころが最も多かった。休日は、特に定めた日と入学者があつた日以外では盆・正月・節句・祭日が一般的で、この他に鯉漁期に休業しているのが特徴である。

寺子屋の授業内容は、読書・習字の他に算術・礼法・武道・謡曲などが行われていたが、この点は北海道の寺子屋も全国とほぼ同一であった。習字のテキストには『いろは』・『国尽』・『商売往来』・『庭訓往来』・『寺子教訓書』などが、また読書には、『論語』・『四書』・『五経』・『庭訓往来』・『大学』・『十八史略』・『女大学』・『女今川』などが使用されていた。寺子屋は、東洋の古典などを用いる藩校とは異なって庶民の日常生活に必要な教育を行うことに主な目的があり、「学習の大部分は『手習』であり、それに読物が加わった」（文部省『学制百年史』記述編）。

このように、近世日本社会において、読み・書き・そろばんを軸としな

から庶民の初等教育機関として重要な役割を果たしてきた私塾・寺子屋であったが、明治維新後の明治五（一八七二）年、「学制」の発布をきっかけとして、これらの私塾・寺子屋の大部分は消滅を遂げる結果となり、中には私立学校に改組されるものもあった。そして、明治十年代に入ると、公立学校の整備・充実によって、わずかに残されていた寺子屋は自然消滅するという運命を辿った（前掲『北海道教育史』全道編三、『松前町史』通説編第一巻下）。

近世の千歳地方は、前述の「蝦夷地」と呼ばれる地理的空間に属しており、和人の移住・定着は原則として行われなかった。この地域に初めて教育機関が設けられたのは明治維新後のことである。すなわち、明治十二年、千歳村に児童等を集めて「昔時寺子屋風ノ」教育施設が設けられ、読書・算術・習字などを教えていたが（『三ヶ村沿革史』）、これが翌十三年四月に千歳教育所と改称され、現在の千歳小学校に発展した。なお、『札幌県第一学事年報』（明治十五年）によれば、千歳学校の開業は明治十四年四月となっている。

第二項 近代的教育制度の発達

学制の公布

明治維新後の明治四（一八七二）年八月二十九日（陰曆七月十四日）、廢藩置県によって中央における政府の行政機関が設けられることになり、同年九月二日（同七月十八日）、教育行政の中心となる文部省が設置された。江藤新平が九月二日（同七月十八日）に文部大輔に就任したが、九月十二日（同七月二十八日）に大木喬任が文部卿となり、六年四月十九日まで在任して文部行政の中樞が構成された。新設の文部省は、日本全国の学校を統括するだけでなく、国民を積極的に教育する使命と責任とを持ち合

わせることになった。以下、『学制百年史』記述編によってその経過を述べておこう。

新設の文部省は、近世日本における教育の普及を前提としながら、新たに欧米各国の教育制度を調査し、近代日本の発展に向けてそれにふさわしい教育制度を創設することに全力を注いだ。明治四年十二月、一二名の学制取調掛が任命されて学制の条文を起草することになった。翌五年一月には学制の大綱を定め、条文としての形式を整えた。同年三月に案文が完成して上申され、六月二十四日、太政官によって正式に認可された。そして、五年八月二日、太政官布告第二一四号をもって「学制」が公布された。この学制は「総則」及び全二二三章の条文から構成されているが、総則の中に次のような一節がある。

是故ニ人タルモノハ学ハスンハ有ヘカラス、之ヲ学フニハ宜シク其旨ヲ誤ルヘカラス、之ニ依テ今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ、追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ、自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス、人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ必ス学ニ従事セシメサルヘカラスルモノナリ

（内閣官報局『法令全書』）

この太政官布告は、いわば「学制実施に当たつての教育の宣言」とでもいべきものであり、全体として「教育における学問の意味を明らかにし、従来の学問観や学校観を批判した。そして、新しい学校へ人民一般が入学して新時代の有用の学を修めなければならないとした。また、子どもを就学させることは父兄の責任であって、必ずこれを果たさなければならないとした」（『学制百年史』記述編）のである。

学制の条文は、第一章で「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」ことを明

確にし、第二章では「全国ヲ大分シテ八大区トス、之ヲ大学区ト称シ毎区
 大学校一所ヲ置ク」とあり、具体的な大学区の区分は第三章で明示されて
 いる。たとえば青森県、福島県、磐前県、水沢県、岩手県、秋田県、山形
 県、宮城県の八県を以て第八大区が構成され、「青森県ヲ以テ大学本部」と
 したが、北海道については、「当分第八大区ヨリ之ヲ管ス、他日別ニ区分
 スヘシ」(第四章)とあつて、当分の間は第八大区に所属することとされ
 ている。そして、第五章以下の条文は「その多くが学校制度の体系を決定
 し、これを実施する行政組織をつくるための条章」(前掲書)で構成され、
 学校制度の体系は小学・中学・大学の三段階を基本とするものだった。

学制は、明治五年八月の公布とともに直ちに実施されたわけではない。
 府県において学制実施のために学区を定めて学区取締を置き、小学校の設
 立が始まるのは翌六年四月以降のことだった。これと並行して五年九月八
 日、文部省布達を以て「小学教則」を公布し、小学校における教科課程及
 び教授方法の基本方針を明らかにしている。しかし、学制を実施するため
 の財政的裏付けが不十分なことから、学制を一挙に実施することは現実に
 は多くの困難があつた。だが、六年三月に欧米の教育事情の視察から帰国
 した田中不二麻呂が中心となつて学制の実施にあたり、府県でも次第に定
 着していった。

たとえば学校の設立では、従来設立されていた府県の学校・私塾・寺子
 屋などが一旦廃止され、学制に基づく学校が新しく設立された。文部省は
 とりわけ小学校の新設に力を注いだので、六年度に全国で一萬二五五八校
 だった小学校は、八年度に二万四三〇三校と約一・九倍に増加した。小学
 児童数も一一四万五八〇二人から一九二万六一二六人に増加し、平均就学
 率は二八・一割から三五・四割に上昇した。学校数はその後も増加し、十
 六年度には三万校を超えている。また、就学率も次第に上昇していった。

しかし、学制では、こうした学校の設立と維持に要する経費は地方住民の
 負担によることを原則とし、小学校でも月額五〇銭または二五銭というか
 なり高額の授業料を定めている。

ところで北海道は開拓が開始されたばかりであり、開拓使は学制及び小
 学教則による普通教育の画一的な実施は困難であると判断し、明治六年十
 一月、政府に対して学制施行に関する伺いの結果、当分の間は学制を実施
 しなくても良いとの特例措置が認められている。道南の先進地や札幌で学
 制に基づく小学校の設立が開始されるのは、八年以降のことだった(『新
 北海道史』第三巻通説二)。

学制の公布とその実施は、日本の近代的教育制度の実現に極めて大きな
 役割を果たすきっかけとなった。しかし、文部省による学制の画一主義的
 実施の奨励は、その内容が欧米の教育制度を元にしたものであったことも
 あり、かえつて地方の反発を招いた。学区制に基づいて学区毎に小学校を
 設置して運営することは、府県にとって大きな負担となった。明治六年五
 月、北条県(現在の岡山県の一部)で徴兵令などに反対する人民が血税一
 揆を起こしたが、その際には管内の小学校が多数破壊されている。また十
 年四月、文部大書記官西村茂樹が第二大学区を巡視した際の記録に次のよ
 うな記述がある。

官吏ノ嚴ナル説諭ニ由リテ人民ノ就学スル者年々益々多シ、然レトモ目今ノ
 方法ヲ以テ教育ヲ全国ニ普及セシメントスルハ民力ノ能ク堪フル所ニ非サル
 カト思ハル、宜シク其ノ方法ヲ改メ貧村僻邑ノ学校ハ教則ヲ簡ニシ時刻ヲ短
 クシ、一ハ学校ノ費用ヲ減シ一ハ生徒ノ家事ヲ弁スルノ時刻ヲ与フルトキ
 ハ、民心悦服シテ教育ノ弘衍更ニ一層ノ広大ヲ増スヘシ

(前掲『法令全書』)

教育令の公布

このようなこともあって、中央集権的かつ全国画一主義的な学制を再検討し、これを改革すべきであるという意見が次第に高まってきた。明治十年、文部省は文部大輔田中不二麻呂が中心となって学制の改革作業に着手した。十一年五月十四日、新しい教育法令案としての「日本教育令」全七章が上申されている。この案には、太政官や元老院でさまざまな修正が加えられた。そして、十二年九月二十九日、太政官布告第四〇号をもって「教育令」が公布された。この教育令は全四七条からなり、条文そのものが学制に較べて大幅に簡略化されていた。

この学制と教育令の両者を比較すると、まず学区制を廃止したことが最大の特徴であり、教育令では町村が小学校設置の基礎とされている。学制における督学局・学区取締の規定も廃止され、教育令では町村住民の選挙による「学務委員」を置いて学校事務を管理することになった。これは、アメリカの教育行政方式を模範としたものである。就学義務については、学制が尋常小学を小学校制度の中心とし、上等（一〇歳から一三歳までの四年間）と下等（六歳から九歳までの四年間）に分け、男女ともに必ず卒業すべきものとしていたのに対し、教育令では、第十四条で「凡児童学齢間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」とあるのみで、全体として就学義務が著しく緩和されている。学校の設立についてもかなり自由が認められ、その設置を強力に推進しようとした学制とは大きく異なっている。

このように、教育令は「学制の中央集権的、画一的性格を改めて、教育の権限を大幅に地方にゆだね、地方の自由にまかせ」ようとするものだったが、「その緩和政策は新しい批判を呼び起こす原因」となり、折から台頭しつつあった自由民権思想とも結びついて「自由教育令」と通称されるようになった（『学制百年史』記述編）。

改正教育令の公布

こうした中で明治十三年二月二十八日、文部卿に任ぜられた河野敏謙は教育令の改正に着手し、同年十二月二十八日、太政官布告第五八号によって全五〇条からなる「改正教育令」が公布された。この改正教育令の基本方針は、「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」において、「蓋シ普通教育ハ国民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ、苟モ国ヲシテ開明ニ、民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ、而シテ政府之ヲ督励セスシテ其普及を望ム殆ト河清ノ竣ツヘカラサルカ如シ（中略）苟モ文明ヲ以テ称セラルル国ニシテ普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ務メトセサルハナシ」と述べられている点に明確に示されている。このように、「改正教育令は、教育令の方針を改めて文部省が地方の教育を統括する文教政策への転換を企図」したものだ（『学制百年史』記述編）。

主な改正点としては、

- ① 教育行政上の重要な事項について「文部卿ノ認可」を規定したこと
 - ② 府知事・県令の権限を強化したこと
 - ③ 学校の設置、就学の義務に対する規定の強化
- などであった。この他、注目すべきものとして学務委員の選出規定の変更がある。学務委員は各町村に置かれて「町村内ノ学校事務ヲ幹理」するなど、地方教育行政の末端機関に位置付けられる点に変わりはなかった。しかし、教育令ではその選出方法が「町村人民ノ選挙タルヘシ」となっていたのに対し、改正教育令では、「学務委員ハ町村人民其ノ定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ」とされ、これまでの選挙制から府知事や県令による任命制に変更されている。このように改正教育令は、教育令に定める「教育の地方分権の考え方」を修正し、国家的な統制を強化しようとする姿勢が濃厚だった。

改正教育令は十八年八月十二日に再び改正されているが、それは当時の経済的不況に対処して、地方における教育費の節減を図ることに目的があった。

近代的教育制度の確立

日本における近代的教育制度の創始期において、その中心となっていたのはいうまでもなく小学校教育である。学制の第二章では、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」とその重要性を指摘している。そして、小学校でどのような教育を行うかという点は最初から文部省が指示する方針であり、学制に基づいて明治六年に「小学教則」が公布され、教科目と時間配当、教科書、授業の要点などが明らかにされた。明治十四年五月には「小学校教則要綱」が公布されているが、これは「学制当時の教則を根本から改めたものであって、実施できる形で近代教科目を定め、学科課程の基本となる事項を初めて公に示したもの」〔『学制百年史』記述編〕であった。

こうした日本の近代的教育制度が確立したのは明治二十年代のことである。すなわち十八年に太政官制が廃止され、新たに内閣制度が創設された。これに伴い文部省でも文部卿が廃止されて文部大臣が任命されることになり、十八年十二月二十二日、内閣制での初代文部大臣に森有礼が就任、暗殺される二十二年二月十一日まで在任した。森は「学校制度全般にわたる改革を断行し、基本となる近代学校の体系をつくりあげた」〔前掲書〕として高く評価されている。明治二十年代後半には井上毅が文部大臣を務めたが（明治二十六年三月七日～二十七年八月二十九日）、井上は森による学校制度改革のあとを受けて、実業教育や女子中等教育などの改革を行い、井上と森によって「わが国における近代学校制度の基礎が確定した」といわれる。

小学校令の公布

森は、学校体系の基本となる小学校、中学校、大学の他に教員養成機関としての師範学校を重視し、これら四つの学校制度を確立させた。そして、明治十九年に各種学校令を公布しているが（小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令）、これら諸学校の基礎となる小学校制度の改革に取り組み、十九年四月十日、勅令第一四号をもって全一六条の「小学校令」を公布した。同令第一二条の規定により、同年五月二十五日、文部省令第八号によって「小学校ノ学科及其程度」を公布し、小学校の編成、終業年限、学科、児童数、教員数、授業日数、学科の要旨を掲げ、小学校教育の内容に関する基準を明らかにした。この小学校令によると、小学校は尋常・高等の二段階に分かれており、修業年限はそれぞれ四年間だった。就学義務がある学齢は六歳から一四歳までの八年間で、父母や後見人は、尋常小学校四カ年を終了するまで児童を就学させる義務があった。小学校の一学級生徒数についても規程を設け、尋常小学校は八〇人以下、高等小学校は六〇人以下とした。これらの小学校の維持経費は、主に生徒からの授業料と寄付金を充てることにし、不足した場合には区町村会の議決によって区町村費から補填することとした。

なお、この小学校令第一五条には次のような条項がある。

第十五条 土地ノ情况ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得 但其経費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ

明治十九年一月二十六日、北海道の三県と農商務省北海道管理局が廃止されて新たに北海道庁が設立された。初代長官の岩村通俊は直接保護政策から間接保護政策への転換を表明し、教育についてもこの条項を念頭に置きながら、「小学教育ノ事モ、殖民地ニ相当ナル程度ヲ以テ、施行スベシ」として、尋常小学校から簡易科小学校への転換を図ったのである（『新撰

北海道史』第六巻)。

この小学校令は「その後の小学校の基本構成を確立したものとされるが、二十三年十月七日、勅令第二二五号により改めて公布された。これは、二十二年四月から実施された市制・町村制、翌二十三年から公布された府県制・郡制によって地方自治制度が確立したことに対応したものである。この小学校令は全九六条からなる膨大なもので、小学校の制度について詳細に規定し、十九年の小学校令とは全く対照的であった。第一条では小学校の設置目的を明確にすると共に、制度的には小学簡易科が廃止され、小学校は尋常小学校と高等小学校の二種類となり、義務教育である尋常小学校は修業年限三年または四年、高等小学校は二年、三年または四年となっている。

ところでこの小学校令は、附則第九三条において「本令ハ市町村制ヲ施行シタル府県ニ施行スルモノトス」と規定され、市町村制が施行されていない北海道や沖縄県はその対象外だった。このため二十五年四月、勅令第四〇号「市町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程」が公布され、これらの地域ではこの規程に基づく特別な行政組織とカリキュラムによる教育が認められることになった。北海道では、明治二十八年四月から適用された。

参考文献

内閣官報局『法令全書』／北海道庁『北海道教育沿革誌』一九一八年／『新撰北海道史』第六巻 一九三七年／北海道教育研究所『北海道教育史』全道編三一 一九六三年／『松前町史』通説編 第一巻下 一九八八年／『新北海道史』第三巻 通説二 一九七一年／文部省『学制百年史』記述編、資料編 ぎょうせい 一九七二年／榎本守恵『近代僻地教育の研究』同成社 一九九〇年

寺子屋から公立千歳教育所へ

寺子屋 明治二年、東京に開拓使が置かれ、四年には札幌に開拓使本庁が移設されて北海道の開拓が始まった。新開拓の村落に開設されていた郷学校、または郷校という私塾・寺子屋風の教育機関を六年九月、文部省令に準拠して教育所と称すこととなった。各郡に教育所を設置することが勸奨され、札幌や道南地方は、漸次公費による公立教育所に改められていく。

寺子屋と学校について、『千歳外三ヶ村沿革史』に次のようにある。

明治十二年始メテ千歳ニ於テ児童ヲ集メ、昔時寺小屋風ニ倣ヒ、読書算術習字ヲ教ヘ、尋テ明治十三年始メテ民屋ヲ借り、小学校ヲ創立セリ。

寺子屋を始めた人は誰なのか。その動機、経緯、場所、児童数等について具体的な記述はないが、千歳の民間教育は十二年の寺子屋が始まりということになる。「十三年始メテ民屋ヲ借り、小学校ヲ創立セリ」とあるのは、戸長役場に開設した民間の千歳教育所のことである。

開拓使札幌本庁は十二年の「教育令」布告と、続く文部省達二号にもとづき、十三年一月、開拓地社会の実情に応じて、「小学校則」、「小学教則」、「変則小学教則」を制定した。変則小学校とは六科(読書、習字、算術、地理、歴史、修身)を授業できない場合に四年制で、「小学教則」を簡易化し、教育内容を省略した小学校であった。

公立千歳教育所と苫小牧学校千歳分校 明治十三年開設の千歳教育所は、翌十四年四月に公立千歳教育所に移行する。この間の経緯と千歳学校の教育の実情は、西田秀子「明治期千歳の学校教育の実情」(『志古津』一〇号)に詳しい。これにより以下に記す。

千歳村教育所ハ戸長秦一明、駒通石山専蔵等ガ主トシテ之ヲ創メ其ノ他二三ノ有志ト同ジク私金ヲ出シテ村内ノ子弟ヲ教ユルコトナレリ。況ンヤ旧土人ノ子弟ノ如キハ例ニ午飯^{ひるめし}ト筆紙墨トヲ與ヘテ之ヲ導ケリ之等ハ巡回中ニ於

テ最奇特ナルモノニ有之候。 (明治十五年「開拓使学務局沿革」)

さらに、

戸長秦一明、曾テ奉職中、千歳村一二父兄ニ商議シ役場ノ隣房ヲ教場トシ、私塾様ノモノヲ開キ、後更ニ村内ノ有志ニ謀リ、毎月若干金ヲ醜集シ、別ニ旧土人ノ子弟四五名ヲモ教授セシカ、一時其都合宜敷ノ勢ヒアルヲ以テ公立学校願出ルニ至レリ。 (明治十八年「札幌県学務課 復命書」)

以上の史料によると、十三年二月に戸長役場が開設され、十月に秦一明が戸長に就任すると、石山専蔵らが醜金^{きよぎん}して役場の隣房を教場にして和入子弟の私塾を開いた。また寄付金を募って運営し、アイヌ子弟四、五人にも教授している。

次いで児童も多く集まり活気づいたことから、十四年四月一日、秦戸長は公立教育所への移行を願い出た。四月に入り千歳教育所は開業式を行い、四年制の変則小学校に相当する公立千歳教育所として正式に開設された。

公立教育所開設については、大蔵省『開拓使事業報告 第四編』にも次のように書かれている。

〔明治十四年〕四月設立、千歳教育所ト称ス、戸長授業ヲ兼務シ、維持未タ其法ヲ得ス、日用諸品ハ皆有志者寄附ニ係ル。

さらに、教員一名、生徒は男一〇名、女一名の計一一名とある。

教科内容は、父母の営業を助け長く学業に従事することができない児童のため、つとめて「日用切近ノ学科」を教授するとして、読物復読、口授(修身・養生等の教誨)、作文、算術、習字、書取、体操、農業となつていく。変則小学校の算術は筆算ではなく珠算(そろばん)を採用し、習字は最初は石版に書き、次の段階で草紙に筆を使って練習した。「日用切近ノ学科」とは、実学の意味ではなく、小学教則の場合と質的に劣らない内容

であった(『北海道教育史 全道編一』)。

生徒数や就学事情はどうであったのか、秦戸長より札幌県学務課に提出した「学校表」(『明治十五年学事年報原稿』)に学事の実情が記されている。

明治十五年(從二月至六月)千歳教育所表

郡 千 国 振 胆		郡 千 国 振 胆	
所	育	教	千
合十人 六級生前期	女	教員	千
	男 拾人	就学男女	
	内旧土人八名	委員 秦一明	
		石山専蔵	
	女 四人	不就学男女	
	男 十三人		
	合十七人		
	内旧土人十三人		

明治十五年(從七月至十二月)千歳分校表

郡 千 国 振 胆		郡 千 国 振 胆	
校	分	校	分
合十一人 六級生後期	女 一人	教員	千
	男 十人	就学男女	
	内旧土人八人	委員 秦一明	
		石山専蔵	
	女 四人	不就学男女	
	男 十二人		
	合十六人		
	内旧土人十二人		

これによると、公立千歳教育所の名称は十四年四月以降十五年六月までの期間であり、十五年七月以降十六年末は苫小牧学校の千歳分校となつた。分校とは訓導(教員のこと)不在の学校が、校長または訓導の在職する本校の指導を受けて学校を運営する場合である(『北海道教育史 全道編一』)。十七年以降は千歳学校と称した(『明治十七年札幌県学事第二年報』)。

教員は不在のため学務委員の秦戸長が授業を行ったことは先述したとおりである。一年を二期に分け、前期を二月から六月までとし、後期を七月から十二月までとしている。冬休みは一月の一カ月間ということになる。

児童数 明治十五年の「学校表」をみると千歳村の学齢児は和入七人、

学区名	千歳郡 老番学区	町村名附 学校所在	戸数	人口	学齢人員	学校数	学校等科	学校名
生徒数	距離	通学最遠	一五六	五七六	八五	一	初等科	千歳学校
一四	四里	経費額	学校一ヶ年 百七十円八十銭	学区一ヶ年 経費額	十八円六十二銭	通学スル他学区学校名 其他及最近最遠距離	〇	

千歳村、漁村、島松村、長都村、烏柵舞村、蘭越村

アイヌ二〇人、合計二七人である。そのうち就学児童は前期が男子のみで一〇人、後期になって女子一人が入学して一人となる。内訳は和人が三人、アイヌが八人である。学齢児のうち和人児童が七人中三人、アイヌ児童も学齢児二〇人中八人が就学している。一方の不就学児童は前期に男一人・女四人の計一七人でそのうちアイヌが一三人。後期は男一人・女四人で計一六人、そのうちアイヌが一二人である。全校児童の七割をアイヌ児童が占め、就学率も和人・アイヌともに四割である。

「学校表」にある六級生前期・後期というのは文部省教則に八級より一級までの課程があり、六級前期は初歩の段階で、「五十音」、「伊呂波」「一ヨリ百マデノ読方」など学習した。

「変則小学教則」は明治十六年九月以降、文部省「小学校教則綱領」（十四年五月制定）にもとづき廃止となる。代わって初等科（三年）、中等科（三年）、高等科（二年）制が実施されることになり、千歳小学校は、初等科が開設されて三年間の就学期間に変わった。

十七年十月二十三日、秦戸長の逝去後に千歳学校学務委員でもある石山専蔵が札幌県学務課に提出した次の「札幌県胆振国千歳郡老番学区表」（『札幌県治類典』簿書番号九七六五）には、郡内六カ村に初等科の千歳学校が一校あり、生徒は一四人、学校経費なども記されている。

右之通有之候

明治十七年十月二十三日 千歳郡老番学校学務委員

石山 専蔵

十七年の生徒総数一四人のうち、初等科六級にアイヌ子弟一〇人がいた（西田前掲「明治期千歳の学校教育の実情」）。十八年になると八月十七日に視察した札幌県師範学校助教諭・藤井秀が「初等四級女二名。同五級旧土人二人、此級二旧土人ノ今泉秀治ナルモノアリ。年齢十八年、頗ル学業篤志ナリ。女二人。同六級十八人内男十五名・女三名」と『復命書』に記した。今泉秀治とは今泉サエカンレキのことである。藤井は不就学児が多いため漁村に分教場の設置を、また島松・長都・蘭越・烏柵舞の各村には巡回授業を行うべきだと学務課へ報告している。

初期のアイヌ子弟教育 アイヌ民族子弟に対する教育は、明治九年十二月、開拓使が「旧土人教化ノ儀ニ付テハ之迄毎々相違候通り 何分二モ誘導可致ハ勿論ニ付 兼テ戸長総代ヲ始教育所有之場所ハ教員等ヘモ懇々説諭シ 從令速ニ 他ノ人民ト並立スルニ至ラストモ 漸々教化候様注意可為致」（『北海道教育史 全道編一』）と明記し、アイヌ民族子弟教育を軽視しないよう達している。

開拓使の目的は、「他ノ人民ト並立スルニ至ラストモ、漸々教化候様」とある。和人と同等に日常生活がおくれるように、また同等にならなくとも、次第に教化していくよう、戸長、総代、教育所の教員へ注意を促した。千歳村の秦戸長、石山総代はこのような明治九年の通達の方針により、教育所で「教化」を実践した。授業は日本語で行われた。作文や読みも日本語を覚え、ひらがなで文章を書けることが和人の子弟同様にアイヌ子弟にとって目標とされたのである。

開拓使は十一（一八七八）年、行政上アイヌを「区別」する呼称として

「旧土人」に一定した。

千歳小学校の開設

簡易科へ移行 明治十九年四月、「小学校令」が公布された。その中で「第十五条 土地ノ情状ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得」と規定した。小学校令の公布に伴い、北海道庁は二十年四月、「小学校規則及び小学簡易科教則」を制定した。新開の殖民地では普通教育の程度を低くし、学科内容を簡易実用的にし、授業時間を短縮し、児童が家業の手伝いをするようにという教育政策に変わったのである。これにより千歳学校は二十二年、簡易科小学校となる（『清流八十年』）。北海道内では札幌などの一部都市を除くおよそ二五〇校は、すべて簡易科の課程となった。簡易科小学校の修業年限は三年で、加えて簡易科を卒業してさらに学習希望者には補習科と同じ意味を持つ温習科（六ヵ月以上一二月以内）が開設され、「既習ノ学科ヲ温習セシメ」た。一日の授業時間は三時間、学科は読書、作文、習字、算術、授業時間は一週一八時間と規定された。土地の状況によって実業演習の農漁商工が定時間外に一週三時間課せられた。

授業料は一ヵ月二〇銭以上五〇銭以下だが、地域の状況により薪炭、塩、鮭、穀物、昆布など物品を時価に換算して徴収しても良いとされ、一家に二人以上の就学の場合は一人以外は授業料が半額免除となった。

簡易科移行の目的には町村の教育費削減があり、北海道庁訓令第一四号（二十年四月二十三日）により千歳学校の一ヵ年の経費は一三八円九〇銭を越えてはならないとされた（明治二十年自一月至六月『北海道庁布令全書上』）。

二十三年七月に簡易科移行後第一回卒業生として、酒井一彦、石山兼太郎の二名を送り出した（『清流八十年』）。簡易科小学校は二十八年まで続く。

が、この間の卒業生は、わずか一八名であった（二十四年四名、二十五年四名、二十六年五名、二十八年三名）。

なお十六年九月以降二十七年九月までは、一学年の開始は米国式になり、「九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル之ヲ一学年トス」とし、一年間を前期・後期に分けた（明治十六年札幌県令甲第一七号『札幌県布令全書』、明治二十五年庁令第一六号『北海道庁布令全書』）。その後二十八年三月の規則改正（北海道庁令第二二号）により、現在と同じ学年の初めが四月一日、終りが翌年の三月三十一日となった。

就学の推移 先述した明治十五年の『学事年報原稿』では和人・アイヌ子弟の合計でも四〇割で、アイヌ子弟の就学率の高さが分かったが、成文化された『札幌県学事第一年報』などでみると表3-34のようになる。

就学率は十五年に一四・五（男二一・七、女二・一）割、十六年に一三・四（男一一・五、女三・三）割、十八年に二〇・二（男三一・三、女八・〇）割である。全道平均では、十五年三一・五割、十六年三八・五割、十七年三四・九割、十八年に三四・〇割である。千歳小学校も変動は激しいもののわずかず増加しているが、全道と比較すると低い。アイヌ子弟だけみると（表3-35）十九年九・五割、二十年八・〇割、二十一年八・一割と次第に低下していく。十九年の全道はアイヌ学齢児二七二六人中三五一人が就学し、就学率が九・二割で千歳村とほぼ同じ比率となっている。

また、千歳学校は、郡内唯一の学校であった。十七年、札幌県が千歳郡の初等科学区規則を一区二校と規定したが、入植者も少ないことから、もう一校の増設は不可能であるとした。「千歳学校は公立であるにも関わらず、郡内各村の児童全員を通学させることはできていない。学齢児童に對比して在学者が少ないのは、学区が広く、遠くは三、四里に亘り通学に不便であるからだ」と『千歳外三ヶ村沿革史』は記す。十七年五月に山口県

表3-34 明治期千歳小学校就学・不就学人数

年次	人口			学齢人数			学齢就学			学齢不就学			就学率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1882(明15)	236	198	434	44	32	76	10	1	11	34	31	65	22.7	3.1	14.5
1883(明16)	241	207	448	61	6	67	7	2	9	54	4	58	11.5	33.3	13.4
1884(明17)				78	34	112	5	4	9	73	30	103	6.4	11.2	8.0
1885(明18)				67	62	129	21	5	26	46	57	103	31.3	8.0	20.2
1891(明24)			1,328			274			44			230			16.1

註 明治15～18年は『札幌県学事第一年報』～『札幌県学事第四年報』、明治24年は『北海道教育会雑誌』第八号。

表3-35 千歳郡アイヌ民族人口、就学状況

年次	戸数	人口			学齢数(人)	就学(人)	不就学(人)	就学率(%)
		男	女	計				
1881(明14)	61	127	107	234				
1882(明15)	75	153	136	289	20	8	13	
1883(明16)	75	144	124	268				
1884(明17)	76	147	121	268	49	11	39	
1885(明18)	76	141	127	268	48	9	39	
1886(明19)	75	141	124	265	21	2	19	
1887(明20)	74	140	127	267	50	4	42 4(未卒業退学)	
1888(明21)	58	144	136	280	45	4	41	
1889(明22)	61	148	138	286		5		
1890(明23)	59	153	139	292				
1916(大5)	65	135	129	268				

註 明治14年人口は『北海道志(上)』、明治15年の就学・不就学は札幌県学務課『学事年報原稿明治十五年從二月至六月、從七月至十二月』、15年(人口)～23年(人口・就学児)は『北海道庁第1回統計書』～『北海道庁第4回統計書』(12月31日現在)、17年の就学11人のうち1人は21歳の学齢外(『札幌県治類典』9765)、18年は遠藤正明『旧土人教育ニ関スル書類』、大正5年は北海道庁内務部「旧土人に関する調査」は小川正人・山田伸一『アイヌ民族近代の記録』所載による。明治22年は『黒澤家文書』。

から一二歳で現未広地区に入植した廣重定次郎も、「冬季、ワラで編んだツマゴをはいて通学した。教室は戸長役場の一室で授業を行っていた。遠すぎて三年生在学するとき退学した」(『清流八十年』)と述べている。

のちの三十三年から三十九年にかけて長都、キウス、ケヌフチ、コムカラ、ホロカ、アウサリの各地域一斉に簡易教育所が開設されるまでは、広い郡内学区に千歳小学校が1校あるのみ

で遠距離通学による負担が大きく、就学率の低迷する第一の要因となった。第二の要因は、和人以上にアイヌ子弟の就学率が低いことによる。とくにアイヌの女兒が就学できなかった(西田前掲「明治期千歳の学校教育の実情」)。

校舎の変遷 校舎は、明治十五年には平屋民家(教場七・五坪)を借用しており(『明治十五年 札幌県学事第一年報』)、十八年に山口県からの入植者の子弟が増えたので、狭隘のため現在の錦町一丁目の民家を借り上げて移転した。二十二年九月に入学した卒業生三海ヨシからの聞き取りによると、当時の学校は現錦町の吉野菓子店跡(平成二十一年現在空き地)あたりで民家を借りたものであり、手習い場は二間で奥の部屋は敷居が一段高く、その奥に小笹久吉という独身の先生が居住していたといふ(『清流八十年』)。

二十七年三月、移住民の増加に伴い、就学児童が増加し従来の校舎では収容出来ないため、本町三丁目(現校舎の北、国道寄り)に新校舎を新築した(教室二〇坪、住宅八坪、校地面積六三六、二坪)。この土地は明治二十六年九月、千歳村一番地として国有未開地を無料で払い下げを受けた(『基本地図目録』)ものであった。ところが建築費に窮した。建築費については、二十六年三月の時点で「寄付金二百十円を募集したるも校舎三十四坪を建築するには四百十円を要し、他資を併するも不足なるに因り」、そこで「道庁へ出願し、三月二十五日に補助金百円を下付されて」、新校舎の建設にめどがついた(『北海道教育雑誌』第七号)。

千歳尋常小学校になる
明治二十五年四月、「市町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程」が公布された。それに伴い北海道庁は二十八年三月、北海道実施の「小

「学校教則」を制定し、文部省の改正「小学校令」（二十三年）が尋常小学校を義務教育と規定した趣旨に合わせ、修業年限を最低三年に短縮した。

第一条 尋常小学校ハ分ケテ二類トス。第一類ノ修業年限ハ三箇年又ハ四箇年トシ、第二類ノ修業年限ハ三箇年又ハ二箇年トス。第二類ノ尋常小学校ハ特殊ノ地方ニ設クルモノトス

これに付随して、北海道庁は戸数と学齢児童概数、生徒概数を基準にした「小学校修業年限指定標準」を定めた。この指定標準に合わせて、各町村は、学齢児が増えれば、修業年限を三年から四年に変更を申請できるととした。同時に小学校の名称を尋常小学校に改称した。

これにより翌二十九年三月、千歳簡易科小学校（二カ年）は三年課程（第一類）の千歳尋常小学校の設立認可を受け、他に一年課程の補習科を置いた。教科目は、修身、読書、習字、算術、実業、体操である。児童は二名、補習科三名。

千歳村の戸数が三七五戸と人口増加となった三十二年には四年課程になり、三十五年に補習科は二年課程になった。

補習科については、「小学校教則」で次のように規定している。

第二十三条 補習科ハ尋常小学校若クハ高等小学校ニ於テ児童ノ既ニ学習シタル事項ヲ練習補充シ殊ニ之ヲ実地ニ応用スル法ヲ授ケテ処世ニ資セシムルヲ以テ要旨トス

補習科ノ程度ハ尋常小学校若シクハ高等小学校ノ教科ノ程度ヲ標準トシ兼テ人民ノ生活上必須ナル事項ヲ加ヘ授ケンコトヲ要ス
 補習科ニ於テ授クル事項ハ総テ實際ノ業務ト密接ノ関係ヲ有ス
 ルモノタルヘシ、故ニ農工商等其地方ノ生業ニ最モ適切ナルモノヲ撰ヒテ之ヲ授クヘシ

第二十四条 補習科ノ教授時間ハ成ルヘク實際ノ業務ニ従事スル者ノ便ヲ因

り、夜間、休業日又ハ其他通常ノ教授時間外ニ於テ之ヲ定ムヘシ
 明治三十三年、尋常科四年課程の第一回卒業生八名を送り出した。児童四四名、就学率五〇〇〇となる。六月、阿宇砂里に千歳尋常小学校阿宇砂里分教場を開設した。

尋常科が六年課程になるのは四十二年のことである。

教員の配置 教員養成の遅れとともに学校を開設しても訓導（教員）がないため、明治十四年当時は表3-36にあるように、秦戸長が代行した。正式な訓導は十七年五月に新潟県から赴任した青木毛一（当初は予備教員）が最初で、青木は十八年六月に辞職願いを提出したことが札幌県学務課と勇払郡役所との往復文書に残されている（『明治十八年九月 札幌県治類典 小学校学務課』）。しかし同じ学務課の督学係・志村恒敬は、「十七年五、六月頃より教員不在のため一時間校したが、十八年六月から宮田義章が赴任して面目を一洗し、十月に臨時大試業を行い」及第生を出したことを札幌県令調所広文に報告している

表3-36 明治14~36年千歳小学校教員在職状況

千歳教育所・小学校訓導在任期間	氏名
戸長兼訓導役：14年4月~17年4月 (学務委員)	秦 一明 石山 専蔵
予備教員・訓導：17年5月~18年6月	青木 毛一
訓導：18年6月~19年 20年	宮田 義章 不 明
戸長兼訓導役：20年6月~ 訓導：21年~26年4月	三木 勉 小笹 久吉
訓導：26年4月~6月	角 丈五郎
訓導：26年7月~29年11月	荒川吉太郎
訓導：29年11月28日~30年11月27日	田鎖大一郎
准訓導：30年12月1日~ 初代校長兼訓導：34年10月7日~36年2月3日	高橋 角弥

註『札幌県学事第三年報 明治十七年』・『札幌県学事第四年報 明治十八年』、青木毛一は『札幌県治類典 小学校 明治十八年九月乙』、宮田義章は『札幌県学事第四年報』、小笹久吉は「明治二十一年六月千歳村有志者積立金連名簿」（『新保家関係資料』）に三円を入金していることから、すでにこのとき訓導であった。『北海道教育会雑誌』第1号、『北海道教育雑誌』第7号~第9号、第32号、第36号、第50号、第106号、第107号。

〔札幌県 復命書〕。このように青木の在任期間には不明な部分もあるが、千歳学校訓導として記録されている。一時期休校を余儀なくされた千歳小学校は、十八年六月、宮田義章によって授業を再開した。その後、二十一年の小笹久吉が赴任するまでの一時期は三木勉戸長が代理であったと推測する。小笹のあとには角丈五郎、荒川吉太郎、田鎖大一郎が交替し三十年に高橋角弥が准訓導として赴任し、高橋は三十四年に初代校長となる（西田前掲「明治期千歳の学校教育の実情」）。

アイヌ子弟教育 政府は明治三十二（一八九九）年、「北海道旧土人保護法」を公布した。

これはアイヌの生活の基盤である漁や狩りを護るといふより、勸農によって同化を進めようとするものであった。同法によって三十四年から実施した「北海道十年計画」のなかで国庫による「旧土人学校」を七カ年で二一カ所に設置する計画を立てた。新設はアイヌ児童が「通学し得べき距離があり、未だ小学校、簡易教育所が設立されていない、学齢児童が三〇人いる部落」とした。当初千歳村も「旧土人学校」建設予定に入っており（『新撰北海道史 第四巻』）、千歳郡三ヶ村戸長橋完爾が、長都村と千歳村字ケヌフチの計二カ所に、旧土人学校設立を道庁に請願した（『北海道毎日新聞』三十二年八月二日付）。しかし結果的には建設されなかった。条件に「部落の最寄りに公立小学校、教育所ある際は、学齢児童三〇名以上あるものを建設せず」、「学齢児童を委託す」とあることから、代わって、「簡易教育規程」（三十一年二月制定）に基づく簡易教育所を開設することで地域の要請に応じた。

「簡易教育規程」の制定によって、郡内六カ所の簡易教育所が開設された。すなわち三十三年に嶮淵・長都・幌加、三十四年に近唐、三十五年に木臼、三十九年に阿宇砂りの各簡易教育所である。これらの地域はすでに

二十年前後には和人の入植があり、その後も入植地として人口増が予想される地域であった。以上の簡易教育所はやがて尋常小学校に移行する。

三十四年三月、「旧土人児童教育規程」を定め、就学率の低いアイヌの子弟を就学させるために学科の程度を下げたり、時間数を減じたり、実地にすぐ役立つ教材を取り入れるように規定した。千歳においても家庭との関係を親密にし、教科については理解しやすいように日常生活に使用するような事柄を教え、衛生・清潔教育に力を入れ、特別に時間を割いて特別教授をするなどの対策を講じたために就学率も次第に良くなって行った。

のちに北海道庁内務部による大正五年の調査では、十数年間を遡って小学校を卒業したアイヌの人数を調べたところ、千歳村一八八（男一七・女一）、恵庭村六八（男四・女二）というわずかな人数で、入学したものの、中途退学者が多かったことが分かった。

参考文献

- 開拓使学務局『開拓使学務局沿革』一八八一年／北海道教育研究所『北海道教育史 全道編第一』一九六一年／西田秀子「明治期千歳の学校教育の実情」『志古津一〇号』二〇〇九年／札幌県『明治十八年自一月至九月 札幌県治類典 学務課』（簿書番号九七六五）一八八五年／北海道庁『基本地図目録』（石狩支庁農業振興部管理課所蔵）一九四四年／『千歳外三ヶ村沿革史』一九〇六年／小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』一九九七年／小川正人・山田伸一『アイヌ民族 近代の記録』一九九八年／『清流八十年（千歳小学校開校八〇年記念誌）』一九五八年／『足あと百年未来へつづく（千歳小学校開校一〇〇年記念誌）』一九七八年／千歳小学校「明治二十二年十一月三十日 小試業評点表 一年」『黒澤家文書』（札幌市文化資料室蔵）一八八九年